

令和三年

第2回大津町議会定例会会議録

開会 令和三年三月八日

閉会 令和三年三月二十二日

大津町議会

令和3年第2回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 8日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明	
3月 9日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・先議議案第1号から第9号まで 質疑、討論、表決 ・議案第10号から議案第30号まで 質疑、委員会付託 	一般質問締切日 正午まで
3月10日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	午前9時 議運 一般質問順番等
3月11日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月12日	金		休会	議案等整理	中学校卒業式
3月13日	土		休会	議案等整理	
3月14日	日		休会	議案等整理	
3月15日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月16日	火		休会	議案等整理	
3月17日	水		休会	議案等整理	
3月18日	木	午前10時	本会議	一般質問	
3月19日	金	午前10時	本会議	一般質問	
3月20日	土		休会	議案等整理	春分の日
3月21日	日		休会	議案等整理	
3月22日	月	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
3月23日	火				小学校卒業式
会 期				15 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 陳情書（2件）
- 請願書（1件）
- 令和2年12月例月出納検査の結果について
- 令和3年1月例月出納検査の結果について
- 令和3年2月例月出納検査の結果について

令和3年第2回大津町議会定例会会議録

令和3年第2回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第1日)

令和3年3月8日(月曜日)

出席議員	1 番 大村 裕一郎 4 番 西川 秀貢 7 番 山部 良二 10 番 佐藤 真二 13 番 永田 和彦 16 番 桐原 則雄	2 番 田代 元気 5 番 大塚 益雄 8 番 山本 富二夫 11 番 大塚 龍一郎 14 番 津田 桂伸	3 番 時松 智弘 6 番 三宮 美香 9 番 豊瀬 和久 12 番 坂本 典光 15 番 荒木 俊彦																																								
欠席議員																																											
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																										
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; border: none;">町</td> <td style="width: 33%; border: none;">長 金田 英樹</td> <td style="width: 33%; border: none;">総務部総務課課長補佐 伊東 正道</td> <td style="width: 19%; border: none;">兼 行政係長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副町</td> <td style="border: none;">長 杉水 辰則</td> <td style="border: none;">総務部財政課主幹 本司 貴大</td> <td style="border: none;">兼 財政係長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総務部長</td> <td style="border: none;">藤本 聖二</td> <td style="border: none;">教 育 長 吉良 智恵美</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住民福祉部長</td> <td style="border: none;">豊住 浩行</td> <td style="border: none;">教 育 部 長 羽熊 幸治</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">経 済 部 長</td> <td style="border: none;">田上 克也</td> <td style="border: none;">教 育 部 次 長 平岡 馨</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">土 木 部 長</td> <td style="border: none;">村山 龍一</td> <td style="border: none;">農 業 委 員 会 事 務 局 長 齊藤 孝浩</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">併任工業用水道課長</td> <td style="border: none;">白石 浩範</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td style="border: none;">清水 和己</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総務部財政課長</td> <td style="border: none;">坂本 光成</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>			町	長 金田 英樹	総務部総務課課長補佐 伊東 正道	兼 行政係長	副町	長 杉水 辰則	総務部財政課主幹 本司 貴大	兼 財政係長	総務部長	藤本 聖二	教 育 長 吉良 智恵美		住民福祉部長	豊住 浩行	教 育 部 長 羽熊 幸治		経 済 部 長	田上 克也	教 育 部 次 長 平岡 馨		土 木 部 長	村山 龍一	農 業 委 員 会 事 務 局 長 齊藤 孝浩		併任工業用水道課長	白石 浩範			総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	清水 和己			総務部財政課長	坂本 光成			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長			
町	長 金田 英樹	総務部総務課課長補佐 伊東 正道	兼 行政係長																																								
副町	長 杉水 辰則	総務部財政課主幹 本司 貴大	兼 財政係長																																								
総務部長	藤本 聖二	教 育 長 吉良 智恵美																																									
住民福祉部長	豊住 浩行	教 育 部 長 羽熊 幸治																																									
経 済 部 長	田上 克也	教 育 部 次 長 平岡 馨																																									
土 木 部 長	村山 龍一	農 業 委 員 会 事 務 局 長 齊藤 孝浩																																									
併任工業用水道課長	白石 浩範																																										
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	清水 和己																																										
総務部財政課長	坂本 光成																																										
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長																																											

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	大津町長の給料の特例に関する条例の制定について
議案第 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第 3 号	令和 2 年度大津町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
議案第 4 号	令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 5 号	令和 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 号	令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 7 号	令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 8 号	令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 9 号	令和 2 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 1 0 号	大津町部設置条例の制定について
議案第 1 1 号	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 1 2 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号	大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号	大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 7 号	大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号	大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 9 号	大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 2 0 号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 1 号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	令和 3 年度大津町一般会計予算について
議案第 2 4 号	令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第 2 5 号	令和 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
議案第 2 6 号	令和 3 年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第 2 7 号	令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 2 8 号	令和 3 年度大津町工業用水道事業会計予算について
議案第 2 9 号	令和 3 年度大津町公共下水道事業会計予算について
議案第 3 0 号	令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計予算について

令和3年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和3年 2月2日 陳 情 第 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合 連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和3年 2月2日 陳 情 第 号	国立病院の機能強化を求める陳情書	合志市福原208 全日本国立医療労働組合熊本地 区協議会 議長 東 秀樹 熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連 合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和3年 2月25日 請 願 第 1 号	国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願	熊本県菊池郡大津町大津 1984-12 元島 美佐子	文教厚生 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 3 年 3 月 8 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 大津町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 令和 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 令和 2 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 令和 2 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大津町部設置条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 3 年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度大津町公共下水道事業会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計予算について
- 一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、令和 3 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

ここで、去る 2 月 1 9 日、熊本市で開催されました熊本県町村議会議長会第 7 1 回定例総会において、地方自治振興の功労者として表彰された津田桂伸議員への表彰状の伝達を行います。

津田桂伸議員は演壇の方にお進みください。

○議会事務局長（荒木啓一君） それでは、令和 2 年度全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

町村議会議員として 2 7 年以上在職者表彰でございます。

○議 長（桐原則雄君） 表彰状、熊本県大津町、津田桂伸殿。あなたは、町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽力されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長松尾文則。代読です
おめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局長（荒木啓一君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

○議長（桐原則雄君） もう一度、拍手をお願いします。

(拍手)

津田桂伸議員におかれましては、大変おめでとうございます。今後ともご活躍をお祈り申し上げます。

引き続き会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番時松智弘議員、4番西川秀貢議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。津田桂伸議員。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月2日午前10時からオークスプラザ1階研修室1において、桐原議長にも出席を願い、令和3年第2回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の30件について、執行部から説明を求め協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案について、議案第1号から議案第9号までの9議案については、先に先決すべき案件でありますので、8日の本会議において質疑、討論の後、表決することとしました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、9日の12時までの提出といたします。

したがって、10日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決めることになりました。

また、新型コロナウイルス感染予防対策のため、今回も各60分の持ち時間の中で30分経過を目途に、10分程度の換気のため、休憩を入れることといたします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から3月22日までの15日間といたします。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うこ

とを申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。

各議員のご協力をよろしく願います。

○議 長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第1号 から日程第33 議案第30号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第1号、大津町長の給料の特例に関する条例の制定についてから日程第33 議案第30号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの30件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田英樹町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。

まずは、先ほど表彰されました津田議員におかれましては、誠におめでとうございます。長きにわたる町政への貢献に心から敬意を表すところでございます。また、今後も引き続き、町政発展へのご助言・ご意見等を賜れば、大変有難く思います。

それでは、本日、皆様にはご多用の中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

町長就任後初めての定例会ですので、今後の町政を運営していくに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、これから新しい大津町をつくる上で、何よりも住民の皆様との協働を軸に進めていきたいと考えております。頻発する災害、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症、テクノロジーの進化やグローバル化の波、さらに移住者の増加や高齢化など、町を取り巻く環境は変化を続けています。

社会が動く中、町政もより力強く柔軟に変わらなければなりません。また、そうした厳しい環境の中で地域と暮らしを守るためには、諸団体や企業を含めた住民と皆様と町が手を握り合いながら

進めていくことが不可欠だと考えております。そのためにも、まずは町の側がより分かりやすい形で情報公開・発信を進めながら、かつ一方方向ではなく、多様な声を聞き、意見を交わし、それらを生かせる、あるいは社会的な活動を支えていける具体的な制度や仕組みを設け、実行していくことが必要です。もちろん、それを高いレベルで実行・実現するための強い役場組織をつくることが前提となります。

また、令和3年度は平成30年度から8カ年の第6次大津町振興総合計画における後期基本計画の策定年度でもあります。これまでの取り組みを検証し、新たな色も加え、指標設定のあり方など、これまでも指摘されている部分も改善しながら、令和4年度からの後期基本計画をしっかりとつくり上げていきます。

また、大津町の20年先、30年先、さらにその先のまちづくりを考えた場合、各課題を先送りするのではなく、今、方向性を選択し、決断しなければならない事項があると考えています。

4年間の任期の初年度でもある令和3年度には、そうした課題に対して、これまでの経緯や地域の事情も織り込んだ上で、事実に基づく客観的な視点をもって、定量的なデータも集めながら議論の土台を整理いたします。その上で、住民や議会の皆様にも丁寧にご説明して意見を仰ぎながら、一つ一つ丁寧かつ迅速にあるべき姿を描いていきます。

さらに、各施策に関しましても、これまでの取り組みを単に継続させるのではなく、定量的かつ科学的な判断のもと、施策の費用対効果も踏まえ、順次、再検証もしながら整理することで、財政的にも持続可能なまちづくりを推進していきます。

まちづくりのあるべき姿とは、単に人口増加や場当たりの・ばらまきのサービス向上に取り組むのではなく、今ここに住んでいる人々の生活を永続的に守ることに他ならないと考えております。町民の皆様とともに、町の良い部分はさらに伸ばし、変えるべきは変えながら、今もこれからも世界で一番住みたい町、住み続けたい町を目指して取り組んでいきます。

それでは、町政にあたって、基本方針、個別方針をご説明いたします。

まず、基本方針ですが、4点ございます。

1点目は、「民間の知恵と活力を生かす」です。現代は目まぐるしく変化する、多様性が求められる時代です。住民の皆様の多様な力や民間企業の資源を生かして、さまざまな変化や困難に適用でき、相乗効果を発揮できる協働の町を目指します。そのためにも、企業や各種団体との連携、協力体制を強化するとともに、各種専門人材を含め、役場の生え抜きではない外部人材の登用も進めます。

2点目は、「先進技術や民間企業の業務手法の活用」です。キャッシュレス、業務の自動化など、産業のデジタル化が進んでいます。そうした新しい手法も積極的に取り入れ、業務量分析や費用対効果分析なども行いながら、サービスの向上と業務効率化の同時実現を進めます。新技術の導入は もちろん、外部への業務委託も検討し、暮らしの利便性やサービス品質を上げながら、事務の効率化で生まれる財源や職員力を新たな課題解決や未来への投資に生かしていきます。

3点目は、「具体的な制度と仕組み化」です。単なるスローガンや方向性だけを示してもなかなか

か物事は変わりません。場当たりの対応ではなく、しっかりと将来ビジョンを描き、組織運営、住民サービス、教育や経済科学に至るまで、政策に基づく具体的な制度と仕組みによる改善を進めます。

4点目は、「強力なトップセールス」です。成長が著しい市町村では、首長が熱心かつ活動的に対外交渉や情報発信を行う姿勢も目立ちます。また、先ほど申し述べた住民の皆様との協働を進めるためにも、トップが誰よりも汗をかいて、率先して町内外の様々なことに取り組むことは不可欠だと考えております。

続きまして個別方針ですが、7点ございます。

まず1点目は、「新型コロナウイルス対策」です。まずは、役場庁舎や公共施設における公共衛生、感染防止策をさらに徹底しつつ、自粛や閉じこもりによる生活者の健康被害を抑制し、また町内事業者をしっかりと支えるための支援を行っていきます。

予防ワクチンの接種が始まる場所ですが、国や県、医療機関とも密に連携しながら、わかりやすい情報発信と安全・安心な接種体制を整えながら、着実に進めていきたいと考えております。

2点目は、「命を守る徹底した防災・防犯対策」です。災害や事故対策や平時における備えが最も重要です。自然災害から交通事故に至るまで、まずは町内の危険想定箇所を把握・総点検し、優先度を付け、もちろん全体的な財政バランスは十分に踏まえながらにはなりますが、緊急性の高いものは集中的に予算措置をしながら、着実に整備を進めていきます。

また、消防署や警察署などはもちろん、各行政区消防団、防災士との役割整備、地元事業者との災害時応援協定の締結などを進めながら、地域一体となった多様な防災・防犯対策ができる体制を確立いたします。

3点目は、「子育て支援、教育環境日本一のまちづくり」です。待機児童の解消と学童保育の定員増、病時・病後児保育の体制づくりなど、基本的な環境を整えながら、子育て世代を支えるとともに、未来を担う子どもたちが、これからの時代で夢を持ち、叶え、力強く生き抜く力をつけられる環境をつくっていきます。子どもたちの個性や家庭環境も多様化する中、教育におけるICTの積極活用や学校ボランティアの支援と要請、子育て関係会議への当事者の原則選任化なども進めながら、家庭、学校、地域による重層的な子育て教育政策を展開していきます。

ここ数年、大津町においても乳幼児の数は減少傾向に転じております。持続可能な地域であるためにも、より子育て世代に選ばれるための魅力と環境づくりを進めていきます。

また、老朽化の進む小中学校校舎及び校区、給食センターの今後、児童数が減少している2つの町立幼稚園のあり方など、先送りになっている課題についてもデータ分析やシミュレーションを進め、議論を確実に前進させ、方向性を決めていきます。

4点目は、「人生100年時代を見据えた福祉」です。超高齢化を迎える中、限られた財源で持続可能な福祉体制をつくるため、そして何よりも多くの方に長く健康で充実した生活をしていただくために、検診の推進や生涯学習、スポーツの推進などの多様なアプローチによる病気予防や早期発見の体制づくりに、従前以上に力を入れていきます。

また、公共交通の充実や地域福祉の推進、民間企業との連携による高齢者サービス支援ネットワークの構築など、誰もが末永く住み慣れた地域で豊かに生活できる体制づくりによって、誰一人置き去りにしないまちづくりを進めていきます。

5点目は、「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」です。いわゆる役所的な発想だけではなく、人や金の流れを生み、雇用や税収を増やすための経済効果にもこだわった新しいデザインが必要だと考えています。経済や経営、マーケティングの視点も生かした発想で、町に新たな活気とにぎわいを創出していきます。実現に向けては、スポーツの森駅の新設や商業施設の誘致、新たな幹線道路の整備など、町全体における新たな活気とにぎわいづくりに向けた具体的な調査検討や関係機関等との協議を進めていきます。

また、地域の方々や関係諸団体とも連携しながら、町の豊かな歴史文化や自然を郷土愛の醸成と観光分野の両面で生かすために、所管横断的に取り組み、地域住民の皆様と共にあるべき姿を描き、一つ一つ整理しながら進めていきます。

6点目は、「町内産業支援と活性化」です。国内人口が減少し、国内需要も減少する中、目先の誘致策や就農支援策だけでは産業は先細りになってしまいます。もちろん、誘致や就農支援に向けた取り組みも継続して行いながら、今、農工商を担う方々をしっかりと支援し、将来にわたって事業を行う場として、外部からも選ばれる事業者にとって魅力的な産業地域をつくっていきます。

農業においては、まずは鳥獣病害対策に注力し、農業従事者の方々が安心して事業に取り組める環境を整えます。

また、工業に関しては、町による支援・連携体制を強化しながら、地場産業のさらなる育成と産業間の相乗効果創出を図っていきます。

商業や観光業においては、観光協会やスポーツ文化コミッションとの関わり方、町としての位置づけなども再整理しながら活性化させていきます。

7点目は、「町民により信頼され、愛される役場の実現」です。住民の立場に立ったサービスを提供するため、そして協働の基盤となる多くの方々のご理解と信頼を得るために、住民の皆様との座談会等も重ね、様々な声と向き合い、説明責任を果たしながら進めていきます。

また、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するため、外部人材などの登用も行いながら、多様性のある新しい行政組織づくりを進めていきます。

併せて、人材育成の基本方針や手法を見直しつつ、人的資本の活用に注力するとともに、働き方改革によるワークライフバランスの改善、人事評価制度の効果的な運用を通して、職員の意欲、能力のさらなる向上を図っていきます。

さらに、ふるさと納税のさらなる振興や、町有財産の有効利用や整理などを通じた新たな財源確保にもしっかりと努めながら、より住民の皆様から信頼され、安心して暮らしていただける強い組織による持続可能なまちづくりを進めていきます。

以上、町政を推進するにあたり、所信の一端を述べさせていただきました。これらを町政運営に反映するためには、町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。より一層の

ご指導・ご協力をお願い申し上げ、所信の表明といたします。

続きまして、令和3年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。令和3年度の当初予算におきましては、町長選挙の影響により骨格予算としておりますが、新型コロナウイルス対策など早急な対応が必要なもの、あるいは事業スケジュールの都合により、当初予算に計上しなければならないものなど、優先度の高いものを選択し予算編成を行っております。

一般会計につきましては、骨格予算ではございますが、前年の当初予算と比較しますと、継続費の最終年度による新庁舎建設事業の縮小や小中学校の増築事業の減額が影響しまして、約34億2千400万円の減額となっております。

基金につきましては、令和2年度末残高見込みは、総額45億3千883万円となり、うち財政調整基金は26億1千430万円となる見込みであります。

なお、令和3年度の当初予算編成時において6億5千万円の財政調整基金繰り入れを予定しておりますので、繰り入れ後の財政調整基金は約19億6千万円となる見込みです。

また、令和2年度末起債残高は、熊本地震に係る新庁舎建設事業や教育施設の増築事業に係る地方債発行が大きく影響し、192億989万円となる見込みで、前年度比22億1千996万円の増額となっております。

新庁舎建設事業も継続費の最終年度となり、熊本地震に係る大規模な復旧事業は概ね完了となる見込みです。しかしながら、今後はこれらの地方債に係るが元利償還金の増加により、義務的経費の増加は避けられない状況でございます。

これに加え、新型コロナウイルス対策、さらには昨今の大規模災害に対する備えなど、多様な情勢の変化に対しても柔軟に対応できるよう、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第9号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの7議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしましては、国の補正予算成立に伴う小中学校のトイレ改修事業及び体育館の防災機能強化事業などございまして、国の補正予算以外では各事業確定や執行見込みによる補正が主なものとなっております。

令和2年度の一般会計補正予算、各特別会計及び各事業会計合わせて、補正予算案として歳入歳出予算総額に2億9千44万円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第23号、令和3年度大津町一般会計予算についてから、議案第30号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております予算の総額は骨格予算での編成となっておりますが、一般会計、各特別会

計合わせて221億3千496万8千円で、前年度12.9%の減となっております。そのうち、一般会計は141億1千429万5千円で、19.5%の減となっております。

なお、公共下水道会計と農業集落排水会計につきましては、令和2年度より企業会計へ移行しておりますので、予算編成においては工業用水道事業会計と同様の複式簿記の観点に基づいた編成を行っております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税35.0%、地方交付税12.8%、国県支出金25.2%、町債6.7%となっております。

歳出で主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業や熊本地震関連では、継続費で最終年度となります新庁舎建設事業6億6千618万1千円や、熊本地震復興基金事業などを計上しております。

このほか、お手元に一般会計のほか、各特別会計予算等の概要を配付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

令和3年度の一般会計予算案141億1千429万5千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案、計80億2千67万3千円を、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、大津町長の給料の特例に関する条例の制定についてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染性の影響で、多くの町民の皆様が経済的にも精神的にも大変厳しい思いをされております。また、本町でも着実に進んでいる集落の過疎化や高齢化など、以前からの大きな課題にも引き続き取り組んでいく必要がございます。

コロナの収束には、各国政府やメディアにおいても、まだ一定の時間がかかるといわれる中、歳入歳出ともに厳しい状況が続くことが予測されます。

そうした中でも、今を確実に守り、未来への必要な投資をしながら、永続的に暮らしを守っていくためには、共助・協働という意味でも、既存事業の例外なき見直しという意味でも、住民の皆様にご理解・ご協力いただく必要のある施策も出てくると考えております。

こうした状況において、コロナ対策やまちづくり全体の財源としてだけ見ればわずかかもしれませんが、私自身も住民の皆様のご立場に寄り添いながら、強い意志と覚悟を持ち、少しでもご理解と共感を得ながら協働し、全力で町政にあたらせていただくという強い思いから、4年間の任期の間、給料30%削減を行いながら、町政に臨むことに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第10号、大津町部設置条例の制定についてでございますが、役場組織の見直しを実施することに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第11号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴

う、関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を整備するために条例を制定しようとするものです。

次に、議案第12号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員として、精神保健福祉士を職務とする職員を新たに採用することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第13号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、火薬類取締事務の権限委譲に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第15号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてでございますが、菊池環境保全組合立環境向上等の設置及び管理運営に関する条例施行規則の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第17号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第18号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第19号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、いずれも指定いただくサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、第8期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を第7期から変更すること、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、大津町運動公園を供用しない日に係る制限を緩和することにより、大津町運動公園の利用促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第1号及び議案第10号から議案第22号までの案件につきましては、条例の制定及び一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長により詳細説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、施政方針及び提案理由の説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号から議案第22号まで、議案第23号から議案第30号まで分けて説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第1号、大津町長の給料の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案集は1ページ、それから説明資料集は同じく1ページになります。

提案理由につきましては、先ほど町長のほうが申し述べられましたので、私のほうから条例改正分についてご説明をいたします。

町長の給料の額につきましては、大津町長等の給与及び旅費に関する条例第3条において、町長等の給料の額は別表第1によるとされておりまして、給料月額が74万7千円となっております。

今回、大津町長の給料の特例に関する条例を制定することで、令和3年3月1日から任期の末日であります令和7年2月9日までについて、給料を100分の30、金額にして月額22万4千100円減額し、月額を74万7千円から52万2千900円にしようとするものです。

また、附則でこの条例の施行日を交付の日と規定をしております。

今回、この条例を提案するにあたり、任期の末日までの町長の給料の減額の合計は1千58万8千725円となります。

以上、説明を申し上げますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第3号、令和2年度大津町一般会計補正予算書（第10号）についてご説明を申し上げます。

令和2年度の一般会計補正予算（第10号）についてご説明をいたします。

予算書のほうをお開き願いたいと思います。

令和2年の一般会計の（第10号）になります。

今回の補正は、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額等の減額補正のほか、国の補正予算成立に伴います小中学校トイレ改修及び体育館の防災機能強化事業などに係る増額補正が主なものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

併せて、別紙補正予算の概要をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9千707万4千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ236億9千158万2千円とするものでございます。

第2条で、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の追加を、第2表繰越明許費補正のとおりとしております。

第3条で、債務負担行為の変更を第3表債務負担行為補正のとおりとしております。

第4条で、地方債の追加及び変更を第4表地方債補正のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。

8ページですけれども、第2表の繰越明許費でございます。国の補正予算や新型コロナウイルス対策及び熊本地震などに係る事業を中心に21本の事業、合計15億4千713万7千円の繰越事業を予定しております。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更は、国営菊池台地地区土地改良事業負担金につきまして、最終年度の精算により増額補正でございます。

それから、10ページをお願いいたします。

地方債の補正ですけれども、追加の28減収補填債は、新型コロナウイルスの影響による地方消費税交付金等の減収に係る補填としまして借入れを行うものでございます。

その下の29及び30、小中学校施設環境改善交付金事業につきましては、いずれも国の補正予算に伴います校舎のトイレ改修事業と体育館の防災機能強化事業に係る地方債でございます。

11ページをお願いいたします。

変更では12ページも含めまして17件の事業において、事業費の確定や財源の組み替えなどに基づき、限度額の増額及び減額補正を計上しております。なお、8の公共事業等債は国の補正予算に伴う道路ストック事業の増額によるものです。また、9の都市再生整備事業に係る公共事業等債は室工業団地4号線の用地交渉に係ります補償費計上に伴い増額となるものです。

12ページの21町道整備事業に係る防災減災国土強靱化緊急対策事業債は、11ページでご説明いたしました道路ストック事業に係る国の補正分で、陣内引水線など4路線の舗装工事におきまして、より有利な地方債の対象となったことから、財源の組み替えを行うものでございます。

25の農業用施設の災害復旧事業につきましては、農業用施設分の補助率が65%から98%まで嵩上げされたことから、地方債の発行をゼロとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

歳出の主なものにつきましては、冒頭でも触れましたとおり、国の補正予算に伴います小中学校のトイレ改修や体育館の防災機能強化事業が主なものでございまして、その他は支給額の確定見込みによる人件費等の減額や各種事業の執行見込みに伴う不用額の減額補正等を計上しております。それでは、増額したものと減額の主なものについてご説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。

42ページですけれども、節の21補償補填及び賠償金は、町道の倒木事故に係る賠償金になります。後ほど説明があります議案第23号関係になります。

続きまして、50ページをお願いいたします。

項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、節の10需用費は、旅券申請用収入印紙の実績見込みによる減額でございます。

56ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1社会福祉総務費、節の19扶助費は、ひとり親家庭等医療費助成の実績

見込みによる増額になります。

続きまして、目の2障害者福祉費、57ページに移りまして、節の19扶助費の障害福祉サービス事業は、新型コロナの影響による外出控えに伴います居住系サービスの増加などが影響いたしまして、4千260万円ほどの増額補正となっております。

また、自立支援医療、それから給付事業、そして重度心身障害者医療費助成事業につきましても、実績見込みにより増額補正となっております。

63ページをお願いいたします。

項の2、目の1児童福祉総務費、64ページに移りまして、節の12委託料の一番下ですけれども、一時預かり事業委託は、幼稚園一時預かり事業の実績見込みによる増額補正になります。

68ページをお願いいたします。

目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の1新型コロナウイルス感染症対策補助金は、町内保育所等の感染症対策物品購入に対する補助金で、実績見込みにより減額するものです。

69ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1保健衛生総務費、節の2給料は、令和3年2月1日付で新たに設置しました新型コロナウイルス感染症対策室、専任2名分の増額補正になります。

73ページをお願いします。

目の6子ども医療費、節の19扶助費は、実績見込みによる減額の補正になります。

続きまして、目の9新型コロナウイルス感染症対策費の財源組み替えは、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の追加交付による組み替えになります。感染防止対策物資の購入費用へ充當いたすものです。

次に、75ページをお願いします。

款の6、項の1、目の1農業委員会費、節の1報酬は、農地利用の適正化に向けた積極的な活動を推進するため、活動実績と成果実績に応じて上乘せして交付されるもので、今回、農業委員及び最適化推進員、それぞれ実績見込みにより増額補正をお願いするものです。

77ページをお願いいたします。

目の3農業振興費、節の18補助金の2有害鳥獣捕獲補助金は、有害鳥獣の捕獲頭数の増加により増額の補正をするものです。

次に、78ページをお願いいたします。

目の6農地費、節の12委託料の測量試験費及び節の14工事請負費の仮宿地区ため池整備工事、大林地区排水路改修工事の増額補正につきましては、県補助金の増額交付に伴い、事業の前倒しを行うものでございます。

80ページをお願いいたします。

目の11新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の1新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援金につきましては、実績見込みにより減額をするものです。

85ページをお願いいたします。

款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の3新型コロナウイルス感染症対策家賃支援給付金につきましても、実績の見込みにより減額をするものでございます。

87ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の3道路新設改良費、節の14工事請負費は、国の補正予算に伴います町道杉水中谷線の改良工事等道路ストック事業に係る増額の補正になります。

節の18県道等負担金は、県道瀬田熊本線改良事業におけます事業費の確定に伴う増額になります。

88ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の4社会資本整備総合交付金事業費の節の21補償補填及び賠償金につきましては、室工業団地4号線の整備事業におきます用地交渉の進捗に伴う移転補償費の増額が主なものになります。

90ページをお願いいたします。

項の3、目の6熊本地震関係費、91ページに移りまして、節の18補助金の1熊本県住宅耐震改修事業補助金は、木造戸建住宅の耐震化促進事業でございまして、実績見込みにより減額するものになります。

92ページをお願いいたします。

項の4、目の3住宅建設費、節の14工事請負費は、あけぼの団地3号棟の改修事業における入札残など、執行見込みによる減額になります。

96ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の1事務局費、98ページに移りまして、節の11役務費、通信運搬費の増額は、貸し出し用のモバイルルーター100台分のインターネット通信費でございまして、今後の新型コロナウイルスの感染状況に対し迅速に対応できるよう、節の13通信機器使用料より一部組み替えを行いまして、新たに計上するものでございます。

100ページをお願いします。

目の4新型コロナウイルス感染症対策費、節の11役務費の修学旅行キャンセル手数料は、小学校7校の修学旅行の実施に伴い減額をするものでございます。

101ページをお願いいたします。

項の2小学校費、目の1学校管理費、節の11役務費、通信運搬費につきましては、学習者用のデジタル教科書配信に係る同額補正になります。

102ページをお願いいたします。

目の3学校建設費、節の12委託料と、103ページに移りまして、節の14工事請負費につきましては、国の補正予算に伴います小学校のトイレ改修事業、それから体育館の防災機能強化事業に係る設計施工管理委託及び工事請負費をそれぞれ計上するものでございます。これらにつきましては、先ほど説明したとおり、翌年度への繰り越しを予定しております。

次に、項の3中学校費、目の1学校管理費、104ページに移りまして、節の10需用費は、消

耗品で教科書改訂に伴う教師用の教科書購入などに係る増額になります。

節の11通信運搬費につきましては、小学校費同様、学習者用のデジタル教科書配信に係る増額補正になります。

105ページをお願いします。

目の3学校建設費、節の12委託料と、106ページ、節の14工事請負費につきましても、小学校費同様、国の補正予算に伴います各中学校のトイレ改修、それから体育館の防災機能強化事業に係る設計施工管理委託工事請負費の増額補正になります。こちらも翌年度への繰り越しを予定いたしております。

107ページをお願いします。

項の4幼稚園費、目の2新型コロナウイルス感染症対策費、節の10の消耗品は、町立幼稚園2園分の消毒液など、感染症予防物品購入のための増額になります。

109ページをお願いします。

項の5、目の2公民館費、110ページに移りまして、節の18補助金の1文化事業助成金の減額は、新型コロナウイルスの影響による文化ホール事業のですね、中止が主な要因になります。

115ページをお願いします。

115ページ、目の8社会資本整備総合交付金事業費財源組替は、野外活動等研修センター改修事業における起債対象事業費の減少に伴うものでございます。

121ページをお願いいたします。

次に、款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、工法変更など執行見込みに伴う減額と、国庫補助率の嵩上げ等による財源の組み替えになります。

122ページをお願いいたします。

款12公債費は、元金、利子、それぞれ償還金の確定に伴う補正になります。

123ページをお願いいたします。

款の13予備費で財源の調整をいたしております。

続いて、歳入をご説明いたします。

16ページをお願いいたします。

16ページですけれども、款の1、項の1町民税、目の1個人から、17ページの項の5入湯税までは、いずれも見込みによる補正でございます。

18ページの款の2、項の1地方揮発油譲与税から、款の8地方消費税交付金までは、実績見込みによる減額になります。

19ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の1地方特例交付金は、交付額の確定に伴う増額でございます。

続きまして、款の13分担金及び負担金については、それぞれ事業の確定に伴うものですが、目の1総務費負担金は、派遣職員の給与、それから手当、共済費等の確定により増額となるものでございます。

20ページをお願いします。

款の14、項の1使用料は、公共施設の使用料の実績見込みに伴う補正になります。

21ページをお願いいたします。

款の15、項の1、目の1民生費国庫負担金、節の1児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費国庫負担金は、町内保育所におけます施設型給付費等の実績の見込みによる増額になります。

続きまして、節の3社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、額の決定に基づく増額補正になります。

22ページをお願いいたします。

項の4教育費国庫負担金の節の1、それから節の2小中学校費負担金は、それぞれ大津小学校、大津北中学校の増築事業に係る追加交付による増額になります。

次に、項の2、目の1、節1の子ども子育て支援事業費補助金の増額補正は、マイナンバー情報連携における児童手当システム改修委託に係るものでございます。一番下の子ども子育て支援整備交付金は、室小校区の学童保育施設の整備に係る補助の嵩上げによる増額になります。

23ページをお願いいたします。

目の3土木費国庫補助金、節の1道路橋梁費補助金は、国の補正予算に伴います道路ストック事業に係る増額補正になります。

続いて、節の2都市計画費補助金の下から2段目の社会資本整備総合交付金、安全・安心対策緊急総合支援事業の増額は、清正公道公園トイレ改修事業に係る実績見込みによる増額になります。

次に、目の4教育費国庫補助金、節の5小学校費補助金、24ページに移りまして、学校施設環境改善交付金及び節の2中学校補助金の一番下ですけれども、同じく学校施設環境改善交付金は、歳出でご説明いたしました国の補正予算関連の小中学校のトイレ改修及び体育館の防災機能強化事業に係る国庫補助金になります。

その下、目5の総務費国庫補助金の地域女性活躍推進交付金は、交付要綱の変更に伴い、県の補助金から組み替えるものになります。

26ページをお願いいたします。

款の16、項の2、目の1総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金につきましては、県の補助メニュー追加に伴い、対象事業分について増額を行うものになります。

続きまして、節の2の熊本地震復興基金交付金は、熊本地震復興基金基本事業に係る県の補助金で、それぞれ実績見込みによる補正になります。

27ページをお願いいたします。

目の2、節の3児童福祉費補助金の4番目ですけれども、一時預かり事業補助金は実績見込みによる増額、また一番下の子ども子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症対応につきましては、休校期間の学童保育施設開所等に係る補助金で、県の要綱の新規制定により、放課後児童健全育成事業等補助金により組み替えを行うものになります。

28ページをお願いいたします。

目の4、節の1、農業委員会費補助金の3段目、農地利用最適化交付金は、歳出でご説明しました農地利用最適化の活動及び成果実績に対する増額補正分の県補助金でございます。

その他農業委員会交付金、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金は、交付額の確定に伴う増額補正になります。

29ページをお願いいたします。

目の6教育費県補助金、節の3幼稚園費県補助金は、公立幼稚園2園分の感染症対策物品購入に係る県の補助金になります。

次に、目の8災害復旧費県補助金、節の1農業用施設災害復旧費補助金は、令和2年7月に発生しました豪雨災害に係る災害復旧事業におきまして激甚災害指定による補助率の嵩上げによりまして、補助額が増額となったもので、復旧工法の変更などによる事業費の減額が影響しまして、全体では減額となっております。

31ページをお願いいたします。

款の17、項の1、目の1財産貸付収入及び目の2利子及び配当金は、それぞれ金額の確定による補正でございます。

次に、項の2、目の1、節の1土地建物売払収入の増額は、法定外公共物売払収入で里道、水路の売払い、それから普通財産の売払いになります。

その下、節の2立木売払収入は、町有林の立木売払いの実績見込みによる増額になります。

32ページをお願いいたします。

款の19、項の1、目の2大津町外4か市町村共有財産管理処分事務受託特別会計繰入金は、町有林保育事業の確定に伴う繰入金になります。

その下、項の2事業会計繰入金、目の1公共下水道事業会計繰入金は、新庁舎建設における公営企業等災害復旧事業借入れの実績見込みによる減額になります。

次に、項の3、目の4、節の1財政調整基金繰入金は、今回補正に係る財源超過分を財政調整基金から減額するものになります。

33ページをお願いいたします。

款の21、項の1、目の1延滞金は、収納実績見込みによる増額になります。

それから、項の3、目の1、節の1奨学金返還金及び目の2、節の1災害援護貸付金返還金についても、それぞれ実績による補正になります。

34ページをお願いいたします。

款の21、項の4、目の2、節の1雑入は、それぞれ実績に伴う補正ですけれども、主なものとして下から3番目の建物災害共済金で、大津小学校など教育施設の熊本地震に係る見舞金のほか、計7件案の見舞金になります。

35ページをお願いいたします。

款の22町債につきましては、10ページから12ページの第3表地方債補正でご説明いたしました

とおりでございます。

最後に、127ページをお願いいたします。

新庁舎建設事業の継続における支出予定額、それから事業の進捗状況等に関する調書になります。今回の補正に伴いまして、全体計画における財源内訳について補正を計上しております。令和2年度の部分ですけれども、地方債につきましても起債対象外になります既存の屋外トイレの改修設計を行ったことによりまして減額をしております。その他特定財源は、公共下水道事業会計からの繰入金事業確定見込みにより減額をしております。これらの減額分を一般財源の増額で調整をいたしております。なお、全体額、それから年割が国については、同額となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村山土木部長併任工業用水道課長。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

大津町議会定例会議案集の3ページと4ページ、説明資料の2ページから4ページをお願いいたします。

令和2年1月27日に、町道にて発生しましたバイクによる事故に関しまして、損害賠償額を決定し、和解することにつきまして、地方自治法第66条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるとでございます。

議案集の4ページをお願いいたします。

損害賠償の額は、62万4千372円です。

損害賠償及び和解の相手方は、記載のとおりです。

事故の概要は、令和2年1月27日、午前6時20分頃、通勤のためバイクで町道本田技研南通り線を東から西に走行中、強風により桜の木が倒れてきて、よける間もなく倒木に衝突されました。転倒はされなかったものの、木に衝突したことで左手の甲を骨折し、手術・入院され、通院による治療が完了されましたので、損害賠償の協議を行い、町が損害賠償を支払うということで和解することとなりました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号、別冊になりますが、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

予算の概要は56～58ページ、補正予算書については1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人件費の確定に伴う減額補正、令和元年度事業費確定に伴う長期前受金戻入と減

価償却費の増額補正、令和元年度消費税確定と令和2年度消費税見込みに伴う補正、国の令和2年度水管理国土保全局第3次補正予算に伴い、早期に改築が必要な箇所の調査委託料と工事費の増額補正、新庁舎建設に伴う公営企業等災害復旧事業債の減額補正、平成29年度から令和元年度にかけて改築工事をしました浄化センター室引水ポンプ場で撤去した既設金属製の配管、ケーブル等の有価物を売却したことの収益の増額補正と、それに伴う国庫補助金返還金の増額補正、令和2年度工事関係の事業量の確定見込みによる補償費の減額補正です。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益は人件費の確定見込みに伴い他会計補助金を減額、令和元年度事業費の確定に伴い長期前受金戻入を増額、改築工事で撤去した既設金属製の配管、ケーブル等の有価物が当初予算より高額で売却できたことによる売却益と、令和元年度分消費税の申告に伴い確定した消費税還付分の雑収益を増額するものです。予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項営業費用は人件費の確定見込みに伴い総係費を減額、令和元年度事業費の確定に伴い減価償却費を増額、第2項営業外費用は令和2年度消費税納付見込みによる消費税及び地方消費税を増額、改築工事で撤去しました既設金属製の配管、ケーブルなどが当初予算より高額で売却できたことにより帳簿価格を増額し、第3項特別損失は令和元年度消費税の中間申告の確定に伴う不用額を減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1項企業債は令和元年度分の事業費確定見込みによる減額、第3項補助金は令和元年度分の事業費確定見込みによる国庫補助金を増額及び人件費の確定見込みに伴い他会計補助金を減額、第4項負担金及び分担金は受益者負担金を収入実績に伴い増額するものでございます。

第4条は、企業債の補正に伴い、限度額を補正するものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費につきましては27万4千円減額するものでございます。

第6条、他会計からの補助金の補正は、人件費の確定見込みに伴い、人件費を減額補正するため、補正予算（第3号）の第5条中の数値を改めるものでございます。

説明書より説明いたします。説明書の1ページをお願いします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金の744万1千円の減額は、収益的収支対象職員の人件費の減額に伴い16万2千円の減額と、令和元年度消費税還付に伴い727万9千円減額するものです。

款1、項2、目2長期前受金戻入の1千589万円の増額は、令和元年度決算に伴うもので款1、項2、目6雑収益の1千259万8千円の増額は、令和元年度消費税申告に伴う還付分と改築工事で撤去した既設金属製の配管、ケーブルなどが当初予算より高額で売却できたことによる売却益の増加分を増額するものです。

収益的支出、款1、項1、目1総係費は収益的収支対象職員の人件費の減額に伴い16万2千円

の減額、款1、項1、目5減価償却費は令和元年度決算に伴い減価償却費を813万1千円増額、款1、項2、目3消費税及び地方消費税は令和2年度消費税納付見込みによる699万9千円の増額、款1、項2、目2雑支出は改築工事で撤去した既設金属製の配管、ケーブルなどの有価物の帳簿価格を増額させるために雑支出を30万5千円増額、款1、項3、目4その他特別損失は令和元年度消費税申告による中間申告額の確定に伴い不用額を348万7千円減額するものです。

説明書の2ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項1、目1建設改良債の2千290万円の減額は令和2年度事業費見込みにより公共下水道事業債を290万円増額とし、新庁舎建設負担分の公営企業等災害復旧事業債を2千580万円の減額です。

款1、項3、目1国庫補助金は令和2年度補助対象事業費見込みにより2千100万円を増額、資本的収支対象職員の人件費の減額に伴い11万2千円減額となります。

款1、項4、目1受益者負担金及び分担金は収入実績に伴い800万8千円増額するものです。

資本的収支、款1、項1、目1建設改良費は令和2年度補助対象事業費見込みによる736万8千円の増額、款1、項4、目1国庫補助金返還金は改築工事で撤去した既設金属製の配管、ケーブルなどが当初予算より高額で売却できたために、それに対応する国庫補助返還金を13万円増額するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第9号、別冊になります。令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

補正の概要は58ページ、補正予算書については1ページをお願いします。

今回の補正は、人件費確定見込みに伴う減額補正と、農業集落排水使用料の口座振替件数が増加したことによる手数料の増額補正です。

1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1項営業収益で農業集落排水使用料を増額し、第2項営業外収益を人件費の確定見込みに伴い減額し、また支出の第1項営業費用、人件費の確定見込みに伴い減額及び農業集落排水使用料の口座振替件数の増加に伴い、口座振替手数料を増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費につきましては13万2千円減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、人件費確定見込みに伴い人件費を補正するため、補正予算(第3号)の第4条中の数値を改めるものでございます。

説明書によりご説明いたします。説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項1、目1農業集落排水事業費、使用料を収入実績に伴ない3千円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的対象職員の人件費確定見込みに伴い13万2千円減額するものです。

収益的収入、款1、項1、目4総係費の12万9千円の減額は、人件費確定見込みに伴い13万2千円を減額、口座振替件数の増加に伴い手数料を3千円増額するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。議案第4号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

予算書と概要書の50ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、保険給付費の増額と令和元年度特別交付金の額の確定に伴う償還金の増額となります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千632万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1千563万6千円とするものです。

まずは、歳出からご説明申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、特定財源の額の決定に伴い財源を組み替えるものです。

款2、項2、目1一般被保険者高額療養費は、給付実績見込みによる増額をするものです。

12ページをお願いいたします。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分、次の款3、項2、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の13ページ、款3、項3、目1介護納付金分は、特定財源の額の決定に伴い財源を組み替えるものです。

款9、項1、目3償還金、節22償還金利子及び割引料は、令和元年度特別交付金の額の決定に伴う県への返還金を増額するものです。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税の各節は収納見込額により増額するもので、節5介護納付金分、現年度課税分については減額するものです。

款3、項1、目1災害臨時特例補助金、節1災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルスに伴い所得が減収している世帯を対象に国税の減免を行った世帯に対する補助金の額の決定見込みに伴い、国庫補助金分を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、高額療養費の支出および令和元年度の精算に伴う交付金の額の決定見込みに伴う増額となります。

節2特別交付金は、先ほどご説明しました新型コロナウイルスに伴い、国税減免を行った世帯

に対し県から交付される交付金の増額をするものです。

款6、項1、目1一般会計繰入金の各節は、いずれも繰入額の決定に伴う減額となります。

10ページをお願いいたします。

款9、項1、目1一般被保険者延滞金、款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金、目3雑入は、いずれも収納実績見込みに伴う補正でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第6号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

予算書と概要書は53ページになります。

今回の補正の主なものは、会計年度任用職員の雇用実績見込みや介護サービス等給付費の実績見込みによる減額補正となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6千696万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ28億8千784万8千円とするものです。

まず、歳出から主なものについてご説明をいたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節1報酬から、款1、項3、目2認定調査等費、節8旅費は会計年度任用職員の雇用実績見込みに伴う減額となります。

予算書の13ページをお願いいたします。

款1、項4、目1計画策定等委員会費、節1報酬と、節8旅費は、新型コロナウイルス感染症対策のため、介護保険事業計画等策定委員会を书面開催するなどしたことに伴う減額となります。

節12委託料の減額は、実績によるものです。

款2、項1、目1介護サービス等諸費、節18負担金補助及び交付金の減額は、要介護・要支援の認定を受けた方による介護サービスなどの給付実績見込みに伴う減額となります。

予算書の14ページをお願いいたします。

款2、項2、目1その他諸費、節11役務費は、介護サービスなどの利用数の増加見込みに伴う国保連合会に支払う審査支払手数料の増額となります。

款2、項3、目1高額介護サービス等費、節18負担金補助及び交付金は、高額介護サービスの対象件数の増加見込みに伴う負担金の増額となります。

予算書の15ページをお願いいたします。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費、節18負担金補助及び交付金も先ほど同様、高額医療合算介護サービスの対象件数の増加見込みに伴う負担金の増額となります。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費、節1報酬から節8旅費は、会計年度任用職員の雇用実績見込みに伴う減額となります。

節12委託料は、主に通所型サービス事業所で新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態

宣言発令中に事業休止などの対応をしたことに伴う減額となります。

予算書の16ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金は、介護予防生活支援サービス事業の実績見込みの増に伴う増額となります。

款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費、節11役務費は、介護予防サービスなどの利用数の増加見込みに伴う国保連合会に支払う審査支払手数料の増額となります。

款3、項2、目1一般介護予防事業費、節7報償費と節12委託料は、主に新型コロナウイルス感染症対策として事業を中止したことなどによる各種介護予防関連事業の実績見込みの減に伴う減額となります。

予算書の17ページをお願いいたします。

款3、項3、目1包括的支援事業費、節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費は、主に会計年度任用職員の雇用実績見込みに伴う減額となります。

節7報償費は、新型コロナウイルス感染症により関連事業が中止になるなどしたことに伴う講師謝礼の減額となります。

節10需用費から、予算書の18ページをお願いいたします。節17備品購入費は、実績見込みなどによる減額となります。

節18負担金補助及び交付金は、主に大津町社会福祉協議会から包括支援センターに出向していただいている職員の実績見込みによる派遣職員負担金の減額となります。

款3、項3、目2任意事業費、節3職員手当等は、会計年度任用職員の雇用実績見込みに伴う減額となります。

節7報償費は、主に新型コロナウイルス感染症により事業が中止になった介護相談員の講師謝礼の減額となります。

予算書の19ページをお願いいたします。

節8旅費から節12委託料は、いずれも実績見込みに伴う減額となります。

節19扶助費は、主に家族介護用品支給事業の実績見込みの増に伴う増額となります。

款6、項1、目1予備費は、今回の補正に伴う財源調整のための増額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

補正予算の概要は51ページになります。

款3、項1、目1介護給付費負担金、節2過年度分は、実績によるものです。

款3、項2、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する国からの保険金です。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分、節2過年度分は、いずれも実績見込みによる増減となります。

目6介護保険災害人事特例補助金、節1介護保険災害臨時特例補助金の増額は、新型コロナウイ

ルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する国からの補助金でございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1介護給付費交付金、節1現年度分及び目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分は、いずれも実績見込みによる増減となります。

款5、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分の減額と、款5、項2、目1地域支援事業交付金、節1現年度分の増額は、実績による増減となります。

予算書の10ページをお願いいたします。

款6、項1、目1介護給付費繰入金のうち、節1現年度分の減額及び節2過年度分の減額、また目2地域支援事業支援交付金のうち、節1現年度分の増額及び節2過年度分の減額、さらに目3低所得者保険料軽減負担金繰入金の節1現年度分の減額及び節2過年度分の減額につきましても、いずれも実績見込みなどによる増減となります。

目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金の減額は、地域包括支援センター職員の時間外手当の財源組替、節2事務費繰入金の減額については実績による減額となっております。

予算書の11ページをお願いいたします。

款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金は、実績による減額となります。

以上でございます。

次に、議案第7号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書と概要書は55ページになります。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料負担金の総額と、事業実績見込みによる保険事業費の減額に伴う補正となります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5千745万9千円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費は、システム改修委託分の国庫補助率の変更に伴う財源組替です。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、1現年度分保険料付託金及び2滞納繰越分保険料負担金は、いずれも収納見込額により増額するものでございます。

款3、項1、目1健康診査費は、財源となる後期高齢者医療広域連合受託事業収入が事業実績に伴い減額となるため補正を行うものです。

10ページをお願いいたします。

款5、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1特別徴収保険料、節1現年度分及び節2滞納繰越分は、収納見込額により増額するもので、目2普通徴収保険料、節1現年度分は、収納見込額により減額をするものです。

款4、項1、目1事務費繰入金は、システム改修委託分の補助率の変更に伴い、一般会計から繰り入れを行うもので、目3保険事業等繰入金は人間ドック補助の繰入額の決定に伴い減額をするものです。

8ページをお願いいたします。

款6、項1、目1延滞金と、款6、項2、目1保険料還付金は、それぞれの収納見込額により増額を行うものです。

款7、項1、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、税制改正に伴うシステム改修委託分の補助金で、交付決定に伴い減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。議案第5号、令和2年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案集は7ページ、補正予算書の概要は51ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、歳入で県分収金の増額によるもの、歳出では事業確定に伴う繰出金の確定になっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千703万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千24万8千円とします。

歳入からご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1、節の1財産収入は、熊本県との分収契約に基づき真木団地の山林38.7ヘクタールの杉、桧を県が売却した際に分収金1千703万1千円及び携帯電話無線基地局の土地貸付料5千円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費です。節28繰出金、一般会計繰出金につきましては、一般会計で実施しております町有林保育事業等委託に含まれます共有財産真木団地施業の事業確定に伴い354万7千円を追加するものでございます。

款の2、項の1、目の1予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源調整となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第10号から議案第22号までの説明を求めます。藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうから、議案第10号と12号と13号について説明をさせていただきます。説明につきましては、議案集と説明資料をもとに説明していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず議案第10号ですけれども、大津町の部設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案集につきましては12ページから17ページになります。

説明資料集は5ページからになります。

現在の部制につきましては、平成20年にスタートしまして、平成26年に一部機構改革を行い、部課等の横断的な体制の確立により重点施策やまちづくりの推進をはじめ、住民サービスの向上に努め、行政運営を行ってきたところであります。

今回の組織の見直しにつきましては、今後の町の将来ビジョンや多様化する住民ニーズなど、政策課題の対応に向けて、行政組織機構を見直すものであります。

今回の改正によりまして、新庁舎建設の基本理念であります安全・安心で災害に強い庁舎、そして町民サービスを効果的・効率的に提供する庁舎を基本に、住民の皆さんが利用しやすく、わかりやすい役場組織を目指すものになります。

新庁舎での利便性・効率性の向上に加えまして、窓口の明確化、そして相談体制の連携強化に努めるとともに、住民目線でわかりやすい名称に変更するとともに、肥大化した組織の再編を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、住民福祉部を分割いたしまして、住民生活と密接な関りのある住民生活部と、住民の健康と福祉、子育てに特化した健康福祉部を新たに新設をするものです。

また、部の名称につきましても、より住民の方に部の目的がわかりやすいように、経済部を産業振興部に、土木部を都市整備部に名称を変更するものでございます。

さらに、防災交通課を新設し、防災拠点としての機能強化を図ってまいりたいと思っております。

子育て支援課につきましては、昨今の現状等を踏まえまして、さらに福祉分野との連携を密にし、家庭・地域の子育て支援を充実させるために、町長部局へ移管することとしております。

企業誘致課につきましては、課の目的がよりわかりやすいように、企業誘致のみならず、企業の振興という観点から、企業振興課ということで名称を変更することとしております。

以上のことから、大津町の将来ビジョンや重要施策等に対応できる機構、そして部局の横断的な機構、また住民の方にわかりやすく、効率的かつ機能的に事務事業の執行ができるような組織を求めるものであり、今回、部設置条例の制定を行うものであります。

それでは、説明資料の7ページから、新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の7ページになりますけれども、部設置条例の第1条の設置でございまして、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、町長の権限に属する事務を分掌させるために、この条例を定めるところにより、次の部を置くこととしております。

町部局の改正前の4部1課体制について、住民福祉部を住民生活部と健康福祉部に分割をし、ま

た子育て支援課を健康福祉部へ移管し、経済部を産業振興部に、土木部を都市整備部へとそれぞれ名称変更するものです。

第2条の分掌事務で各部及び課の分掌する事務を載せております。

まず、総務部でございますけれども、総務部につきましては8ページでございますように、改正前の総務部の税務課の事務分掌であります18号の町税、国民健康保険税に係る事務、それから19号の土地及び家屋台帳の整備に関する事項を住民生活部へ移管することとしております。

また、住民福祉部では、8ページに記載があります改正前の環境保全課所管の1号、環境保全に関する事項、そして2号のエネルギー対策に関する事項、また住民課所管であります3号の戸籍及び住民基本台帳に関する事項から、7号の総合受付及び各種異動届に関する事項を住民生活部所管に移管をし、8号の公営住宅に係る入退去及び家賃等収入に係る事項は都市整備部に移管することとしております。

それから、14号の老人ホームに関する事項、そして15号の若草児童学園に関する事項は削除し、条例を整理いたすものでございます。

経済部は産業振興部に、また土木部は都市整備部に名称変更になります。

それから、子育て支援課の1号の子育て支援に関する事項、そして2号の保育園に関する事項は、健康福祉部に移管することとしております。

10ページをお願いいたします。

第3条で委任事項、第4条でこの条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるといたしております。

附則の第2条以降で、この条例の改正によりまして、それぞれ関係する条例に部、それから課の変更がっておりますので、附則の第2条から第12条におきまして、各条例を記載のとおり改正をするものでございます。

議案集の15ページをお願いいたします。

附則第1条の施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第12号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は1ページ、説明資料集は16ページになります。

大津町一般職の職員の給与に関する条例につきましては、一般職の職員として専門的な地域を有した精神保健福祉士を職務とする職員を新たに採用することに伴い、別表第2の等級別基準職務表に掲げます1給及び2級の基準となる職務に精神保健福祉士の職を追加するために条例の一部を改正し、条例を整備するものです。

条例の改正文についてご説明いたします。

説明資料集の17ページの新旧対照表でご説明をいたします。

今回、別表第2の(1)等級別基準職務表に掲げます1級及び2級の基準となる職務に精神保健福祉士の職を新たに追加することで、一般職の職員として精神保健福祉士を職務とする専門的な知

識を有した正規職員を新たに採用することといたしております。

採用の背景といたしましては、子育て支援等の教育や福祉の現場におきまして、精神障害のある方のみならず、精神保健関係の課題等を抱えた援助が必要な個人や家庭等が年々増加傾向にあり、また個別相談の内容につきましても複雑化しており、専門的な知識がなければ判断や調整が難しいケースも増えておりますので、専門的な知識をもった職員の配置が不可欠となっております。

今回、常勤の精神保健福祉士を採用し、個々のケースの相談・訪問等による問題解決や継続的な見守り支援だけでなく、児童相談所等への、あるいはその他の医療保険福祉分野との連携など、精神保健福祉士が中心となって問題解決に取り組むことで、課題を抱えた家庭への支援や児童虐待等の早期解決を図るなど、援助が必要な個人や家庭等への相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

附則におきまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するものとしております。

最後に、議案第13号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は23ページ、それから説明資料集は18ページになります。

今回、熊本県から火薬取締法に基づく事務の権限の一部が移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料を規定するため、本条例の一部を改正するものになります。

権限移譲される経緯といたしましては、火薬類は危険を伴い、許可なしでは取り扱うことができず、火薬類による火災等が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が求められているところです。また、火薬類を使用する事業者の申請手続きが、現在は県の広域本部で事務手続きを行っておりますけれども、市町村で手続きを行うことにより、手続きの利便性の向上を図ることができます。

平成20年度から熊本県から各市町村への権限移譲が開始されまして、政令指定都市である熊本市を除く県内45市町村のうち、今年度までに31の市町村が移譲されておまして、残る市町村につきましても権限の移譲を進める予定となっております。なお、令和3年度からは菊池管内の2市2町が移譲されるように、今、協議が進められております。

火薬類取締法に基づく事務の主な内容は3点になります。

1点目は、火薬類の譲渡または譲受、そして証紙等の許可等に関する事務となります。事業者が火薬類を使用するにあたり、火薬取締法に基づき関係書類を提出しなければなりませんので、届出書類の内容を審査し、許可証の交付を行うこととなります。

2点目は、保安検査、立入検査に関する事務となります。申請があった火薬類の取り扱いについて、適正に運用されているか確認を行う事務となります。

3点目は、各種認可、届出の受理、事故対応等に関する事務となります。

説明資料集の19ページをお願いいたします。

手数料の徴収すべき事項及び金額を定める別表の区分の欄、農業委員会の次に火薬類を追加し、火薬取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査手数料として、1件につき1千200円、火薬類が加工品のみの場合にあつては2千400円、火薬類の推量が20キログラム以下の場合にあつては3千500円、その他の場合にあつては6千900円と定める

ものであります。なお、手数料の金額については、熊本県の手数料条例の金額と同額となっております。

附則におきまして、この条例の施行期日は令和3年4月1日からいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、議案第11号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案集の18ページをお願いいたします。

今回の制定は、国が定める新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、町の関係条例3本の定義を一括して変更するものです。

条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の定義の変更を行う対象は、資料中段に記載の3つの町条例になります。これまで、これら3つの条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義について、資料上段に記載してあります新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2を引用しておりましたけれども、資料下段、条例改正の経緯にありますとおり、令和3年2月に施行されました同特別措置法等の一部を改正する法律において、それまで引用していた附則第1条の2が削られたため、条文引用ができなくなりました。そのため、国では法律に具体的に定義を記載する形をとっており、町条例においても条文に直接、具体的に定義を記載することとしたものでございます。

具体的な変更箇所は、説明資料14、15ページの新旧対照表のとおりとなっております。

議案集の20ページをお願いいたします。

最後に、附則において、本条例は公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するとしております。

次に、議案第14号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第15号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して説明いたします。

まず、議案第14号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案集の25ページをお願いいたします。

説明資料は20ページになります。

今回の改正につきましては、菊池郡市2市2町で構成される菊池環境保全組合立環境向上等の設置及び管理運営に関する条例施行規則の環境向上等の管理基準が改正されたことによるものが主なものでございます。

説明資料の20ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条第1項第8号で、特定家庭用機器廃棄物の「電気冷蔵庫」の次に「電気冷凍庫」を加えるものです。

次に、20ページの下から2行目、第20条第1項第2号で「不燃、埋め立てごみ」を「不燃物」とするものです。

次に、22ページをお願いいたします。

22ページの上段、別表第2のごみの種類の表記も同様に、「不燃、埋め立てごみ」を「不燃物」とするものです。

また同じ表の下のところの「有害廃乾電池、廃蛍光管」を「特定品目廃乾電池、廃蛍光管等」とするものでございます。

次に、22ページの下段、別表第3についても先ほどの別表第2と同じく「不燃、埋め立てごみ」を「不燃物」とするものでございます。

次の23ページをお願いいたします。

別表第3の続きですが、粗大ごみのうち、燃えるごみのタンス類、食器棚類、本棚類の欄のサイズで、搬入の基準がこれまでの「2メートル」から「3メートル」へ拡充されることに伴う改正でございます。

なお、今回の改正に合わせて、条ずれ、項ずれについても整理をさせていただいております。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

議案集26ページをお願いいたします。

附則で、施行期日を令和3年4月1日としております。

次に、議案集の27ページをお願いいたします。

説明資料は24、25ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

議案第15号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について説明いたします。

先にご説明申し上げました議案第14号の大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例に関連しまして、新旧対照表の別表1のとおり、ごみの種類の表記を「不燃、埋め立てごみ」から「不燃物」へ変更するものでございます。

なお、今回の改正に合わせて、条文のずれについての整理をさせていただいております。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

附則で、施行期日を令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第16号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の29ページをお願いします。

説明資料は26ページになります。

説明資料にて説明をいたします。

まず、今回の改正は、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める基準が改正されることに伴い、次のとおり改正を行うものです。

主なものは、介護人材の確保、定員基準の緩和、各種ハラスメント対策の強化、会議などにおけるICTの活用や業務継続計画の策定、認知症基礎研修の受講、虐待の防止などの義務付けなどについて、基準条例に盛り込む内容となっております。

表題にあります地域密着型サービスとは何かについては説明資料2のとおりです。高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援するサービスで、原則として町民のみが利用でき、小規模で多機能であることから、より地域に近い特徴をもっております。

次に、基準省令と町条例の関係は説明資料3のとおりです。従うべき基準の条項につきましては、改正省令のとおりに、また標準及び参酌すべき基準の条項についても、地域的な特殊性が認められないので、今回、改正省令どおり条例を改正するものです。

資料の27ページをお願いいたします。

ここから主な改正内容になります。大きく5つのテーマを改正いたします。

まず1つ目が、介護人材の確保、介護現場での革新です。

内訳が7点ございます。①他業務との兼務を認めるなどの人員配置基準の緩和、②地域の実情により効率的運営に必要と町が認めた場合に、定員を超えることを認める定員基準の緩和、③これまで原則2ユニットまでとしていたグループホームのユニット数を3ユニットまで認め、サテライト型事業所基準の創設や夜勤の職員配置の例外的緩和を認めるなどのグループホームの業務効率化、④セクハラやパワハラといった各種ハラスメントにより、就業環境を害されることを防止する指針の明確化などを求めるハラスメント対策の強化、説明資料の28ページをお願いします。⑤運営推進会議などの角会議におけるテレビ電話などの活用を認めるICTの活用推進、⑥ケアプランや重要事項説明などに関する利用者への説明・同意や、記録保存などのデータによる対応の承認、⑦これまで事業所内に書面掲示していた運営規定などを閲覧可能なファイル等で備えおくとよとする運営規定などの提示の柔軟化、以上が主なものです。以上が1つ目、介護人材の確保、介護現場の革新関係になります。

次に、2つ目、感染症や災害への対応力強化です。

内訳は3点ございます。①新型コロナウイルス感染症の発生やまん延等に関する取り組みの徹底、指針の整備や研修の実施及び訓練を3年間の経過措置を設けて義務付ける感染症対策の強化、29

ページをお願いいたします。②で感染症や災害が発生しても必要なサービスを安定的・継続的に提供できる体制構築のため、業務継続計画の策定、研修の実施及び訓練を3年間の経過措置を設けて義務付ける業務継続に向けた取り組みの強化など、③避難訓練等に地域住民の参加が得られるよう連携に努めるよう求める避難訓練などへの地域住民との連携、以上3点が2つ目の改正項目です。

続きまして、3つ目、地域包括ケアシステムの推進です。

利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供される取り組みを推進します。

内訳は次の2点です。①事業所と同一の建物に居住していない方へのサービス提供に努めるサービス付高齢者向け住宅などにおける適正なサービス提供の確保、②介護に直接携わる職員の医療福祉関係の資格を持たない方に対する認知症介護基礎研修の受講を3年間の経過措置を設けて義務付ける認知症介護基礎研修の受講の義務付け、以上2点が3つ目の改正項目です。

続いて、4つ目、自立支援・重度化防止の取り組みの推進です。

内訳は次の3点です。①介護サービスのPDCAサイクルの推進を求める介護保険など、関連情報の活用、②口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状況に応じた口腔衛生管理を3年間の経過措置を設けて義務付ける口腔衛生管理の強化、30ページをお願いいたします。③栄養士または管理栄養士の配置を求め、入所者の状況に応じた栄養管理の計画的実施を3年間の経過措置を設けて義務付ける栄養ケアマネジメントの充実、以上3点が4つ目の改正項目です。

最後、5つ目として、虐待の発生・再発防止のため、指針の整備や研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めること、3年間の経過措置を設けて義務付ける高齢者虐待防止の推進、これが今回の改正内容の主なものとなります。

具体的な改正箇所につきましては、説明資料の31ページ以降にある新旧対照表のとおりでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の46から47ページをお願いいたします。

附則第1項で、施行期日を令和3年4月1日からとしております。なお、虐待の防止、業務継続計画の策定など、感染症の予防及びまん延の防止措置、認知症に係る基礎的研修受講などの経過措置につきましては、別表第2項で記載しております。

以上でございます。

次に、議案第17号、大津町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の50ページをお願いいたします。

説明資料は85ページになります。

説明資料中、1の改正理由、2、地域密着型サービスとは、及び3、基準省令との関係の概要につきましては、先ほど議案第16号でご説明した内容と同様でございます。

説明資料4、改正の内容につきましても、先ほどの議案第16号での説明内容とほぼ同様でございます。異なる箇所は、今回の議案の対象が介護予防サービスであること、また先ほどの議案第16号で説明しましたサービス付高齢者向け住宅などにおける適正なサービス提供の確保、口腔衛生管理の強化及び栄養ケアマネジメントの充実の項目が本議案にはないところになります。

具体的な改正箇所につきましては、説明資料の89ページ以降にある新旧対照表のとおりでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の58ページをお願いします。

附則第1項で、施行期日を令和3年4月1日からとし、第2項以降で虐待の防止、業務継続計画の策定などに係る経過措置について記載をしております。

続きまして、議案第18号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の60ページをお願いします。

説明資料は113ページになります。

説明資料中、1、改正理由、3、基準省令との関係との概要については、先ほど議案第16号で説明した内容と同様でございます。

本条例に出てくる居宅介護支援事業所とは説明資料2のとおりです。ケアマネージャーが本人や家族の希望に沿ってケアプランを作成し、そのプランに位置づけたサービスを提供する事業者などと連絡・調整を行う事業所のことになります。

説明資料4の改正内容につきましても、先ほどの議案第16号とほぼ同様でございます。

異なる箇所は、説明資料113ページの下段の(1)介護人材の確保等で、主任ケアマネージャーの確保が著しく困難である場合の管理者要件の緩和と、管理者を主任ケアマネージャーとする期間を令和9年3月末まで猶予としているところ、また説明資料114ページ下段の(3)をケアマネジメントの質の向上と公正・中立性の確保とし、ケアプランにおけるサービスごとの割合などを利用者に説明することと、訪問介護サービスの割合が多い利用者のケアプラン作成事業所の点検・検証の仕組みを導入することになります。

具体的な改正箇所につきましては、説明資料の116ページ以降の新旧対照表のとおりでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の66ページをお願いいたします。

附則第1条で、施行期日を令和3年4月1日からとし、但し書きで第14条第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日からしております。

また、第2条以降で、虐待の防止、業務継続計画の策定などに係る経過措置についても記載をし

ているところでございます。

次に、議案第19号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の68ページをお願いいたします。

説明資料は126ページになります。

説明資料中、1、改正理由と、3、基準省令との関係の概要については、先ほど議案第16号で説明した内容と同様でございます。

本条例に出てくる介護予防支援事業とは説明資料2のとおりです。ケアマネジャーが本人や家族の希望に沿って介護予防サービスに関するケアプランを作成し、そのプランに位置づけたサービスを提供する事業所などと連絡調整を行う事業のことで、地域包括支援センターが町の指定を受けて業務を行っております。

説明資料4、改正の内容につきましては記載のとおりでございます。ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、高齢者虐待防止の推進など、先ほどの議案第16号に記載の一部が改正対象となっております。

具体的な改正箇所につきましては、説明資料の128ページ以降にあります新旧対照表のとおりです。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案集の72ページをお願いいたします。

附則第1項で、施行期日を令和3年4月1日からとしております。

また、第2条以降で、虐待の防止、業務継続計画の策定などに係る経過措置について記載をしているところがございます。

議案第20号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の74ページをお願いいたします。

今回、第8期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を第7期の額から変更することなどに伴い、条例の一部を改正するものです。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

説明資料の135ページをお願いします。

令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料について一覧表にしたものでございます。令和3年度からの3年間で必要となる介護サービスなどに係る給付費を推計し、65歳以上の第1号被保険者の負担割合23%を乗じて、第1号被保険者の人数で割り戻した結果、保険料の基準額の一覧表の中ほどにあります第5段階のところですが、この額を第7期から350円減額し、月額6千400円とするものです。

説明資料138ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項において、保険料率を11段階に分けて規定をいたしております。同項第5号に記載の7万6千800円が基準額で6千400円の12カ月分の年額表示となっております。

1つ戻って、第4号をお願いいたします。ここでは第4段階の保険料率につきましては、大津町独自の軽減をかけております。独自軽減する理由は、消費税増税に合わせて軽減が強化されました第1段階から第3段階に比べ、第4段階の負担割合に格差が生じていたため、これまで基準額の0.9の額としていたものを0.8の額に改正するものでございます。

同項第6号アをお願いいたします。合計所得金額から控除する特別控除として、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得を追加するものです。

次の139ページをお願いいたします。

同項第7号ア及び第8号アですが、ここでは国が被保険者の所得分布を踏まえて、基準所得金額について改正した額に町も改正するものです。

次の141ページをお願いします。

第2条第2項、第3項及び第4項ですが、これは保険料の第1段階から第3段階の被保険者について、消費税増税分を財源とした軽減をかけております。結果、第1段階では基準額の0.3を、第2段階では0.5を、第3段階は0.7をそれぞれ乗じた額となります。

附則の第9条で、保険料の第6段階から第10段階に規定する合計所得金額につきましては、給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計から10万円を控除するもので、平成30年度税制改正の影響を受け、遮断するための特例規定となります。

議案集の76ページをお願いいたします。

最後に、附則において施行期日を令和3年4月1日からとしております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、説明をさせいただきます。

議案第21号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたしてます。

議案集の77ページから78ページをお願いします。

説明資料集は143ページからになります。

説明資料にてご説明いたします。

概要としまして、放課後児童支援員については、条例第10条第3項に定められた基礎資格のいずれか、保育士等の資格、大学等での社会福祉学等の修了、放課後児童健全育成事業等の実務経験等に該当する者であって、これまでは都道府県知事が行う認定資格研修の受講終了を要件としておりました。

今回の改正点は2点でございます。1つは、国の基準省令で認定資格研修の実施主体が政令指定

都市と中核市まで拡大され、実施ができるよう改正されたことに伴い、町の条例も同様に改正を行うものです。この改正により、政令指定都市や中核市が行う研修を修了した方が大津町で事業に従事することになった場合、放課後児童支援員として扱うことができるようになります。

改正点の2つ目は、第10条第5項、但し書き中の「補助者」を「補助員」とする文言の訂正を併せて行うものです。この国の基準では、交付時には「補助者」となっておりましたが、その後、官報整合により「補助員」に訂正されておりますので、今回、文言の訂正を行うものです。

以上2点が、今回の条例の一部を改正する改正点です。

説明資料の145ページをお願いいたします。

新旧対照表になります。

左側、改正後の第10条第3項の下線部分を追加し、第5項の下線部分の「補助者」を「補助員」に改めるものです。

それでは、議案集の78ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

議案集は79ページ、説明資料は146ページをお願いいたします。

今回の改正は、大津町運動公園を供用しない日にかかる制限を緩和することにより、大津町運動公園の利用促進を図るため、大津町都市公園条例第7条第3項、別表第2の備考の一部を改正するものです。

大津町の運動公園には、球技場、競技場、多目的広場、弓道場、総合体育館が設置されており、平日・休日を問わず、多くの利用者が来園されております。中でも、多目的広場に関しましては、平成29年度に人工芝コートに改修して以降、利用者が増加し、火曜日の施設供用の要望が多かったため、総合体育館を除き、大津町運動公園全施設の供用しない日にかかる制限を一部緩和するものです。

なお、総合体育館に関しましては、施設の清掃や保守、トレーニングルームの器機等をはじめとする点検及びメンテナンスなどが必要でありますことから、引き続き火曜日を供用しないこととするものです。

説明資料集の146ページをお願いいたします。

新旧対照表です。左側が改正後です。

「大津町運動公園、総合体育館は、毎週火曜日を供用しない日とする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その日以降において最もその日に近い休日でない日を供用しない日とする。」に改めるものです。

よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案集の80ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第23号から議案第30号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第23号、令和3年度の一般会計予算についてご説明を申し上げます。

説明は、この予算書のほうで説明をしていきますので、よろしくお願いいたします。

令和3年度の当初予算につきましては、骨格予算としておりますけれども、新型コロナウイルスの対策関連や熊本地震関連など、早急な対応を要するものにつきましては、今回の当初予算の中に計上させていただいております。

予算書の1ページをお願いいたします。

併せて、別冊の当初予算の概要をよろしくお願いいたしますと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1千429万5千円と定めております。

第2条の債務負担行為から、第5条の歳出予算の流用までは記載のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。

庁舎総合管理委託は、新庁舎開庁後の夜間・休日の宿日直及び機械警備等に係るものでございます。

次の固定資産税土地評価業務委託につきましては、令和6年度の評価替えを見据え、現在の土地評価額の妥当性を外部委託により確認するものでございます。

次の総合行政システム機器借上料から、メールシーラーや機器借上料につきましては、5年間のリース期間満了に伴うものでございますが、それぞれ新庁舎開庁に合わせ更新を行う予定としております。

次の戸籍総合システム機器借上料から、戸籍基本ソフト使用料の4件につきましても、5年間のリース期間満了に伴うリプレースで、新庁舎開庁に合わせ更新するものです。

続きまして、学童保育施設指定管理委託料は、令和3年度に整備予定しています大津小学校校区の学童保育施設2クラブ分の委託料になります。

その下の子育て世代包括支援システム借上料は、妊産婦や乳幼児に対して関係機関との連携強化など、切れ目のない支援を提供するため、令和3年度から設置が予定されています子育て世代包括支援センターに係る専用システムの借上料でございます。

次の小学校公務用パソコン借上料と中学校公務用パソコン借上料は、それぞれ5年間のリース期間満了に伴う更新でございます。

その下、パッカー車借上料は、大津町の運動公園管理用の車両1台分で、既存車両の老朽化に伴い更新するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表の地方債です。

1の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を補填するもので、国の地方財政計画を参考に計上しております。

2の仮庁舎整備事業は、仮庁舎のプレハブ関係の賃借料に係るもので、本年7月までの借上料になります。

3の新庁舎建設事業（災害復旧事業債）は、新庁舎建設に係る一般単独災害復旧事業債が主なものになります。

4の新庁舎建設事業（一般単独事業債）は、新庁舎建設に係ります災害復旧事業債の対象にならない対象外分に係るものです。

5の県道負担金につきましては、県道瀬田熊本線、北外輪山大津線の整備事業負担金に係るものになります。

6の緊急浚渫推進事業は、普通河川、掘ヶ谷川の土砂浚渫事業に係るものになります。

7の消防設備等整備事業につきましては、積載車及び小型ポンプの導入に係るものになります。それでは、歳出のほうから説明をいたします。

48ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1議会費です。インターネット配信関連予算の計上により増額補正になっております。

なお、説明につきましては対前年度との比較という観点から説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

50ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1一般管理費、53ページに移りまして、節の12委託料の一番下になりますけれども、公文書移設等業務委託につきましては、新庁舎の開設に伴います仮設庁舎等関係からの公文書の移設に係る経費になります。

56ページをお願いいたします。

目の4会計管理費、節の11役務費の役場内派出年間手数料は、指定金融機関の銀行員の役場内派出に係る手数料になります。

続きまして、目の5の財産管理は、前年比4千291万7千円の増額となっております。新庁舎開庁後の維持管理費の増額を見込みまして、57ページ需用費の光熱水費で1千341万円の増、58ページ委託料の3番目、総合管理委託で608万円の増額となっております。その他新庁舎分の電気保安委託。それからエレベーター保守委託等を新たに計上いたしております。

その下の公共施設等マネジメント支援業務委託につきましては、令和2年度で策定いたしました公共施設個別計画の更新などに係る委託費になります。

59ページをお願いいたします。

節の14工事請負費は、新庁舎移転に係る工事費が主なものでございまして、中段は新庁舎に係

る電話交換機の設備工事で、下段の新庁舎移転に伴う解体撤去工事につきましては、仮設庁舎用の電話ケーブル、あるいは旧国道57号線に設置されております庁舎案内板関係の撤去工事になります。

次に、60ページをお願いいたします。

目の6企画費は、前年比8千907万6千円の増額です。

61ページに移りまして、節の12委託料はふるさと寄附金増加に係ります事務代行の業務委託料が前年比8千317万円の増額となっております。そのほか振興総合計画の策定業務委託になります。令和3年度に後期基本計画策定を予定しておりますので、前年比1千293万円の増額となっております。

62ページをお願いいたします。

目の7電子計算費、節の11役務費、テレワーク用端末回線使用料は令和2年度に職員のテレワーク用として導入いたしました専用端末80台分の使用料になります。パソコン30台、タブレット50台を導入をいたしております。

63ページをお願いします。

節の13使用料及び賃借料、64ページに移りまして、下から4つ目の自治体専用ビジネスチャット「LOGOチャット」使用料は、LGWAN回線を利用した職員の業務用チャットアプリでございまして、300アカウント分の使用料になります。一番下のリモートデスクトップシステム使用料は、テレワーク時の遠隔操作ソフト使用料で30ライセンス分がございまして。

67ページをお願いいたします。

目の10男女共同参画推進費は、男女共同参画推進プランの策定業務委託の完了により、前年比357万7千円の減額となっております。

68ページをお願いします。

目の11地域づくり推進費、69ページに移りまして、節の14工事請負費は熊本地震の震災遺構等を活用した回廊型ミュージアムによる交流人口拡大プロジェクトで、令和3年度は江藤屋敷と下井手屋型井樋、瀬田のちょうど用水路の入り口のところで、に予定をしております。

続きまして、節の18負担金補助及び交付金、70ページに移りまして、補助金の4震災復興関連イベント等事業補助金は、震災復興イベント等の減によりまして、前年比1千560万円の減額となっております。

なお、令和3年度は、県が設置しますワンピース・ゾロ像の除幕式に係る補助金となっております。新型コロナの影響によりまして設置に遅れが生じているため、令和3年度で改めて計上いたすものでございます。

73ページをお願いいたします。

目の19庁舎建設事業費です。継続費の最終年度でございますので、大幅に減額となっております。

74ページに移りまして、節12の管理業務委託費、それから節の14工事請負費、それから節

の17備品購入費につきましては、年割額同額を計上いたしております。財源としましては、地方債、その他としまして庁舎建設の基金、それから公共下水道事業会計からの繰入金を計上いたしております。

75ページをお願いいたします。

項の2、目の2賦課徴収費、76ページに移りまして、節の12委託料の一番下です。軽自動車税システム改修業務委託は、令和4年度から運用予定しております新規登録車両の情報のデータ化や納税証明書のデータ連携など、軽自動車税関係手続の電子化に係るシステムの改修になります。

77ページをお願いいたします。

同じく、委託料の2番目、町税等クレジットカード収納業務委託は、納税の利便性向上を目的としまして、コンビニ収納に引き続き、クレジットカード収納を導入するものでございます。

78ページをお願いいたします。

項の3、目の1戸籍住民基本台帳費、80ページに移りまして、節の12委託料の下から3番目、それから4番目は、それぞれ新庁舎開設に伴います住基ネット関連の専用通信機器及び専用端末機の移設に係る委託費になります。

81ページをお願いいたします。

節18の一番下、交付金の個人番号通知書、個人番号カード関連事務交付金は、マイナンバーカードの交付枚数により、地方公共団体情報システム機構への支払うものになります。

続きまして、89ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の1社会福祉総務費、90ページに移りまして、節の12委託料、他機関の共同による包括的支援体制構築事業委託につきましては、くらしの相談窓口の相談員の増による増額になります。

91ページをお願いいたします。

節の27繰出金です。国民健康保険特別会計の繰出、それから介護保険特別会計繰出金を計上いたしております。

令和3年度におきましても、両特別会計の繰出金につきましては、法定外の繰り出しは行っておりません。

次に、目の2障害福祉費、93ページに移りまして、節の19扶助費は前年比8千66万9千円の増額になります。障害福祉サービス事業につきましては、就労継続支援サービスの事業所、それから利用者増が主な要因になります。前年比約4千156万円の増額となっております。

次の障害児支援事業につきましては、サービス提供事業所の増が主な要因となって、前年比2千860万円の増となっております。

95ページをお願いいたします。

目の3後期高齢者医療費、節の12委託料、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業委託は、健康寿命の延伸及び医療費の適正化につなげることを目的としまして、保健事業と介護予防を一体的に取り組む新たな事業として委託を行うものです。専門事業所へ委託し、対象者の抽出などを予

定いたしております。

続きまして、節の２７繰出金は、被保険者の増加によります保険基盤安定負担金の増加が影響しまして、前年度より３１１万４千円の増額となっております。

次の目４老人福祉費、節１報償費は、先ほどご説明いたしました高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る管理栄養士の報酬になります。

それから、１０１ページをお願いいたします。

目の９人権啓発福祉センター運営費、１０３ページに行きまして、節の１４工事請負費は隣保館南側広場のフェンス工事及び館内の網戸設置工事をごさいます、利用者の安全性・利便性を考慮し、当初予算にて計上いたすものでございます。

１０４ページをお願いします。

目の１１熊本地震関係費は、地域支え合い事業の終了によりまして、前年比２千４６３万３千円の減となっております。

続きまして、項の２、目の１児童福祉費、１０６ページに移りまして、節の１２委託料の上から２段目、大津小学校校区学童保育施設建設工事管理委託業務と、節の１４工事請負費及び節の１７備品購入費は、それぞれ令和４年度開設予定の学童保育２クラブ分の施設整備に係るものでございます。

１０７ページをお願いします。

節１８補助金の２保育所等整備事業補助金は、白川幼稚園の認定こども園整備に係る補助金になります。

それから、１１１ページをお願いいたします。

目の４保育給付費、節の１９扶助費、子どものための施設等利用給付費につきましては、無償化による認可外及び預かり保育等の給付費をごさいます、令和２年度の実績を考慮し計上いたしております。

１１２ページをお願いします。

目の６子育て健診センター費は、令和２年度に実施した子育て健診センターの屋上の防水改修工事が完了したことによる減額になります。

１１３ページをお願いします。

目の７新型コロナウイルス感染症対策費、節の１８補助金は、令和２年度に引き続き、町内保育所等におけます感染症対策物品の購入に対する補助金でございます。

１１４ページをお願いいたします。

款の４、項の１、目の１保健衛生総務費、１１６ページに移りまして、節の１８負担金補助及び交付金は、前年比８２６万２千円の減になります。これは令和２年度までは病院の輪番制の運営事業の幹事町が大津でございましたけれども、この幹事が交代したことにより、他市町村分を含めた補助金の歳出が減額となったことによるものです。

続きまして、１１７ページをお願いします。

目の2予防費、節の12委託料、予防接種委託料はロタウイルスワクチン接種の計上により、前年比1千217万円の増額となっております。

122ページをお願いいたします。

目の7合併処理費、123ページに移りまして、節の18補助金の1の合併処理浄化槽設置補助金は、通常の補助金に加え熊本地震からの復旧で、下水道の処理区域内の世帯への補助金も計上をいたしております。

それから、次に目の9新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度から引き続き実施予定の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用になります。

124ページの節12委託料で、コールセンターの委託、集団接種時の医師等派遣委託、予防接種委託などを計上しております。

125ページをお願いいたします。

項の2、目の1清掃通総務費、節18負担金の1菊池環境保全組合負担金は、前年度比2億497万6千円の大幅な減となっておりますけども、これは新環境工場建設の完了が減額の主なものとなっております。

続きまして、129ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の3農業振興費、131ページに行きまして、節の18補助金の6鳥獣害防止対策事業補助金につきましては、電気木柵などの導入に係る補助金でございまして、昨今の被害状況を考慮しまして、前年比100万円の増といたしております。

132ページをお願いいたします。

目の5農業構造改善事業費は、室の仮設団地の集会所の移設工事の完了により減額となっております。

133ページをお願いいたします。

目の6農地費、節の14工事請負費は、本田技研東側道路にあります農業用排水路の浚渫工事でございますけれども、梅雨前の施工を予定しており、当初予算にて計上いたしましたものでございます。

134ページをお願いします。

目の7圃場整備費は、令和2年度に実施しました矢護川地区の圃場整備事業に係る事業計画書策定委託の完了により減額となっております。

136ページをお願いします。

目の9農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業会計への繰出金になります。

137ページをお願いします。

目の11新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給費補助金は、新型コロナウイルスの影響により減少となった農業者に対する緊急支援資金に係る利子補給になります。

139ページをお願いいたします。

項の2、目の2林業振興費、節の12委託料の3番目になりますけれども、森林管理意向調査委

託につきましては、森林の所有者へ今後の森林整備についてアンケート調査などを行うための委託費でございます。

142ページをお願いします。

款の7、項の1、目の3観光費、144ページに移りまして、節18補助金の4肥後大津スポーツ文化コミッション補助金は、スポーツによる交流人口増と地域経済の活性化を目的として活動します肥後大津スポーツ文化コミッションへの補助金になります。

その下、5地域おこし協力隊企業支援補助金は、任用後3年が経過する地域おこし隊員に対し、新たな事業展開を支援するための補助金でございます。

次に、目の4企業誘致推進費は、令和2年度に支出しました工場等振興省令補助金の減額が主なものになります。

147ページをお願いします。

目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金は、新型コロナウイルスの影響により減収となり、県の金融円滑化特別資金の融資を受けた中小事業者に対する利子補給になります。

151ページをお願いします。

款の8、項の2、目の2道路維持費、節14工事請負費は、普通河川、掘ヶ谷川の土砂浚渫工事が主なものでございます。梅雨前の施工を予定していることにより当初予算に計上をいたしております。

152ページをお願いします。

節の18負担金は、下町地区と菊陽町の戸次地区に係ります下戸橋につきまして、老朽化による更新の改修設計に係る菊陽町への負担金になります。

次の目の3道路新設改良費につきましては、工事請負費等、肉付け予算で計上を予定しておりますので、今回は必要経費分の費用となっております。

その下、目の4の社会資本整備総合交付金事業費につきましても、基本的には肉付け予算での計上を予定しておりますけれども、町道室工業団地4号線の道路改良事業の橋梁部分につきましては、事業スケジュールの都合により、橋梁下部工部分に係る用地、補償、工事費について、153ページの節の14から節の21のとおり、それぞれ計上いたしております。

次に、項の3、目の1都市計画総務費は、都市計画区域の用途地域見直し等を行う用途地域変更と支援業務の委託、それから耐震改修の促進計画の改定業務委託の完了によりまして、前年比1千287万円の減となっております。

155ページをお願いいたします。

目の2公園緑地費につきましても、骨格予算により必要経費分の計上としております。

156ページをお願いします。

目の3公共下水道費は、公共下水道事業会計への繰出金にあたるものです。

続きまして、目の5社会資本整備総合交付金事業は、大規模盛土造成地変動予測調査委託の完了により減額となっております。

157ページをお願いします。

目の6熊本地震関係費、節の18補助金の1熊本県住宅耐震改修事業補助金は、木造戸建て住宅の耐震強化に係る補助金になります。

その下、2の地盤改良補助金は、熊本地震により被災し、解体した住宅を同一敷地内で再建する場合の地盤改良工事に対する補助金でございます。こちらは復興基金の創意工夫分の対象事業としております。

また、3のブロック塀撤去補助金は、個人所有の危険なブロック塀の撤去費用に係る補助金でございます。

160ページをお願いいたします。

項の4、目の3住宅建設費につきましては、長寿命化計画に基づきます、あけぼの団地の大規模改修事業が主なものでございますけれども、こちらも骨格予算ということで、必要経費分を計上いたしております。

161ページをお願いします。

目の4熊本地震関係費、節18の補助金では、県の復興基金事業であります民間賃貸住宅入居支援事業及び転居費用助成事業、公営住宅入居助成事業をそれぞれ計上しておりますけれども、事業縮小により前年比1千404万円の減額となっております。

続きまして、款の9、項の1、目の1常備消防費、節の18菊池広域連合消防本部負担金は、高規格救急車の整備完了などにより、前年比1千827万円の減になります。

163ページをお願いします。

目の3消防施設費は、新庁舎建設に伴います防災設備の整備費用減などにより、前年比1億4千万円の減となっております。

165ページをお願いします。

目の5災害対策費、166ページに行きまして、節の12委託料の下段、水位予測システム管理運營業務委託、それから防災システム保守点検業務委託につきましては、新庁舎開庁後の新たな防災システムに係る費用になります。

その下の節の14工事請負費、県防災設備移設工事、それから震度情報設備再設置工事につきましては、仮設庁舎内に設置されています当該設備につきまして、新庁舎開庁に合わせて移設をするものでございます。既存設備の移設については、国庫補助及び起債等の財源がございませんので、復興基金を財源とし整備を行う予定といたしております。

続きまして、既設防災無線交換柱の撤去工事は、旧国道57号線沿いに設置しております防災行政無線用の交換柱の撤去工事になります。

168ページをお願いいたします。

款の10、項の1、目の2事務局費、170ページに移りまして、節の11役務費、通信運搬費はモバイルルーター100台分のインターネット通信費の計上により、前年比495万円の増になります。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に対し、迅速に対応できるよう計上するもの

でございます。

続きまして、節12委託料の4番目になりますけれども、町内学校情報通信等業務委託につきましては、GIGAスクール構想に伴う端末整備が進んだことによりまして、サポート体制の強化を図る目的としまして、サポート人材を1名増加するものでございます。

174ページをお願いします。

目の4新型コロナウイルス感染症対策費は、節の10消耗品費で、引き続き感染症対策としまして、消毒液、マスク等を購入をするものです。

節の13使用料及び賃借料は、こちらも感染症対策で、小中学校に設置します仮設の手洗い場に対する使用料でございます。

続きまして、項の2、目の1学校管理費、176ページに移りまして、節の13使用料及び賃借料の一番下になりますけれども、授業目的公衆送信使用料は、ICTを活用した事業を行うにあたり、ウェブ上にある様々な著作物につきまして、その利用が円滑に可能となるように一括して指定管理団体に支払うものでございます。

178ページをお願いします。

目の2教育振興費、節の19扶助費、要保護及び準要保護児童援助費は、対象者の増加により、前年比393万円の増となっております。

その下、学校建設費は、大津小学校の増築事業の完了により廃目となっております。

続きまして、項の3中学校費、目の1学校管理費、180ページに行きまして、節の13使用料及び賃借料の一番下ですけれども、事業目的公衆送信使用料は小学校同様、ICTを活用した事業における著作物使用に係る使用料になります。

182ページをお願いします。

目の2教育振興費、節の19扶助費の要保護及び準用保護生徒援助費につきましても、対象者の増加により、前年比455万円の増となっております。

その下、学校建設費は、大津北中の増築事業の完了で廃目となっております。

188ページをお願いします。

項の5社会教育費、目の2公民館費、189ページに移りまして、節の13使用料及び賃借料の一番下ですけれども、リモートロック使用料は令和2年度町内の社会教育施設に導入しましたリモートロックシステムに係る使用料になります。

190ページをお願いします。

目の3生涯学習センター費、192ページに移りまして、節の17備品購入費は、電波法の関連法令の改正に伴います機器の更新が主なものになります。

197ページをお願いします。

目の7図書館運営費、199ページに移りまして、節の13使用料及び賃借料の下から3番目ですけれども、電子図書システム使用料は令和2年度に導入いたしました電子書籍に係るクラウドの使用料等になります。

続きまして、目の8社会資本整備総合交付金事業費は、骨格予算により必要経費分の計上をいたしております。

200ページをお願いいたします。

木の9新型コロナウイルス感染症対策費、節の10需用費は、図書館内で使用します消毒液など、感染症対策物品の購入費になります。

また、節の17備品購入費は、返却される本の消毒作業に使用しますブックトラックの購入費になります。

202ページをお願いします。

項の6、目の2体育施設費です。203ページに行きまして、節の12委託料の一番上ですが、運動公園の管理委託につきましては、園内の植栽等の管理に加え、球技場、競技場、多目的広場の年間管理を追加したことにより、前年比3千193万円の増となっております。

205ページをお願いします。

目の3学校給食費、207ページに移りまして、節の14工事請負費は、給食センター内の冷蔵室の冷却装置部分につきまして、老朽化、そしてメーカー側の修理の対応終了によりまして、装置全体の改修を行うものになります。

208ページをお願いいたします。

款の11、項の1、目の1農業施設災害復旧費、209ページの節13使用料及び賃借料は、自然災害における初動対応のため、重機借上料を新たに計上いたすものでございます。

211ページをお願いします。

款の12公債費です。利率の低下等によりまして、利子については減額となっておりますけれども、熊本地震関係の借り入れにより元金償還の発生が影響し、元金は増額しております。総額では6千577万円の増となっております。

なお、令和3年度末の起債残高見込みは183億8千57万円となる見込みです。このうち、災害関係が62億8千万円、約34%、臨時財政対策債が63億円、約34%となる見込みになります。

款の13予備費で財源調整をいたしております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時15分より再開します。

午後2時06分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 続きまして、歳入についてご説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

12ページですけれども、款の1、項の1町民税、目の1個人ですけれども、新型コロナウイルス

スの感染症拡大による経済への影響を考慮しまして、前年比4千万円の減額で計上いたしております。

目の2法人につきましても、新型コロナウイルスの影響を見込みまして、対前年比4千700万円の減額で計上しております。

項の2、目の1固定資産税につきましても、新型コロナウイルスによる減免、あるいは家屋の評価替え等の影響によりまして3千100万円の減額で計上いたしております。

なお、新型コロナウイルスに係ります固定資産の減免に係る減収分は後ほど説明いたしますけれども、特例交付金で補填されることとなっております。

13ページをお願いいたします。

項の3軽自動車税から、項の5入湯税までは、前年度の実績等により計上いたしております。

14ページから17ページですけれども、款の2の地方譲与税から、款9の環境性能割交付金は、前年度の実績見込みや国が示します地方財政計画に基づき計上をいたしております。

次の款の10、項の1地方特例交付金は、令和2年度の実績見込みを参考に国が示します地方財政計画に基づき計上をしております。

18ページをお願いします。

項の2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、先ほど町税の固定資産税で少し触れましたけれども、新型コロナウイルスの影響を受け、売上が減収となった中小事業者に対しまして、令和3年度課税の1年度分に限り償却資産等の固定資産税の減免をするもので、その減収分につきましては当該交付金により補填されることとなっております。

款の11地方交付税は18億円で、前年比1億5千万円の増となっております。内訳としましては、普通交付税が16億円、特別交付税が2億円でございます。災害復旧事業に係る公債費の増や、令和2年度の国勢調査によります人口増などにより、基準財政需要額の伸びを見まして、普通交付税を前年比2億円の増といたしております。

款の12交通安全対策特別交付金は前年同額でございます。

19ページをお願いします。

款の13分担金及び負担金から、24ページの款14使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上をいたしております。

25ページをお願いします。

25ページですけれども、款の15国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金でございます。

項の1、目の1民生費国庫負担金、節の3社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、負担割合、それから対象人数の増加により、前年比681万円の増となっております。

続きまして、節の4障害者福祉費負担金の2番目ですけれども、障害者自立支援給付費国庫負担金は、歳出でございました障害福祉サービス事業の増加に伴い、前年比2千78万円の増となっております。

続きまして、目の2、節の1保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業におけます予防接種委託費に係る国庫負担金になります。

26ページをお願いいたします。

教育費の国庫負担金は、大津小学校と大津北中学校の増築事業の完了により廃目とするものです。続きまして、項の2国庫補助金、目の1、節の1児童福祉費補助金の一番下ですけれども、保育所整備交付金は町内私立幼稚園の認定こども園化の整備補助金に係る交付金になります。

27ページをお願いいたします。

節の3社会福祉費補助金は、地域福祉推進事業やくらしの相談窓口設置などに係る補助金になります。

次に、目の2衛生費国庫補助金、節の2衛生費補助金の2番目ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業におけるコールセンターの委託やウェブ予約システムなどの使用料などに係る国庫補助金になります。

続きまして、目の3土木費国庫補助金、節の2都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金（地域住宅計画）は、家賃低廉化事業に係る補助金になります。その下、安全ストック形成事業につきましては、木造戸建て住宅の耐震強化事業に係る補助金が主なものになります。

28ページをお願いいたします。

項の3、目の1総務費委託金は、衆議院総選挙に係る国委託金が主なものになります。

29ページをお願いいたします。

款の16県支出金、項の1、目の1民生費県負担金、節の4障害者福祉費負担金の上から2番目ですが、熊本県障害者自立支援給付費等負担金は、こちらも障害福祉サービス事業の増に伴い、前年比1千39万円の増となっております。

30ページをお願いいたします。

項の2、目の1、節の2熊本地震復興基金交付金につきましては、それぞれ県の復興基金基本事業分を計上いたしております。仮設住宅の集会所等を再利用する、そして住まい再建継続利用支援事業の減や、各種事業の縮小などによりまして、前年比2千544万円の減となっております。

31ページをお願いいたします。

目の2、節の2老人福祉費補助金は、認知症高齢者グループホームの整備事業の完了によりまして、4千800万円の減となっております。

32ページをお願いいたします。

目の3、節の3衛生費補助金の一番下ですけれども、少子化対策総合交付金は一般不妊治療費の助成や結婚チャレンジ補助などに係る県の補助金になります。

38ページをお願いいたします。

38ページ、款の18、項の1、目の1一般寄附金です。ふるさと寄附金の前年度実績見込みにより、前年比1億4千97万円の増としております。

40ページをお願いいたします。

款の19繰入金になります。目の2大津町公共施設整備基金繰入金は、学童保育施設整備に係る財源が主なものでございます。

目の4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から6億5千万円を繰り入れています。繰り入れ後の財政調整基金残高は約19億6千万円となる見込みでございます。

目6庁舎建設基金繰入金は、新庁舎建設に係る基金繰入金でございます。

目の7熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、別添の予算概要の最終のページに記載しておるような事業になります。

43ページをお願いします。

款の21諸収入、項の4、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、歳出の款3でご説明いたしましたけれども、保険事業と介護予防を一体的に取り組む新たな事業に係る歳入で、後期高齢者医療広域連合より受け入れるものでございます。

47ページをお願いいたします。

款22町債は、第3表の地方債でご説明したとおりでございます。

最後に、237ページをお願いいたします。

237ページですけれども、新庁舎建設事業の継続費における支出予定額及び事業の進捗状況等に関する調書になります。

一番右の欄ですけれども、継続費総額に対する進捗率ですが、令和2年度までで57%、令和3年度は最終年度でございますので、合計で100%の進捗となる予定でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、議案第24号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書はこちらの中ほどにピンクでありますけれども、それでは予算書1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7千518万8千円と定めております。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

予算の概要は、53ページから54ページとなります。

それでは、歳出から主なものについて説明をいたします。

予算書は15ページ、予算の概要は53ページの下段からとなります。

款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険の事業運営のための事業費などで、主なものは節11の役務費で被保険者証と保険税納付書などの郵送費になります。

16ページをお願いします。

目2連合会負担金は、会員となっている国保連合会への負担金で、平等割、被保険者数割などにより算出されるものです。

項2、運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務付けられております国民健康保険運営協議会の運営経費です。

17ページをお願いします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する医療費の原則7割の保険給付費の費用です。

目3一般被保険者療養費につきましては、治療用装具などに対する費用などの償還払いの予算となります。

18ページをお願いします。

款2、項2高額医療費は、高額な医療費に対し、所得に応じて一定の金額を超えた分を寄附するものです。一般被保険者高額療養費が前年と比較しまして1千800万円の増となっておりますが、令和2年度の給付実績が悪性新生物や心疾患などの件数増加により増えていることを考慮しております。

20ページをお願いします。

款2、項4、目1出産育児一時金は、1件42万円の給付を35件分計上しております。

21ページをお願いします。

款2、項5、目1葬祭給付費は、1件2万円の給付を40件分計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金は、22ページにかけてとなりますが、県との共同運営に伴い、町が県に納める納付金となります。

項1の医療給付費分、項2の後期高齢者支援金等分、項3の給付納付金分につきましては、それぞれの金額は県が市町村ごとの医療給付費や所得の水準などにより按分し、算定した額を計上しております。総額8億3千749万円で、前年度比3千37万3千円の減となっております。要因につきましては、被保険者数の減に伴う保険給付費総額の減などにより減額となったものです。

24ページをお願いします。

款6、項1特定健康診査等事業費の主なものは、節12の委託料で、特定健診、特定保健指導及び人間ドックなどの事業に要する費用などを計上しております。

25ページをお願いします。

款6、項2、目1保健衛生普及費は、医療適正化のための啓発に係る経費などです。

目2鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられ方に対して、施術費用の一部を補助するものです。

27ページをお願いします。

款9、項1償還金及び還付加算金は、保険税の還付金などの予算を計上しております。

28ページをお願いします。

款10予備費は、551万7千円を計上しております。

続いて、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は5億2千717万円、目2の退職被保険者等国

民健康保険税を6千円として計上し、保険税の総額を5億2千717万6千円で、前年度比3千964万5千円の減を計上しております。減額の主な要因は、昨年度から発生しました新型コロナウイルスの影響などにより、収入減を見込んだことによるものです。

10ページをお願いします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金は、保険給付費や保健事業等に対して交付されるものです。前年比2千607万4千円の増は、主な要因としましては保険給付費見込額の増に伴うものです。

節1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されるもので、節2の特別交付金は11ページにかけてになりますが、町が行う保健事業へのインセンティブや結核などに係る保険給付費が多額である場合などの特別な事情を考慮して交付されるものです。

款6、項1、目1一般会計繰入金、節1及び節2の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分などに充てるための繰入金で、4分の3が県負担金、4分の1が町負担となっております。前年度までは健康基盤安定繰入金として節を1本で計上しておりましたが、国の通達に基づき令和3年度より節1を保険税軽減分、節2を保険者支援分として細分化したところでございます。

12ページをお願いします。

節2職員給付費等繰入金は、歳出の総務費に相当する額を繰り入れるものです。

節3助産費等繰入金は、出産育児一時金に充当するもので35件分を計上しております。

節4財政安定化支援事業繰入金は、所得水準、病床数、高齢者の割合など、保険者の割合など、保険者の責めに帰さない事由により、財政上の不均衡を是正するため繰り入れるもので、所要の地方財政措置が講じられております。

13ページをお願いします。

款7、項1、目1繰越金は、前年度から1千万円を増額して繰越見込額を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第26号、令和3年度大津町介護保険特別会計予算について説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7千457万9千円と定めております。

第2条で、債務負担行為を5ページに記載の第2表とおりに、また第3条で一時借入金の最高額を1億円としております。

それでは、歳出から主なものについて説明いたします。

予算書は17ページをお願いいたします。

予算の概要は56ページからとなります。

款1、項1、目1一般管理費は、介護保険の事業運営のための経費などで、主なものは節12委託料の報酬改定などに伴うシステム改修委託となります。

18ページをお願いいたします。

款1、項2、目1賦課徴収費、介護保険料の賦課徴収に要する事務経費などで、主なものは節

1 1 役務費の納付書などの郵送料などになります。

予算書の19ページをお願いします。

款1、項3、目1介護認定審査会費は、介護保険を利用するため、要介護認定の申請などをされた方に対する認定審査に要する経費で、主なものは節18負担金の菊池広域連合で実施している介護認定審査会関連業務などに関する町負担金です。

予算書は19ページをお願いいたします。

目2認定調査費等は、要介護認定の申請などをされた方に対する認定調査や主治医意見書などに対する経費で、主なものは節1報酬の会計年任用職員の報酬になります。

款1、項4、目1計画策定等委員会費は、令和3年3月策定の第8期の大津町介護保険事業計画の進捗管理を行うためなどの経費となります。

予算書の21ページをお願いします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担を除いた残りの保険給付費で、主なものは節18負担金のうち、1介護サービス給付費になります。

款2、項2、目1その他諸費は、介護保険サービス事業者が提出する介護給付費請求書の審査、支払い、データ入力などに係る手数料でございます。

予算書の22ページをお願いします。

款2、項3、目1高額介護サービス等費、及び款2項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険サービス利用者が支払った自己負担金が、世帯合計で一定の金額を超えた場合に超えた分の払い戻しをするためのものです。

予算書の23ページをお願いします。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態とならないようにするための介護予防事業に関する経費で、主なものは節18負担金の介護予防・生活支援サービス事業費となります。

予算書の24ページをお願いします。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者や事業対象者に対し、介護予防などのサービスが適正に提供されるようケアプランを作成していただく際に要する経費でございます。

予算書は24ページをお願いいたします。

款3、項2、目1一般介護予防事業費は、65歳以上の方の一般介護予防事業を実施するために要する経費で、主なものは節12委託料の各種教室や介護予防関連事業の委託料となります。

予算書は25から27ページになります。

款3、項3、目1包括的支援事業費は、包括支援センター運営や認知症施策推進事業などの社会保障充実分に関する費用で、主なものは節12の委託料となります。

予算書の27ページをお願いします。

款3、項3、目2任意事業費は、高齢者の在宅生活を支援するための事業に関する経費で、主なものは節12の委託料となります。

予算書の29ページをお願いします。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金は、同基金に係る利子の積み立てとなります。

款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分に係る介護保険料の払戻金となります。

予算書の30ページをお願いします。

款5、項2、目1一般会計繰出金は、町の一般会計にて行う外出支援サービスなどに充当するため、保険者機能強化推進交付金を一般会計に繰り出すものでございます。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入となります。節1では、年金からの天引分を、節2では納付書による窓口払いや口座振替などにより支払われる保険料を徴収しております。

予算書の10ページをお願いします。

款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の国負担分でございます。

款3、項2、目1調整交付金は、第1号被保険者の年齢階級や所得などの分布状況を調整して国から配分されるものでございます。

目2地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の国負担分に係る交付金でございます。

目3保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止などに対する市町村の取り組みを支援するために交付されるものでございます。

予算書の11ページをお願いします。

目4介護保険事業費補助金は、介護報酬改定などに係るシステム改修の費用に対する補助金でございます。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業を拡充して行う高齢者の介護予防・健康づくりの取り組みを支援するために交付されるものです。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

目2地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の第2号の被保険者負担分とするものです。

予算書の12ページをお願いします。

款5、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の県負担分となります。

款5、項2、目1地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の県負担分となります。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費歳出見込額の町負担分となります。

予算書の13ページをお願いします。

目2 地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の町負担分などとなります。

目3 低所得者保険料軽減負担金繰入金は、介護保険料が第1段階から第3段階の方々の負担軽減を図るものでございます。

目4 その他一般会計繰入金は、認定調査や審査会、その他の介護保険事業に係る事務費などの繰入金になります。

14ページをお願いします。

款7、項1、目1 利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子収入となります。

予算書の15ページをお願いします。

款9、項2、目1 雑入は、認定資料コピー代などとなります。

予算書のさらに15ページです。

款9、項3、目1 介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成に伴う収入などとなります。

以上、介護保険特別会計でございます。

続きまして、議案第27号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6千545万8千円としております。

それでは、まず歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

予算の概要は59ページになります。

款1、項1、目1 一般管理費は、後期高齢者医療保険の市町村事務を行うための経費です。

款1、項2、目1 徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費で、主なものは節11 役務費で、保険料決定通知書などの郵送料となります。

13ページをお願いします。

款2、項1、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が町に納付した保険料などを広域連合へ納付するものです。

予算書13ページをお願いします。

款3、項1、目1 健康診査費の主なものは、14ページの節12 委託料で、基本健診及び人間ドックの委託料になります。

目2 鍼灸施術費は、鍼灸施術費用の一部を助成する経費となります。

15ページをお願いします。

款5、項1、目1 予備費で85万5千円を計上しております。

続きまして、歳入を説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1特別徴収保険料及び2の普通徴収保険料は、年金手引きとなる特別徴収対象者を令和元年度の実績から全体の51.4%、また目2普通徴収保険料を全体の48.6%と見込み、大津町における後期高齢者の保険料を2億6千635万7千円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか、保険料の徴収に係る事務費などを一般会計から繰り入れるものです。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額を一般会計から県負担分4分の3に、町負担分4分の1を加えて繰り入れるものです。

目3保険事業等繰入金の節1鍼灸施術補助繰入金は町の単独事業で、鍼灸施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものです。

節2人間ドック補助繰入金は、人間ドックの受診費用を補助するために一般会計から繰り入れるものです。

9ページをお願いします。

款5、項1、目1繰越金は、令和2年度の決算見込みにより計上しております。

10ページをお願いいたします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） 議案第25号、令和3年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてご説明いたします。

議案集は83ページ、予算書の概要は55ページをお願いいたします。

予算書は、特別会計の2つ目で、国民健康保険税の次になります。共有財産の見出しとなっております。介護保険の一つ手前になります。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は5千161万6千円と定めます。

歳出からご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1一般管理費です。前年比209万4千円の増につきましては、一般会計繰り出しで実施いたします真木団地の施業の増によるものでございます。

財源のご説明を申し上げます。

その他の29万4千円につきましては、市町村負担金17万1千円、財産収入1万8千円、一般会計繰入金10万5千円の合計となっております。

節の11役務費は、作業道及び境界刈り払い等に係る作業員の手数料です。

節の18負担金補助金及び交付金、負担金1番の大規模林道事業賦課金27万8千円につきまし

ては、大規模林道菊池人吉線に係る事業の受益者負担金です、令和4年度で償還が終了いたします。

節27繰出金1千74万4千円につきましては、分収契約に基づき真木団地において県が伐採した伐採後の植栽下刈等の施業に係る一般会計への繰出金となっております。一般会計の町有林保育事業等委託の中で実施しており、令和3年度の主な事業は下刈78.6ヘクタール、植栽7.7ヘクタール等となっております。

予算書の10ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の1は予備費で財源調整となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

款の1、項の1、目の1、節の1市町村負担金17万1千円につきましては、大規模林道菊池人吉線事業の賦課金で、菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村の関係市町村負担金となっております。前年比77万1千円の減は、大規模林道償還金予定表に基づきます償還額の減少によるものでございます。

款の2、項の1、目の1、節の1財産収入1万8千円の主なものは、無線基地局として携帯電話会社へ敷地を貸し付ける貸付料です。

款の3、項の1、目の1、節の1一般会計繰入金10万5千円は、大規模林道菊池人吉線事業賦課金の大津町分となっております。前年比47万7千円の減は、先ほど市町村負担金で説明した内容と同様となっております。

予算書の8ページをお願いいたします。

款の4、項の1、目の1、節の1前年度繰越金5千132万2千円は、今後の真木団地における植栽、下刈り等の施業に備え、県分収金を繰越金として調整するもので、前年比953万1千円の増は前年度県分収金の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 村山土木部長併任工業用水道課長。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 議案第28号、令和3年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の概要は60ページと61ページをお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として平成2年から熊本中核工業団地内の企業に給水を行っております。

第2条の業務の予定量ですが、給水先事業所は6事業所で、日量3千立方メートルの給水量を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、工業用水道事業収益が6千349万2千円、事業費用が7千858万2千円を予定しております。

第4条で資本的収入及び支出ですが、収入はありません。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収支ですが、899万9千円になっております。

第5条で経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で1千79万7千円を予定しております。

第6条で利益剰余金のうち31万6千円の処分として、減災積立金を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものをご説明いたします。

上段の表の収入で、款1、項1、目1給水収益を6千170万5千円としております。

下段の表の支出、款1、項1、目1原水費3千593万円は、ポンプ場の電気代、修繕費等です。

目3総係費1千579万円は、職員人件費、負担金、システム使用料、管理保守委託費などでございます。

次の節の2ページをお願いいたします。

項2営業外費用の254万7千円は、企業債の利息及び消費税でございます。

続いて、資本的収入及び支出に移ります。

下段の表の支出の款1、項1、目1建設改良費668万3千円は、第一水源池高圧受電盤等更新工事に伴う工事請負費でございます。

項2、目1企業債償還金の31万6千円、企業債元金の償還額であります。

節の3ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

ページ左の1、業務活動によるキャッシュフローは913万6千円のプラスとなっております。

右側、2、投資活動によるキャッシュフローは668万2千500円のマイナスとなっております。

その下、3、財務活動によるキャッシュフローは31万5千980円のマイナスとなっており、資金の期首残高は1億1千207万2千424円、期末残高は1億1千420万9千942円となる予定でございます。

節4から7ページまでは、職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与明細でございます。

節、8ページをお願いします。

令和3年度の予定貸借対照表ですが、固定資産合計を3億5千857万8千531円、(2)流動資産合計を1億1千420万9千942円、一番下、資産合計4億7千278万8千473円とし、節、9ページをお願いいたします。(3)固定負債合計を532万9千982円、(4)流動負債合計を621万9千192円、(5)繰延収益合計を4千832万1千260円とし、一番下ですが、負債資本合計で4億7千278万8千470円を予定しております。

節、10ページから11ページには、注記として重要な会計事項を記載しております。

節、12ページをお願いいたします。

令和2年度の予定損益ですが、純利益は下から4行目の361万1千66円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第29号、令和3年度大津町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算の概要は、61ページから62ページをお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

公共下水道事業は、本年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計で運用しております。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1万360戸、年間有収水量は356万2千487立米、1日平均処理水量は9千520立米を予定しております。

主な建設改良費は、公共下水道施設整備費で5億4千253万4千円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が7億3千694万6千円、事業費用が7億9千806万4千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入が6億6千457万2千円を予定しております。

2ページをお願いいたします。

支出が8億5千651万円を予定しております。

第5条で債務負担行為を定めており、事項1、下水道区域内の水洗化を図るため、金融機関が融資した資金の損失補償をするものです。

事項2の融資枠は、水洗化造成資金1件で50万円となり、期間、限度額は記載のとおりでございます。

表下段の大津町公共下水道全体計画等見直業務委託につきましては、都市計画の用途地域の見直しに合わせて、公共下水道の全体計画等の見直しを行うもので、期間は令和5年度、限度額は1千万円となります。

3ページをお願いいたします。

第6条で起債の目的、限度額等を定めております。

第7条で一時借入金の借入最高額を5億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用について、地方公営企業法施行令第18条の2に基づき定めたものです。

第9条で経費の流用に関する議会の議決事項として、職員の給与費等で3千824万4千円を予定しています。

第10条で他会計からの補助金として、一般会計からの補助金8千20万6千円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

上段の表の収入で、款1、項1、目1下水道使用料4億4千323万2千円は、公共下水道施設利用者から排出される生活雑排水や工業排水に対する一般住宅、学校、企業等の公共下水道使用料を見込んでおります。

項2、目2補助金の6千212万1千円は、社会資本整備交付金と一般会計からの人件費、起債利子の償還に充てる補助金です。

下段の表の支出の款1、項1、目1環境費2千232万2千円は、下水道管路、マンホールポンプの維持管理に関する経費です。

目2ポンプ場費1千94万6千円は、室、引水の汚水中継ポンプ場の維持管理に関する経費です。

目3処理場費1億9千669万5千円は、浄化センターの維持管理に関する経費です。

目4総係費4千981万7千円の主なものは、維持管理に係る職員の人件費、電算システムの使用料、事業会計支援事業委託等になります。

目5減価償却費は4億6千818万4千円、これは取得した資産を令和3年3月末で評価した資産に対する減価償却になります。

目6資産減耗費240万8千円は、井戸水メーター取替と汚泥処理施設改築工事に伴う固定資産未償却残高の減額になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費4千514万1千円は、長期債利子及び一時借入利子です。

次のページの節2をお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出になります。

上段の表の収入、款1、項1、目1建設改良債2億5千980万円は、公共下水道事業債となり、浄化センターの増改築、管路の委託費、工事費、補償費に対する借り入れと、公共下水道事業債特別措置分は元金償還分になります。

公営企業等災害復旧事業債は、新庁舎建設負担金分となっております。

項2、目1出資金1億3千443万7千円は、企業債元金の一般会計出資金です。

項3、目1国庫補助金2億4千220万円は、下水道事業に対する社会資本整備交付金と、防災安全交付金となっております。

目2他会計補助金1千818万5千円は一般会計からの補助金で、維持管理業務を行う職員への人件費に充当予定です。

項4、目1受益者負担金及び分担金995万円は、令和2年度に下水道を整備しました公共下水道事業区域の土地1平方メートルにつき300円を付加するものです。

下段の表の支出、款1、項1、目1建設改良費5億4千253万4千円は、建設改築に係る経費を計上したもので、職員の人件費、管路や浄化センターの測量設計等業務委託、工事請負費等になります。

項3、目1企業債償還金3億1千147万6千円は、企業債の元金の提示償還分になります。

次のページ、節3をお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書です。

ページ左側の1、業務活動によるキャッシュフローは、1億6千651万6千467円のプラスとなります。

右側上、2、投資活動によるキャッシュフローは、2億4千957万2千964円のマイナスに

なっております。

3、財務活動によるキャッシュフローは、8,276万1,019円のプラスとなっております。

経営の状況としては、投資財の返済増加が予定されております。

資金の期首残高は2億3千648万2千536円で、期末残高は2億3千618万7千58円になる予定でございます。

節4から節7ページまでは、職員5人分と会計年度任用職員1人分の給与明細になっております。節の8ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書になります。

続きまして、節9ページをお願いいたします。

令和3年度の予定貸借対照表ですが、1、固定資産合計を117億5千687万4千87円、2、流動資産合計を2億9千231万3千772円、一番下が資本合計120億4千918万7千859円とし、節10ページに入りまして、3、固定負債合計を32億16万3千382円、4、流動負債合計を5億358万3千985円、5、繰延収益を55億7千309万6千43円とし、次の節11ページに入り、6、資本金合計27億984万1千815円、7、剰余金合計6千250万2千634円、資本金合計が27億7千234万4千449円、一番下の負債資本合計で120億4千918万7千859円を予定しております。

節12ページから13ページには、注記として重要な会計事項を記載しております。

節14ページをお願いいたします。

令和2年度の予定損益ですが、純損失は下から3番目の6千588万9千227円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第30号、令和3年度大津町農業排水事業会計予算についてご説明いたします。

予算の概要は63ページと64ページをお願いします。

予算書の1ページからご説明いたします。

農業集落排水事業は、本年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計で運用しております。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は966戸、年間有収水量は26万8千124立米、1日平均処理水量は735立米を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が1億1千715万9千円、事業費用が1億6千674万9千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、収入が7千112万6千円、支出が7千374万8千円を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第5条で一時借入金の借入限度額を6千万円と定めております。

第6条で予定支出の各項の経費の流用について、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき

定めております。

第7条で経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で479万4千円を予定しております。

第8条で、他会計からの補助金として、一般会計からの補助金3千801万6千円を予定しております。

次に、説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

上段の表の収入で、款1、項1、目1は農業集落排水事業費使用料3千万円で、矢護川、錦野及び杉水、平川地区の施設使用料を見込んでおります。

項2、目2補助金3千801万6千円は、一般会計からの人件費、起債利子の償還、維持管理費に充てる補助金です。

下段の表の支出の款1、項1、目1環境費1千391万2千円は、マンホールポンプの光熱水費、修繕費、維持管理業務委託等になります。

目3処理場費2千462万6千円は、矢護川、杉水、錦野浄化センターの光熱水費、汚泥引抜き手数料などの維持管理業務委託費になっております。

目4総係費552万円は、職員の人件費、保険料、燃料費等になっております。

目5減価償却費の9千543万1千円は、これまでに取得した資産を令和3年3月末で評価した資産に関する減価償却になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費の2千470万9千円は、長期債利子及び一時借入金の利子になっております。

次のページの節2をお願いします。

資本的収入及び支出です。

上段の表の収入、款1、項2、目1出資金7千116万6千円は、企業債元金償還のための一般会計出資金です。

項4、目1負担金及び分担金6万円は、農業集落排水事業区域、錦野、杉水、平川、矢護川地区の土地、家屋所有者等からの分担金になっております。

下段の表の支出、款1、項3、目1企業債償還金の7千112万6千円は、企業債の元金の定時償還分になっております。

3ページをお願いします。

予定キャッシュフロー計算書になります。

左の1、業務活動によるキャッシュフローは10万9千826円のプラスとなります。

右側上、2、投資活動によるキャッシュフローは3万9千231円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュフローは5万9千95円のマイナスになっております。

資金の期首残高は1千535万8千986円、期末残高は1千544万8千948円になる予定でございます。

4ページから7ページまでは、職員1人分の給与費明細になります。

節の8ページをお願いいたします。

令和3年度の予定貸借対照表ですが、1、固定資産合計を29億4千840万5千726円に、流動資産合計を1千919万1千728円、一番下、資産合計29億6千759万7千459円とし、節の9ページに入りまして、3、固定資産負債合計を11億4千503万2千131円、4、流動負債合計を7千447万9千334円、5、繰延収益合計を14億5千69万4千315円とし、10ページに入りまして、6、資本金合計3億7千41万1千123円、7、剰余金合計マイナス7千301万9千494円、資本合計が2億9千739万1千674円、一番下、負債、資本合計で29億6千759万7千454円を予定しております。

11ページから12ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

節の13ページをお願いいたします。

令和3年度の予定損益ですが、純損失は下から3行目の4千361万8千703円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時13分 散会

本 会 議

議案質疑、討論、表決

委 員 会 付 託

令和3年第2回大津町議会定例会会議録

令和3年第2回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第2日)

令和3年3月9日(火曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 西 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金 田 英 樹</td> <td>総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長</td> <td>伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総務部財政課主幹 兼 財 政 係 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>豊 住 浩 行</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平 岡 馨</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>齊 藤 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>清 水 和 己</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道	副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 財 政 係 長	本 司 貴 大	総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美	住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨	土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩	総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範			総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成		
町 長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道																																		
副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 財 政 係 長	本 司 貴 大																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨																																		
土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩																																		
総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範																																				
総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己																																				
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成																																				

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 3 年 3 月 9 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 議案質疑

議案第 1 号	質 疑
議案第 2 号	質 疑
議案第 3 号	質 疑
議案第 4 号から議案第 5 号まで	一括質疑
議案第 6 号	質 疑
議案第 7 号	質 疑
議案第 8 号から議案第 9 号まで	一括質疑
討論、表決	
議案第 1 0 号	質 疑
議案第 1 1 号	質 疑
議案第 1 2 号	質 疑
議案第 1 3 号から議案第 1 5 号まで	一括質疑
議案第 1 6 号から議案第 1 9 号まで	一括質疑
議案第 2 0 号	質 疑
議案第 2 1 号	質 疑
議案第 2 2 号	質 疑
議案第 2 3 号	質 疑
議案第 2 4 号	質 疑
議案第 2 5 号	質 疑
議案第 2 6 号から議案第 2 7 号まで	一括質疑
議案第 2 8 号から議案第 3 0 号まで	一括質疑

日程第 2 請願第 1 号 国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を
求める請願

日程第 3 委員会付託

議案第 1 0 号から議案第 3 0 号まで

請願第 1 号

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議 長（桐原則雄君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。議案第1号、大津町長の給与の特例に関する条例の制定についてから、議案第9号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第8号までの9件は、委員会付託を省略することに、決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第1号について、質疑いたします。

今回の町長の給料の特例に関する条例ということで上程されておりますが、これは選挙時に選挙公約として町長が選挙戦に用いた町民との約束の一つだと、そういうふうに理解しております。これはこれでいいんですけども、ただ単に給料を減額すると。本来、給料というのは町税から支払われるのが筋です。ですから、減額だけだったならば、歳出減になるだけですよね、給与の。ですから、これに明確性をもたせなくてよかったのかなど。条例はできましたけれども、予算書においては出てこないと思うんですよ。ですから、例えば町長の基金なり何なり、何かの費目を設けるとか、明確性に欠けるんじゃないかなと思う部分を感じます。確かに、この姿勢というのは褒めるべき姿勢だろうと思います。ただ、そこですね、せっかくここまで給料を減額すると言っておられるので、もう少し町民に対するアピールもあっていいんじゃないかなと思われまので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。永田議員の質疑にお答えいたします。

質疑の内容は、一つは用途の明確性に欠けるので、せっかくやるのであれば、用途も定めた上でやったほうがいいのではという指摘だったかと思えます。

まず、こちらの一番の目的なんですけども、所信で述べましたとおり、まずは私が政治家として住民の皆様と心を一にして、一致結束してやっていくためにこの減額という形を取らせていただきました。用途に関しては、公約の上ではコロナ対策に全力というところで掲げております。今後、コロナの動向も見ながら、そこはしっかりと、主にコロナの対策に充てながらやっていきたいと、そのように考えております。

ただ、繰り返しになりますけども、やはりまずは心の部分で住民の皆様と一緒にやっていきたいという思いで、この公約とこの議案のほうを上げさせていただいております。以上になります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 議案第3号について、2点質疑を行います。

第1点目は、予算書の85ページです。目の6の新型コロナウイルス感染症対策費1億8千600万円の補正前はあったんですが、3千万円の減額となっております。内訳として、新型コロナウイルス感染症対策家賃支援寄附金が3千万円減額となっております。300万円の減額であれば分かるんですが、かなり高額の家賃の支援に予算が回されたのに関わらず3千万円減額になった主な理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

次にもう1点は、88ページです。土木費の目の4の社会資本整備総合交付金事業費で、節の21で補償補填及び賠償金で1億2千万円増額となっております。1千200万円じゃなくて、1億2千万円が補償金として増額されております。予算の概要をみますと、室工業団地4号線に関わる補償金として1億2千100万円増額されたわけですが、室工業団地4号線、いわゆる町道の整備に関わる予算は、以前から説明がなされてきたわけでありまして、ここに来て1億2千万円ばんと補償費が計上された。担当の委員会では説明があったのかも知れませんが、我々ほかの議員には一体どこでこの1億2千万円もの高額な補正がどういう理由で発生したのとさっぱり分からない。一つはですね、本来、添付資料として地図とか根拠とかですね、まったく新しいわけですから、議会にも説明があつて然るべきかと思ひますけど、この件について質疑を行います。

○議 長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） 荒木議員の、コロナ対策関連費、家賃支援の減額の主な理由ということについてお答えいたします。

この補助金は、国の家賃支援給付金の認定事業者に対して家賃の補助をする町単独の家賃補助の事業でございます。想定件数をなかなか事業者数の想定は難しかったんですけども、事業者センサスから推定しまして260件ほどの想定をしておりました。現在までの申請件数が89件ということになっております。主な申請件数が伸びなかった理由としまして、減収の大きかった事業者の方は、国の持続化給付金のほうに、これを優先してされたんじゃないかと。重複受給はもちろんですけれども、まず第1に国の持続化給付金を優先されたのではないかとということです。

もう一つは、他の支援事業、例えば利子補給ですとか、GoToキャンペーンですとか、この辺の下支えが一定効果あつて、まだ申請までに、減額までに至らなかった事業者の方も多かったんじゃないかと。

そのほかに、先ほど申しましたけども、想定事業者数の絞り込みが大変困難で、分母の想定が課題となったと。それから、これは国のほうにも確認したんですけども、他事業への流用もある程度想定の中に入っていたのではないかとということで、この家賃支援の事業費の中からですね、現実的に国の持続化給付金、法人ですと200万円、個人ですと100万円というのがございましたが、こちらのほうに国の予算も流用されたというようなこともちょっと確認をしております。

それから、ほかの申請に比べまして、手続きが非常に煩雑で、添付書類をかなり簡略化されたということは伺っておりますが、中には断念をされた方もいらっしゃるんじゃないかなろうかということでございます。

それから、熊本市にも一応似たような同じ家賃支援がありまして、熊本市のほうにも確認しましたが、交付要件の絞り込み、大津町も交付要件は県内に事業所を有するというにしておりますので、大手の資本は本社が県外にございますので、そういったことで交付要件の絞り込みで該当しないところが出てきたのではないかとというようなことを主な原因というふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 村山土木部長併任工業用水道課長。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。荒木議員の質疑にお答えいたします。

室工業団地4号線の用地補償について、今回、金額が1億2千100万円ということになるということについて、詳しいご説明ということとしますので、ご説明したいと思っております。

室工業団地4号線については、室工業団地から本田技研のほうに抜く町道として町道認定を行い、今、道路改良を行っております。その中で、本年度事業といたしましては、用地交渉を行いながら、橋梁部分の6千万円の工事費を当初予算は組んでおりました。その用地交渉の中で、どうしても交渉がうまくいかないということで、今回その工事を断念いたしまして、室工業団地にある企業さんの事務所の移転の交渉についても同時に進行しておりました。

交渉については、先ほど申し上げました橋梁部分の用地交渉がうまくいかないことに伴い、工事費用を減らしまして、その分、企業さんの用地移転補償についてが進んでおりましたので、こちらの移転補償のほうを先に補正予算をお願いして移転補償の契約をさせていただくものになります。この建物補償については、いずれにしても補償する物件でございましたので、契約を先に進めて補償を先に行いたいというものになっております。先ほど申し上げました資料については、今後できるだけ分かりやすい資料を添付して説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 120万円とか1千200万円の補正ではないわけですね、この室工業団地の補償は。どうも私は熊本地震以来ですね、何千万円、何億円、何十億円というお金がですね、地震がなければ相当多額の事業であるという認識はそれまではあったと思うんですけど、地震以来、

あるいは今度のコロナもそうですが、何千万円、何億円という予算がですね、組まれる。それ自体は別にですね、必要なことだと思いますけど、その何か金額に麻痺しているのではなからうかと思うんです。それまで1億2千万円もの補償費が発生するとは我々も想定してなかったわけですよね。本来であれば、これほど多額の金であれば、新年度予算に1億2千万円計上すれば、そのような説明をして、審議の後、可決することができたわけですけど、今回補正はこの質疑と討論で可決か否決かどうか、我々は判断しなくちゃいかんということで、ここにきて変更は難しいかと思えますけど、なぜこの補正で補償しなければならなかった相当な理由がなければですね、納得がいかないわけですね。新年度予算になぜ回さなかったのか、また議会に対してですね、もうちょっと説明する必要があるという認識はなかったのか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 村山土木部長併任工業用水道課長。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 荒木議員さんの再質疑に対してお答えします。

今回の社会資本整備事業については、事業年度が決まっております、来年度が最終年度になっております。補償につきましては、新年度ということも考えたんですが、今回、橋梁部分の工事費について減額がどうしても必要になりましたので、そのまま補助金を使わせていただいて、補償費についてを計上させていただきました。補償についても、時間がかかる物件ですので、今回3月補正ということでお願いした次第になっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 諸々の事情があつてということだろうと思えますけど、再度申し上げますけど、この何千万円、何億円という予算を動かすわけですから、なぜそれが本当に必要なのかということですね、議会に対しても説明責任をですね、きちんと果たしていただきたい。新年度予算もございますので、強く指摘して質疑を終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 補正予算書の103ページの小学校費の中で、工事費の中で1億1千633万4千円の、トイレの工事と設備の防災機能強化ということで5千737万6千円、それと中学校のほうでトイレの改修で3千432万2千円というのと、防災機能強化ということで1千232万円が計上されております。今回の説明の部分では、トイレの改修、洋式化というのは、これは国の補助金で全額されていると説明を受けましたけども、今現在の進捗率をまず伺いたいと思います。要するに、洋式化で学校がどれぐらいもう工事が済んでいるのか、それともまだ今からするのの部分での進捗率をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。今、山本議員からのご質疑にお答えします。

まず、小中学校のトイレの大規模改良と、小中学校の防災機能強化工事につきましては、これは国の補正予算の3次補正予算のほうでですね、手を挙げさせていただいておりますので、まず予算

のほうを承認いただければ、そこから工事のほうにですね、進んでいくという形になりますので、一応全額繰り越して工事を行うような形になってまいります。

現在ですね、大津町内の小学校7校と中学校2校ありますが、進捗率としましては52%程度が洋式化が済んでいるということになっておりますので、この辺も少し遅れておりますので、この3次補正を利用して進捗率を上げていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案の第3号の減収補填債の分ですね。予算書では35ページ、概要書では8ページになります。それともう一つが、ひとり親家庭等の臨時特別支援金と生活支援臨時特別交付金、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、減収補填債のほうなんですけれども、金額として補填債が6千480万円ということですからこれがその補填しようとする対象ですね、対象が地方消費税とたばこ税と揮発油譲与税と航空燃料の譲与税の4つということです。この4つ足すとですね、だいたい5千300万円ぐらいで、ちょっと金額のギャップがあるんですよ。この分は何ですかというのが、まず一つです。

それと、この中で補填される地方消費税ですが、この地方消費税は本来、全額ではないですけどね、大体半分ぐらいかな、が社会保障の財源として使われるということになっていると思います。それについては、年度の当初の予算の中で大体どういうことに充てますよというようなものを明確化しなければならないようになってきていると思うんですけども、これが減収になりました。減収補填債で補填しましたといった場合に、その社会保障費の財源との関係がどうなるのかというところですね。それをまず一つお尋ねしたいということです。

それから、ひとり親家庭等生活支援の臨時特別支援金ですね、ページで言うと63ページです、予算書の63ページ。これは8月の補正予算でコロナ対策として計上されたもので、ひとり親家庭等のほうは国の施策の上乗せですかね、になっているかと思えます。これは12月の全協の中で、今どのくらい進捗していますかという報告もあったかと思うんですけども、実際、最終的にこれは厳密に計算的できないところがあったんですが、概ねで言うとですね、ひとり親既定のほうが大体83%ぐらいかなと、給付できた率がですね、対象に対して。生活支援のほうは今度は95%以上の交付ができていますと、支援ができていますということになります。そうした場合、このギャップというのは一体何なのだろうかと。よくあるんですけども、情報が本当に届いているのか、しかも今回の場合は上乗せですから、ベースがあるところに上乗せをすればいいだけなのに、なぜその給付が進まないというようなことがあるのかですね、その辺の事情についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆様、おはようございます。

まず、1点目の35ページの減収の件ですけども、おっしゃいました地方消費税、それから航空機燃料譲与税、揮発油税関係とあわせて、若干の数値が合わないということですけど、この件に

つきましては借り入れる際に国が示します算定式がございまして、その算定式に基づいて限度額がございまして、それに基づいて借り入れをさせていただいたということですので、若干下がるといふのは、そういう算定の結果ということ、見込みからの算定差ということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、もう1点の2%のいわゆる消費税が8から10%の2%分についての社会保障についてですけれども、これは当然、当初予算の中である程度見込みは立てておりましたので、その見込みよりも減額になるということ、いわゆる財源不足が生じるものですから、それで有利な財源であります減収補填債を借り入れてですね、全体的な当初予算で考えておりました事業への充当ということでご考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の、ひとり親家庭等臨時特別支援金についての質疑に対してお答えをいたします。

現在の申請者等ですけれども、受給者はですね、対象者が387名おられました。そのうちですね、申請されている方が376名、申請率が今の現在97%となっております。あと3%の方にはですね、呼びかけ等をしておりますけれども、申請にまだ至ってないというようなことでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 最初の減収補填債のほうですね、減収補填債のほうは、まず金額の差についてはそういう事情だということ、分かりまして、社会保障の財源に充てる予定だということ、そこはいいかと思ひます。

ひとり親のほうなんですけれども、今回のその補正を見ると、当初、この支援金として1千640万円が準備されていたわけですね。それに対して、今回270万円を減額するわけですから、それだけで言えば、まだ支給ができてないということになるかと思ひますよ。時期的なずれ、これが確か2月いっぱいまで申請期限があったかと思ひますので、その分の差ということであれば分らんではないんですけれども、今のところでちょっとそれがよく分からなかった、今回の補正の分がどれだけをその反映しているのかをちょっと教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

△

午前10時31分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の再質疑にお答えをいたします。

現在ですね、執行済額が1千144万円、執行見込額が226万円となっております。それを足しますと、現在1千370万円の執行をする予定でございまして、現予算額が1千640万円と

なりますので、補正額が270万円の減額にさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 金額については、ちょっと私のほうも事前に言っておけばよかったんですけども、ちょっとずれがあるのか確認をしなければならないと思いますが、問題はきちんと情報が届いているのかということですね、そっちのほうなんですよ。ちゃんとその必要な人というか、その対象者に対して届けられているのか、情報は届いているのか、あるいはそもそもはベースがあった上での上乗せですから、もう自動で上乗せにしたほうがよかったんじゃないかと。そしたらもう単純にもう100%できたんじゃないかと、そういう考え方についてお尋ねしているところです。その考え方についてお願いします。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の再々質疑にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、啓発といいますか、周知といいますか、そちらにつきましては十分さがですね、足りなかったというふうに反省をいたしております。あらゆる手段を用いまして、対応していくべきだったというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 私も減収補填債について質疑いたします。減収補填債と申しますのは、基準需要額に満たなかった、税収が足りなかったと。国が基準財政需要額を弾き出してきて、適切な行政運営ができないと。その中で、先ほど答弁の中で計算数式があるということで、できるならばたくさん借りてということですよ。ところが、補正予算においては一般会計は減額されると、その中でもお金が足りないという状況です。問題はですね、この減収補填債が翌年度か翌々年度か、確か国の交付税措置か何かされるか何かというふうに確か調べたと思いますが、要は令和2年度をずっと考えたときにですね、令和3年度の行政需要というのは元に戻るのかなと、しかしながら、税収というのは翌年度の計算ですから、そこでギャップが出てくるだろうと。ということは、恐らく令和3年度ですね、この減収補填債を再度、増額しなければならない事態が出てくるのではないかなと。これっていうのが、例えば基準財政需要額を国は下げてきたり調整しますので、いろんな指数を当てはめて徴税します。首根っこを抑えられたような感じですけども、そういったときにですよ、例えばこの減収補填債が毎年足りない足りないで請求して、返ってくるものなのか。じゃないと、行政サービスに支障を来すと思うんですよ。もしこれが、いやこれはもう2年までですよ、3年までですよと、いや基準財政需要額は減らしますから、もうそれはプラスマイナス、あなたのところはあってるじゃないかと言っていやしないかなと思うんですよ。ただ、全世界的なコロナ禍でありますから、国は国でそんな冷たいことはしないだろうとは思いますが、この減収補填債の特性として、きちんと把握しておかなければ、令和3年度がまならんというふうに感じますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 減収補填の考え方についてのお尋ねだと思いますけども、今、財政サイドで5年間の財政シミュレーションを作っております。その中である程度の財源確保あたりも見込んでおるんですけども、当然、当初予算では必要な予算を組んでおりますけども、それに伴って必要な行政サービスをしていかなければならない。そこに減収が出るものですから、やっぱり何らかの財源手当は必要ということになります。そうなりますと、一般財源でいくかということもありますけれども、やはり減収補填につきましては、75%の交付税措置があるものですから、そういう有利な財源をうまく使いながら、財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところで

す。
今後につきましても、ただ減収補填についてはいろんな減収に使えるかということではなくて、国のほうもある一定の基準に基づいて融資をすることになっておりますので、できる範囲の中で、できるだけ有利な財源を使いながら財源確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第5号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 議案第4号の国民健康保険特別会計補正予算についてお尋ねをいたします。

令和2年度は、昨年春からご承知のとおり、コロナウイルスで大変な状況となったわけですが、そのコロナ対策で、国のほうでいわゆる国保税の減額免除制度が作られて、特に国民健康保険に加入者、被保険者はですね、自営業者や農業、コロナの被害を受けやすい方々がたくさん入っておられます。

それで、国の制度に基づいて、確か30%減収がある世帯については、国保税の減免がなされる、申請減免ではありますけど、2年度におきまして、その世帯数、その減額された税額についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症によりまして、国民健康保険税の減免措置がとられたという、対象者の方の件数並びに金額、また内訳等をちょっと説明したいと思います。

まず、世帯数は47件、金額にいたしますと839万7千900円、減免の申請をされた主な内容といたしましては、自営業の方、整体、塗装業、飲食業の方が31件と、給与の方が15件と、農業の方が1件の47件となっております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 申請減免の期限はもう終わったかとは思いますが、知り合いの農業者の方に、こういう制度があるから申請したらどうというような話もしたんですが、要は面倒だという

ことだったんです、手続きが。農業者が、確か今答弁で1件だったと思うんですけど、申請をされた方々の中でその何か申請が面倒だからしないというような、あるいはされた方でも何かもっと簡単にできないのかとか、そういうお話は聞かれたことはなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 税の課税関係は私どもでもっているものですから、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

件数は、先ほど福祉部長が申し上げたとおりです。税務課のほうで減免関係等、あるいは収納関係のご相談を受ける中では、対象にはなっているけど、なかなかですね、申請するのが面倒だというご意見もいただいております。簡単にできないかというご意見もいただいておりますので、そのへんについては十分周知をしていきたいと思っております。

それから、併せて各納税通知書を発送するとき、併せてそういった制度のですね、趣旨も説明はしておるんですけどもね、それももうちょっと分かりやすいような方法で周知を徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、私のほうからですね、議案第6号について質疑をいたします。

予算書につきましては13ページ、説明資料につきましては53ページを開いていただければと思います。款1、項4、目1、節の1ですね。介護保険等医療委員報酬25名分、これは減額補正で出されているんですね。補正額の主な説明のところに、新型コロナウイルス感染対策のため書面開催、これを実施したことによる減額というふうに書かれております。予定しているその検討の委員さんに対する報酬ですね、策定委員会を実施すると。その際に書面会議になりましたと、こういう説明になっているんですが、その実施要領と、なぜ減額になったかということをお答えいただければというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 時松議員の質疑にお答えをいたします。

当初、介護保険の策定委員会は4回ほど計画をいたしておりまして、書面の開催につきましては第3回目をですね、書面の開催ということでさせていただきました。ちょうどその時期がですね、県のほうで緊急事態宣言が出された時期でございましたので、医療関係者とか、いろいろ介護の代表の方とかおられましたので、皆さんを一堂に会することはなかなか厳しいということで、書面のほうで切り替えたところがございます。一応その方々の費用弁償等報酬をですね、減額させていただいたというふうになっています。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 説明をいただきました。ただですね、今の説明の中でちょっと不思議だなと思ったのが、書きぶりのほうもそうなんですけれども、実際に委員の皆さんが一堂に会して会議をする、その内容はとても優れているから報償が払われる。家においてパソコンで処理をして、時間をかけて、例えばその指定された時間じゃなくて、合間を見て仕事をされて回答された、そういった委員さんの回答については、お金は払えないんですよということが書いてあるわけですね。旅費が削られるのは分かります。ここまで来ることがないから、ご自宅でやられますから、リモートでやりますから、在宅でやりますからね。そこに旅費が発生しないのはよく分かります。ただ、委員さんが検討された結果について、やっぱり重きをおいて、しっかり報酬費を払っていかれるべきだと私は思うんですね。熊本県においてもです、こういった書面会議、あるいはリモートの会議というやり方をやっておりますが、しっかり内容を精査して、ましてやこの計画を立案するための大事な検討の委員さんの会議ですから、それがどこの場所で行われていようとですね、シンクタンクがしっかりそういった回答を示していく、そういった会議のやり方について、減額の補正をするというのはちょっとないのかなというふうに思っておりますが、どのように考えかお教えてください。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 時松議員の再質疑にお答えいたします。

確かにですね、議員がおっしゃるとおりだと思いますけども、今のすみませんが、例規等を考えればですね、予算の措置といいますか、支払いにつきましては非常に難しいかなというふうに思っているところです。今のご意見といいますか、質疑につきましてはですね、今後検討すべき事項かなとは思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 検討いただくということでご回答いただきましたので、ありがとうございます。しかし、検討されていくについて、次は3年度の予算が始まります。もちろんその会議を開催する、あるいは講師を招聘するといったときに、会計というか財政のほうに説明する主査ヒアというのがあるんですね。これは行政の中でしっかり仕事をされてきた、理解されている方は分かると思うんですが、要はその担当が立案していることを、その部でしっかり揉んで、今度、財政のときに予算要求をするわけですね。財政がその予算要求に応じて、これは無駄だから減額をなさいと、これは実行可能だから許されないとか、そういった問答があつて、騒動があつて、この改定というのはですね、立案されると私は思っているんですね。そういった形でですね、今、予算の関係があるから、例えば条例の関係があつて支払えないということであれば、その柔軟な予算の措置、そういうのができて、コロナ禍においても、あるいはそのほかの感染症とか、災害とか、そういったときにおいても会議が円滑に実施をされるような、そういった施策というのは財政のほうではお考えでしょうか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今後、コロナ禍が続く中で、こういったことで会議を進めていくか、いろんなリモートとか、いろんな書面会議とかあると思いますので、実のある会議をしていただくこ

とによって、そして報酬、費用弁償について一定の基準がありますので、それと突合するような形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、議案第6号関連について質疑いたします。

予算書の15ページ、訪問型サービス事業委託、そして通所型サービス事業委託が減額となっております。これは要はサービスが休止されたということだと思いますけれども、これで心配になってくるのがですね、感染予防とか、あとは認知症の悪化、身体機能の低下とか、いろいろな問題が出てくるのではないかと思っております。

それで、この今の現状、だからその認知症の悪化とか、そういうのがこれからですね、進んでいく可能性もあるので、そのへんの現状をちょっと質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の質疑にお答えをいたします。

コロナ禍における高齢者の方が自宅にいることによって、認知症が進んだり、身体機能が低下するのではないかとというような質疑だったというふうに思っております。議員がおっしゃるとおりですね、高齢者の方々の認知機能低下、また筋力低下につきましては、担当課としても非常に危惧をしているところでございます。昨年、初めて緊急事態宣言が発令されまして、外出自粛を余儀なくされ、高齢者の方々がですね、自宅内で過ごす時間が多くなったと。それによりまして、認知機能低下や筋力低下が心配されたということで、担当課としましてはですね、自宅で簡単にできる運動の照会とか、認知症予防啓発のチラシを全戸配布するとかですね、いろんな周知啓発を行ってきたところでございます。

しかしながら、緊急事態宣言発令中はですね、今回、減額補正をいたしておりますけれども、通所型サービス事業、また短期集中型介護予防事業などですね、集合体で行う事業につきましては、一時休止、または人数を減らすなどして、規模を縮小しながら実施をしたところでございます。休止期間中はですね、代替策としまして、委託事業所から利用者への電話や訪問等でですね、健康状態の確認をですね、行ったところでございます。

やはり自粛期間が長くなりますと、認知症、機能低下等がですね、見受けられますので、今後ですね、介護予防事業につきましてはですね、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 今後、今、世界的にもですね、ワクチン不足が懸念されていると思います。

また、日本にそのワクチンの供給が滞らないかどうかはまだ分からない状態だと思います。そういう場合は、要は休止が続くような可能性を想定した対応とか対策とかが、今後必要になってくるのではないと思うのが一つと、あともし認知症の進んだ高齢者の方の家族が感染した場合ですね、もしそれで自宅に取り残されるようなことがあった場合を想定した何か対策とか何かあれば、お聞

かせください。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質疑にお答えいたします。

まだコロナのワクチン接種がですね、時期が遅れてくるだろうと予測される中で、対策がですね、どのような対策が必要かというようなことをございますけれども、我々もですね、住民福祉部も何ができるかというのはですね、絶えず担当、地域包括の職員等も絶えず考えているところをございます。具体的にどういうことをやればいいのかというのは、非常に今考えをしているところをございます。

家族の方がですね、感染された場合の対応につきましても、そちらについてもですね、ちょっと即答はできませんけれども、それにつきましても何らかの方策をですね、考えていかなければならぬというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 本当、早急な対策をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第7号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号から議案第9号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号から第9号までの議案質疑を終わります。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第1号から議案第9号までの9件について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第1号、大津町長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立

願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和2年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和2年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてから、議案第9号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてまでの2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。議案第8号から議案第9号までの2件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第8号から議案第9号までの2件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案審議を行います。

議案第10号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号から議案第15号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第19号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第16号と17号について質疑をいたします。

説明資料ですと、27ページと86ページになります。

書いてある内容はほぼ一緒ですので、27ページのほうでお話したいと思いますけれども、真ん中ちよい下辺りに、グループホームの業務の効率化という項目がありまして、その中に文書としては3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、安全対策を取っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることにしますということになっていますね。もともと一つのユニットに1人が必要だったので、3人必要だったところを2人以上という条件に緩和しますという意味になるかと思います。ただ、これについてはですね、そもそもその反対の議論というものもあっているんですね。やはりどうしてもその夜間が手薄になってしまうということが指摘されているわけです。例えば、今年7月のですね、豪雨災害がありましたけれども、その際、球

磨村の老人ホーム、特老ですけれども、夜間、やはりその人員不足という状態があって、大きな被害が出たというようなこともありまして、熊本にとってはちょっと大きな問題かなと思っておりません。

また、意見として、夜間に看取りが発生した場合についても、この人員では対応できないのではないかなというような指摘もあっております。町にはですね、この施設が4つずつあるわけなんですけれども、前提となる、まず一つがこの条文の変更該当する施設がまず町にありますかということですね。まず、それが一つです。そして、これを基準を緩和する要件2の中には、安全であるというのがですね、この条件になっているわけなんですけれども、そのような2人以上に緩和することができるといった場合に、そのできるというのは事業者の意志でできるのか、それともその安全等を確認した上で、町が確認した上でできるという言い方なのかですね、そこの違いについて確認をしたいと思います。

まず、町にそういう施設がありますかと、それから緩和の要件というのは、町が確認するんですかということですね。その2点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

町内に対象する施設があるのかということですが、1カ所、光喜園が対象となります。

また、2点目の安全確認ということですが、こちらにつきましては事業者からの人員体制の届けを受けまして、町が確認をして行うということになっております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 町のほうが確認をされるということで、そこはそれでいいのかと思いますけれども、その確認の際にですね、やはり先ほど申しましたような、災害時であるとか、あるいはその緊急の場合ですね、に対応できるような施設の担保されるような形で、やはり災害の遭いやすい場所、起こりやすい場所については、ちょっと厳しめに見るとかですね、いろんな工夫が必要かなと思いますので、運用での対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 議案第23号、令和元年度一般会計予算につきまして、質疑をさせていただきます。

まず初めに、3点あります。予算書の77ページ、徴税費の委託料、クレジットカード収納業務委託につきまして、3点質疑をさせていただきます。

1点目が、どのような仕組みや方法でキャッシュレスの決済ができるのかというのが1点と、もう1点は決算できる税とか手数料、使用料、いろいろあると思うんですけども、どのようなものがキャッシュレスで決済ができるのか、それと決済したときにポイント還元というのが今あると思いますので、そういうものができるのかどうかというのを質疑させていただきます。

もう1点が、予算書の83ページ、選挙費の期日前投票所立会人報酬の関連で、衆議院選挙では期日前投票所は商業施設ですからイオンを想定されていると思いますけれども、前回の町長選挙では生涯学習センターを期日前投票所にされていますけれども、そのときの結果ですね、それを教えていただきたいと思います。

それと3点目が、144ページ、地域おこし協力隊企業支援補助金関連につきまして、今2人いらっしゃるしまして、非常に活躍をされていますけれども、来年独立をされるということでの予算が計上されていますけれども、この2人が独立した後の地域おこし協力隊事業として、どのような取り組みを考えられているのかをお伺いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今ご質問は3点ありましたけれども、1点目と2点目について、私のほうからご説明をいたします。

まず、クレジットカードの収納決済ですけども、今、コンビニ収納というのもやっております、その中にバーコードというのが入っております。今考えておりますのは、スマホとかですね、利用していただく方にとって、町の徴税の納付専用サイトを作りまして、その中に納付書の中にバーコードがありますので、バーコードを読むことによって、そちらのほうからクレジット会社を指定してですね、納付をするというようなイメージになろうかと思います。これにつきましては、だいたい手数料につきましては、だいたい1%、例えば1万円の場合は100円というのが手数料として取られることになっております。

それから税目ですね、税目については基本的には4税ですね、住民税、固定資産、国保、それから軽自動車、それと併せまして保育料、介護、そして住宅の使用料関係についても対応するという事で、それから下水道関係もですね、基本的にはほぼ網羅するような形で今考えているような状況です。

使用料については、基本的には納税者の方が負担されるのは、例えば1万円払ったときには1%、100円の手数料を払っていただく。ただ、町のほうでは、納税者の方の使用料というのはなくて、

町の。

○9番（豊瀬和久君） いや、キャッシュレスができるかどうかです。使用料で、いろんな施設を借りたときの使用料とか、運動公園を借りたときの使用料とか。

○総務部長（藤本聖二君） そこまではできてなくて、今申し上げたのは、住宅とか下水道とかですね、そういったところの使用料を今予定をしておるところです。

○9番（豊瀬和久君） できないのは何ですか。

○総務部長（藤本聖二君） 今、税だけについてを。税関係についてですね。

○9番（豊瀬和久君） 税だけができない。税以外の使用料とか、そういうのはできないということですか。

○総務部長（藤本聖二君） はい。今のところ、税務課で所管している分と、あとは収納関係で下水道関係、そして住宅の使用料関係ですね。例えば、おっしゃっている運動公園とか、そういったのについてはですね、今のところは予定はしていないというような現状でございます。

それと、ポイントにつきましては、それぞれのクレジットを使われるにあたっては、クレジット会社でそれぞれいくら使ったらというポイントが付きますので、それぞれのクレジット会社の規約に基づいたポイントがそれぞれ納税者の方に付与されるというような仕組みになろうかと思えます。

それから、2点目の選挙関係ですね。選挙関係につきましては、先般のですね、1月実施の町長選挙におきましては、期日前投票の数は全体の総投票者数の中の26%の方が期日前投票をされております。前回では、役場のこちらのオクスと生涯学習センターをですね、2カ所開けて、投票を実施しております。人数的に申し上げますと、だいたいオクスのほうが3、生涯学習センターのほうが1ということで、3対1ぐらいの割合でお見えになっているということです。

ちなみに、以前おっしゃいましたイオンのほうでも期日前投票を実施しておりますけども、イオンで実施した件につきましては、日によって、あるいは曜日によってはですね、役場のほうでやるよりも、イオンのほうの投票者数が多いという日もありますので、今後、事業者のほうと十分調整をさせていただいて、今後、衆議院選挙も予定されておりますので、それに向けて、イオンも含めて検討しているというようなことで、選挙管理委員会から報告を受けているような現状でございます。

○議長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） 豊瀬議員の質疑についてご説明いたします。

地域おこし協力隊企業支援補助金の予算を200万円計上させていただいております。現在の協力隊のお二人は、新たな観光資源の創出、地域活性化、観光振興等を使命とさせていただきまして、業務についてもらっているところでございます。

現在、2年目ということになります。今年、令和3年6月から来年の5月までが最後の任期3年目の最終年度ということになっております。

この補助金につきましては、任期を満了する1年前から任期終了後の1年後まで活用できる補助金となっております。町内で起業し、町の活性化に資することを条件に、起業に要する経費を全額

補助するものでございます。

用途としましては、設備費ですとか、備品、それから土地・建物の賃借料をはじめ、法人登記の費用ですとか、自立水道の受入れ等が補助対象となっているところでございます。補助上限は、お一人100万円ということになっております。

現在、お二人とも最終年度を迎えることから、任期満了後を見据えた取り組みを行っておられるところでございます。お一人の方はユーチューブですとか、情報発信、これらの非常に得意分野がございまして、情報発信等を用いまして町の賑わいの創出を目指しておられるという形になります。

もうお一人は、森林公園などを使いまして、家族や住民同士で体験と交流の場を提供するような取り組みをされているところでございます。町としましては、起業に向けましたこれから準備もございまして、勤務体系の変更なども含めまして、しっかり柔軟な体制をとってですね、支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 再質問させていただきます。

キャッシュレスの収納業務ですね、これは例えば税はいいんですけど、これのできるようになって良くなったんですけど、いろんな使用料というのが日々お支払いされて、いろんな運動施設とかですね、借りられるので、これは今予定していませんと言われてたですかね。将来的にはこういうようなことキャッシュレスにしたほうが、いろんな予約もオンラインで予約して、キャッシュレスで払って、あとはもう使うだけというような体制を取ったほうが、使う側は便利ですよ。そのあたりをもう一回お考えいただきたいのと、選挙の件なんですけれども、以前はイオンでして、その子育て健診センターでも1回しましたよね。そして、場所がなかったからというか、あそこの生涯学習センターでして、もうところどころ変わるわけですよ、そのときの選挙のときに。だから、言われるように、お買い物ついでに投票ができたほうがいいに決まっているんですね。ですから、えらい町長選挙とか町議選は2月というのはもう決まっていますから、いろんな売り出し関係であそこができないとかということになるよりも、事前にきちっと協定を結ぶなり、打ち合わせをですね、必ず商業施設でついでにできるような形にですね、体制を取ったほうが投票率は、さっき言われたように、生涯学習センターよりも良かったわけですからですね、何かそういう取り組みを将来的にですね、あそことかこことか空いているところでやるよりも、もう商業施設でやったほうがいいと思いますので、もうぜひお願いしたいと思います。

それと、地域おこし協力隊に関しては、その二人が独立された後、独立される前でもいいんですけども、重なった段階ですね、将来、二人が例えば独立されたら、それ以降はどういう形で地域おこし協力隊事業を考えられているのかということをお伺いしたかったので、まだ二人がしっかり頑張られている間に地域おこし協力隊に来ていただいて、引き継ぎなり、しっかり連携を取って、将来また頑張っていただくとかですね、だから二人が独立された後の話ですね、そのへんをお考えをお聞きしたいと思っています。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） まず、キャッシュレスについてのお尋ねですが、税関係、使用料関係で申しあげましたが、全体的に上げたがいいんじゃないかなということのご質問だと思います。国もですね、キャッシュレス化ということで、電子化の推進を進めておりますので、町も4月から新たな組織体制の中で、そういう電子化に向けた取り組みを進める部署もですね、新たに設置することとしておりますので、全庁的にそういったキャッシュレス化に向けた電子推進をですね、図っていきいたいというふうに思っております。その中でおっしゃった経緯については十分検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の件につきましては、予算関係については私のほうで申しあげましたが、具体的な選挙関係については選挙管理委員会が来ておりますので、書記長のほうから答弁をさせていただきますというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 白石選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白石浩範君） 豊瀬議員のご質問にお答えします。

選挙関係のご質問ということですね、今回、生涯学習センターで実施したわけでございますけれども、イオンのほうにですね、早めに協議をさせていただいて、ある程度、固定化したような形ですね、買い物のついででも選挙ができるような体制を取っていきいたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） 豊瀬議員の再質疑についてご説明いたします。

今お二人、先ほど質疑がありましたように、最終年度ということで独立して起業されるという方向で一生懸命頑張っておられます。

令和3年度においても、予算を計上させていただいておまして、次、任期が満了した後もですね、一応継続して地域おこし協力隊の募集は行っていくところでございます。特に情報発信が今からの時代を見据えますと、非常に重要かと思っておりますので、そのへんのところに力を入れるような形で協力隊の募集を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。

また、卒業されましたといいますか、もう一人の方がおられますので、しっかり新しく募集をする協力隊とも連携が取れるような体制をですね、町としてもしっかり支援していきいたいと考えているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） 議案第23号の関連について質疑いたします。

概要の17ページ、地域づくり推進事業と、他機関の協働による包括支援事業について2点お伺いいたします。

地域包括職員、社協の職員なんかですね、もしコロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者となった場合の業務体制に支障が出た場合の対策と、それを含めた感染症対策のコロナ禍の中の活動実績等をお聞かせください。

2点目はですね、くらしの相談窓口についてですが、今、コロナ禍によってですね、経済的な困窮や自粛によるストレスなどによって、若年層や女性の自殺が増加していると聞いているとおります。今、相談件数の増加はあるのか、また相談内容はどのようなものがあるのかお聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の質疑にお答えをいたします。

地域包括支援センター、また社協の職員ですね、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制の支障が出た場合ですね、対応についてということでございましたけども、包括センターのほうではですね、高齢者の相談や安否確認のために必要に応じて自宅に訪問して対応を行っておりますが、その中にはですね、安否の不明な方、体調不良の方などのお宅も訪問する場合もございます。その際はですね、防護服などを着用して対応しているところではございます。

また、町内での感染流行、まち県内での流行時にはですね、仮に職員が感染した場合には、他の職員がですね、濃厚接触者とならないように事務所内でも分散配置をしているところではございます。業務に支障がないようですね、体制を整えているところではございます。

また、新型コロナウイルス感染症の予防や対応につきましても、包括センター内ですね、職員研修を実施するなど、意識の啓発の場にも努めているところでございます。非常にですね、高齢者と接する場が多い職員でもございますので、感染予防にはですね、徹底しております、仮に職場内で感染者が出た場合もですね、業務継続計画等を立てまして従来どおりの継続しなければならない事業につきましてはですね、明確にしてそれを代替職員で対応できるというような体制を整えているところではございます。

また、質問で地域づくり推進事業で、具体的に活動は何をやっているのというような質疑だったというふうに思っておりますが、社会福祉協議会の中の地域福祉の推進につきましてはですね、地域座談会とか住民の集まる中で推進をしておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染症の中で人が集まる場が少なくなってきました。その中で地域福祉推進を進めるためにですね、区長会などを通じての情報発信がなかなかできませんものですから、各区長に個別に訪問いたしまして、座談会や地域福祉活動の実施やですね、地域福祉推進委員の案内等を行っているところでございます。

また、現在もですね、新型コロナウイルス中ではございますので、なかなか活動はできないところではございますけども、来年度以降ですね、取り組みを行ってほしいというような区長さん方へお願いもしておりますので、現在ですね、約15件の地域の方から相談を受けているところではございます。今後ですね、地域防災マップ等の作成についてもですね、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、地域の生活支援につきましても、緊急小口の貸付け等とか、また生活相談をですね、実際に行っているところでございます。

また、3点目のくらしの相談窓口の件数につきましては、議員ご存じだと思いますが、くらしの相談窓口につきましては、令和元年の6月からですね、開設をいたしまして、高齢者、障害者、子

どもなどのですね、多くの問題を抱えておられる方をですね、相談を受けているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染ということで、影響を受けた相談もですね、約26件ほど相談が
あっているところではございます。相談内容といたしましては、収入生活費に対して困っていると、
生活費が足りないというような相談も受けているところでございます。失業や金銭管理が難しいと
いうような事情があるというふうに考えているところでございます。

また、実際相談を受けた方はですね、やはりホテルの従業員の方とか、コロナの影響で派遣切り
になった方とかですね、またタクシーのドライバーの方とか、そういった方々が仕事なくなって、
収入が非常に少なくなったというようなことで相談を受けたというのが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） コロナ禍で生活困窮になられた方が、多分、26件というのはもう本当氷山
の一角ではないかと思っております。また、今後まだ収束が見えない状況ですので、当然悩む町民
等への支援が必要だと思います。今後、相談窓口の強化・拡充、そしてPR、これはもう最重要課
題ではないかと思っておりますので、その点、もう一度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質疑にお答えいたします。

確かにですね、新型コロナウイルス感染症の収束というのはなかなか見通しがつかない状況でございま
すので、ますますですね、生活に困窮する方も増えてくるかというふうに思っておりますが、親切・
丁寧、また相談者に寄り添ったですね、相談を受けていきたいなというふうに思っているところ
でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第23号についての質疑です。

ページで言うと、104ページになります。

これだけではなくて、これを一つの例としてお話したいと思うんですけれども、間もなく東日本
大震災から10年ということで、毎日ニュースとか報道が続いているわけです。そうすると、10
年経った今でも、やはりたくさんの課題を抱えた方がおられる。その人たちの見守りをしておられ
る人たちもおられるというようなことが報道されております。

そうした中でですね、このページにあります熊本地震の関係費の被災者見守り復興基金創意工夫
事業分委託という項目がありまして、被災者の見守りですね、地域見守りセンターのことだと思
うんですけれども、一応5年間が経ちまして、先日の全協の中では今後は一般施策化してやっていく
というような説明もあったかと思えます。そして、ここでも金額的には大きく減少しまして、新年
度では45万8千円というような形になっているというところになると思えます。一般施策化してや
っていくということについては、多分そうなんだろうと思うんですけれども、ただそれがどんなイメ

一ジのものなのかと、今後も継続的に被災者の見守りをやっていくという心づもりというものはあるんだと思います。それがどういった形で行われていくのかという、あまり事細かにおっしゃっていただく必要はありませんので、イメージというかですね、そういったものをお聞かせいただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 佐藤議員の質疑にお答えをいたします。

被災者見守り復興基金創意工夫分ということで、今回、45万8千円を計上させていただいております。こちらの事業につきましては、応急仮設住宅、みなし仮設住宅を退去、またみなし仮設住宅の期間終了後も同じ住宅に継続して居住される場合に、退去から2年間ですね、緊急通報装置を設置いたしまして、見守り支援を行うものでございます。対象者が25世帯ございます。2年間の期限付きではございますけれども、その後はですね、既存のホットライン体制整備事業へ移行いたしまして、新たな再建先においてもですね、継続して精神的、また身体的な見守りを行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） すみません。私がちょっと例として挙げたものが少しずれていましたようで、この事業についてはホットラインの代替措置の分ということで、申し上げたかったのはですね、これまでその地域見守り、何センターでしたっけ、社協の前にある見守りの組織ですね。あそこが今後どのようになっていくんだろうかというところを含めて、町全体の中に散らばっている在宅の被災者であったり、そうした人たちに対しての支援というのは、今後どのように続けていきますでしょうかというようなことをお尋ねしたかったところです。ちょっとすみません。私の最初の聞き方が悪かったもので、そういう答弁になったんだと思いますけれども、そういった視点でもう一回ですね、部長でもいいですし、これはもう町長かもしれないので、どちらでも構いません。ご答弁いただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹町長。

○町 長（金田英樹君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

これからどのように見守りをやっていくかというところなんですけども、一つはやはり既存の福祉のところにしっかりとおつなぎすることが大切だと思っております。この見守りに入った方もそうでなかった方も、あるいはもともと山間集落等で孤立している方々もいらっしゃいますので、そういった事業も含めた中でしっかりと見守りをしていく必要があると思っております。

しかしながら、個別の事情等もありますので、そこはしっかりと担当課あるいは関係機関とも連携しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） これはもう最後、質疑というわけではなくて、コメントみたいなことになりますけれども、まだですね、その認知されていないというか、補足できていない被災者の方というのがまだおられるというふうに考えておりますので、そちらについてのですね、把握も急いでいた

だくようをお願いしたいと思います。以上です。終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回は骨組みなので、骨格なので、詳細を言ったら切りがないと思いますので、基礎的な予算が組まれていると。これはもう重々理解はしております。ただ、先ほどこの質問席に立って指摘しましたように、令和3年度は非常に厳しい状況が恐らく歳入の面で現れてくるだろうと、そういうふうな思っておりますので、行政のスリム化というものは進めなければならないと感じます。

その中で目立ったのが、町長が施政方針でも言われました振興総合計画の策定ですね、これについて第6次計画における後期基本計画の策定年度もあると、しっかり作り上げていくということを言われましたが、実際はですね、この振興総合計画自体は地方自治法が変わりまして、廃止されてもう5年になります。5年前までは義務として策定しなければならなかったという計画でありまして、ここに出す業務委託の1千634万4千円は非常にもったいない気がするんですよ。それに伴いまして、評価委員会、策定審議会、こういったものが現れてきますので、総合するともっともっと膨らんでいきます。ですから、言うならば切りがないぐらい、もっともっとそぎ落とせるところというものは出てくると思います。もちろんこれは一般質問でももちろん言いますよ、この点はですね。ですから、まずこれというものに対してからの、どういった形で、今までのものを踏襲していくべきだと。まだなっただけだから、まずはこれをやっていくという支出になるのか、それとも、いや私は改革をしていくんだと、より良きまちづくりのためには、この公共計画として、例えば今まで行政計画だったんですよね、これを大まかに言うならば。公共計画としてもうみんなのもの、実際、協働で進めていくということを言われていますので、そういったことを考えますれば、そぎ落とせるぜい肉に当たりはしないかなと。行政計画を公共計画として民意を反映させたものに、各部局で作上げていって、それを総合していく、統合ですね。していくというのが、好ましい形ではないかと、これが一つの行政手腕になっていくのではないかと、私は考えます

ですから、これを全部見るならば、もっともっと指摘するところが出てくると思いますけれども、それは各部局において役割分担でしていただきたい。また、そういった指示を出していただきたいと思いますので、まずはこの計画のあり方というものをもう作るというふうなことを施政方針で言われたので、作らないでほしいと私は思うわけです。我々の、町民のものにしようよというふうに考えれば、この支出は非常に高いものと感じます。ですから、この点について、どういうふうに扱おうかなと思っておられるのか、もちろん選挙公約もありますので、この点についてははっきりしておかないといけない支出になりはしないかなと思いますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、先ほど質疑にありましたとおり、私としましては、この振興総合計画、しっかりと活用し

ながら、そして後期計画も予算を付けて作り上げながらやっていきたいと思っております。一つには、今回8年計画の後期の4年間というところで最初お約束した8年間をしっかりとやっていくというのが前提にあると思っております。その中で、行政計画、公共計画の話もありましたが、私も今までのままのこの振興総合計画ですと、この対価に見合うだけのバックというのはなかなか見いだせないところもあると思っております。やはりこの振興総合計画のところを行政、役場の中でもそうです、もしかしたらですね。住民の方もそうですし、しっかりと理解して認知されている方がどのくらいいらっしゃるかというと、やはり非常に少ないものであると思っております。そういった意味で、行政だけで作るのではなく、おっしゃるように役場の中、各所管、しっかりと巻き込んで、あるいは住民の方もしっかりと発信して、なるべくご理解いただいて、その中でご意見も反映しながら、共に作り上げていく必要があると思っております。

そうした中で、私は所信のほうでも協働というところをやってまいりました。そうした中で、どうしても同じ絵を、もちろん皆様が同じ絵に賛同するとは限りませんが、それを描いてやっていく必要があると考えています。さらに、これは全員協議会でもお話しましたが、この指標に関しまして今までなかなかその指標の実現がより良いまちづくりに合致するとは思えないような指標の設定等もございまして、そういった設定の見直しに関しましても、今回、より幅広い事業者さんにプロポーザルに出て行くようにお声かけしまして、そこも指標がしっかりとより良いまちづくりに生かせるような、進め方としてもより多くの役場職員の方々一人一人、あるいは住民の方々一人一人、そして議会の皆様方の声が反映できるような形にして、発信の面でもやっていきたい、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 答弁としては、ああ今までのことをまずは踏襲していくというふうには聞こえました。この廃止された理由というのがですね、地方分権の進展なんです。ですから、この振興総合計画というものは、もちろん基礎・基本である町の中心にあるものであります。ですから、すべからず計画の中に入っております。これはもう私も重々承知しております。しかしながら、新しい町長が、金田町長が誕生したわけですから、地方分権というものをしっかりと念頭において取り組まないと、今までと何ら変わらない、誰が町長をしても変わらないとなったらいかんでしょう。ですから、この点についてはよくよく計画を見直ししながら進めていただきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号から議案第27号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号から議案第30号までを一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 請願第1号 国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める 請願

○議 長（桐原則雄君） 日程第2 請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願書を議題とします。

請願第1号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

日程第3 委員会付託

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第30号まで、及び請願第1号を、お手元に配付しました議案付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前11時51分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和3年第2回大津町議会定例会会議録

令和3年第2回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第3日)

令和3年3月18日(木曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 西 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金 田 英 樹</td> <td>総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長</td> <td>伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総務部財政課主幹 兼 政 係 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>豊 住 浩 行</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平 岡 馨</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>齊 藤 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>清 水 和 己</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道	副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 政 係 長	本 司 貴 大	総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美	住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨	土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩	総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範			総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己			会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成		
町 長	金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道																																		
副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 政 係 長	本 司 貴 大																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨																																		
土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩																																		
総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範																																				
総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己																																				
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成																																				

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 君 p 114～ p 126

1. こども医療費助成対象年齢拡大について

(1) コロナ禍で収入が減少している家庭ではこども医療費が大きな負担になっている。

一方、コロナ禍での受診控えにより医療費が抑制されている現状もある。

コロナ禍の支援策として無償化の対象年齢を引き上げるべきである。

2. 外国人への多言語化した行政情報の提供について

(1) 外国人は、本町と母国で少なからず違いを感じている。

特に生活に密着するゴミ出しのルールは、そもそも母国にはない習慣なので戸惑うこと方が多い。

① 町内にお住まいの外国人のために、家庭ごみの分別方法や出し方について記載している「家庭ごみの出し方マニュアル」を多言語化したものを作成し配布するべきではないか。

② ごみ出しアプリと指定ゴミ袋の記載事項を多言語化するべきではないか。

③ 多文化共生社会の実現に向けて、多文化共生推進プランを策定し、まずは医療、子育て、福祉等に関する行政情報の多言語化を強力的に推進していくべきではないか。

3. 災害ボランティアへのサポート体制構築について

(1) いざという時に、多くの町民が自発性や主体性を発揮できるよう、①意欲のある個人または団体に事前に登録をいただくことで、災害時の支援活動を円滑に、効果的に行うことや、普段から災害ボランティア相互の連携協力を進めるためにも、災害ボランティア登録制度を創設するべきではないか。② ホームページやSNS等を活用し、募集の呼び掛け、被災地の状況、活動内容等を積極的に情報発信するべきではないか。③ ボランティアバスを運行させるなどボランティア活動へのきめ細やかなサポート体制を構築するべきではないか。

4. G I G Aスクール構想の成功へ、宝の持ち腐れを防ぐ取り組みについて

(1) 今の学校は、学びの選択肢があまりにも少ないことに問題があり、オンライン授業やITを活用した自宅学習は学びの選択肢が広がるという意味で、時代に合った良い取り組みだと思う。

文科省は2005年、不登校生がインターネットなどを活用して自宅学習をした場合、一定の要件を満たせば校長の判断で出席扱いにする通知を出している。

2019年10月にも改めてオンライン学習を出席扱いと認めるよう通知している。

GIGAスクール構想により、全ての小中学生に1人1台の端末が整備されることを踏まえ、①子どもたちの学びの選択肢を増やすためにも、学校に行かなくてもオンラインで授業を受けられる環境を整えるべきではないか。②希望する不登校の子どもたちが、オンラインで授業を受けた場合に出席扱いになる取り組みを進めるべきではないか。

2 番 山 本 富二夫 君 p 127～ p 135

1. 校舎の建て替えと校区の見直しを

- (1) 35人学級法案が閣議決定された。小学校全学年、25年度までに35人学級クラスになり、町は新たに教室の確保問題が出てくる。

我が町には、震度6強の熊本地震で被害を受けた校舎で授業をし、校舎自体も、築年数40年を過ぎた校舎がある、築50年大津東小学校、築43年大津南小学校、築41年大津北小学校で、建て替えを考える時期に来ている。地震での被害がある大津中学校も築38年である。

又、建て替えを見据えた中、校区の見直しも同時にするべきである。

2. 大津町独自の工業団地造成を

- (1) 九州高速道路の北熊本スマートインターから地域高規格道路「中九州横断道路」大津熊本道路9.1Kが本年度事業化が決まった。

杉水公園インターから菊池市川辺工業団地の間、約10ヘクタールを町で工業団地造成をする考えはないか。

ただ、そこにはNHK電波塔があり、土地の有効活用ができないため、NHKと移転交渉をしてもらいたい。

3. 成人式開催有無について

- (1) 3月6日の熊日で大津町の成人式は5月2日に開催と有った。

5月2日にコロナ第4波で開催できない場合には、取りやめるのか。

3 番 山 部 良 二 君 p 135～ p 145

1. 施政方針をうけて

- (1) 「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」の中でなにを先行して行うのか。今なお収束の兆しが見えないコロナ感染症によって、多くの子育て世帯は収入の減少等に直面しており、世帯収入の減少を踏まえた支援が必要と考えるが、町長の考えを聞きたい。
- (2) 「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」の中にスポーツの森駅の新設・巡回バスの実現やアウトレットモールの誘致とあるが、実現に向けたタイムスケジュール等を聞きたい。

2. 循環型・低酸素社会の実現に向けて

- (1) 新しいごみ焼却施設・菊池環境工場クリーンの森合志が運営を始めた。だが、内牧・外牧や美咲野等からは焼却施設が遠方となり不便を強いられ非効率的であり交通渋滞の原因にもなる。また、現在、廃棄物収集運搬に係る作業員がコロナ感染リスクにおびえながら作業している。これらのことを踏まえ2点質問する。
 - ① 効率的なごみ収集・輸送とさらなる広域化に対応したごみ中継施設（サテライトセンター）の導入を。
 - ② 一般廃棄物収集運搬に係る災害及び感染症発生時の対策を問う。

3. コロナ禍の貧困対策を

- (1) 町民との対話の中で日々の食事にも事欠くと言う話を聞いた。今、本町でも静かに貧困が広がっているのではないか。SDGs 17の持続可能な開発目標に貧困をなくそうが一番初めにあり、本町でも、あらゆる次元での貧困撲滅のための計画や政策が必要ではないか。

このことを踏まえ2点質問する。

 - ① 明石市では、市が設立者となりこどもの居場所づくり事業（こども食堂）を始めている。本町でも「子どもを核としたまちづくり」を進めるべきではないか。
 - ② コロナ禍の今だからこそ「フードバンク」や「フードドライブ」の設立が必要ではないか。

4 番 荒 木 俊 彦 君 p 145～ p 156

1. コロナを含む自然災害から命とくらしを守る政策を急ぐべき

- (1) コロナウイルス、第4波対策 PCR検査を希望する施設、職員に無料実施を。

(2) 水害対応 台風災害予防は待ったなしで具体化を。

2. 新型コロナ禍のもと、困窮者支援の具体化を

(1) コロナ禍の下で、生活に困窮する人たちに、町長が掲げた公約の早急な具体化が求められている。

給食費の無償化 18歳までの医療費無償化 業者への支援など

3. 熊本地震の後始末

(1) 国道57号北側復旧道路が完成した。地震からの復旧復興のシンボルともいえるが、熊本地震で国道の代替えとなったミルクロードの沿線住民は災害対応で我慢を重ねてきた。

県と国による広域の要望はなかったかもしれないが、沿線住民の意見要望には応えられてはいない。町は未曾有の災害に協力した沿線住民の要望実現を県や国に強く対処すべきではないか。

5 番 佐藤 真二 君 p156～p165

1. 個別施設計画（案）について

(1) 個別施設計画（案）が示された。

公共施設、中でも急務である学校施設の改修整備については議会からも強く要請している。

また熊本地震以降、新たな公共施設が増加しており、旧来の施設の活用についても十分とは言えない。

個別施設計画（案）にはまだ検討すべき点があるのではないか。

① 施設の在り方そのものを検討すべきもの

ア 学校（校区）、幼稚園

イ 計画どおりの活用がなされていない施設

② 優先順位が不規則である理由は

2. 復旧・復興計画の期間終了後の取り組み

(1) 復旧・復興計画の5年が終わるが、復興が完了したのではない。

5年間の総括的な受け止めと、積み残された課題をどう捕捉しどう対応していくか。

6 番 時松 智弘 君 p171～p184

1. 所信表明について

(1) 民間人材の登用を基本方針の第一点、と挙げておられるが、行政に携わらない他公務員職の人的資源は多様に存在しており、専門的知識を有したプロフェッショナルたる他公務員職の採用を経ずしての軽易な民間登用は避けるべき分野もある。

民間企業経験者等の採用に関する考え方を問う。

(2) 個別方針の二点目に示された「命を守る徹底した防災・防犯対策」について警察・消防・自衛隊・県の各関係機関等と地域とどのような調整や施策を実施されていくのか伺う。

2. 無投票となった町議選挙について

(1) 平成29年2月5日投開票の天津町議会議員選挙の投票率は51.21%と過去最低を記録し、今般の町議会選挙についてはついに無投票となった。

また、町長選においても投票率は減少の一途を辿っており、今事象については昨今の政治不信や町議会に対する期待や関心の希薄さの表れを如実に示したものと思料。

今後の選挙制度に関する町民へのアピールのあり方を伺う。

3. 中九州横断道路整備と都市計画の位置づけについて

(1) 県北広域本部が示した天津都市計画区域マスタープラン（案）において、エコ・コンパクトな都市づくり、活力ある都市づくり、都市防災機能強化が課題とされている。

天津町においても現在進捗している中九州横断道路の整備促進と相まって都市計画マスタープランを深化されていくことになると思うが、中九州横断道路の結節たる天津ICとスポーツの森間の道路整備や肥後天津駅前を中心とする町の賑わいの創出についてどのように進めていかれるのかを伺う。

7 番 田 代 元 気 君 p 185～p 193

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について

(1) 接種開始はいつから開始されるのか。又、一般の町民の接種はいつになるのか。

(2) 接種会場は。

(3) 町内在住者が町外で、又、町外在住者が町内で接種を希望する場合の対応は。

(4) 接種開始後、町外への転出、又、町内への転入者への対応は。

2. 小学校部活動の社会体育への移行後について

- (1) 小学校部活が社会体育への移行後、2年が経過しようとしているが活動の成果と現状はどうなっているのか。
- (2) (1)を踏まえて、今までの反省と今後の課題について町はどのように考えているのか。

8 番 三 宮 美 香 君 p 193～p 203

1. 小中学校の荷物の重さとICT化の期待効果について

- (1) 小中学校が通学するときの荷物の重さを懸念する声が数年出ている。2018年に文部科学省が全国の教育委員会などに向けて「児童生徒の携行品に係る配慮について」とした通知を出された。同時期、一般質問でも取り上げ、教育長からも前向きな回答をいただいたいと認識していた。しかし2年経過した現在でも荷物の重さは変わらず重く、保護者からは子どもの健康面についての心配、子どもたちからはカバンの破損や頭痛などの訴えが聞かれている。
 - ① 2018年の文科省からの通達以降の天津町の取り組み
 - ② 現在の荷物の重さと保護者・児童生徒の声をどう受け止めるか
 - ③ 今後、考えられる取り組み
 - ④ ICT化により荷物の重さは変わるのか

2. 小中学生の校則について

- (1) ここ数年、ブラック校則に関する話題がニュースで取り上げられている。文部科学省による校則とは「児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まり」とされている。校則は気持ちよく学校生活を送るためのルールだと思うが、天津町でもその校則に対して疑問の声が上がっている。現在、子どもの権利条約によって、子どもの基本的人権を守ることが求められている。昔からある校則の中にはそういった点で改善が必要なものがあると思われる。現代の社会状況に合わせ校則をより良いものに変えていくことが求められているのではないか。
 - ① 現在の校則の問題点（下着の色や頭髪、靴下などについて）は認識しているか
 - ② 校則について天津町のスタンス（基本方針）を確認したい
 - ③ 校則に対する児童生徒や保護者の意見を聞く機会はあるのか
行われているならば、どういう形で進められているのか

- ④ 校則に対して町教育委員会と各学校（もしくはPTA）との意見交換は行われているのか。行われているならば、どのような形で進められているのか

9 番 永 田 和 彦 君 p 203～ p 215

1. 選挙公約と施政方針について
 - (1) 任期四年間の工程表。
 - (2) トップセールス。
 - (3) 組織改革（民間の発想）など。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 9 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、そして 1 階談話室の皆様も朝早くからお越しいただき、大変にありがとうございます。ただいまより 9 番議員、公明党の豊瀬和久が一般質問を行わせていただきます。

先の町議選におきましては、町制施行以来初めての無投票当選という形で再び町政の場に送り出させていただきました。今回、このように有権者の審判を受けずに当選が決まったことを重く受け止めるとともに、公明党の立党精神である、大衆とともにという原点を忘れることなく、国・県とのネットワーク力と小さな声を聞く力を最大限に発揮して、町民の皆様の幸せのため、大津町の発展のために全力を尽くし、努力してまいりますので、金田町長と執行部の皆様をはじめ、先輩、同僚議員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、長期化するコロナ禍にあって緊張感を保ちながら町民の命を守るため奮闘していただいている医療関係者をはじめ、すべてのエッセンシャルワーカーの皆様に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

マスクの着用、手指の消毒、身体的距離をとる、密の回避など、新しい生活様式が定着してまいりました。引き続き、自分のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう感染予防を徹底していきたいと思います。

それでは、今回の一般質問は、町民の皆様からいただいた大切なお声から、コロナ禍による収入減で困難な状況にあるご家庭や、町内在住の外国人、不登校の子どもたちなどをだれ 1 人取り残さないという思いで 4 項目の質問を簡潔にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず 1 点目の子ども医療費無償化の対象年齢拡充についてお伺いいたします。

この質問につきましては、昨年の 1 2 月定例会でも一般質問を行いました。そのときの答弁で

は、「子ども医療費が前年度比で18%減少しており、約2千万円の減額となっている」とのことでした。「今年度、医療費が減額している要因として、2つの観点から新型コロナウイルス感染症が大きく影響している」とのことでした。「まず1点目として、外出自粛などによる受診控え、2点目として、基本的な感染対策の徹底などにより、子どもの中で流行しやすい手足口病など、同時期に流行が広がりやすい感染症の発症が例年よりも少ないことが医療費抑制に大きく影響している」との説明でした。

しかし、もう一つ大きく影響していることが、コロナ禍の影響による雇用情勢の悪化で、収入が減少するなどの経済的な理由が原因で必要な医療を受けたくても受けられない家庭があるということです。

12月定例会での私の質問に対して、「コロナ禍の影響で収入が減少するなどの経済的な理由で医療を受けたくても受けられない家庭については、ひとり親世帯への支援や非課税世帯への支援など、いろいろな施策を行っているので、それに対応していける」との答弁でした。しかし、今の支援策だけでは十分ではなく、支援から漏れる人たちが多く存在しています。

本町でもコロナ禍の影響による休業や失業で生活費等の必要な資金の貸付制度を利用された世帯が292世帯いらっしゃいます。特に子育て世代の方々は、子どもが少しの体調不良でも学校、保育園、幼稚園を休むしかなく、それに伴い、親も仕事を休むことにより収入が減少したなど、コロナ禍の影響による収入減が深刻な状況にあり、今後も続くのではないのでしょうか。

国も緊急支援策を決定をいたしました。町としてもコロナ禍の今こそ子ども医療費無償化の対象年齢を拡大して、収入が減少するなどの経済的な理由で医療を受けたくても受けられないご家庭が安心して病院に行って受診できるようにすべきです。子ども医療費を無償化するという制度は、人間が生きて行く上で不可欠な基本的サービスを無償化することにより、弱者を助ける制度から弱者を生まない社会へと福祉の裾野を大きく広げるこれからの社会にとって重要な取り組みです。一日も早くコロナ禍の支援策として、また、子育て世帯の負担軽減として子ども医療費無償化の対象年齢を引き上げるべきだと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の子ども医療費助成対象年齢拡大に関するご質問についてお答えいたします。

今回、私の選挙に臨む上での政策提案集である「101の具体策」の一つとしましても、子育て支援・教育環境日本一のまちづくりを目指した取り組みの一環として、18歳までの医療費無償化を掲げております。

議員がおっしゃるとおり、対象年齢を拡大することによりまして、コロナ禍で多くの方が収入減少となっている中、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちの命と健康を守ることができるものと私も考えております。

ご提案に対する回答としましては、無償化はできる限り早期に実施したい考えです。その上で、コロナ終息後も経済的な理由による子どもたちの受診控えを抑制し、子どもたちの命と健康をより

確実に守っていくために、さらに大津町が今後も子育て世代に選ばれ続けることで活気があり、財政的にも持続可能な町であるために、コロナ終息後も継続した実施を考えております。

一方で、子どもたちにとっても、町にとっても最もよいのは、日々の生活習慣の改善などによって、できる限り健康でいてもらうことだと考えております。その上で、必要な子どもたちにはしっかりと必要な医療を受けてもらうことが大切だと考えております。

したがって、単に子ども医療費の対象年齢を拡大するだけではなく、当該施策の実施を子どもたちのさらなる健康づくりにつなげる機会としても捉え、並行して情報発信や啓発に取り組んでいきたいと考えております。

なお、ご指摘にありましており、本年度の子ども医療費の給付実績は、新型コロナウイルスの影響を受け、2月までの実績で、前年度比でマイナス17%、2千600万円が減額となっている状況でございます。対象年齢を18歳まで拡大した場合、年間約1千800万円の経費が必要となってまいります。

具体的な実施時期につきましては、6月の定例会にて予算を提案させていただきまして、可決されましたら、速やかに進めたいと考えてございます。

その後、県医師会や医療機関との協議、システムの改修などの事務手続きや、保護者への周知、受給者証の配布などの一定の準備が必要となりますので、令和3年度の秋、10月を目途に実施したいと考えております。

次に、遡及についてですが、現時点では遡及しての医療費の返還は考えておりません。

平成25年度に対象年齢を中学生まで引き上げた際にも遡及しての助成は実施しておりませんが、当時の背景としては、返金処理に係る事務負担が多大であること、また、財政的な負担も大きくなるとの考えであったようです。

私としましては、コロナ禍で担当所管をはじめ役場業務もひっ迫していること、各種対応により財政負担が増していること、さらに、今回は将来に向けて医療費を無償化することで、本来、病院にかかるべき子どもたちの受診控えを抑制するための投資としての意味合いも大きいと考えておりますので、過去に対する遡及は行わない方針でございます。

人的資源も金銭的資源も限られておりますが、18歳までの医療費無償化を進めながら、一方で、そのことが次世代への負担増につながらないように、引き続き、過剰受診の抑制等は一方で測りながら、健康増進による医療費の抑制にもしっかりと努めてまいります。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 遡及のことは再質問でお伺いしようかと思っておりましたが、町長のほうから先に言われましたので、ただですね、これ私、12月定例会で提案をしてですね、そのときに、例えば、金田町長であったならば、もう今頃はできている可能性だってあったわけですので、10月というのとあと半年、半年間の収入が減少した中でですね、対象年齢が拡充された状態にないというのは、本来、もうちょっと早くするべきだと思いますけれども、6月で可決されて、その後ということですが、できるだけ事務手続きを早くして、例えば10月じゃなくてもですね、

9月とか、8月、もうそれぐらいでもらうと収入が減少した人に対してもですね、負担軽減になると思うんで、できるだけ早い事務手続きをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

次に、2点目の外国人への多言語化した行政情報の提供についてお伺いをいたします。

先日、集合住宅でのごみ出しのことで相談を受けました。外国人がごみを指定された時間や曜日に出さなかったり、町指定のごみ袋ではない、他の市や町のごみ袋で出すなどしたために、回収されずに困っているとのことでした。

しかし、よく話を聞いてみると、このようなごみ出しの問題は、外国人のマナーの問題だけではなく、行政情報の伝え方にも問題があるのではないかと思います。外国人から見れば、ごみを出す曜日がわからない、分別方法がわからない、町の指定ごみ袋があることを知らなかったなど、習慣の違いから起きてしまうトラブルであります。特にごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック、ペットボトル、ビン、缶、新聞紙、段ボールなど、分別方法や種類が異なるため非常に複雑です。母国では、ごみ出しのルールが複雑に決められていない外国人に対して、正確にルールを伝える必要があります。だから外国人は困ると排除するのではなく、このようなときこそ、他者を思いやり、より深く豊かな想像力を働かせていくことが必要です。

2月時点で、本町に住民登録している外国人は445人です。そのうち、約半数の217人がベトナム、73人がフィリピン、37人が中国、24人がカンボジア、その他17カ国の方々がいらっしゃいます。5年前は181人ですので、この5年間で本町に住む外国人が倍増しています。言葉が通じない異国の地での生活には不安も多いのではないかと思います。その不安を少しでも和らげてあげることが町の重要な取り組みだと思えます。

お手元に資料として、他の自治体における多言語でのごみ出しのルールに関する情報提供の事例を配付していますのでごらんください。

まず、左上の熊本市は、日本での生活に不慣れな外国人に多言語でごみ出しのルールを紹介する動画を公開しています。右上の福岡市では、スマートフォンでQRコードを読み取ると端末に設定された言語でごみ出しの基本ルールを表示するようになっています。左下の佐賀市は、外国人のためのごみ出しガイドがホームページからダウンロードでき、右下の佐賀県基山町は、多言語に翻訳した「ごみ・資源物の収集カレンダー」を作成しています。

本町でもホームページは多言語化してありますが、そもそも習慣のないごみ出しのルールを自分から検索して調べる外国人は少ないのではないのでしょうか。最近、AI、人工知能を用いた総合案内サービスというものの実証実験を行っていますが、これも日本語でしか使えません。これなどはスマートフォンで24時間、AIとの会話形式で質問に応えるというようなものですから、多言語で会話できるようにする必要があります。

そして、昨年末に配信をはじめた、ごみ出しアプリも残念ながら多言語に対応していません。スマートフォンで気軽に使っていただくためのアプリですので、多言語対応は必須条件だと思います。

熊本市でも同じようなごみ出しアプリを配信していますが、多言語に対応しています。

町指定ごみ袋に関しては、近隣の市や町と色やデザインがほぼ同じで、日本語がわからない外国人にとってはわかりにくいのではないのでしょうか。そこで、外国人のごみ出しなどのトラブルを防ぐための取り組みを3点提案させていただきます。

まず1点目に、家庭ごみの分別方法や出し方についてわかりやすく記載をしてある家庭ごみの出し方マニュアルを多言語で作成して配布するべきではないのでしょうか。

2点目に、現在、配信しているごみ出しアプリと町指定ごみ袋の記載内容を多言語するべきではないのでしょうか。

3点目に、だれ1人取り残さない多文化共生社会の実現に向けて、多文化共生推進プランを策定し、新型コロナ関連情報や医療、子育て、福祉、そして命を守る防災などに関する大切な行政情報の多言語を強力に推進していくべきだと思います。

大きな課題だけではなく、1人のために配慮ができる町になってこそ、多くの町民の幸せにつながるのだと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

町からの情報につきましては、よりわかりやすい形での情報公開と発信への取り組みについて、本議会冒頭での私の施政方針でも皆様にお示したところでございます。

これは、本町に居住される町民のすべての方に当てはまるものだと考えております。

議員ご指摘のごみ出しの問題は、外国人の皆さんが、日本で生活をしていく中で、初期に直面される問題であり、私も経験がありますが、外国人に限らず、転居の際、多くの方がルールや慣習の違いに困惑されているものだと考えております。

また、ごみの分別や出し方がわからないことで、知らず知らずに周囲の人たちからの誤解を招くこともあるかと思えます。

町としましては、これまで転入手続きの際に、ベトナム語と英語の「ごみの分別や出し方」をまとめた用紙を配布しております。また、ホームページの翻訳機能での対応をしておりますが、国際化が進む現状では、必ずしも十分とは言えないと考えております。

そうした課題を少しでも解消できるように外国人の方への情報発信につきましては、特に影響が大きいものから順に、早急に取り組んでいきたい考えでございます。

なお、ごみ分別アプリやごみ袋につきましても、令和3年度以降でベトナム語・中国語・英語の3カ国を中心に翻訳したものを提示できるように準備を進めていきたいと考えております。

次に、行政情報の多言語化を強力に推進すべきとの質問についてお答えさせていただきます。

近年、熊本地震以降の復興需要も相まって、大津町に居住している外国人は年々増加しております。そういった中、文化や考え方の違いによるごみ出しの問題や生活騒音の問題、また、言葉の壁による病院での受診問題や職場内のトラブルといった様々な問題が増えていると聞いております。

現在、コロナ禍によりまして外国人の移動制限がかかっておりますが、コロナ終息後は、さらな

る外国人の流入も想定されることから、町としても計画的に情報の多言語化を含めた対応策を検討していく必要があると考えております。

来年度（令和3年度）は振興総合計画後期基本計画の見直しを行いますので、まずは見直しの中でしっかりと対応策を検討し、基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の町内に居住されている外国人の方向けのごみ分別や出し方に関する事について説明をさせていただきます。

先ほど議員のほうからですね、おっしゃいましたけれども、本町には、3月10日時点で430名の外国人の方がおられます。その内、ベトナムの方が217人、フィリピンの方が72人、中国の方が64人ということで、この3カ国で82%を占めている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、外国の方がですね、日本に住み始めて最初に直面する課題が「ごみ出しに関するルール」だと思っております。

本町を含め、日本ではごみの分別が大前提であり、そういった習慣のない外国の方はですね、大変困惑されていることであろうというふうに思っております。

例えば、ごみ袋ひとつをとりましても、お店ではですね、先ほどおっしゃいましたけれども、同じような色の袋が市町村ごとに置かれていると、初めて来町された外国人の方から見ればですね、どの袋を購入すればいいのかさえもわからない状況であるというふうに思っております。

現状では、英語版とベトナム語版のですね、マニュアルを転入手続きの際に紙ベースでお配りしております。

また、町のホームページでは、グーグルの翻訳機能を利用したものですけれども、ホームページ上で掲載した記事の翻訳ができるようになっておりますので、これを利用していただければというふうに考えております。こうした対策に加えまして、今後はですね、多言語化の拡充をですね、検討しているところでございます。

まず、ごみ分別・出し方のマニュアルにつきましては、これまでのベトナム語・英語に加えまして中国語版の作成を準備をしているところでございます。

また、窓口でのマニュアル配布に加えまして、外国人の方を雇用されている事業主の方にもですね、連携を図りながら周知を行っていききたいというふうに考えております。

次に、販売店舗での多言語化表示の実施につきましては、指定ごみ袋そのものもですね、周知を行っております。早速量販店にですね、お願いをしているところでございます。

ホームページにつきましても、翻訳機能の一層の活用と掲載内容の拡充を進めていきたいというふうに思っております。

ごみ出しカレンダーと分別の仕方を掲載しております。ごみ分別アプリにつきましては、ベトナム語版・中国語版・英語版のですね、翻訳版のマニュアルを掲載できるように準備を進めているところでございます。

また、町指定ごみ袋への外国語表記につきましては、次年度に作成を行う際にですね、ベトナム語・英語・中国語で表記をですね、行えるように検討を進めておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、町に居住されている外国人の皆様にとって、ごみ出しとその分別は、毎日向き合わなければならない課題だというふうに考えております。

それと同時に、外国人の方と周辺の住民との間で、ごみ出しの仕方ですね、誤解を招いたり、それが原因となってコミュニケーションの妨げとなる場合もございますので、町といたしましても、そういった課題をですね、少しでも解決できるよう対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） しっかり多言語化をしていただいてですね、対応していただきたいと思えます。

それと、あと多言語化して、それが外国人の人たちに伝わらないと意味がありませんので、多言語化したものを、先ほど言われたような、職場であるとか、ホームページ、あとSNS等でしっかり発信をしていただいて、多言語化したものが外国人に届くような取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目に移ります。

3点目の災害ボランティアへのサポート体制の構築についてお伺いをいたします。

1995年1月17日の早朝に発生し、神戸や淡路島を中心に甚大な被害をもたらした阪神大震災から26年を迎えました。阪神大震災のときには、各地から多くの方が救援に駆けつけ、災害ボランティアの存在が広く知られるようになり、ボランティア元年と呼ばれ、阪神大震災が起きた1月17日は、防災とボランティアの日となっています。当時、1年間で延べ137万人以上の災害ボランティアが被災地を訪れ、被災者の救援や被災地の復興に大きな力を発揮しました。これをきっかけとして、災害時には、個人のボランティアやNPOボランティア団体、医療などの専門ボランティアなど、様々なボランティアが被災地に駆けつけ、支援活動を行うという文化が徐々に定着をしてきました。

10年前の東日本大震災、5年前の熊本地震でもボランティアが活躍され、昨年7月豪雨では、コロナ感染対策に配慮しながら、7月7日から7月30日までの23日間でおおよそ延べ2万人のボランティアが被災地に駆けつけ、復旧・復興のため様々な活動に大きな役割を果たしています。しかし、個人で災害ボランティアとして活動したい、被災地の役に立ちたいと思いながら最初の一步をどうしたらいいのかわからない。どんな活動をしているのだろうと思っている人も多いのではないのでしょうか。そして、ボランティアが被災地の力になる反面、慣れない活動や強い思いから無理をして体調を崩したり、けがをする人もいます。

このような課題に対して、町が基本的な情報、活動内容、ルールやマナー、被災地の状況などをわかりやすく提供する仕組みが必要だと思います。

お手元に資料として、熊本市が行った災害ボランティア募集のチラシのコピーを配付しています

が、このように、熊本市では、被災地で活動する災害ボランティアを広く募集して、参加を希望する人はボランティアバスで活動場所まで行ける仕組みをつくっています。また、市のホームページには、ボランティア活動を考えている皆さんへというページを公開し、情報提供を行っています。人が安全・安心に生きて行くためには、自助・共助・公助の力が必要であり、特に防災・減災を実現させるためには、一人一人の意識啓発と具体的な行動を自らが実践できるように日頃から力をつけるための備えが必要だと思います。高齢化社会にあつて、再確認すべきは、若い世代の的確な判断力や行動力を培うための防災教育で、自らの意思と行動で行う災害ボランティア活動に参加することは、最高の防災教育だと思います。

本町でもいざというときに多くの町民が自発性や主体性を発揮して災害ボランティアに参加できるような仕組みをつくるべきだと思います。

そこで、3点提案をさせていただきます。

1点目に、意欲のある個人または団体に事前に登録をしていただくことで、災害時の支援活動を円滑に、効果的に行うことや、ふだんから災害ボランティア相互の連携協力を進めるためにも災害ボランティア登録制度を創設すべきではないでしょうか。

2点目に、ホームページやSNS等を活用し、ボランティア募集の呼び掛け、被災地の状況、活動内容等を積極的に情報発信することが重要だと思います。

3点目に、ボランティアバスを運行させるなど、ボランティア活動へのきめ細やかなサポート体制を構築すべきだと思いますが、金田町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の災害ボランティアへのサポート体制構築についての質問にお答えいたします。

熊本地震時には、私も大津町の災害ボランティアセンターの支援スタッフとして2カ月間かわらせていただきました。その際にも、町内外から本当に多くの災害ボランティアの皆様が助けていただき、今でも心から感謝をしております。また、今年の県南豪雨災害のときには、多くの災害ボランティアが現地で活躍され、大津町からもたくさんの皆様支援に向かわれました。災害ボランティアの皆様は、議員ご指摘のように、猛暑や足場の悪い中、非常に過酷な状況の中で、被災地を救いたい一心で活動されております。私も防災士として、豊瀬議員とも一緒に町外の被災地支援を行ったこともありますが、災害ボランティアは体力的にも、金銭的にも負担のかかる活動であることは十分認識しております。

このようなことから、町としても災害ボランティアの活動はとても重要であり、ボランティアの皆様へのサポート体制を構築する必要があると考えております。

そのために、意欲あるボランティアの皆様を事前に把握し、登録する仕組みづくりを行っていきたいと考えております。現在、社会福祉協議会におきまして総合的なボランティアを登録する仕組みがあります。熊本地震の際には、多くの町民の方も大津町内でボランティアにあたられました。昨年7月の豪雨災害におきましては、コロナ禍でボランティアに参加可能なエリアが限定されたた

めに人手不足に陥った、そのような状況もございます。したがって、この社教の仕組みも利用しながら、有事の際、町内外において災害ボランティアを希望する皆様を別に把握し、平常時の訓練、災害時の速やかな情報発信ができる体制を整えていきます。

災害ボランティアの皆様に対する直接的なサポート体制としまして、ボランティアバスの運行による被災地への送迎支援につきまして、災害発生時に即時対応できるよう、事前に体制を整えていきます。また、その他のサポートについても、災害ボランティアを経験された皆様の声を聞きながら、新たなサポートについても検討をしていきたいと考えております。

議員ご指摘のように、この震災におきましては、平時の備えというものがとても重要だと思っております。また、広域的な連携等も必要と考えておりますので、そういったこともしっかりと進めていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

まず、災害ボランティアにつきましては、令和2年7月の豪雨災害におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内のボランティアに限られる中、町と社会福祉協議会が連携をしまして多くのボランティア参加者を呼びかけております。しかしながら、災害ボランティアの情報が少ない、サポート体制が不十分であるという声もいただいているところでございます。

ご質問にもあるように、災害ボランティアの事前把握、情報発信、サポート体制の構築は非常に重要なことであると考えているところです。

一般的にボランティアというものが生活支援ボランティアや災害ボランティアなど、ボランティアをする人や受ける人のニーズは様々でございます。現在、ボランティアに関して、社会福祉協議会により総合的なボランティア登録と、支援が必要な人とのコーディネートを実施しております。その中でも、災害に特化したボランティアにつきましては、災害時に即時対応できる体制を整える必要がありますので、現在のボランティア登録の仕組みを活用し、登録の際に、災害ボランティアを希望される人を個別に把握ができるような仕組みを取り入れていきたいというふうに考えております。

次に、情報発信につきましては、災害時は多くの情報が錯綜する中で、正確な情報を発信することが必要です。災害時の情報につきましては、社会福祉協議会を通じて被災地の情報を確認し、その情報につきまして、町ホームページを核として、最新の情報へリンクできるよう、住民の皆様がより検索しやすく、より見やすい方法を取り入れていきたいというふうに考えております。

また、災害ボランティアの登録をされた団体や個人につきましては、別途、速やかにボランティア情報を提供できるよう、社会福祉協議会と協議しながら、その仕組みづくりを行いたいと思っております。

そして、災害発生時に災害ボランティアの皆様の活動がスムーズに行えるよう、平常時からの災害ボランティア訓練についても、町と社会福祉協議会が連携しながら実施を検討したいというふう

に考えております。

災害ボランティアに対するサポート体制につきましては、ボランティアバスなど被災地への送迎支援が考えられます。昨年の豪雨災害では、町独自のボランティアバスの運行は行っておりませんが、被災地に行かれたボランティアの皆様から、送迎支援の必要性や効果などの声をいただいているところでございます。そのために、今後、災害発生時に早くサポートができるよう、バスの手配、運転手の確保など、運行に関する体制を事前に整えたいと考えております。なお、ボランティア活動の運行にあたっては、被災地の災害ボランティアセンターの受入体制や、ボランティアセンターからの現地への輸送確保など、現地の状況にあわせて運行を判断することになりますが、ボランティアバスの運行以外にも皆様からの声を聞きながら、ボランティア活動での負担軽減につながる支援を見つけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） しっかりと災害ボランティアの皆さんが活動がしやすいような体制、構築をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時45分から再開します。

午前10時34分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 最後に、4点目のGIGAスクール構想の成功へ、宝の持ち腐れを防ぐ取り組みについてお伺いをいたします。

いよいよ一人一台のタブレットパソコンと高速大容量の通信ネットワーク回線が整備をされます。そして、そのタブレットパソコンの活用が空間的、時間的な制約を緩和し、今までできなかった学習活動を可能にするとともに、子どもたちの学習意欲の喚起にもつながるのではないかと思います。

また、昨年の新型コロナ感染拡大に伴い、多くの小中学校が休校となり、オンライン授業がクローズアップされました。その対応に際し、学校や自治体により差があることが判明したため、昨年4月、国の緊急経済対策において、GIGAスクール構想の前倒し実施が決まりました。

そしてもう一つ、コロナ禍の影響により大きく変わったことが、一人一台のタブレットパソコンを子どもたちが家に持って帰っていいということになったことです。この家に持って帰って使えるということは計り知れない価値があるのではないかと思います。タブレットパソコンでは、授業や補修などのソフトが使えるようになりますし、自由に自分で調べたいことを検索したり、動画を見たりすることができますので、自分のペースで学びたいとき学べることになります。一人一台のタブレットパソコンを特別なものではなく、常に机の上にある文房具のようにできるかどうかGIGAスクール構想成功への鍵になるのではないのでしょうか。

また、文科省は2005年、不登校生がインターネットなどを活用して自宅学習をしたり、学校外で指導を受けたりした場合、一定の要件を満たせば校長の判断で出席扱いにする通知を出しています。2019年10月にも改めてオンライン学習を出席扱いと認めるように通知をしています。

一方で、インターネットを活用した自宅学習で出席扱いとなっている児童生徒数は、2018年度、全国で286人、2019年度は608人と増えてはいるものの、不登校の生徒数に比べればわずかに止まっています。

資料として配付してあります、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実という資料の右下に、不登校・病気療養児の学びを保障という、赤く囲ってあるところをごらんください。

そこには、一人一台の端末を活用し、すべての不登校児童生徒や病気療養児の自宅や病室等における同時双方向での授業配信や動画を活用した学習を一層円滑に行うことができるよう取り組む。また、不登校児童生徒については、同時双方向型オンライン授業を活用した指導方法について実証を進め、学校外における学習成果を評価に適切に反映できるようにすると書かれています。

本町の学校は、学びの選択肢が少ない状況であることから、オンラインなどを活用して学びの選択肢を広げる必要があると思います。不登校の子どもたちは、学習だけではなく、オンラインを活用してだれかとおつながることが精神面にもいいと思います。

現在、本町で不登校の状態にある生徒は、小学生が13人、中学生が36人とのことですが、この子どもたちが安心して学び、チャレンジできる環境を一日も早くつくってあげるべきだと思います。

先日、文教厚生委員会の現地調査で東小にお伺いさせていただき、実際にタブレットパソコンを活用した授業を見学させていただきました。全員で同じ画面を共有しながらの授業は、たとえ自宅からでもオンラインでつながって、同じように参加できると確信しました。今一度、教員はGIGAスクール構想の実現がなぜ必要なのかを正しく理解し、その環境を最大限に活用する力をつけなければ、教員の意識や活用力による教育格差が生じてしまう恐れがあります。ICTの技術をフルに活用し、だれ一人として取り残さない教育を確実に推進する必要があります。

本町でも、すべての小中学校で学校に行かなくてもオンラインで授業が受けられる環境を整え、希望する不登校の子どもたちがオンライン授業を受けた場合には、出席扱いにしてあげるべきだと思いますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。豊瀬議員のGIGAスクール構想の成功へ、宝の持ち腐れを防ぐ取り組みの質問にお答えさせていただきます。

ご存知のように、令和3年1月に出された中央教育審議会答申におきましては、令和の日本型学校教育の姿をすべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現としております。個別最適な学びと協働的な学びを実現する、議員もおっしゃったように、基盤的な教育ツールとしてICT環境は不可欠なものでございます。大津町におきましても、GIGAスクール

構想の実現に向けICT環境の拡充を進めてまいりました。今週をもって町内すべての小中学校において、児童生徒一人一台の教育用パソコンの環境が整います。これによりまして、児童生徒一人一人の反応を踏まえた双方向型の一斉学習や学習状況に応じた個別学習が可能になります。感染症や災害時等の休校においても双方向型のオンライン指導ができる環境も整うこととなります。

不登校児童生徒につきましては、全国の傾向と同様に、大津町でも増加傾向にあり、喫緊の課題と捉え取り組みを進めているところです。不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保や、個別のきめ細やかな支援をしていく上でもICT機器を活用していくことは効果的であると考えています。本年度は、教育支援センターにおいて、タブレットを活用した学習補填の取り組みをスタートしており、効果を実感しているところでもあります。引き続き、効果的なICT機器を活用した学習支援や教育相談ができる環境整備をしていきたいと思っております。

また、令和元年10月、文部科学省の通知では、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上、出席扱いにすることができるとされています。

大津町教育委員会としましても、本通知を踏まえ、校長が学習状況を把握し適切と判断すれば、教育委員会と協議の上、指導要録上、出席扱いにすることができるとしており、各学校長へも周知をしております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。大津町におけるGIGAスクール構想の実現に向けた教育、ICT環境の整備等についてご説明をさせていただきます。

教育長からもありましたように、今週中には、町内すべての小中学校において、児童生徒一人一台の教育用パソコンの環境が整います。クラウドを使用するため、高速大容量ネットワークをあわせて整備し、必要なセキュリティー対策を講じた上で、教育用パソコンの活用を促進いたします。

あわせて、来年度からの教育ICT環境を日常的・効果的に活用できるよう大津町独自の教職員のICT活用指導力向上研修を段階的に実施してきております。

今回、導入する子どもたちの協働学習用ソフトや学習支援ソフトについては、すでに各学校で複数回の研修を実施し、いち早く対応ができる準備を進めているところでございます。

また、町ICT支援員については、これまでも授業支援や校務支援、校内外での研修の実施等、ICT活用推進のため各学校において支援をいただき効果が出ております。

大津町としましては、今後の需要の高まりに対応できるようICT支援員の拡充を行い、ICT活用支援体制を整えているところでございます。

なお、児童生徒の教育用パソコンの持ち帰りについては、一定のルールを示した上で自宅への持ち帰りを可能とし、家庭学習での効果的な活用も図ってまいります。

今年、長期の病気療養中の子どもが入院先と在籍校の学級をオンラインでつなぎ、友達と対話したり、授業に参加したりした事例がございます。

不登校児童生徒への支援体制としても、一人一台の教育用パソコンを活用することにより、個別の支援が可能になると考えております。

教育支援センターと中学校におけるハートフル教室の連携を充実させるなど、子どもたちの社会に向けた自立を目指し、多様な支援のあり方について、引き続き検討をしてみたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） すべての学校で希望する不登校の生徒がオンライン授業を受けられて、出席扱いになる体制が現在整っているのかどうか。そして、整ってないとすれば、いつからその体制がすべての小中学校でその体制になるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 豊瀬議員の再質問にお答えします。

現在、今月中には環境整備が整いますので、あと、オンライン授業をするためには、カメラ等の附属品が必要になります。それについては、十分な個数は現在まだ配備されておりませんが、学校の状況あたり、学校ともまた協議しながら今後も進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 時期的なものが全く明確じゃないんですね。これ、前からこれ言ってるんですよ、オンライン授業ができる環境をいつまでに整えるのかということで、それはハード面もありますし、ソフトの面もあると思うんですね。いつを目途に不登校の子どもたちが受けたいと希望した場合にオンライン授業で受けることができ、そういう環境が整って、出席扱いになるのか。その時期的なものはいつなんですか。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 今、時期的なものと言われましたけども、一応、環境的には、整備はもうできております。カメラの台数も一応最低限今配布しておりますので、今すぐにでも対応はできます。ただし、カメラ等の個数に台数が限られますので、その辺は今後、学校とも協議していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 希望する不登校の生徒たちがしっかりオンラインで授業が受けられるように、体制整備等早急にさせていただいてですね、そういう喜んでいただけるような事例を早く大津町でもつくっていただきたいと、こういうふうな取り組みができたというようなですね、事例をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富二夫です。本日、議会も新型コロナウイルスの中、傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。また、金田町長の就任、おめでとうございます。今後の町政の取り組みを期待します。今回は、3問の通告書にして伺います。

1、校舎の建て替えと校区の見直しを。

35人学級法案が閣議決定されました。小学校全学年、令和25年度までに35人学級クラスになり、新たに教室の確保の問題が出てきます。25年度以降は、30人学級クラスを国は検討していくと思います。それに対応できる学校の建て替えは10年、20年後を見据えての対応で町は取り組んでもらいたいものです。

今回、町長は、施政方針の中で、大津町の20年先、30年先、さらにその先のまちづくりを考えた場合、各課題を先送りすることなく、今の方向性を選択し、決断しなければならない事項があると言われました。

3点目で、子育て支援、教育環境日本一のまちづくりの中で、老朽化の進む小中学校校舎及び校区と述べられております。町長の施政方針を踏まえての質問です。

まず、1995年1月17日、阪神淡路大震災でテレビで映りましたが、高層ビルや高速道路の崩壊を思い出してください。丈夫なビルがバタバタと倒れ崩壊しました。古い耐震化されていない建造物は強い地震にはもちません。熊本にまた5年前と同じ熊本地震が起きたら、40年を過ぎた校舎はもちません。崩壊するかもしれません。菊陽町のホームページで、菊陽中学校の校舎建設が記載されております。木造校舎の老朽化に伴い、1973年、鉄筋3階建ての校舎が完成、ただ前校舎も40年の歳月には勝てず、平成25年11月から耐震工事により、平成27年1月に完成、現在の校舎です。菊陽町は、校舎の建て替えは40年を目安にされていると聞きました。我が町の40年過ぎた校舎、資料—1を見てください。中途半端リニューアルでは40年過ぎた校舎はもちません。我が町には、震度6の熊本地震で被害を受けた校舎で授業をし、校舎自体も築40年を過ぎた校舎が5校あります。築50年の東小学校、築43年の大津南小学校、築41年の大津北小学校で建て替えを考える時期にきております。地震での被害がある大津中学校も築38年であります。今回、大津町個別施設計画（案）、ページ、21で、（2）施設の調査結果内で、大津中、南小、東小はランクCでした。健全率は40%と記載されております。生徒は、安心・安全確保ができていない校舎で勉学しているのです。町も危険だとは感じておられると思います。今後、建て替えを見据える中、校区の見直しも同時にすべきであると考えます。大津町の都市計画は、4万人をも見据えた学校校区の見直しをしていかないと、学校行政がごてごてになる危険性が出てくるのです。若い世代の親たちが子育てに住まいと学校環境整備を、町長が政治課題として取り組んでいただきたいものです。

まず、大津東小学校は、築50年で最も過疎化の進んだ小学校であり、特認校を受けた学校です。現在地は、水害の危険地区で、防災対策上は向いてない場所にあります。東小を新築する場合は、新たな地区への移転を考えた対応をしないといけないと思います。

大津町は、以前、中学校は3校がありました。今、2校で生徒の数ではバランスが取れない大規模校もあると思います。中学校の生徒数は、理想的には400から500名が理想だと思います。また、大津小学校はJR路線があり、これ以上の増築は無理だと思います。吹田団地や引水の生徒を校区を変更して新たな学校へと変える時期です。

合志市に今年4月から開校する合志市立楓の森小学校、合志市立楓の森中学校をモデルとした同じ敷地内の一体型とし、小中一貫校教育を推進する時期も大津町にはきていると思います。

場所的には、東小学校の校区のサッカー場東側が適当ではないかと考えております。

築43年の大津南小学校は、熊本地震で校舎全体が最も傷んだ、歪んだ校舎ではないでしょうか。渡り廊下の歪んだ扉が閉まらず、2年間放置されたままになっておりました。今は直してあります。

今年2月13日福島沖地震とするマグニチュード7.3の地震があり、東日本大震災の余震と考えられます。今年も頻繁に各地で地震が起きております。熊本地震から5年が過ぎ、また、いつ地震が起きるかもしれない状態です。熊本地震ではもちましたが、次回の大きな地震では校舎の崩壊も考えられます。現実問題としては、町は真剣に考えなければいけない時期にきていると思います。中途半端な改修工事では40年を過ぎた校舎自体がもたないと思います。

そこで、南小学校の敷地では、地域の住民の防災拠点として狭いと思っております。思い切って南小学校はJAカントリー北側への移転も校区の見直しとしては考えてみてはいかがでしょうか。

大津北小学校も築41年であり、敷地は平川の川沿いにあります。真木方面に大規模な太陽光発電も建設されております。平川上流の外輪山に線状降水帯の豪雨が降れば、北小学校は濁流にのみ込まれる可能性もあります。それと、防災拠点として旧平川小学校と旧矢護川小学校校区に利用できる小学校を建て替える時期にきていると思います。北小学校開設時に、地域住民は数年以内に他の場所での建設を要望していたと聞いております。今は現在のままであります。

町は、約束を守る立場で、県道矢護川大津線沿いの高台地域に防災を兼ね備えた北小学校の新築の検討をしてはどうでしょうか。

大津中学校も築38年、この校舎も熊本地震で校舎の傷みがあり、大規模修繕改修よりも現在地での建て替えを検討すべき時期にきていると思います。傷んだ継ぎ目を補修しても、その場から雨漏りがある。壁はひびがあり、外壁は黒ずんで、見た目にも生徒が勉強する場所かなど、私自身は思うことがあります。

菊陽町は、校舎の建て替えは計画的な策定のもと実施されております。防災拠点としての学校のあり方も菊陽町は考えて実行されております。近くにモデルとなる菊陽町があり、参考にすべきだと思います。事情を踏まえて、校舎の建て替え、校区の見直しを町長と教育長に伺います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） それでは、山本議員の校舎の建て替えと校区の見直しの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大津町内の小中学校、とりわけ大津中学校が建設からおおむね40年、大津南小学校がおおむね45年となっており、長期の使用による外壁内装の劣化も著しく、児童生徒

や教職員の皆様には大変ご不便をおかけしている状況でございます。このようなことから、大津町個別施設計画において、両校の整備計画を明示させていただいたところであり、校舎の耐力度調査を行った上で、長寿命化でいくのか、または建て替えていくのかなどの具体的な整備手法を定め、安心・安全な施設整備を行っていきたいと考えております。

また、施設整備にあわせた校区の見直しについてですが、文部科学省が示す学校規模の標準がありまして、現に複式学級、または将来的に複式になることが予想される学級も複数あるなど、避けられない問題だと認識をしております。近い将来の大津小学校の学校のマンモス化、美咲野小学校の児童数減少なども複合的に分析しながら、子どもたちを真ん中に据えた上で、民意を反映した教育行政を推進していくためにも、総合教育会議などを有意義に活用して、教育委員会とも連携をしながら町の教育課題、あるべき姿を共有していきたいと考えています。

なお、子どもたちに少しでも安心・安全な、そして快適な施設で学校生活を送っていただきたい気持ちは私も同様ですが、学校建設や大規模改修には要する費用も多大でございます。

そうした中で、学校の整備と校区の再編を考える際には、今の諸対応が将来世代への多大なる負担や負債とならないように、校区割を変更した場合の各校の児童生徒数の将来予測などの定量分析やシミュレーションもしっかりと行って上で、綿密な検討・計画を前提に進める必要もあると考えております。そうしたデータ分析の作業は、すでに担当所管をお願いしているところでございます。

学校は、将来、子どもたちが住み暮らす、地域のあり方とも密接に関わっておりますので、校区の話を含め、まずは議論の土台となる情報をスピード感を持って整えながら一つ一つ進めていきたいと考えております。

また、それとは別におっしゃるように、耐震性等に大きな問題がある場合には、また別に迅速に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 山本議員の校舎の建て替えと校区の見直しをの質問にお答えいたします。

平成28年の熊本地震におきましては、町内小中学校のすべてが被災しました。町では、文部科学省の被災度区分判定を実施し、復旧方法の判定を受け、平成28年度中に改修復旧を完了しております。被災した建物ではありますが、学校施設として安全性を欠いたものではないと考えているところではございます。

ただし、大津中学校や大津南小学校につきましては、内装、外装、設備の劣化が著しく、町長からもございましたが、今回の個別施設計画において、整備計画の頭出しをし、整備を進めていきたいと思っております。

また、改築や長寿命化を見据えた校区の見直しとのご意見ですが、大津東小学校は、令和2年度から小規模特認校制度を導入して、大規模校の校区から2人の児童が通学しております。この制度導入に関しましては、地域から要望書が提出されており、教育委員会もこれに応える形で取り組ん

でまいりました。また、大津北小学校開校時の3校統合につきましても、地域からの要望に応じていったものでございます。「地域とともにある学校づくり」この実現のためには、各単位PTAや地域の皆様の理解、協力が不可欠であると考えております。したがって、校区の見直しにつきましては、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者、地域住民の皆様と、将来の児童生徒数の推計などを情報としてしっかり共有しながら、将来の学校のあり方についてご意見を伺っていくことから、まずは始めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、説明させていただきます。

熊本地震で被災した学校施設につきましては、被災直後から一級建築士による目視判定、その後、構造設計建築士による調査・判定、さらに、文部科学省から大学教授等を派遣いただき、被災度区分判定を実施し、復旧方法の判定及び災害査定を受けて改修復旧を行ってまいりました。当時の被災状況の特徴として、校舎においては、地震などの外力を吸収し、建物の破損を最小限に抑える役割を持つエキスパンジョイントの破損、体育館においては、屋根部分の破損が見られました。文部科学省の調査も経て、復旧方法のご示唆もいただいているところです。地震で被災した事実が変わりはありませんが、現行制度上において最大限の復旧の実施をしたところであります。

大津町には、建築から約40年を経過する小中学校が4校ありますが、最も古い大津東小学校は平成22年度に耐震改修を、それから平成24年度に外壁改修を行っています。また、大津北小学校につきましては、新校舎建設の凍結を受け、平成22年度に大規模改修を実施しております。大津南小学校と大津中学校については、議会からの後押しもいただき、令和2年度中に屋根改修工事を実施させていただきましたが、内装や外壁、電気・機械設備などは以前のままでありますので、今回、大津町個別施設計画への事業の頭出しをさせていただきました。また、今後10年以内には、大津小学校と室小学校が40年を経過してまいりますので、令和12年度に予定されている個別施設計画の見直し時期にあわせ、社会情勢、児童生徒の推計等を見ながら、改修計画が示しできるよう、今後準備を進めていきたいと考えております。

次に、校区の見直しの件についてですが、直近の児童数の推計では、5年後に、大津小学校が193人増の922人、美咲野小は341人減の405人、室小学校、大津南小学校、護川小学校は微減、大津東小学校は12人の減の32人、大津北小学校は31人減の41人となっており、大津小学校を除き、児童数は減少する予測となっております。

小中学校の規模は、12学級以上18学級以下が標準と言われているものの、特別の事情があるときはこの限りではないと、弾力的なものとなっております。大津東小と大津北小の減少推移と単式学級の複式化につきましては、児童の保護者の皆様と情報を共有し、教育委員会による一方的な校区の見直しになることがないよう、地域の理解と協力を仰ぎながら、協議の土台をつくってまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 耐震化の部分で、学校の部分で、今のところ問題ないと言われましたが、菊陽町は、40年で建て替えをしているわけです。大津町はこの教育環境の中で整備をして、あと何十年もたせるつもりなんですか。普通やっぱり学校を、中学校とか、菊陽中部小学校なんかはすばらしい学校ですよ。やっぱりそれを考えて、やっぱり町長もいつも言われている、子どもたちは大津町の宝です。学校の教育環境はやっぱり早目早目に整備を進めていくべきです。

そこで、町長に再度、大津町には財政調整基金というのが19億円あります。積み立ててあります。校舎の建て替えにやっぱり利用して、教育環境の整備を進めていくべきじゃないかと思えますので、再度、町長の見解を聞きます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の質疑にお答えいたします。

子どもたちに少しでも安心・安全な、そして便利な校舎で過ごしていただくために財政調整基金も活用とのことなんですけども、おっしゃるように、適宜、活用していきたいと思っておりますけども、やはり学校を1校建て直すのに10億円、20億円、それ以上のお金がかかることもございますので、そこも踏まえて、財政上、将来世代に負担かかり過ぎないように、しかしながら、今の子どもたちがしっかりとよい環境で学べるように、そして魅力的な大津町の教育環境を築けるように、町内でもしっかりと議論を進め、やっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） ぜひ財政調整基金も使えるような感じで学校の整備を進めていただきたいと思えます。

2の質問に入ります。

大津町独自の工業団地造成をということで、九州高速道路北熊本スマートインターから地域高規格道路「中九州横断道路」大津熊本道路9.1キロが本年度事業化が決まりました。大津熊本道路が10年のうちに杉水公園インターまできたとき、杉水公園から菊池市川辺工業団地の間の約10ヘクタールの畑地、山林を大津町も、菊陽町や合志市のように、町で工業団地造成を行い、優良企業の誘致に成功すべき時期にきていると思えます。優良企業の誘致をしなければ、ますます菊陽町や合志市に遅れをとり、市町村間の格差が広がってしまうと感じるのは私だけでしょうか。

ただ、そこにはNHKの電波塔があり、土地の有効利用ができない地区もあります。NHKと移転交渉をしてよい時期にきているのではないかと思います。移転先は、鞍岳山麓外輪山町有林等を斡旋してみたいかでしょうか。

今からの時代、地上波は必要ない時期がくるかもしれません。衛星放送からの電波で視聴する時代であり、今後、5年間、放送事情は大きく変化をします。

NHK電波塔近くの住民は、電波障害、ラジオの中にNHK第2が放送で割り込んできたり、電波塔に雷が落ちたら、テレビや冷蔵庫に不具合が起きる事例がおきておりますので、撤去を望ん

でおられるのです。

町長の大津町独自の工業団地造成について、考えをお聞きます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の質問にお答えいたします。

中九州横断道路の大津熊本道路は、九州縦貫自動車道から大津町の国道325号までの延長14キロメートルのうち、合志～熊本間の9.1キロメートルが事業化となり、昨年12月12日に中心杭打ち式が行われ、測量に着手したという発表がなされました。

県が都市計画道路として決定しています大津合志間についても早期に事業化されることを期待しております。町としても県や国、関係市町村とも協力しながら、力強く推進したいと考えております。

中九州横断道路は、熊本市で九州縦貫自動車道に、大分市で東九州自動車道に接続されることにより、循環型ネットワークが構築され、交通・物流の利便性の向上によって大津町においてもさらなる産業発展や地域活性化が期待されると考えております。

そうした中、町としても外部環境の充実にただ乗っかるのではなく、交通アクセスの向上を最大限に生かすために、新たな道路整備や条件を生かした企業誘致や開発など、政策的に取り組んでいく必要があると考えております。

町には、本田技研熊本製作所をはじめ、熊本中核工業団地、室工業団地、大津南部工業団地がありますが、すべて完売しており、企業からの土地の問い合わせには、民間所有の土地を紹介している現状でございます。中核工業団地には、企業所有の3.8ヘクタールの整備済みのまとまった土地はありますが、そのほかは今から造成が必要な土地が多くを占めております。

工業団地を整理しますと、町としては、南部工業団地でありましたように、長期間売却先が見つからないなどのリスクも生じ得ますが、タイムラグなしに工場が進出することが可能になるようなメリットもございます。

私としましても、今後、企業誘致を進めるにあたり、迅速にご紹介できる用地確保に向けた取り組みは必要だと考えております。一方で、工業団地ではなく商業エリアではありますが、合志市のアンビー熊本のように、市町村独自ではなく、官民で連携して開発を行う事例も全国的に随分増えております。

今後は、町主導で工業団地を整備するのか、官民連携で整備するのか、あるいは、民間主導の取り組みに対して町が道路整備などで協力していくのか、コロナの影響も踏まえた市場の状況や動向・現状分析を行い、メリットとデメリットをしっかりと踏まえて方向性を出したいと考えております。

なお、今後の誘致施策に関しましては、工場に限らず、比較的省スペースで実施可能で、他の事業者との相乗効果も期待できるようなITやコンサルタント等、産業支援型の企業の誘致についても戦略的に進めていきたいと、そのように考えております。

また、NHKラジオ塔用地の移転につきましては、平成18年にNHK熊本放送局と協議を実は

しておりますが、莫大な費用が発生するとのことで、移転は難しいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長からご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上経済部長。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。山本議員の工業団地造成及びNHKラジオ塔移転についてご説明いたします。

現在、北部九州の自動車関連企業のレクサス、トヨタ、日産、ダイハツとサプライヤーとして取り引きがある町内企業も8社程度あり、中九州横断道路の接続により、物流面のアクセス向上も見込めるところでございます。

特に、国道325号にはインターチェンジが計画されていますので、九州一円への交通アクセスが良好となり、製造業をはじめ、流通施設の立地も考えられます。

先ほど町長が述べましたとおり、工業団地造成につきましては、市場の状況や現状分析を行い、方向性を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、NHKラジオ塔の移転につきましては、平成18年当時に企業誘致室がNHK熊本放送局を訪問、交渉した記録が残っておりまして、その中で、大津放送局は九州第一の局で九州一円をカバーしている。敷地にはアースが入っていて、どこを掘っても銅線が埋設してある。平成10年に建て替えを行っており、耐用年数は40年間（令和20年まで）ということですが、移転となれば莫大な費用がかかるとあります。このような状況から、移転はかなり難しい状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） NHKの電波塔の移転はすぐにはできないでしょうけども、次回、建て替えるときには、ぜひ交渉していただき、あの場所から違う場所への移転をお願いしたいと思います。

次に、3問目の成人式開催についての質問をします。

大津町の成人式実行委員会が5月2日に行いたいということで、3月6日の熊日新聞で、大津町の成人式は5月2日に開催とありました。5月2日にコロナ4次感染が拡大しなければできると思いますが、もし、4次感染が拡大した場合に、5月2日ではできない場合に、教育長は成人式実行委員会と相談して取りやめられるのか。もしくは、夏場の時期に開催をされるのか。その開催の有無について質問します。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 山本議員の成人式開催有無についてのご質問にお答えします。

令和2年度大津町成人式につきましては、本来は1月10日、本年度ですけれども、大津町の文化ホールで実施することで、実行委員会をつくり準備をしてきたところでございます。しかしながら、県内のコロナウイルス感染症拡大が終息を見ず、残念でありましたけれども、実行委員会とも相談の上、新成人と、そのご家族、町民の皆様の健康と安全を優先し延期することといたしました。

延期の時期につきましては、着物レンタル料の補償期間などの関係からゴールデンウィーク中の5月2日に決定したところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症終息が見込めなく、第4波による感染拡大が生じた場合には、成人式の開催は取りやめることにしたいと考えています。

ただ、議員ご指摘のとおり、成人式は、人生における大切な節目の行事であると考えますと、中止となった場合は、実行委員会の考えを聞きながら、町としても何らかの支援ができるよう検討してみたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長

○教育部長（羽熊幸治君） ご説明申し上げます。

令和2年度大津町成人式については、生涯学習情報誌6月号及び大津町のホームページなどにより開催の周知を行っていたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が沈静化しない中、10月に大津中並びに大津北中の卒業生有志10名による第1回の実行委員会を開催いたしました。その中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた成人式の内容となるよう協議を行い、中学校ごとの分散開催、保護者の来場禁止、アトラクションを行わない式典時間の短縮などを決めて準備を進めてまいりました。11月には大津中学校199名、大津北中学校202名の合計401名の方に、式典当日の入場券と体調チェックシート付の案内状を郵送いたしました。しかしながら、12月18日には、熊本県より「感染拡大防止に向けてのお願い」ということで、令和3年1月11日までの期間、感染拡大地域を中心とした移動や熊本県への帰省に対する自粛要請があったことを受け、実行委員会とも協議を重ねた上で延期をすることを決めたところです。

一般住民へのコロナウイルスワクチン接種の見通しがたたない中、延期の時期につきましては、当初、実行委員会へ8月のお盆休み期間を提案しましたが、振袖を着る機会を失うこと、着付け料の補償期間が最短で5カ月までとなっており、支払い済みの着付け料が無駄になることなどの意見が出されたことから、ゴールデンウィーク中の5月2日、日曜日の成人式開催となりました。

今後は、成人式開催2週間前に熊本県のリスクレベルが「レベル5 厳戒警報」または同レベルに感染拡大傾向にある場合は、健康と安全を優先し、延期することなく中止することになります。それ以降におきましても、感染拡大状況によっては中止とします。また、緊急事態宣言対象地域及び人口10万人当たりの週陽性者数が15人以上の都道府県からの参加は遠慮していただくよう要請をいたしております。

なお、先ほど教育長のほうからもありましたように、中止になった場合には、コロナ禍の終息がある程度みえてきた時点で、実行委員会の意見を聞き、同窓会のような形式など、何らかの形で開催したいという思いがあれば、町としてもできる支援を考えていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 成人式は、二十歳の皆さんにとっては心に残るイベントです。5月2日にできるように私も思っております。もし、5月2日にできなければ中止ということですけども、実行委員会の皆さんと、町と真摯に協議し、8月でもいいんで、ぜひ実行のほうに検討していただければと思います。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時47分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） こんにちは。傍聴席の皆様におかれましては、忙しい中、お越しいただき誠にありがとうございます。これから2期目に向かって地域の声を町政にを基本理念に、皆様の信任を得られるように全身全霊、全力で頑張っております。それでは、議席番号7番、山部良二が通告にしたがい質問します。

それでは、第1問いきます。

それでは、「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」についてお伺いいたします。

日経リアル共働きの調査、子育てしやすいまち2020の中で、ナンバー1に輝いたのは、千葉県松戸市、ランキング2位が東京都の葛飾区、ランキング3位が豊島区です。共通するのが首長が子育て政策に本気を示し、積極的に取り組んでいるということが書かれております。また、1位の松戸市では、市長自ら子どもを育てることは社会的な責任であり、未来への投資であるという強いメッセージを発信されています。これらの自治体は、コロナ禍での子育て世帯への支援という点でも取り組みが目立っています。また、厚生労働省から毎月勤労統計調査が行われ、速報が出ております。平均賃金は2年連続で減少し、減少幅は、前年度比マイナス1.2%、これはリーマンショックの影響を受けた平成21年以来の大幅な減少となっております。

アメリカでは、バイデン政権によって4月には3度目となる給付金構想が持ち上がっており、最大14万円支給の可能性となるそうです。

しかし、日本ではもっぱら非課税世帯への支援が議論にあがっています。ですが、新型コロナは、低所得者層だけを襲っているのではなく、中間層にも襲いかかっているものであり、これは緊急事態宣言で不便な生活を強いられた国民すべての不公平感を誘発するし、世帯月収の収入の減少により、多くの子育て世帯は苦しんでいるのではないのでしょうか。

その中で、町長は子育て支援・教育環境日本一のまちづくりを宣言されています。そうであればやるべきことは決まっているのではないのでしょうか。子ども医療費18歳無償化、そして、町長は新型コロナ対策に全力を尽くすと述べており、そのことを踏まえれば、コロナ感染症が終息するまで非課税世帯の給食費無償化とあわせて、所得制限なしで第2子半額、第3子無償化を実現するべきではないのでしょうか。また、保育士の待遇改善も行うべきであります。子ども医療費18歳無償化については、同僚議員の質問でお聞きしましたので、学校給食の無償化、そして待機児童ゼロを目指すためにも大津町で勤務する保育士すべてに毎月の現金給付など、保育士の待遇改善が必要ではないのでしょうか。

また、町長はまちづくりにも夢を必要とうたわれています。そのためには、子育て支援やみんなのわくわくするような投資を行い、雇用や税収を上げ、様々な政策に生かすことが必須ではないでしょうか。そのことを踏まえ、活気とにぎわいを生む仕組みづくりの中に、スポーツの森駅の新設・巡回バスの実現、アウトレットモールの誘致などがあります、実現に向けたタイムスケジュール等があれば伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） まず、山部議員の子育て支援・教育環境日本一のまちづくりの中で、何を先行して行うのかの質問についてお答えをいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、未来を担う子どもたちがこれからの時代で、夢を持ち、育み、力強く生き抜く力をつけられる環境をつくるためには、議員おっしゃるように、子育て世代への支援が必要だと考えております。

子育て支援策としましては、一つには、先の一般質問でもお答えしたとおり、18歳までの医療費無償化は優先して取り組みたい考えでございます。

また、所信でもお伝えしましたとおり、まずは安心して子育てをできる環境の基盤整備ということで、待機児童の解消や学童保育施設の町全体としての定員枠の拡大、病児病後児保育の体制整備を喫緊の課題として取り組んでいきます。

まず、学童保育施設に関しては、近年児童数も増加している大津小学校や室小学校などにおいて、ハードの整備や民間施設との連携によって、順次受け皿を拡大しているところです。また、病児病後児保育の環境整備については、町内事業者と具体的に話を進めております。

待機児童解消に向けては、働き手の確保も大きな課題となります。町としては、国や県の補助制度だけではなく、令和2年度におきましては、大津町の単独事業として、保育士就職支援助成金や予備保育士補助事業といった2つの事業を実施しております。

また、町内の保育所におきましては、前年度に引き続きまして、本年度も園児の定員数の増員について御協力をいただいているところでございます。

このような取り組みの中で、待機児童数につきましては、年々減少しておりまして、来年度4月入所につきましては、現在、利用調整中ではございますが、ゼロになる見込みでございます。

今後も保育士の確保や保育士の負担が軽減されるような事業を実施し、保育環境の整備にしっかりと努めてまいります。

なお、長く働かされている保育士の方の処遇改善につきましては、経験年数や職責等に応じた国の加算がございます。一方、町としては、先ほどご説明した、予備保育士補助事業を行うことで、保育現場の質の向上を図りながら、一方で、保育士の負担軽減にも努めておりまして、現時点で新たな手当などの取り組みは考えてはいないところでございます。

続きまして、第2子半額、第3子全額の給食費無償化についてお答えいたします。

給食費無償化などの具体的な施策の実現のためには、限られた財源をどこにどれだけ振り分けることができるのか。そして、それがどのような効果を生むのかまでをしっかりと考えていかなければ

ばないと思っております。

そのため、子育てをしやすいまちづくりに向けて、先ほどお伝えした施策を進めていくことと並行して、次にどのような取り組みを優先することがより効果的であるのか、さらなる調査研究が、数値に基づいて必要だと思っております。

一方で、家計的に厳しい子育て世帯には給食費に対する措置が必要だと考えており、新型コロナによる家計悪化も踏まえまして、非課税世帯の給食費の無償化につきましては、現在、実施手法も含めてしっかりと検討しております。来年度前半には、早期には何かしらの対応を取りたいと思っております。

今後、大津町が引き続き、子育て世帯の居住地として多くの方に選ばれる持続可能な町であるために、金銭的な補助だけではなく、幅広い視点での環境向上に努めていきたいと考えております。今回、18歳までの無償化は、実現に向けて取り組んでいくところではございますが、金銭的な助成や補助だけではなく、大津町の子育て環境や教育環境に幅広く魅力を感じて住んでいただける、あるいは、住み続けていただける、そんなまちづくりをしっかりと進めていきたいと思っております。

子育て世帯のご意見を尊重し、関係部署と横ぐしを通して連携をしながら進めていきたい考えです。

次に、スポーツの森の新駅・巡回バスの実現やアウトレットモールの誘致に向けたスケジュールについての質問にお答えいたします。

今回の議会定例会の冒頭におきまして、私の施政方針として、スポーツの森駅の新設や商業施設の誘致、新たな幹線道路の整備について申し上げます。

それを踏まえ、令和3年度に新駅及び周辺エリアの開発の可能性を検討するための調査を行うこととしております。

具体的には、調査では、駅施設やその周辺のインフラ整備を行う場合の概算費用の算出、国の補助金等や開発に伴う法関係の確認、また、人口・財政シミュレーションなどの将来分析を行います。また、並行して県やJRなどとの協議も進めていく考えでございます。

その後、いくつかの検討案の中から、実現に向けてどのような方向性で進めていくのか、関係機関の意見や地域住民のご意見もしっかりお伺いしながら、具体的計画として形作っていきたいと考えております。

その計画に基づき、JRや企業関係との合意形成に向けた交渉、また、予算の確保や用地の調整、周辺インフラの整備など、実現に向けた取り組みを段階的に実施していくことになると考えております。

スケジュールについては、事業実施に向けての関係機関との協議・交渉、用地関係の調整など、相手ありきなところもありまして、様々な段階を考慮すると実現までには少し時間を要すると考えられますが、新駅設置及び商業施設の誘致につきましては、町民の皆様からのご期待も大きいものであり、私としましても重要な施策の一つと位置づけておりますので、早期実現に向けて、着実に、

かつスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、以前からの課題となっております巡回バスの件ですが、令和3年度に地域公共交通計画の見直しをすることとしておりまして、その中で、町中心部の公共交通体系をどのように進めていくのか検討を行うこととしております。高齢社会の到来による免許返納などを踏まえると、外出支援による健康づくりのためにも、街中における移動手段の確保は必要だと考えております。地域の代表者や専門家、事業者も含まれる町地域公共交通会議のメンバーの方々のご意見も伺いながら、早急に進めていきたいと考えております。

なお、巡回バスに関しては、町全体の公共交通体系及び財源ともあわせて進める必要があると考えております。したがって、令和3年度はAIを用いた乗合タクシーの配車システムを導入した場合の利便性や費用効率の向上について、まずは事業者ヒアリングを行い、研究したいと考えております。

一方、阿蘇大橋の開通によりまして、阿蘇方面への交通アクセスの復旧、そして、今後の空港アクセス改善や南阿蘇鉄道復旧、中九州横断道路など、大津を取り巻く環境も大きく変わってきています。大津の地の利を生かしながら、活気とにぎわいを生む仕組みづくりにしっかりと取り組んでいきます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 一つ確認ですが、子ども医療費実施ということで、もし18歳無償化を実現した場合、中学校を卒業して本町で就職した場合等でも受給者証の発行ができるのか。具体的な制度、スキムがわかれば教えていただきたいと思うのが一つ。

やはり、今ボーナスの支給等でやっぱり生活の苦しくなっている方々がやっぱり多く出ていると思いますので、所得制限なしの期間限定でもよろしいので、先ほど申しました、無償化をできればということで、その点に対して、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

中学校を卒業して、本町で就職した人も18歳までの医療費の無償化に対象になるかというような質問だったというふうに思っております。18歳まで医療費を無償化するための要件としまして、今回、18歳までですね、無償化するための新たな要件は設けないところで今考えておりますので、対象になるというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお伝えしましたとおり、まず、医療費の無償化に関しましては、中学卒業、就職後などこちらに來た方に関しましても、住民票と生活があるのであれば適用する考えで検討しております。

また、給食費の無償化のところは所得制限を設けるのかというところでございますかね。

○7番（山部良二君） 期間限定で。

○町長（金田英樹君） 現時点ではお伝えしましたとおり、非課税世帯の無償化に関しましては、

期間を定めずに、完全無償化で基本取り組んでまいりますけども、コロナ対策として、期間限定で第2子、第3子などへの新たな制度を設ける考えは今のところはありません。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、町長のコロナ対策や支援、力強いトップセールスを期待し、少しでも計画を前倒しできるように、執行部及び議会が力をあわせ、夢のあるまちづくりを推進していくことを強く願って、2問目に入りたいと思います。

合志市に新しくごみ焼却施設・菊池環境工場クリーンの森合志が運営を開始しました。

ですが、問題点もあり、ごみ処理の広域化により、ごみ輸送の長距離化が懸念され、中型、小型収集車の非効率な輸送、車両台数の増加、交通渋滞の発生などの問題と、また、町民による持ち込みごみに対するサービスの低下などが懸念されます。これは一過性ではなく、何十年と続く問題でもあります。これらの問題の解決策として、中継輸送方式を導入することが考えられます。つまり、ごみ中継施設等設置することにより、小型パッカー車による収集作業とダストドラム方式やスライドデッキ積み替え方式など、大型パッカー車に積み替えての輸送作業の分離が可能となり、作業の効率化が向上します。また、施設を適正に配置することにより、従来のごみ収集体制を維持することができ、ごみ収集輸送、コストの増加を抑制及び削減という経済効果寄与することができます。

あわせて、ごみ中継施設の設置による収集作業と輸送作業の分離は、大量一括輸送による車両台数の削減につながり、効果的な環境対策となります。また、受け入れる側にとっても搬入車両の過密度の解消という効果に加え、ごみ収集車の台数抑制による都市美観の確保や持ち込みごみに対する市民サービスの向上など、波及効果は計り知れません。

あわせて、一般廃棄物収集業務において、ごみ袋の中のごみや水分等が飛び散るなど、作業員を危険にさらすことも想定されます。もし、大津町で作業員の感染等があれば、収集作業に支障を来す可能性もあり、町民、従業員を守るためにも感染症対策が必要であり、また、感染対策の費用が莫大となり、事業者の経営を圧迫することが日本全国でおきています。

これらのことを踏まえ、2点質問いたします。

効率的なごみ収集輸送と、さらなる広域化に対応したごみ中継施設（サテライトセンター）の導入、2番目が、一般廃棄物収集運搬に関わる災害及び感染症発生時の対策をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の質問についてお答えいたします。

菊池環境保全組合が運営する新環境工場クリーンの森合志が、本年4月から正式に稼働いたします。これまで新小屋地区の東部清掃工場に搬入していた、燃えるごみや可燃性の粗大ごみが新環境工場への搬入となり、一般廃棄物収集に係る距離も延びることとなります。効率的なごみ収集・輸送とさらなる広域化に対応した、ごみ中継施設（サテライトセンター）の導入に関してですが、現在、ごみ収集車によりそれぞれに処理施設へ搬入を行っておるところです。議員がおっしゃられるとおり、ごみの量と輸送距離によりましては、サテライトセンターを建設し、小型・中型車両で収集したごみを一旦集約し、新環境工場へ大型車両でまとめて搬入することは、一つの方法だと考え

られます。

一方で、サテライトセンターの設置については、新たな設備の建設費等に対する費用対効果、また、法律上の規制に関する面などを含めて十分な調査や研究が必要と考えております。

次に、一般廃棄物収集運搬に係る災害及び感染症発生時の対策についてですが、現在、収集委託事業者の事業継続計画（BCP）に沿って、継続しなければならない業務を選択し、業務を継続することとしております。また、委託事業者と町内の一般廃棄物収集運搬許可業者及び大津町との三者で相互支援協定を締結しております。さらに、事業者が加盟している、県環境整備事業協同組合からの支援も整備されているような状況でございます。

災害等が起きた場合には、委託業者のBCP計画とあわせて、この協定等によりまして、一般廃棄物の収集ができるように、町や事業者が連携して対応を行っていく計画でございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、説明をさせていただきます。

山部議員の効率的なごみ収集・輸送とさらなる広域化に対応した、ごみ中継施設（サテライトセンター）の導入についての質問でございます。

新環境工場クリーンの森合志の稼働に伴いまして、収集した可燃性ごみの運搬距離が、片道で約3キロ程度延伸をしております。現状では、それぞれのごみ収集車が、収集したごみを新環境工場へ直接運搬しておりますので、収集から搬入までのあり方については、今後どのような方法が適しているのか、調査・研究が必要と考えております。

議員がおっしゃったサテライトセンターの設置につきましては、設置場所の選定、用地の確保、施設の建設、施設そのものの運営コスト、さらに大型の運搬車両の購入などコストが発生します。また、収集したごみをどの程度まで集約・加工するかによっては、一般廃棄物の中間処理施設に該当する場合がございますので、関係法令などをさらにですね、勉強しながら、課題が生じる場合はですね、さらに勉強して、研究をやっていきなというふうに思っております。

ごみ中継施設の設置につきましては、制度上の課題とあわせまして、費用対効果や、その他の方法も含めたところでですね、研究が必要だというふうに考えているところでございます。

次に、一般廃棄物収集運搬に係る災害及び感染症発生時の対策についてでございますが、町長の答弁でありました、事業者間、また、町の相互支援に関する三者協定でございますが、これは災害や感染症発生時に町や事業者が連携しまして、人的及び物的な支援を行うことで、町のごみ収集運搬に支障が出ないようにすることを目的として締結させていただいているところでございます。新型コロナウイルスにつきましても、事業所内で、まずはですね、感染しない、させないことが大事でございます。もしも感染が発生した場合はですね、この協定を中心とした対応を行いたいと考えているところでございます。

現時点での収集事業者の対応でございますが、新型コロナ対策といたしまして、手先の消毒など基本的な対応に加えまして、作業員のグループ分けを行い、業務及び休憩場所含めて分散配置を行

っているところがございます。従業員同士ができるだけ接触をしない体制をとられておられます。

また、収集事業者、協力事業者、町での三者支援協定によりまして、収集作業員や収集車・機材などの支援を行える体制を構築いたしております。5年前の熊本地震の際も、災害廃棄物は別として、町のごみ収集は通常どおり行われたところがございます。新型コロナ発生時においても、一般廃棄物の収集運搬に支障をきたさないように、事業者及び町で連携を行いまして、対応しまして、十分な体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、2点ほど、先ほども申しましたけど、これはもう一過性のものではなくて、何十年とこの体制が続く可能性があるということで、やっぱり最も懸念されるのは、もう利便性が悪化することによっての違反ごみとか、不法投棄などが増える可能性があるのではないかと、一つは心配しているところがございます。

もう一つはですね、先ほどの広域化ですね、に対して、国のモーダブルシフト等の推進事業において、優先的に採択する案件の中で、補助制度、効果的なごみ収集輸送を実現するための中継施設整備の推進のための循環型社会形成推進交付金があるとあります。これは循環型低炭素社会の実現に寄与すると思われませんが、もう一度、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

1点目の違反ごみの発生等についての対応についてはですね、十分対応していきたいというふうに思っておりますが、2点目の議員提案のですね、効果的なごみ収集・運搬を実現するためのサテライトセンターの推進のための循環型社会形成推進交付金についての提案ございました。この事業につきましてはですね、初めて私も見たところがございます。補助事業の中身につきましてはですね、まだ十分理解ができないところがございますけども、補助事業のあるなしに関わらずですね、サテライトセンターの設置につきましては、今後、調査・研究をですね、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、その利便性低下だとか、不法投棄等に関しましては、今後、長期的に取り組む必要があると考えております。

一方で、先ほどのサテライトセンター等に関しまして、これからですね、新環境工場は稼働して、長期化経つにあたって、またいろんな課題が出てくると考えております。そうした中で、今現在大きな投資をするのではなくて、そうした状況も見つめながら、かつ、しっかりとこちらで何ができるか調査を進めておいてですね、何かあったときには即座に動けるようなそんな体制を進めながら、諸々の環境整備等にも整えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） この問題に対して、引き続き質問を行ってまいりますので、今後の対策の検討・研究をお願いいたしまして、次の問題に入りたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時35分から再開したいと思います。

午後1時27分 休憩

△

午後1時35分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは、3点目に入ります。

兵庫県の明石市では、子どもの居場所づくり事業、あかしこども財団を立ち上げています。理念としては、子どもの相互支援につなげる気づきの拠点であり、すべての子どもが対象、あらゆる世代が気楽に集える居場所づくりを実践されており、特色としては、子どものみならず、高齢者の方や障がいをお持ちの方々も含め、広く利用できるみんな食堂などの形をとっているということです。その中で、個人経営の飲食事業者にこども食堂を補完するという役割で、小学校区ごとに1、2カ所選定し、運営助成として上限30万円という事業者支援も兼ねた取り組みを行われています。

大津町でも相談事業の中で、コロナによる雇止めや失業などで生活苦等の相談が増加していると聞いております。

また、町民との対話の中で日々の食事に事欠くという話をされた方がいらっしゃいました。大変衝撃を受けました。日々の食事を我慢しなければならないとすれば、それは命に関わることであり、残念ながら日本には貧困に陥っている人々が無償で食料が得られる仕組みが確立されていないということではないでしょうか。食品ロスの観点からもフードバンク、フードドライブの取り組みを加速していく必要があります。今後、少子高齢化の進行は止まることはないと思います。その中で、貧困は今自分には関係ないと思う方もいるかもしれませんが、明日は我が身かもしれません。たとえ自分が貧困に陥らなくとも、自分の子どもや孫、多くの子どもたちがそのような境遇にならないとも限りません。そのためには、食のセーフティネットを築く必要性があります。もちろん、セーフティネットとしては生活保護がありますが、生活保護の補足率は2割程度と言われており、多くの生活困窮者の方々は、保護申請を断念されている現状があります。その要因の一つとして、保険申請時に行われる扶養照会の存在があげられます。扶養照会は、申請者の親族に対し、扶養の可能性について文書を送付する制度です。生活保護申請を家族に知られることを恥だと思ふ人が今なお多くいます。保護申請を大きな障害となっています。生活保護申請を8割の方が断念することを考えれば、町独自のセーフティネットが必要だと考えます。そして、最悪なのが政治家の中に、ことさらに自助を強調する者たちがいることではないでしょうか。これから迫りくるコロナ禍による100年に1度の緊急事態を自助、自己責任では乗り切ることはできません。今必要なのは、公助、だれ一人置き去りにしない政策ではないでしょうか。

これらのことを踏まえ、2点お伺いいたします。

明石市では、市が設立者となり、子どもの居場所づくり事業（こども食堂）を始めています。本町でも「子ども核としたまちづくり」を進めるべきではないでしょうか。

2つ目が、コロナ禍の今だからこそフードバンクやフードドライブの設立が急がれるのではないのでしょうか。

2点お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員のコロナ禍の貧困対策についての質問にお答えいたします。

まず、子ども食堂の取り組みにつきましては、山部議員のご質問にもありますように、兵庫県明石市において先進的な取り組みをされております。

私も明石市については、以前から取り組みの研究をしているところですが、同市では、議員が述べられたとおり、貧困対策としてだけではなく、すべての子どもたちを対象に、食を通じて地域の多くの世代が繋がるような「子どもの居場所づくり」として、こども食堂に取り組み、現在40カ所以上のこども食堂が開設されていると聞いております。

町としても、地域の中に子どもの居場所としての子ども食堂があり、だれでも気軽に来られる環境をつくり、結果として、生活に困る子どもたちも食事がとれるような、そんな仕組みが必要だと考えております。

その子どもの居場所をつくるためには、地域やボランティアさんなどの協力が必要だと考えております。町は、その実施される方々に対して必要な支援ができるようにしっかりと取り組んでいく考えでございます。

町の取り組みとしては、社会福祉協議会と連携し、地域やボランティアで子どもの居場所づくりの取り組みを希望される方々の情報を集め、そして、取り組む地域などに対し、運営が継続して実施できるよう補助金制度など、町の支援策の提案をしっかりと行いながら、子どもたちを真ん中に据えた上で、地域と子どもの交流が実施できるようなまちづくりを目指していきます。

フードバンク、フードドライブについては、子ども食堂の食材確保に加え、食事に困る家庭を支援するための効果的な取り組みと考えております。現在は、県内でも熊本市と玉名市の2カ所にフードバンクがあり、食材をとりまとめ、必要な団体等へ配布しております。

町においても、食材を提供していただくフードドライブの取り組みや食材を確保し、必要な方へ配布するフードバンクの取り組みについて、ニーズ把握や課題整理を行いながら、社会福祉協議会などとも連携して実施していきたいと考えております。

また、私の101の具体策にも掲げている官民連携の取り組みとしまして、早速、今月26日に日本郵便株式会社及び大津町内郵便局との包括協定の締結を予定しております。その中の一つのメニューとして、郵便局を活用したフードポストの取り組みを協議していく計画でございます。このように、町や住民の皆様、事業者の方々ともしっかりと協働し、子どもたちを豊かに育んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 説明をいたします。

まず、子ども食堂について、明石市では、小学校区ごとに地域の人やボランティア団体などの活動によりまして、月1回程度、4カ所で実施をされております。実施されている団体としましては、地域住民有志の方、NPO法人、社会福祉法人などの法人が運営しているところがございます。開催場所も、地域のコミュニティ施設のほか、地域のお店や福祉施設で行われるなど様々でございます。明石市では、28の小学校区すべてで実施されております。また、実施する団体に対して、活動費の助成金もあります。

明石市の事例でもありますように、子ども食堂は貧困対策というだけではなく、地域に根付いた子どもの居場所として設置する必要があると考えられています。各家庭の生活状況は様々であり、そのすべての家庭の子どもが集いやすい環境にすることが大切でございます。地域の人と子どもたちが一緒に調理をしたり、食事をしたりするなど、食を通じて地域の人と繋がるような子ども居場所づくりに、今後、町も取り組んでまいります。

現在、大津町でも3カ所で子ども食堂の取り組みが実施されております。今年度は、新型コロナウイルスの影響によりまして集まることが難しい中で、お弁当の配布やドライブスルー形式での食料の提供をするなど、工夫を凝らしながら実施をされておられます。実施されている団体や個人は、地域に根付いた共生型の取り組みをされておまして、地域住民との交流を深められているところでございます。

このようなことから、運営に関しては、地域の人たちやボランティアの協力が必要でございます。そのためには、地域福祉の視点で協力していただける地域や人材を呼びかける必要がありますので、社会福祉協議会の地域福祉事業とも連携し、地域のサロンやイベントなどを推進するとともに、子どもの居場所づくりも含めた提案をしていきたいというふうに考えております。

また、子どもの居場所づくりとしまして、子ども食堂を実施するためには必要な経費が生じます、その支援といたしまして、町の地域づくり活動支援事業補助金やまちづくり担い手育成事業を活用できますので、補助金制度の提案もあわせて行ってまいりたいと思っております。

また、フードバンクの取り組みにつきましては、子ども食堂に必要な食材が確保でき、食材費の負担軽減にも繋がることから、子ども食堂を運営する上では非常に効果的なものと考えております。また、食材にお困りの家庭にもお配りすることができます。

県内にも2カ所のフードバンクがございますが、現在、実際に子ども食堂を実施されている方からの声といたしまして、距離の遠さや手続きの負担などの声がございます。身近な場所にフードバンクがあることで、より使いやすい環境が整えられると思います。町でフードバンクをつくるためには、食材の募集、保管場所、提供方法、管理職員などの課題がございますが、社会福祉協議会などとも連携しながら、それらの課題を整理し、実施に向けて取り組んでまいります。また、町長のお話にもございましたとおり、町では、町内の郵便局と連携・協力に関する包括連携協定を今後締結する予定でございます。その中で、フードポストの設置についても協力を求めてまいります。

また、フードドライブは、各家庭で余った食材を提供してもらう仕組みでございます。フードバンクと一体となった取り組みにもなりますので、フードバンクとあわせて実施に向けて取り組みを行いたいと思っております。

なお、昨年末に社会福祉協議会が実施しました、フードパントリーの取り組みにおいては、約100世帯近くのご家庭の方々にはですね、食材をお配りすることができております。フードバンクができるまでの間の支援といたしまして、食材募集から提供までを小規模化したフードパントリーの事業も社会福祉協議会と連携しながら、継続できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 予想以上の回答だったと思っております。今、本町でも本当に静かに貧困が広がっているのではないかと今懸念しておりますし、なるべく早い実施、そして、フードドライブにつきましては、本当、今生活に困窮されている方が多くいらっしゃると思います。熊日新聞にも生活保護の申請が増えていると2、3日前出ておりました。本当SDGs 17の持続可能な開発目標に、貧困をなくそうというのが一番最初にあります。本町でも金田町長が進める活気にぎわいを生む仕組みづくり等で、推進して、財源を確保し、あらゆる次元で大津町に住むすべての人々を守るための政策が必要だと考えております。

それでは、質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時より再開します。

午後1時48分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

あの熊本地震から丸5年が経過をいたしました。余震が非常に長引いて本当に不安な日々を過ごしたことを思い出しているところですが、被災者の皆さんも生活再建がやっと落ち着いてきたかと思われたときに、ご承知のとおり、新型コロナウイルスという、いわば自然災害が発生し、丸1年が経過いたしました。いまだ終息の目途は立っておりません。金田新町長の公約には、まず、町長の仕事として、コロナ対策に全力をあげると大一番に掲げられておられます。同時に、命を守る徹底した災害対策を掲げられております。

そこで私は、コロナを含む自然災害から町民の命と暮らしを守る、そういう政策を急ぐべきだと考えます。今定例会の次の定例会は6月議会になり、そのあとにすぐ梅雨の時期を迎えます。また、7月を過ぎれば台風シーズンを迎えますので、今、このときから準備を始めないと間に合わない。そういう立場から、町長が掲げたコロナ対策、災害対策について具体化を急いでいただきたい。そういう立場から質問をするものであります。

第1点目のコロナウイルス対策ですが、もう第4波がくるのではないかと専門家の方も指摘されており、PCR検査を希望する施設、また、職員の方々などを中心としてPCR検査の無料実施を急ぐべきではないかということでもあります。ワクチン接種が一部で始まりましたが、だれもが思うとおり、ワクチンでコロナ感染がすぐに抑え込まれるわけではありません。最近では、いわゆる変異株の増加も含めて、第4波の心配がされております。感染者人数が減少している今だからこそ、検査能力に余裕ができて今だからこそ、コロナを封じ込めるための大規模検査が必要であると思うわけであります。

そういう中で、県内自治体では独自でPCR検査を行う自治体も増えております。大津町でも独自でPCR検査を希望する施設、とりわけ高齢者施設、医療機関、障がい者の施設、保育園や幼稚園など、希望される人たちの検査を援助するべきではないでしょうか。これが新型コロナウイルスという自然災害に対する町長の公約実現の方針についてお伺いをいたします。

災害対策の第2点目は、水害や台風災害予防であります。

水害につきましては、大津町の大きな災害が想定されるのは、一級河川の白川であり、最近、上流からの土砂の堆積が多くなり、とりわけ岩坂の阿原目付近の土砂堆積は非常に心配であります。管理者の熊本県は、当然認識されているようでありますが、梅雨前の土砂の浚渫の確認はなされているかどうか、これが水害対策の質問です。

もう一つは台風対策であります。近年の台風の大型化で千葉県など、ご承知のとおり、大災害が昨年発生しました。とりわけ規模が大きくなった台風のもとで、瓦屋根が飛ばされて被害が非常に深刻になっていることは、皆さんご承知のとおりです。大津町もこうした屋根の風対策改修、国の補助制度なども活用して対処するべきではないかということでもあります。

参考資料の1枚目であります。強風災害・水災害等により被害を受けるおそれがある住宅の改修に対する支援。これは国交省の補助事業の一つであります。昨年の千葉県での台風被害のあとだと思いますが、瓦屋根が飛ばされ、雨が漏ったり、修理をするのに大変な思いをしなくてはなりません。屋根面積に応じて上限が1棟当たり240万円となっております。補助率は国と地方で23%となっておりますが、そのほかにも全国の例を調べてみましたら、群馬県の高崎市などでは2分の1補助で100万円限度で瓦屋の落下防止補助制度が実施されているようであります。

とりわけ私たちのこの大津町では、熊本地震の被災家屋が前々回ですかね、定例会の質問でも指摘をしましたが、吹田団地、あるいは吹田の本部落のほうにもありますが、熊本地震で被害を受けたまま空き家になり、風雨にさらされる中、非常に危険な状態、このまま放っておくと今年大型台風がもしくれば倒壊の恐れがある、そういう家屋が放置されております。担当の話によりますと、熊本地震の当時は、一部損壊判定だったと言われておりますが、現在ではまさにいつ倒壊してもおかしくない。倒壊だけで済めばいいわけですが、台風の強風が吹き荒れれば、隣近所の住宅、あるいは人命に関わる大災害になりかねません。こうした近隣住宅への大きな被害が想定されるわけですが、先の国の補助事業とは別に、緊急にですね、大津町の熊本地震の創意工夫復興基金がまだ5千万円ほど残っております。こうした非常に危険な家屋を解体するには、1軒当たり150

万円から200万円もあれば解体できると思います。復興基金での創意工夫と、被災者の救済と同時に、その周りの人たちのですね、災害を防止するためにも早急な対策を求めたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 荒木議員のコロナを含む自然災害から命と暮らしを守る政策を急ぐべきから、まず、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、PCR検査を希望する施設・職員に、町は無料で検査を実施すべきではないかのご質問にお答えさせていただきます。

高齢者や障がい者の入所施設、あるいは保育所などにおいて、従事者の新型コロナウイルスをできるだけ早い段階で見つけ、感染症拡大リスクを減少させるとともに、感染源とならないか不安を抱える従事者の心理的負担軽減を図るために、PCR検査を行うことには、一定の効果があるものと認識をしております。

一方で、検査結果は、検査その時点での結果でしかなく、感染防止の観点から行うのであれば定期的に実施する必要があること。また、結果により陽性者は比較的高い確率で特定できるものの、陰性者が必ずしも感染していないとは言い切れないため、陰性の証明にはならないという、効果の真偽もあると言われております。いわゆる偽陰性の問題でございます。

昨年9月定例会においても同様のご質問を頂戴しておりますが、「国から方針の詳細が示された後に、県が検査体制の拡充についての検討を行う予定であり、現時点では、町が検査費用の補助を行うことについては考えておらず、まずは、行政検査の実施主体である県の動向をしっかりと注視してまいりたい」との答弁をさせていただいております。

また、ワクチンの数は当面限られますが、大津町においては、議員ご指摘のようなクラスターの懸念なども踏まえまして、高齢者福祉施設での接種を優先的に進める考えであり、体制が整い次第、当該施設における高齢者及び施設従事者へのワクチン接種は優先的に開始いたします。

ワクチンの接種体制を迅速かつ十分に整えながら、従前以上に毎日の検温による確認の徹底、換気や消毒、職員の不要不急の外出の制限などの感染防止に努めていただけるように注意喚起に尽力していきたいと考えております。

次に、水害対応や台風災害予防についての質問についてお答えいたします。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しております。

そのような中、町としましても多様な災害に対し備えるため、まずは全体的な危険箇所の確認が必要と考えております。

現在も梅雨時期前に関係課、消防団、警察とともに町内の危険箇所を確認し、災害発生時に迅速に対応できるように取り組んでいるところでございます。

しかしながら、熊本地震後は、空き家等の危険家屋や浸水想定区域が変化しておりますので、再度、町内全体的に危険箇所の把握を行いたいと考えております。

一方、町民の皆様には、ハザードマップのさらなる周知など、広報、ホームページ、LINEのより効果的な運用などとして、関係機関との連携も密に行いまして、早めの避難体制を整え、

災害に対しての備えをしっかりと呼びかけていきます。

また、白川をはじめ、町内河川への対応でございますが、熊本地震以降、河川の堆積土砂につきましては、毎年調査を行い、計画的に堆積土砂の掘削を行っておるところです。こちら令和2年度から6カ所の掘削を大津町では行っております。今後も引き続き、国・県へもしっかりと要望を行っていきたいと考えております。

一方で、台風災害予防策についてですが、議員おっしゃいますように、熊本地震で被災した空き家等の危険な家屋が町内でも散見されるような状況でございます。まずは、早急に町内全域の具体的な実態調査や現地調査を行いまして、台風の備えとして、いただいた情報をもとに、町としてどのような補助制度が望ましいのか、あるいは注意喚起が望ましいのか、そういった早急に対応方針を示したいと考えております。こちら具体策のほうでも述べさせていただいておりましたが、まずは町内にどのような危険箇所があるのかをしっかりとすべて把握して、できる限りすべて把握して、その中で、限られた財源の中でどこを優先的に行うかという定義づけ等も必要になってくると思います。ただ、おっしゃるように、梅雨の時期だとか、台風の時期とか、待ったなしの状況もありますので、そこはスピード感をもって進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私のほうからは、コロナウイルス第4波対策についてご説明をいたします。

感染者が発生し、濃厚接触者または接触者となり、感染が疑われる場合においては、熊本県が行います行政検査体制の状況でございますが、昨年6月末時点での検査能力が1日当たり322件でございました。ただ本年1月末の状況としまして、約8倍の2千500件となっております。また、無症状者へのですね、感染特定には精度が劣りますけれども、検査医療機関などが行います簡易検査も約6千件と、かなり充実をしてきているところでございます。

無料検査を実施している自治体はございまして、県内にも熊本市、山鹿市、上天草市が独自の補助を行っております。実施回数は1人に対しまして1回または2回、自己負担は無料または1千円というものでございます。

PCR検査の効果と課題につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、感染防止策として行うのであればですね、定期的な検査が必要であると考えております。

現在、町内の施設数及び従業員数でございますが、高齢者施設関係が18施設の約400名、障がい者施設が52の約340名、私立または公立の保育園等ですが、17施設の約500名ということで、約1千240名の方が対象になるかと思えます。

また、検査費用は、今はですね、民間検査機関を利用した安価な検査キットで行えるものもありますけれども、県が行いますPCR検査になりますと、約1人当たり2万円程度の費用となっております。よって、定期的なですね、実施となりますとかなりの財政負担になるのではないかというふうに考えております。

PCR検査ですけども、例えば、高齢者施設におきまして効果的なPCR検査の活用としましてはですね、新規の入所者などにPCR検査を行うとか、また、利用者や職員に陽性者が出た場合に、一旦休業しまして、再開する際にですね、全員にPCR検査を受けて安全をアピールするというようなことが考えられるかなというふうに思っております。

このような場合はですね、令和2年度は町と県と補助金でですね、カバーできることとなっております。ただ実際はですね、施設の方々は備品購入のとき、まずは優先的にこの補助金を利用されておられまして、PCRに関しての申請は今のところあっておりません。来年度、令和3年度につきましても、備品等の購入はですね、ある程度もう完了したのかなというふうに思っております。これからですね、引き続きですね、PCR検査等の費用についてですね、検査費用につきましても、補助ができないかということを考えておりまして、財源につきましても、国の補助事業にですね、該当しないかどうか、今県に問い合わせ中でございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうからは水害対応や台風の災害予防についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長から答弁がございましたように、まず町全体の危険箇所を総点検を行い、早急に改善しなければならない場所、あるいは、計画的に改善が必要な場所等についての整理を行いたいと思っております。

また、警察や消防団をはじめとする危険箇所点検とあわせまして、河川の浚渫を事前に行うことなどで災害による被害の軽減を図ることができるものと考えております。

各種情報の住民の方への周知方法につきましても、従来の防災行政無線、あるいはからいもメールあたりやっておりますけども、それとあわせまして、ハザードマップ関係の配布とあわせて、新庁舎におきましては、新たな防災システムによります防災無線の音声の聞き返し機能、あるいはSNSでの周知、そして水位の予測システムによる白川流域の早期避難情報の発信ができるように進めているところでございます。

また、住宅地内にあります空き家につきましても、地震や大型台風により隣接地に危険が発生しそうなものや、防犯上対応が必要なものの調査をですね、行いまして、まず、所有者の方への連絡、相談あたりについても進めていきたいというふうに思っております。

自治体によっては、屋根の補強補助や、あるいは空き家の除去に関する補助を出している事例もありますけども、先ほど議員からご紹介がございました、国の支援メニュー等もございますので、どのような形が多く効果が発揮できるかということで、対応策については早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 新型コロナ対策について再度しますが、国のほうでも基本体制方針を改善をして、高齢者施設職員に対する定期的検査の必要性が方針として打ち出されましたが、都道府県

に対しての要請にとどまっていると。国から財源が補償されていないというのは確かです。だから、じゃあ地方自治体はやらなくていいかと、そういう問題では、そういう状況ではないということだと思います。今度のコロナ感染症のこのまん延で、医療とか、介護とか、保育とかもうマンパワーが欠かせない本当に大切な仕事、そういう人たちがですね、どれだけ大変な思いをして働いておられるか。こういう人たちのですね、苦勞に何で報いようとしなくていいのかというのが私の質問の趣旨なんです。先ほど言いましたように、確かに1回きり検査したんでは確かに効果はないんですよ。それは数回、最低でもせねばいかんと。今は検査の方法もグループ検査ということで、4人とか5人とか一度にまとめて検査をすれば非常に安上がりだし、例えば、そのグループで見つければ、そこをまた再検査をすれば済むわけです。

熊本市内の障がい者施設で、私の知り合いのところで、通所者も含めて市内ではですね、無料で検査をしてもらったと。全員陰性だった、よかったという、本当受けた人がですね、検査をしたことが本当によかったということで喜んでいるわけでありませう。

先ほどのようにグループ検査等をすればですね、町がとても負担できないようなお金ではないわけです。今、じわじわじわじわまた第4波に対して感染者数が上がってきている状況です。そうした症状のない感染者を見つけること。それから、本当に苦勞されているこういう人たちに対して、苦勞に報いるという意味でもPCR検査を町が、国や県がお金を出さないのであれば、独自でも行うべきではないかということで聞いたわけでありませう。このまま上から財源がこなければ、じゃあやらないということなのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、自然災害に対することで、とりわけその台風対策ですね、前回からも聞いております。金田町長が総点検をすると、それは大変結構であります。しかし、危険箇所はもう再三指摘しているところははっきりしているわけです。だれが見てもはっきりしているわけです。まして熊本地震の被災者であることは間違いありません。当時、一部損壊判定だったものですから、ほとんど何ら公的支援はなかったと、ほんの数万円の見舞金しか出なかったわけです。ところが、家屋被害の判定はですね、声の大きい人は2回も3回も4回もですね、再調査をしてもらって、一部損壊が半壊判定になったところもあるわけです。ところが、今問題になっているところは、当時は一部損壊判定だったそうです。もう現在は住んでいらっやらない、多分高齢の人だと思うんですよ。もう1回調査、もう1回調査という、そういう調査を申し出た方ではなかったと思うわけですよ。だからこそですね、熊本地震の被災者であることは間違いなんです。町が2億数千万円持っていた独自の復興基金、これが5千万円残っているではありませんか。それから数百万円使ったって、被災者のために、この5千万円は被災者のために、使うために貯め込んだ基金じゃありませんか。だから、今こそそういう被災者を救済すると。そして、周りの人たちのですね、被害を食い止めると、大義名分は立つわけですから、創意工夫と、町として創意をこらして工夫をした、工夫をして支援をするべきではないかということで、2点を再度お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

国・県がやらない場合は町が独自でも苦勞している人に対してPCR検査をするべきではないかなというようなことではなかったかなというふうに思っております。先ほども説明いたしましたけれども、町独自です、補助金制度を設けておまして、施設の方々からはですね、まずは備品等の購入を優先でやられたということで、PCRにつきましての費用の補助につきましては、現在のところ申請があがってきていない状況でございます。

また、高齢者施設の入所者及び施設の従事者におきましては、国のほうがですね、ワクチン接種を65歳以上の住民接種に先行しまして、町ではですね、一応5月上旬からだと思いますけど、今の現状のワクチンの体制を見ますとですね、5月上旬からその従事者の方にもですね、接種ができるのではないかなというふうに思っておりますので、まずはPCR検査よりも、まずはワクチン接種をですね、優先にご案内したいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうから、台風災害の予防の関係の観点ですけども、確かに吹田団地と吹田のほうに私も実際見に行きました。当時、一部損壊ということで、公費解体ができないということで、そのまま所有者の方もちょっと事情があってですね、今空き家になっているというような現状は確認しております。それで、それを復興基金を使ってですね、どうにか活用できないかということですけども、ご存知のとおり、復興基金につきましては、12月の補正ということで議会のほうにですね、お願いしまして、そのときの条件としては、本来、そのときですね、地震のときにいろんな諸事情でですね、例えば、公費解体ができたんだけどできなかったというような条件に入っていればですね、今回は、当時、国・県の補助に乗ったんだけど、補助金が出てないということで、復興基金という形で対応させていただいたところです。ただ、おっしゃいますように、今後の梅雨あるいは台風に備えて、今の空き家をですね、どうするかというのは当然考えていかなければなりませんので、先ほどお示しいただきました、国の補助金制度等もございまして、そういったところも含めた中で、町としてどういった支援ができるかというのはですね、早急に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） コロナ対策はですね、ワクチンを優先接種するのは当然のことですよ。だから、ワクチンを打てば新型コロナが収まるのであれば、それはもうそれで結構ですよ。ワクチンによって新型コロナを封じ込めることができれば、でいるという保障はないんでしょう。で、まして、今一応感染者数が減ってきているわけですが、一応全国的にはね。こういうときに検査を実施しないと。前回、それをしなかったから第3波ががとまた上がってしまったということになったわけですよ。また同じことを繰り返すことになり変えないということです。それが一つと。

マンパワーで家庭生活までですね、制限されるような、本当に苦勞なさっている医療とか、高齢者施設で働く人たちですよ。そういう人たちの苦勞に報いるためにも町はそのくらいやってもいいんじゃないですかということをお聞きしたんですけど、じゃあまるっきりやる気はないということですか。確認します、町長。

それから、台風対策の問題になっております、倒壊の危険性があると。地震の被災者であることはこの人たちも全く一緒なんです。国が決めた基準の中で40%以上の被害ですかね、半壊判定以上は。たまたまそこに届かなかった家なんです。残っててもう解体しないと危ないよという、そういう住宅はそんなにたくさんはないと思いますよ、町内に。私が見た限りでは、町内で3軒ほどですよ。そういう人たちに解体費用を復興基金で対処しても何か問題があるんですかということですよ。

その2点について、ちょっと町長に見解を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

まず、コロナ対策に関しましては、まず繰り返しになって恐縮ですけども、一つは、その施設の方の苦労等に、あるいは不安等解消のために施設を優先してワクチンを打っていく考えでございます。おっしゃるように、そのワクチンの効果が100%かどうかという、それはまだ科学的にもいろんな事情が、情報が出ていますので難しいところもあるかもしれませんが、先ほどお伝えしたように、このPCR検査につきましても偽陰性の問題など、それを打てば確実にわかるだとか、確実に抑え込める、そういう問題でもないと思っております。

また、定期的に打つ話だとか、グループ検査のお話もありましたけども、グループ検査に関しては、その精度の問題を問うという問題もあると把握しております。そうした中で、このPCR検査の有効性というところでまだまだ少し検討、研究等も必要ではないかと思っております。

また、コロナ対策の助成金等国から来ておりますけども、これどこにお金をはるかという話で、また、荒木議員のほうからは、別途事業者への支援等も出ておりますけども、そういった状況もある中で、どこにお金を使うのがより有効なのか、より住民のためになるのか、そういったことも検討が必要だと考えています。

一方で、先ほどお伝えしたような利用者や職員に陽性者が出た場合に、一旦休業して、再開する際に、職員全員がPCR検査を受けて、安心・安全を確保する。あるいはアピールをするだとか、そういったときに関しましては、何かしらのPCRできないかということは検討をしていきたいと、そのように考えております。

また、危険家屋に関しましては、こちらおっしゃるように、こちらも復興基金の5千万円の使い道あるけども、そちらに関しましては、やはりお金をどこにはっていくかという形になると思っております。

また、この空き家に関しましては、解体したあとの固定資産税が上がるという事情もございまして、なかなかお金が無料だから壊していただけないとは限らないというふうにも聞いております。しかしながら、おっしゃるように、すでに顕在化している危険箇所というのは確実にありますので、そこに関しましては、個別に協議して、一つずつでも解消できるようにしっかりと進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 新型コロナについてはですね、現在の科学的な根拠の中で、PCR検査にまさる予防措置はないんですよ。ほかにあるのであれば示していただきたいと思ったんですけど、もうこれで質問はしませんけど、ワクチンだって国から来る量を確保しなければ、4月に来るはずだったのが一月遅れ、二月遅れて、要は、来たのを優先的にやる。これ国頼みなんですよ。だから、有効な予防はやっぱりPCR検査が一番であると、政府の尾身会長さんもそうおっしゃっております。大津町がそのくらいのお金を出せないわけではないということで指摘しておきたいと思います。

それから、台風対策のこの危険家屋についてはですね、本当に待たなしなんです。今3月ですよ、今からずっと手続きをしていかなければ台風間に合わなくなってしまうわけです。国の補助制度を導入しようと、本当に間に合うのかということです。そういうだれが見ても危ないと。隣近所に大変な甚大な被害を及ぼしかねないということで徹底していただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時45分より再開します。

午後2時34分 休憩

△

午後2時44分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 次の質問に移る前に、いずれにせよ、新型コロナを一刻も早く抑え込む必要があると、あるいは台風という予測もできない災害に対して、町民の命、コロナもそうですが、かかったことであります。町長のほうも覚悟をしてあたっていただきたいと思います。

そして第2問目であります。新型コロナ禍のもと、困窮者支援の具体化をということで、すでに同僚議員の質問の中で、給食費の無償化、18歳までの医療費無償化についてお答えをいただきまして、その点については納得をしておりますので、一刻も早くそれを実現をしていただきたい。一刻も早くですね、実現していただきたいということですが、この中で1点だけ質問させていただきます。この給食費の無償化であります。実は、このコロナのまん延の中で、大手企業で働く派遣労働者の相談がございました。父子家庭です。父親と子どもさんの父子家庭ですが、仕事が派遣をされて働いているわけですが、仕事量が減って、残業もまず無くなってしまったということで、収入取り手が半減をしてしまったということです。派遣労働というのは、本当にこういう制度をつくったのは本当にひどいと思いますけど、十数万円の月給といえば月給ですが、そこから家賃やら光熱水費やらを約半分差し引かれるわけですね。普通、企業で雇ってもらえれば何ですかね、寮みたいなのが予定されて、無料であると思ったんですけど、ちゃんと家賃と同じ寮費というのが給料から差し引かれると、本当に。国の社会福祉協議会を通じての資金借り入れですね、2回申し込んだんですけど、2回とも不承認だったと。何で不承認になったのといっても、不承認になった理由は一切示しませんというのを、先に署名させられるんですね、理由は一切あなたには教えま

せんというのを書面で書かせられて申し込むんだそうであります。本当にひどい制度であります。そういう人がですね、いわゆる父子家庭、母子家庭、ひとり親家庭、例えば、父子家庭で年収204万円を超えると住民税は課税されるんですよ。204万円あれば親子2人で十分だと思われるんですかね。先ほどの給食費の無償化は、非課税世帯を対象とすると町長はおっしゃいましたが、それは当然歓迎すべきことではありますが、こうした父子家庭、母子家庭、ひとり家庭も無償化の対象に検討するべきではないかということで、町長にお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

ひとり親等で、かつ課税世帯に関しても給食費無償化にすべきではないかというお話だったかと思えます。そこに関しましてはですね、就学援助というものがございまして、そちらの要件がまたいろいろございまして。今回の給食費無償化に関しましては、実はですね、すみません、就学援助のほうに給食費のところも含まれておりまして、その中で、ただ今状況を分析しているんですけども、申請要件満たしているけども、申請していないような状況もあるようで、それはもういろんなご事情があると思えます。そこに関してしっかり呼びかけていくことを第一義としておりますので、そうなってくると、ひとり親、おそらく、また部長から詳しく説明させていただきますけども、入ってくるかと思えますので、その辺も含めまして、しっかり検討して行って、より本当に困っている人に支援がいくような、そのようなシステム構築、あるいは、情報発信のあり方というものをしっかりと進めていきたいと、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） いわゆる、ひとり親、母子家庭、父子家庭、児童扶養手当等が確かに月4万円ぐらいくるんですよ。私が相談された方は、手取りが6万円ぐらいしかない、に減っちゃったんですね。で、児童扶養手当とあわせて月10万円で生活をなさっているんですけど、生活保護並みの収入しかないわけですね、手取りは。年収換算すると住民税の均等割が課税されてしまうんですね。だから、アパートに入っても、家賃支援は受けられないですね。そういう本当にこうボーダーのところ、困っている人をぜひ対象に検討していただきたいということが、これは要望で終わらせておきたいと思えます。

時間がありませんので、第3問に移ります。

熊本地震から5年が経過し、57号線の北側復旧ルートと言いますかね、正式には、が開通しました。熊本地震から復旧復興のシンボルとも言えますが、熊本地震で国道57号線が使えなくなったということで、まさにこの国道の代替道路としてミルクロードがあったおかげですね、この熊本、あるいは九州の物流がどれほど助かったか。ミルクロードが本当になかったら大変なことになってたと言わざるを得ないと思えます。

しかしながらですね、国道の代替えになったこのミルクロードの沿線住民、我慢に我慢を重ねてきたわけです。一部の人は土地が売れたからいいじゃないかと、それは土地を持った人、該当した人はよかったかもしれませんが、圧倒的多数は車の通行量が国道並みに増え、振動やら交通事故

の心配で本当に我慢を重ねてきたわけでありませぬ。県や国による広域的な要望は叶ったかもしれませんが、沿線住民の意見・要望には、まさに応えられていないということでありませぬ。

参考資料の3番を見ていただきたいと思いますが、前回、家入町長にもお尋ねをしましたが、ミルクロードは、国道の代替道路になったにも関わらず、北回りルートは確かに完成しましたが、その北回りルート周辺についてはですね、歩道の整備はない、水路もちゃんとした水路はないということで、ほとんど手を付けられておりませぬ。私もここちょっとミルクロード歩いてみましたが、とても恐ろしくてですね、普通に周りを気にしないで歩くようなことは絶対できません。右側の写真は、ミルクロードをこう歩いていたら、後ろから大型トレーラーが来て、私を追い越していきまされたけど、中央線をはみ出して追い越して行きました。左側の写真は、中九州クボタから上に上がって行って、アパートのところまでは歩道が新しくつくられましたが、それから先は全く手もつけられておりませぬ。カーブがあつて見通しもきかないところで、とても人が歩けるような状況ではありません。

それからもう1点、新しい交差点、北回りルートの交差点の東側30メートルほどに高尾野の入口が新しく新設されました。ところが、この高尾野、私の地元の高尾野にこの赤い車ですね、左折で入ろうとしたら、向こうから出てきた車があつて入れない。一度は、私は後ろから追突されそうになりました。出てくる車が前に来ないと安全が確認できませんので、そこに進入する車は入れないという状況であります。こういった点も含めて、国・県に対してですね、きちんと歩道と水路の整備、それから、この高尾野の入口、明らかに狭いんですよ。元あつた町道の半分しか幅はないわけですね。この点について、改善の声を町として、町民の利益を守る立場から声をあげていただきたいということで質問をいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

県道北外輪山大津線（通称：ミルクロード）は、熊本地震による土砂崩落で寸断していた国道57号の代替道となり、車両の通行量が増加してございました。

そして、昨年10月に沿線住民の皆様のご協力もありまして、国道57号と北側復旧道路が開通いたしました。

国道が開通したこととコロナ禍であることから車両の通行量は減少してはおりますが、ミルクロードは、歩行や自転車での通行が特に雨天時に危険であることから県に要望をしているところでございます。平成29年度から令和2年度までの側溝整備を実施しており、令和3年度も計画していると伺っております。今後も計画的に側溝整備を実施してもらいたいと考えております。あわせて、北側復旧道路整備時に国道57号交差点から一部歩道が整備されましたので、それより先の整備についても県と協議をしていきたいと考えております。

また、国道57号北側復旧道路により付け替えを行った町道新多々良高尾野線の交差点部分の拡幅につきましては、改めて国土交通省熊本河川国道事務所に要望をしておるところでございます。

町長就任後、国や県知事、各部長などにも挨拶訪問を実施し、当然ながら道路行政に関してもし

っかりとお願いをしてきました。今後は、より具体的なお話もしながら、実現できるように、必要に応じてしっかりとトップセールスもしながら要望、交渉を行っていききたいと、そのように考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） ミルクロードは、交通量、確かに元の国道が開通してから激減はしておりますが、いわゆる外輪山から先のほうに行く人たちは、このミルクロードを必ず通ってまいります。笑い話ではありますが、クボタからまっすぐ上がって高尾野の集落に入ろうとしたら、北回りルートに入って、阿蘇まで行ったという人も10人ぐらい話を聞きました。元あった高尾野の進入路は、あのくらい広がったんですよ。ところが、今新しく付け替えられたこの交差点は、前の道路の3分の1ぐらいしか幅はございませんので、早急にね、解決を求めていると思います。

町長のお話にありました、ミルクロードの水路だけではなくてですね、歩道をぜひとも忘れず求めていると思います。

そのことをお願いして質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。3時10分より再開します。

午後2時59分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） こんにちは。もう最後ということで、皆さんもお疲れだと思いますので、前置き入れずにさっさと始めたいと思います。

今回の内容はですね、まず1問目につきましては、午前中の質問と一部被るところがございますので、切り口を変えてですね、お話をしていきたいと思います。

現在、公共施設の個別施設計画（案）ということで、こういうものが示されているというところがございます。これにつきまして、私、大変期待をしておったんですけども、実際、よく中を見てみると、非常にまあ残念な内容になっているということでございますので、この個別計画を軸としてお話をさせていただきたいと思います。ただし、そうは言っても、まだパブリックコメントもですね、継続している中でございますので、決してフィックスしているものではないだろうと、改善ですね、期待できるのではないかなというところで、しっかりと申し上げていきたいと思います。じゃあそのパブリックコメントについてなんですけれども、今日、お昼にですね、ちょっと期限いつまでだったかなと思って確認しようと思ったら、町のホームページのトップページから消えておりました。新着情報のところからも消えておまして、今だれもパブリックコメントが簡単にはできない状態になっているということですので、そこは改善をすぐをお願いしたいと思います。

この個別施設計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく、町の公共施設等総合管理計画の下部計画ということになります。これは令和2年度までの策定義務があったということで、今回策

定されたんだと思いますが、その策定の内容はですね、とりあえず仕方ないからつくりましたという印象なんです。非常に粗が多い。それでもですね、重要な問題ではありますので、しっかりと見せていただきました。その中でいくつもの違和感が出てきたということでございます。

本題に入ります前にですね、一つ思い出していただきたいんですが、一昨年9月の定例会の中でですね、教育、保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議というものを議会のほうで決議したところでございます。賛成多数ということでしたけれどもですね。学校が雨漏りで危険とさえされている状態になっていたということで、それを受けての決議だったんですが、この決議で要望したポイントは4点ございました。

一つが大津中、大津南小の改修に直ちに着手すること。それから、ほかの学校等も改修の年次計画を策定し、建物の平均性能を下回るものは優先的に改修すること。それから、緊急保全によらない予防保全に取り組むこと。それから、学校教育施設整備基金に積み立てを行うこと。この4点が決議のポイントだったわけです。決議から1年半が経ちましたけれども、今回の個別決議の中でこの決議はどのように扱われているか。決議そのものには法的な拘束力はありません。しかし、議会は自治体の団体意思を決定する機関でございます。その議会が示した意思を軽視するということとは決してできるはずはない。ところが、この個別計画には、残念ながらその決議が求められたものはほとんど反映されていません。それどころか、こうした決議がなされていること、このことについて触れてさえもいません。まずこのことに強く異議を唱えて、その上で本題に入りたいと思います。

上位計画の公共施設等総合管理計画では、建物系の公共施設について5つの基本方針を出しています。まとめて言うと、新規整備の抑制、中長期的な総量規制、施設更新時の複合施設化、運営コストの縮減、更新費用の25%圧縮、この5つの基本方針が示されていました。この方針のうち4つにつきましては、この個別計画にも方針として記載されておりますけれども、最後の更新費用の25%圧縮というのはどこかに行ってしまっております。また、その残った4つの個別計画についても、この方針に対応したというようなことが、この個別計画のどこにも書かれていないということになります。

例えば、武道館、大津中の近くにあります武道館は、建て替えという方針が出ておりますが、建て替えの場合には、複合施設化が検討されるということになっております。おそらくは大津中の体育館の建て替えにあわせて複合施設化というのが妥当な線なんだろうと思うんですけども、そうしたことはどこにも書かれていない。

また、駅北口の駐輪場の建て替えとかですね、これまで出てきてもきていなかった農業系の施設が何の説明もなく登場してきております。このような首をかしげる内容がいくつもあるんですけども、今回は、通告の点に絞って質問をいたします。

まず、通告の①ですね、施設のあり方そのものを検討すべきものということで、学校（校区）や幼稚園のことです。それから、②に計画どおりの活用がなされていない施設についてというのがあります。②については、ちょっと今回はもう時間の関係もありますので、申し訳ありませんが、①

のところですね、午前中、校区についてのお話もありました。取り組みとしては、将来の児童数などのデータを総合的に分析して、関係者の考えや民意を反映して考えていくということでした。ところが、肝心のスケジュールは示されなかったんですね。

個別計画を見ると、南小のことになりますけれども、これを考えるのに4年間かけるということになっていますね。本当にそんなにかけるんでしょうかということですね。本来ならですね、こうした検討のスケジュールもきちんとこの個別計画とあわせて提示されるべきなんですね。そうでなければ、この4年間の空白に何の意味があるのかわからないわけです。

それから、2つの公立幼稚園の話もあります。幼児教育保育の無償化の影響もありまして、利用者は非常に減少してきております。この役割とあり方について、これまで内部でも検討が重ねられていると聞いております。もうそろそろ公開の議論とすべき時期ではないでしょうか。大方針である施設の複合化、運営コストの削減にしたがう取り組みになるはずなんです。そこをきちんと記載せずに、健全度が62の陣内幼稚園の取り扱いを現状維持と書いてあるというの、これも意味がわからないんですね。

先ほど触れました武道館の問題も同じなんですけれども、大津南小学校と関連して取り扱うのであれば、その方針をきちんと記載すべきだと思います。

学校から少し離れまして、老人福祉センターです。これも長寿命化の改修計画が予定されていますが、この施設は、毎年のように修繕が行われております。考えなければならないのは、老朽化の問題じゃなくて、狭隘化、狭いということです。今、十分な老人福祉のサービスを提供するにはちょっと施設として狭いということで問題になっているはずなんですね。その問題を議論しないままに長寿命化改修を計画にあげる。これもおかしいですね。

それから、こういったですね、施設のあり方というのを検討すべきこと。これが前提となっていないというのはですね、計画として不健全です。そして、もし検討していながらそれをあわせて示さないというのはですね、これは不誠実です。

ということで質問の1つ目、この計画の前提となっている、あるいは前提とすべき施設のあり方についてどのように検討がなされているか。

そして、またそれを反映させずに計画を提示しているということはおかしくはないのかと、そこについてのお答えを求めたいと思います。

次に、優先順位の話になります。

ここから資料を見ていただきたいと思います。

まず、表というのが、右上のほうに一般質問補助資料と書いてあるのが表ですが、その下にですね、グラフがあります。これ計画対象期間の更新費用の推計というグラフで、こちらの個別計画のほうの書類ではちょっと見づらかったのが、ちょっと私のほうで少し見やすくしたものでございます。

このグラフが示す事業費ですね、の内訳を集めたものがこの資料の裏側にまとめてあるんですが、けれども、実際にこれだけの施設についての事柄がまとめられているんですね。これまとめるの大変

苦労いたしました。ぜひですね、計画をつくるのであればこういう整理した形で出していただきたっかなと思います。ぜひ使ってください。

この対象施設の中からですね、緑の色が付いているのが長寿命化とかですね、大規模改修、あるいは建て替えといった大きな扱いというものを検討したのになりますので、それを抽出したものが表の表にまとめたものということになります。横長の表がですね、今回の計画の中で取り組みが記載されているものです。生涯学習センターの集会所から老人福祉センターまでの部分ですね。見てみますと、この改修にどの時期に取り組むかということで、9年間の計画期間の中で取り組む時期が書いてあります。そして、その中にある数字というのが、建物の健全度とされている数字です。ここでその上のほうに書いてございます、優先順位の考え方、対策の優先順位の考え方は、建物の劣化調査から得られる健全度にて優先度を判定します。また、健全度が低い施設から優先的に対策を講じることとします。これがこの個別施設計画の優先順位の考え方です。ところが、この表を見たときに、それは果たしてあっているのかなということですね。

またですね、その下のほうには、今回、対策が示されていない方針だけが示されている教育関係の施設が抜き出してあります。ここの中では健全度が42の東小、66の北小というのが目立つところなんですけれども、ここについてはですね、対策が示されておりません。午前中の説明の中で、東小は平成24年に外壁改修をしました。北小は平成22年に大規模改修をしましたという話がありました。これ改修の内容ちゃんと確認されたでしょうか。北小は、機能回復のための大規模改修であって、機能向上、長寿命化といった改修ではなかったはずですが、また、本当にきちんと改修したのであれば、現在なぜ健全度がこういう42とか66とかいう数字が出てくるのでしょうか。理屈にあわない説明だったなど、午前中は受け止めたところです。

ちょっと学校以外のところにも目を向けますと、生涯学習センター、これは健全度は75です。長寿命化改修というものが計画されております。2023と2024です。平成20年にホールの改修とかですね、平成25年には屋根の大規模な家屋補修も行いました。にもかかわらずここにあがってくると。それから、先ほども老人福祉センターについて触れましたけれども、ここは健全度75です。で、23年、24年に同じように長寿命化改修が計画されていると。これは原則働いていません。原則というのは、この健全度を優先度の判定の基準にするという原則ですね。これが働いていない。このことをどう説明されますかと言うことをお尋ねしたいと思います。

まず最初は、2点に絞ってお尋ねしました。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 佐藤議員の個別施設計画（案）についての質問にお答えいたします。

平成25年に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するためにインフラ長寿命化基本計画が策定され、平成28年度までにすべての自治体で公共施設等総合管理計画を策定しております。

また、この計画に基づきまして、令和2年度までに全国一律で個別施設計画を策定するように求められており、議員ご指摘のとおり、策定しなければ令和3年度以降は学校施設の改修等に係る交

付金事業を受けることができなくなる、そういった状況でございます。そのため、現時点で見直し等の普請が定まっていない施設は、現状の規模や機能を維持するところで計画を策定しております。

一方、昨年8月には、おっしゃられたように、議会から「教育・保育施設の改修等による環境整備及び維持管理に関する決議」をいただいております、対応の重要性・緊急性について強く受け止めているところでございます。

今回の計画策定では、学校や幼稚園施設については、国の指導にしたがい、現状の規模や機能を維持するところで計画に計上しておりますが、今後、地域住民の方や保護者のご意見を伺いながら校区の見直し等の方針が整理でき次第、次期計画に反映させたいと考えております。

また、所信でも述べましたとおり、校区、あるいは幼保育園に関しましては、今後どういった形であれば定員数の変更等に対応できるのか。あるいは、どういった形でやればハード面としてより低いお金で、より高い効果を出すことができるか、そういったところのデータ分析等も担当課をお願いしているところでございます。

また、優先順位の考え方につきましては、建物劣化調査での健全度を基本に優先度を判定しておりますが、ほかにも建設した時期、施設の役割、機能、利用状況等を総合的に考慮することとしております。

本計画の策定によりまして、施設の劣化度や施設の改修時期・金額の全体図を把握することができましたが、今後の社会情勢を踏まえる中で、計画の見直しが必要である点については、計画の改定を進める必要があると、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の個別施設計画におきまして、大津中学校及び大津南小学校の整備計画をお示しいたしました。大津中学校は、施設を利用する生徒数も多く、また今後、生徒数の伸びも予測されますので、抜本的整備の最初とさせていただいたところです。大津南小学校におきましても、校舎の整備を計画しておりますが、今後の大津中学校の改修コストの状況を見ながら、町長部局とも連携を図り、早期に着手できるよう調整を進めていきたいと考えております。

また、大津東小学校と大津北小学校につきましては、先ほど議員よりご指摘はありましたけれども、抜本的な改修の必要性は現在のところ低い状況と考えているところでございます。児童数の推計を見ますと、北小、それから東小、両校ともに児童数が5年後には3割から4割減少する予測でございます。大津北小学校も近い将来、複式学級になる見込みとなっております。したがって、今後の校区を含めた両校のあり方について、保護者や地域の皆様と情報を共有しながらご意見を傾聴していく予定でおります。

次に、町立幼稚園の状況ですが、大津幼稚園、並びに陣内幼稚園とも定員割れの状況です。また、陣内幼稚園は、建築から50年が経過し、大津幼稚園も30年を迎えようとしています。個別施設計画においては、両園とも現状維持の方針としておりますけれども、今後の幼年人口の推移と待機児童発生の状況を分析しながら、公立幼稚園のあり方について検討を行ってまいります。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、説明させていただきます。

大津中学校は、体育館が建設から約45年、校舎が約40年経過しております。本年度は、議会の後押しもいただき、大津南小学校とともに、屋上の改修工事を実施させていただきました。しかしながら、屋内の劣化、汚損の状況は激しく、また、電気・機械設備についても当然のごとく経年劣化が見られ、今回の個別施設計画において整備の見通しを示させていただきました。また、大津南小学校は、校舎が建設から約45年、体育館も40数年経過しており、大津中学校と同様に改修が急がれますが、着手までの間は、適切な維持・保全を行い、安全を担保しながら、町長部局とも連携を図り、一日も早い着手ができるよう調整を進めていきたいと考えています。

また、個別施設計画にあわせた校区の見直しについてでございますが、現在の学校運営は、保護者や地域住民等の支えがなければ成り立たないと言っても過言ではないほど、学校と地域は密接につながっております。教育長からもありましたように、校区見直しは、行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て進める必要がございます。将来の学校に関する意向調査などに今後取り組んでいきたいと考えております。

次に、町立幼稚園に関しましては、大津幼稚園が定員190人に対し、入園者は120名、陣内幼稚園が定員120人に対し、入園者59名となっており、今後の幼稚園のニーズも想定しながら、公立幼稚園のあり方を検討し、現在お示ししている個別施設計画の方針に変更が生じるような場合には、改めてご説明を行いたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 時系列がおかしいんですね。すでに検討がされていなければならない、その検討がある上でこの個別計画というのが出てこなきゃいけないです。ですから、個別計画が出てきて、その中に含まれていない内容をこれから検討しますというのは、本来あるべき姿ではないというふうに思います。実際に検討がなされていないかということ、検討はなされていると、私のほうでは承知しているところがございますので、それをきちんと提示しないというのは不誠実ではないでしょうかということをお示し先ほど申し上げたところです。ただ、もう今回はそれは出ていませんので、それはそれで仕方がないんですけども、ただですね、検討しますでもいいんですけども、特に校区ですね、校区に関してはこれから検討しなきゃいけないんですけども、町長よくここにおられるときによく言うておられましたけれども、スケジュールです。スケジュールが全く示されていないんですね。ここの南小のこの空白の4年間の間がそれにあたるんだろうけれども、この4年間の間にどのようなステップで話を進めていくのか。いつになったら計画がフィックするのか。その辺のスケジュールというのは、やっぱりあわせて説明しないんですね、これ計画とはなかなか言えないと思います。そういった点ですね、非常に何というかな、出すべき情報を出さずに済ませているというような感じがするところですね。ですから、私が基本的にここでお願いしたいと考えておりますのは、まず、南小の前倒し、それから、施設のあり方を検討すべきところについては、その検

討すべき内容、あるいはその検討している内容というのをきちんと計画とあわせて出していただきたいということを申しているわけです。その2点に絞って再度尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 計画の考え方についてのご質問ですけれども、計画に立てるにあたりましては、いろいろと調整する中で、例えば、見直し方針がですね、具体的に決まっていないものについてどうするかという議論をする中で、国の文科省のほうもですね、まずはそういう場合については、現状を分析して、そしてある程度の想定をして計画をつくりなさいというような話がありますので、それに基づいて今回計画をつくったところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） そうですね、確かに、方針が出てないものに関しては、現状維持をベースに考えるというのは、それは計画の立て方としては当たり前のことだと思います。ただし、その方針が出ていないままにしておいていいのかということがきちんと議論されたのかということが非常に問題になってくると思います。おそらくですね、原因と結果というのつながっておりまして、結果を見ればですね、ある程度原因の推定というのはできるわけです。今回ですね、そういった調整が全く働いていないというのは、おそらくこの計画をつくるにあたって、いろんな部署が出してきたそれぞれの部署の考え方をぱちんとまとめただけの計画になっているからではないかなと、そこにきちんとした評価であったり、分析であったり、あるいは調整であったりということが働いたのかと。そこが非常に疑念として湧いてくるわけでございます。

お尋ねしたのは、南小の前倒しが可能でしょうかということと、今後の考え方について、これから後追いでも、建物のあり方ですね、施設のあり方について提示することが可能でしょうかということをお尋ねしました。そこに関しては、先ほど十分なお答えではなかったかと思っておりますので、もう一とお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 具体的にですね、検討内容をおとすということですが、当然、いろんな計画をするに当たっては、検討する時間というのがありますものですから、そういったあたりがまだ具体的に方向性として出てない中では、現状をですね、しっかりと分析することになるかと思っております。

そして、今、令和2年度までにこの計画をつくるという国からの要請もございましたので、そういった部分も含めて策定をさせていただいております。そして、今後、いろんな課題等について整理をさせていただく、あるいは、話し合いをさせていただく。その内容が、方向性が決まった段階です、この計画は改めて見直すということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○10番（佐藤真二君） もう3回お尋ねしましたのでこれ以上は申しませんが、これからこれからということではなく、これまでにやるべきタイミングがいくらかもあったんじゃないのかなということ指摘して、一つ目の質問は終わりたいと思います。

もう一つの質問、2問目に移ります。

2問目は、復旧・復興計画の期間終了後の取り組みということです。

今日もですね、いくつも熊本地震の終了後、これからの動きについては質問もあったところなんですけれども、この5年間の終わりにあたりましてですね、57号線の復旧ルート、北ルート、それからこないだは新阿蘇大橋ということで、大きな復旧事業というのはですね、町の中では新庁舎の完成ということでは一段落するのかなと思います。復旧・復興計画の各項目の進捗については、随時、私どもも知らされておりますけれども、全体としての総括的な受け止めというのはどうなんだろうかということもですね、お尋ねしたいところです。何でそれをお尋ねするかといいますと、こないだの町長の施政方針の中には、熊本地震という言葉が出てこなかったんですね。もちろん、そのすべてを網羅的に入れるという方針ではなかったので入らない言葉というのものもあるんでしょうけれども、出てこなかったということです。

そしてまた、町長選挙のときに町長が示された、その101の具体策の中でも、熊本地震という言葉は、防災計画とか、財政計画の枕詞としては出てきましたけれども、残念ながら具体策の中には含まれていなかったというところがございます。当然、町長はまだお若いですし、未来に目を向けるというのは当然のことだと思います。そして、当然、復旧・復興が終わってもう大丈夫だと思っているというわけではないだろうということも十分わかります。ただ、やはり言葉としてはですね、そうではないんだよと、ちゃんと熊本地震の、先ほど何て言葉で書いてあったかな、後始末という言葉で先ほど出てきましたけれども、後始末とまでは申しませんが、この後のフォローというのが継続して行われていくであろう、そこについてですね、今後の考え方というものの、この5年間の総括的な受け止めと、今後のですね、積み残された課題というものにどのように取り組んでいかれるかというところをぜひですね、言葉として伺いたいと思いますので、お願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

平成28年の熊本地震発災直後は、町内全域に及ぶ家屋の被害をはじめ、道路・鉄道やライフライン、各種施設なども甚大な被害を受け、町民の平穏な日常が一瞬で奪われたことを今でも、私も強く記憶しております。

震災以降、町では5年間の復旧・復興計画に基づき、関連事業に優先的に、そして重点的に取り組んでまいりました。今回、計画期間の満了を迎え、住まいの再建や施設・道路・鉄道などのインフラの復旧により、復興の道を歩んでいる現在の町の姿を見れば、5年間の取り組みも一定の成果は得ることができたのではないかと、そのように考えております。

しかし、被災された方の中には、議員おっしゃるとおり、今でも不安を抱きながら生活されている方などもおられ、これまでも地域支え合いセンターなどを中心に、被災された方に寄り添った支援を進めてまいりました。

今後につきましても、だれ一人取り残されることがないように、暮らしの相談窓口をはじめとす

る継続した支援を行っていきます。

また、支援者の中には、自宅に住み続けられた方、仮設やみなし仮設への入居後に地元での生活に戻られた方、災害公営住宅にお住まいの方など様々な方がおられます。

そうした状況も踏まえ、限られた職員数で幅広いニーズに、高いレベルでお応えしていくためにも、もちろん地震からの再建という特殊性も鑑みまして、必要に応じてお一人お一人にしっかりと寄り添いながら、今ある地域福祉全体の体制をより一層充実させながら、既存の地域福祉にしっかりとお繋ぎしていくことも必要な取り組みだと、そのように考えております。

また、今後の災害に対する共助のための災害時要支援者の支援体制づくりなどをはじめとする災害対応力の強化や、さらなる復興のための賑わいの創出などの課題も残されており、今後も継続して取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

また、私の所信のほうに熊本地震という言葉がないというお話もございましたけども、議員ご存知のとおりというか、何度もご協力いただいておりますけども、私も復興支援団体のほうで代表をずっと務めておりまして、その間、佐藤議員にも大変手伝っていただいております。そちらの活動も継続しておりますし、実感としてもまだまだであることは十分認識しております。そこで、これらの事業に関しましては、来年度策定します、第6次大津町復興総合計画後期基本計画にもしっかりと引き継いで、今後も継続して復興を推進していく所存でございます。

また、その中で、先ほどスケジュールというお話もありましたけども、この中でやはり1年間しっかりとデータ分析も含めながら、ただもちろんそうは言われてられない状況の部分もありますので、そのところは別でしっかりと進めながらではありますけども、この計画のほうに落とし込んで、スケジュールも示した上で、仮に、この激動の時代ですので、大きな変更がある場合にはしっかりと議会の皆様にも、住民の皆様にも説明責任を果たしながら進めていきたいと、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 私のほうはですね、熊本地震から5年ということで、学校の中で子どもたちの心のケアや支援をどうしてきたかとか、また、これから先の防災教育にどのように取り組んでいきたいのかといったところからお答えをさせていただきたいと思います。

本当に熊本地震から間もなく5年が経過します。大津町の復旧・復興計画も期間の満了を迎えることとなります。地震の発生により、学校教育施設は、そのすべてに被害を受け、特に、大津小学校、大津南小学校、大津北中学校の体育館は、屋根や壁が崩落し、本来避難所となるべきであった機能を喪失いたしました。地震の発生が未明であり、児童生徒が安心して過ごせる家庭にいたことは、不幸中の幸いであったと思っております。

また、大津小、大津中では、甚大な被害を受けた南阿蘇村から28人の児童生徒を受け入れる中、再開後の学校生活においては、余震のたびに泣き出す児童やいつもと違う表情を見せる児童生徒も少なくありませんでした。県外からの派遣チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それからさらに、地域の学校ボランティアの皆さんなど、多くの皆さんの協力を得ながら

これまで子どもたちの心のケアにあたっておりました。子どもたちがやっと落ち着きを取り戻してきたかなと思った矢先に、今度は新型コロナウイルス感染症が子どもたちの脅威となり、現在も子どもたちは感染の不安と隣り合わせの我慢を強いられる生活を送っています。

令和2年10月に実施された「熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアに関する調査」では、地震の影響でスクールカウンセラーによる心のケアが必要と学校が判断した児童生徒がまだ49名おります。引き続き、これらの子どもたちを中心にして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、子どもたちの心のケアと支援を継続していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 教育長のほうにちょっと具体的なこと申し上げなくて、ちょっと申し訳ありませんでした。今回ですね、精神保健福祉士でしたかね、配置されるということで、そうした専門の方もですね、活用していただきながら、子どもたちのサポートを継続していただければと思います。

そのサポートということなんですけれども、これ質問ではありません。最後に意見でございますけれども、決してですね、サポートが終了したというんじゃないんだというメッセージはですね、やっぱりはっきり出したほうがいいと思います。そうした機会をですね、つくって、最近ではラジオなんていうのもあるみたいですので、どんな場であってもですね、そうしたメッセージを町長も、教育長もですね、どちらも発信していただければいいなと思うところでございます。

以上です。終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時45分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和3年第2回大津町議会定例会会議録

令和3年第2回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第4日)

令和3年3月19日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 金田 英樹</td> <td>総務部総務課課長補佐 兼行政係長</td> <td>伊東 正道</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 杉水 辰則</td> <td>総務部財政課主幹 兼政係長</td> <td>本司 貴大</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>教育</td> <td>長 吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td>豊住 浩行</td> <td>教育部</td> <td>長 羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育部</td> <td>次長 平岡 馨</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山 龍一</td> <td>農業委員会事務局</td> <td>長 齊藤 孝浩</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>白石 浩範</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課</td> <td>長 清水 和己</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理 兼会計課</td> <td>者 長 坂本 光成</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 金田 英樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	伊東 正道	副町	長 杉水 辰則	総務部財政課主幹 兼政係長	本司 貴大	総務部長	藤本 聖二	教育	長 吉良 智恵美	住民福祉部長	豊住 浩行	教育部	長 羽熊 幸治	経済部長	田上 克也	教育部	次長 平岡 馨	土木部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局	長 齊藤 孝浩	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	白石 浩範			総務部財政課	長 清水 和己			会計管理 兼会計課	者 長 坂本 光成		
町	長 金田 英樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	伊東 正道																																		
副町	長 杉水 辰則	総務部財政課主幹 兼政係長	本司 貴大																																		
総務部長	藤本 聖二	教育	長 吉良 智恵美																																		
住民福祉部長	豊住 浩行	教育部	長 羽熊 幸治																																		
経済部長	田上 克也	教育部	次長 平岡 馨																																		
土木部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局	長 齊藤 孝浩																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	白石 浩範																																				
総務部財政課	長 清水 和己																																				
会計管理 兼会計課	者 長 坂本 光成																																				

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3 番 (時松智弘君) 皆さん、おはようございます。私は、3 番議員、時松智弘でございます。今回、大津町議会議員選挙無投票という結果になりましたが、町民の皆様のですね、負託に応えるように一生懸命頑張っていく所存であります。

私の政治信条は、安心・安全をつくっていく、大津町の人たちが安心・安全に暮らしていける、そういったまちづくりをしっかりと推進していこうと考えております。これから様々な質問を議会の中でさせていただきます。こういった町民の皆様の熱い期待に応えて、しっかりと取り組ませていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

まず、町長が先般、所信の一端を表明されるということについて施政方針を述べられ、4 つの基本方針と 7 つの個別方針、これを町民の皆様、あるいは議会の皆様に示されたところだと思っております。4 つの基本方針の第 1 点の中に、民間人材の登用を基本方針とすると挙げられております。民間人材の登用の推進というのは、ありとあらゆる市町村、あるいは県、そういったところで、いわば市町村のカンフル剤として、そういった経験豊かな人間を採用することにより、さらに行政を前進させ、改善させ、推進させ、そういった目的をもとに民間人材の登用というのを検討されているところでもあります。

熊本県においては、就職氷河期採用枠、あるいは民間企業経験者採用枠として、その民間企業でしっかりと力を付けてこられた 3 0 代や 4 0 代の方々を積極的に登用して、行政を改善しようとする試み、これをやっておられます。就職氷河期の採用試験の倍率は、約 1 0 0 倍、民間企業経験者採用枠の倍率は 2 0 倍にのぼる。大変な人たちが行政という仕事に興味をもたれて受験をされているという実情になっています。公務員の採用試験の倍率は年々低下の一途をたどっています。高校卒業程度、大学卒業程度、若者がなかなか公務員になりたがらないという状況がありながら、これだけのたくさんの民間企業経験者が行政に関わりたい、公僕として公務員になりたいと、そういう

選択肢をとってこられているわけです。私は、そういった民間企業の経験をされた方を積極的に登用することに異を唱えるつもりはありません。しかし、大阪市では、学校の校長先生を民間で登用すると、そういう制度をはじめた際、これは2014年でありましたが、その際、11人の民間登用の校長先生のうち、わずか1年の中で6人もの退職者、中には懲戒免職となってしまう、学校の教育の現場から離れたのみならず、学校を応援する学校の先生方や、あるいは教育の最も大切な部分である児童生徒、そういった方々に迷惑をかけていた。そういう事実はあるわけです。民間登用がすばらしい施策であるのと同時に、適材適所ということを行わなければ、マッチングをしっかりと行わなければ、有能な人材を確保することが難しい、その側面をしっかりと生かすことができずに行政を混乱に陥れてしまうことがあるのかもしれない。

お配りした質問補助資料①をごらんください。

地方分権の推進にしたがって、これまで以上に質の高い行政、これが求められています。地方公共団体の総職員数は減少傾向にあり、人材確保は喫緊の課題となっています。

公務員の採用試験の問題点としては、合格することが目的となり、十分に仕事の内容を理解しないまま職員として入庁してしまう。そういった画一的な採用方法に限界がきているのではないかと。あるいは、地方分権や行財政改革に対応できる多様な人材を確保すること。これができていないのではないかと。そういう指摘もごさいます。効果的な採用試験、人物を重視して、そして、その人の能力を適切に判断し、適材適所、廃棄物行政が得意な方は、そういった人材を確保する。教育現場に喫緊の課題を解決できる、そういった人材を積極的に登用する。そういった明確な採用のビジョンがなければ、いたずらに採用人員数が増えたとしても、行政の混乱を招くだけになってしまいます。

ここで、私が町長にお尋ねをしたいのは、民間企業経験者、これを積極的に登用することにおいてどのようなビジョンで、どのような考え方で、どのような人材を当てはめていくかということの指針、大きな大綱、これを示していただき、大津町、私は受験をしたいと、私はここに仕事場を求めたい、行政を変えていきたいと、町民の皆さんの期待、公僕としての務めをしっかりと果たしていきたいという、そういったすばらしい人材を確保できるのかどうか。これについてお尋ねをいたします。

また、施政方針の第2点、7つの個別方針の2点目に示された、命を守る防災・防犯対策について、警察や消防、県、あるいは国の機関、自衛隊、その他ボランティア、各関係機関とどのような調整や施策を実施されているかを伺いたいと思います。

資料の1、裏面をごらんください。

この資料は、内閣府災害対策標準化推進ワーキンググループが示した、情報収集・整理を支援する官民一体のチームのイメージという図になります。

防災でのキーポイント、これは平時からの備えになります。緊急事態、危機が発生したとき、受動的な行動ではなく、自ら主体となって災害に対処することの大切さ。私は、東日本大震災、これが発生する前、2011年3月の2日、東北地方にあります宮城県庁及び自衛隊東北方面総監部に

赴き、災害に対する対処はどのようになっているかという説明を受けました。果たして、それから10日を経て、実際に東日本大震災が発生をしたとき、その宮城県と自衛隊がしっかりと綿密な協調、会議でしっかり行動を詰めていたからこそあの震災で即時に対応をできる体制が整っていたということを、私は確認しております。

平成28年の熊本地震の際、この国は、確かに防災・減災、国土強靱化という名目のもとで、防災対策を推進してきましたが、県や市町村、あるいはその他関係機関と十分な協議がなされていたのか。人の命を守る大切なそういった協議がなされていたのか、甚だ疑問に感じるところが自衛官としての立場としても、また、熊本県の職員としての立場としても非常に難しいものを感じました。

情報収集・整理を支援する官民チーム、このイメージ図、すなわち、それぞれの期間、それぞれのチーム、これが綿密に協議をし、防災の会議を開き、訓練を実施し、そして実働でそれを確認して、はじめてその町の安心と安全を築くことができるのではないのでしょうか。

また、防犯の体制においても、人口増加がつくる本町の特性を考えれば、交通安全の対策の充実や、空き巣被害の増加を防ぐため、警察拠点の整備、この充実が必要ではないかとも考えております。そして、地域の防災・防犯、そういったものの第一線を担う消防団員の募集の推進や、共助の体制を強力に推進する施策、あるいは、広報が必要ではないかと思っております。

本町では、この春から防災交通課の立ち上げ、それが町の喫緊の課題へ対処するべく4月から実行されますが、そうした防災・防犯の対策において、具体的な方針、指針を町長のほうがお持ちであれば、ぜひ示していただきたいと思っております。

以上、最初に2点、質問をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。時松議員の質問のうち、まず、民間人材の登用について答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、官民間問わず多くの組織が、内部の多様性を高めながら、ダイバーシティ経営、多様性を大切にされた経営というものを進めております。その背景及び狙いとしましては、社会が複雑化し、変化も激しくなる中で、様々な素質や背景を持つ人材を集め、「より多くの視点からの意見や発想で考えの偏りを防ぐこと」、「専門性の高い分野に対応すること」、そして「活発な議論を通したよりよい手法を描き実現していくこと」が挙げられると考えております。

大津町においても、新型コロナウイルス感染症への対応やテクノロジーの進化、少子高齢化など、町を取り巻く環境は変化を続けておりまして、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するためには、組織内部の多様性や、専門知識を持ったスペシャリストの活用も必要だと考えております。

以上を踏まえ、時松議員のお尋ねの民間企業経験者等の採用に関する考え方について答えしますと、まず、従来の手法、特に大津町役場の行政手法に慣れた人材ばかりでは、組織内部での自発的な改善は進みにくい部分もあると、そのように受け止めております。

もちろん、大津町の行政のプロフェッショナルである職員の方の力は十分に生かしながら、これまでなかった発想を新たに加えることで、組織をより活性化させ、業務も効率化させ、よりよいあ

り方を考えて、一緒に議論して実行していく、そして、住民サービスを高めていく、そんな動きが必要だと考えております。

行政の手法のほうが優れているわけでも、民間の手法のほうが優れているわけでもありませんが、目的と効果に応じまして、よい部分はしっかり馴染む形であわせながら、ハイブリッドな形で進めていく必要があると考えています。

そうした意味では、民間からの人材に限らず、議員ご指摘のような、ほかの行政組織で経験を積まれた方の登用も当然に同じく検討すべきものだと考えております。民間企業経験者だけではなく、専門知識を有した他分野の公務員経験者も必要に応じて登用し、求められる分野に配置することで、その培った経験をもとに、新しい意見や発想を積み重ね、課題解決を進めていけるものと期待しております。

なお、採用試験のお話もありましたけども、私の具体策のほうでも公務員試験のみによらない採用の形も考えております。そうした中で、より受けやすい形というものを考えていく必要があると思っています。

ただ一方で、やはり公務員試験受けてくださる方、しっかり時間もとって覚悟を決めて受けてくださる方も多いので、その兼ね合い等も十分に検討しながら、制度のあり方、あるいはその配分のあり方も考えていきたいと、そのように思っております。

もう一つは、おっしゃるように、しっかりと町の魅力を発信することによって、大津町で働きたい、あるいは、大津町の職員の皆様と働きたい、そう多くの方が思っていたりするような、そんな役場をつくる必要があると、そのように感じております。

次に、命を守る徹底した防災・防犯についてお答えいたします。

近年、全国各地において大規模災害が発生し、多くの尊い命が奪われてしまっております。

そのような中、いつ、どこで起こるか分からない災害に、平時からどう備えるかが大切だと、私も感じております。

そのために、例年、梅雨前の6月には、国・県、自衛隊、消防、警察、町内関係機関など、町地域防災会議のメンバーにお集まりいただきまして、防災会議を開催し、町の地域防災計画、水防計画などについて、協議、情報の共有を行い、いつ起こるか分からない災害に備え、そのような対応を行っております。

また、梅雨時期における大雨や台風時など、国、県、気象庁などからの情報収集を行い、町で策定しておりますタイムラインに基づき、早めの避難を呼びかけております。

また、災害発生時への対応として、迅速な災害復旧を行うために、町建設業組合と災害時協定を結んでおります。さらに、大規模災害の対応として、JA菊池、イオン、コメリなどとも協定を結び、有事の際における迅速な支援ができるような体制づくりを行っております。こちらに関しても、具体策のほうに書いておりますけども、この災害時の応援協定というものは、今後もっと検討して増やし、平時における体制というものをより一層高めていきたい。その中身に関してもしっかりと機能するように準備を進めていきたいと、このように考えております。

一方、住民の皆様への防災意識の啓発・向上のために、例年10月には、町全体の総合防災訓練を自衛隊、警察、消防とも連携をし、実施しております。これまでの展示型訓練から、より実効性のある住民参加型の訓練へとつなげていきたいと考えています。

また、それぞれの地域には、防災士の資格を持った方等もおられますので、消防団や自主防災組織とも連携した取り組みも一層推進していきたいと考えています。

なお、消防団の話もありましたけども、こちら近年なかなか団員の確保も難しい状態もありますので、そこは消防団のほうともしっかりお話をし、今後、どのようなあり方が持続可能かと、より住民の皆様への安全・安心を守れるか。そういったところも共有しながら、議論しながら形を考えていきたいと、よりよくしていきたいと思っております。

次に、防犯対策ですが、平成29年にJR肥後大津駅前に大津警察署駅前交番が設置されました。このことにより、町内を24時間体制で見回りをされており、犯罪の抑止力の向上に繋がっているものと考えています。今後も情報、連携等を一層増しながら、警察とも連携してこの大津町の防犯体制を守っていききたいと、そのように思っています。

また、防犯ボランティアなどの方々のご協力で、子どもたちの登下校時間を中心に青色パトローカーで見守りをさせていただきまして、子どもたちの安心・安全が確保されているものと感じております。

さらに、警察の協力のもと、年次計画的に防犯カメラを要所に設置することとしており、地域防災力の強化を図ります。

来月、4月からは、役場組織の機構改革を行い、議員もご指摘された、新たに防災交通課を設置し、警察・消防・自衛隊・県との連携もさらに強化し、命を守る徹底した防災・防犯対策に努めていきたいと考えております。

なお、民間人材の登用に関する具体的な内容につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。私のほうからは、民間企業経験者の採用の考え方について説明をさせていただきます。

現在、町の過去の採用実績といたしましては、保健師、あるいは一級建築士、それから土木関係につきましては、資格を有した専門性の高い職種ということで採用いたしております。現在のところ、行政事務の分野においては採用実績はないというような状況でございます。

行政事務での採用実績のある自治体の事例等を見ますと、行政分野でも法務、あるいはICTなど現場での即戦力人材を念頭において、具体的な職歴等を限定し、採用実施しているところもあるようでございます。また、職務経験においては、多くが会社員、公務員、それから団体職員、自営業等としており、幅広い職務経験を求めた採用方針というふうになっておる自治体が多いということで聞いております。

本町におきましても、今後、行政事務において民間企業経験者の採用を行うにあたりましては、

採用時点での雇用の目的、あるいは基準等をしっかりと設け、業務に適した必要な人材の確保を行ってまいりたいと考えております。

今後、多様化する住民ニーズや地域課題に対応するためには、職員一人一人がその意欲や能力を十分に発揮していくことが求められています。多分野の公務員経験者も含めた外部人材の登用や、性別や年齢に捉われない職員の登用など、多様性に富んだ新しい風を組織に取り入れることで、組織全体の活性化を図りながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） ありがとうございます。ただいま大変頼もしい答弁をいただいたと思っております。なぜかと申しますと、先ほど、民間企業経験者採用枠のことについて触れさせていただいておりますが、要は、その民間企業経験者というのはどの年代層のことを言うのかと申し上げますと、40代から30代、要は、その人たちがですね、高校や大学を出たときに何が起きたかと言えば、バブル経済の崩壊であります。また、団塊ジュニア世代と言われる、子どもたちの数としては、同年代の数としてはですね、大変たくさん人間が就職にあぶれたという経緯があります。今、私も45歳ですが、例えば、その運が良くてとか、悪くてとか、あるいは、選びたい仕事に就くことができなくてとか、そういった忸怩たる思いの中で、その30代、40代を過ごして来られている方がたくさんいるのではないかと思います。その中には、ものすごい経験や、あるいはスキルを持った方が見出せるということもなくはないです。ですから、私が適材適所にそういった人材を求めてくださいと申し上げているのは、何も行政がしっかり前進するというだけではなく、そういった雇用対策、雇用の創出、大津町に住みたい、そういった世代の人間に選ばれるべき素晴らしい町であるといことを推進していくことが大事だと思っております。

また、先ほど行政職の採用試験について、前向きに検討をされるということでありましたので、速やかにですね、そういった人材、登用できる場所があれば、あるいは職域があれば、そういう採用試験を前に進めていただきたいと思います。

そして、追加の質問を1点させていただきます。

追加の質問については、実際、先ほど町長が防犯・防災の体制のことで、梅雨前に実際にそういった水防訓練あたりを企画をし、10月には実働、そういった形で安全を向上させていくと、施策を申されたと思います。私がここで一つですね、力強く推進していただきたいなと思いますのは、これをやっていただきたいなという回答をいただきたいのは、要は、そういった関係機関との頭上での訓練、これマッピングとか、いろいろ机上演習とか、そんな言い方をしているところもあると思うんですけども、要は、それぞれの関係機関、指揮をなさる方、実際に権限を持っておられる方、決定権を持っておられる方と綿密にそういった協議を重ねていく。タイムラインの中で、水害が発生した、あるいは、発生する何時間前から、町の土木課はこうやって動く、その際、連絡はどこにつける。連絡を受けた機関はこうやって対応をする。実際、要救助者が発生した。そういうときにはどう動く、どこに前進をしていく、どの場所を拠点とすると、そういった地図上でのしっか

りとした訓練、演習を行って、はじめて実働というのは効果が出るんですね。

防災訓練と銘打って実際やっていることについては、それぞれの市町村を批判するわけじゃないですが、あたかも消防や警察や自衛隊のパレードのような、あるいは宣伝のような、そういった防災訓練をやっているところもあります。しかし、今、町長がおっしゃられたとおり、実りのある実働の訓練、これを実施するためには、実りのあるには指揮所訓練とでも言うんですかね、防災交通課を中心とした、そういった綿密な訓練を経てから、実際の実働に動かれるのがよいと私は思っております。

そういった、図上での訓練、これを実施していただけるかどうか、町長にお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の再質問にお答えいたします。

より実効力のある、去年行われたように、図上での訓練を自衛隊、警察、消防等と連携してやっではどうかというお話だったかと思えます。

一部ちょっと重ねてになりますけども、私もこの平時にどのように協議し、どのように体制を整えるかというのが本当に住民の命の安全を守るためには大切なことだと思っております。その上で、先ほど述べたような住民の方の参加型の訓練も必要ですが、一方で、おっしゃるように、この実働する自衛隊や警察、消防の方との連携だとか、事前協議も非常に重要なことだと思っております。それが図上での訓練が最も良い形かどうかは、もう少し協議させていただきたいんですけども、今の体制よりもより具体的なレベル感で、その有事の際の動きを協議できる。あるいは、詰めていける。そのような場合は、しっかりとこちらからも先方に持ちかけて、お話を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 答弁ありがとうございます。

今、私が提言しましたことについては、実際、参加したりですね、見たりしたことがない人については、非常にちょっと判断が難しいところはあるかもしれません。しかしですね、災害が発生したときについては、常に想定、想定という話が出てくるんですね。想定外の出来事が起きましたら対処できませんでしたということは、テレビや新聞の報道の中で、皆さん、様々なですね、権限がある方がそういうことを発言されるのを聞いたことがあると思えます。しかしですね、防災の対策については、想定外も含めた考え方が必要となります。これをおさらいする。実際、本当にそんなことが起きるのか、1回考えて、揉んでみないとわからないなという会議の内容については、やはりそういった地図上で危険な箇所などをしっかり明示をして、どう動けるかという体制を確立していくことが大変重要となります。町長のほうから、そういった実りのある訓練ができるように、防災交通課の方にしっかり示していただければというふうに思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、政治不信への対応というところについて、しっかりお話をさせて、質問をさ

せていただきます。

先ほども私のご挨拶の中で述べさせていただいたとおり、今回の町議選は無投票となりました。そして、その前回の選挙の中においては、大津町議会議員選挙過去最低の投票率となっている。町議会のほうでアンケートなどを実施した際、どの年代の方がしっかり投票に行っていないのか。この投票率の低下はどこに原因があるのかということをしっかり確認をされたと思います。

資料のですね、資料の2なんですけど、すみません、先に裏のほうをめくってください。

これはですね、令和3年と平成29年の投票率の比較をさせていただいております。同じ名目の選挙ではございませんので、平成29年は大津町議会議員選挙、令和3年については、大津町長選挙のことを指しております。令和3年においてですね、投票率は伸びました。政治への関心は高まりを見せていると。これは、新しい町長が、金田町長がですね、しっかり住民の皆様、この大津町に新しい風を吹かせて行く、改革をしていくんだと、そういう旗印のもと、一生懸命政治活動を通じて、住民の皆様、周知をしていく。そのことによって投票率は伸びている。そのように判断はできます。しかし、町長選挙単体の投票率だけ考えてみれば、これは大津町長選挙、過去最低の投票率であったことには間違いはありません。

そして、その年代別の投票率というのを比較させていただきますと、18歳、格段に投票率が上がっている中で、19歳からおおむね30代後半に至るまで、投票率は非常に低調です。これは何を物語るのか。50代以下の世代の投票率が若干増加したものの、しかしながら、町政への関心が高まるまでには至っていないということが伺えます。

18歳の子どもの人たちが選挙制度を知る、これはどこなんでしょうか。それはもちろん学校です。学校でこういった選挙というものがあるんだ、君たちは投票権があるんだ。それはもちろん意識が高まります。19歳の人、なぜ投票に行かないのか。この投票という制度、選挙という制度をだれから教わる。それは全体とは申しませんが、職場の上司であったり、あるいは、大学や専門学校の学友である。そのときに、「選挙、うん、まあ行かなくても大丈夫じゃないの」という意識の現れではないのか。じゃあなぜ、その若い人たちは選挙に対しての関心がなくなっていくのでしょうかということ判断しなければいけません。

資料の2の表に返ってください。

大津町議会選挙・町長選挙投票動向の分析というのをさせていただいております。もともと投票率という数字で選挙の関心が示されますが、私が着目したいのは、実際に投票された数と、実際選挙に行く有権者の数、これを比較しなければならないと思っています。右のほうの表に、投票率の推移として、町長選、町議選、同じタイミングで実施されることがこの町は多いですから、平成21年、68.22%あったのが年々低下をして、令和3年は57.53%、投票率は若干V字回復をしておるといところであります。

しかし、ここで問題になっているのは、平成21年のとき、人口数は約3万1千、そして、有権者数は2万4千弱強を数えておりました。人口の流入の増加に伴って、もちろん投票に行ける有権者数は増加をしているわけです。しかしながら、実際に投票に行かれた投票者数、これは横ばい、

平成21年と比較しても上昇になっているとは判断できません。要は、人口流入の激しい年代、この大津町を終の住処として、自分の故郷として選択をして、町外から転入されてきた方が選挙に行かない。それはなぜだろうということですね。いろんな要因が伺えると思います。例えば、そういった働き手、町の若々しいその労働力、これがどこへ流出しているのか。おそらくは熊本市とかに、あるいは大都市圏に通勤をされているでしょう。そういった場合については、朝何時に家を出ればいいのか。おそらく6時半とかそんな時間に出勤をされると思います。そして、帰ってくるのは8時過ぎ。不在者投票なんか行けません。たまの土日、やっと休みになった。そこで、自分たちの足が投票所に向くかと、そこはならないということが考えられるわけです。ただ、そういった行動になってしまう有権者を批判することはできません。なぜなら、その政治への関心を失わせているのはだれなんだろうという話なんですね。私がここで提言をしたいのは、4年前、最低の投票率を記録した町議選を受けて、選挙の公平制度もやった、議会の広報誌の充実、議会の傍聴の機会をコロナ禍の中でも確保する。YouTubeでの配信やこのオークスプラザの1階でも皆さんが議会の傍聴することができる。そういった施策を逐次実施している中でも、まだ低調で。これは私も含めた、新人議員も含めた議員皆さんがしっかり重く受け止めなければならないところでもあります。

しかし、町長選もそういった形の関心の寄せ方になっているということであれば、これは行政のトップを担う町長への不信、もしくは行政への不信につながっていくことにもなりかねません。今は新しい風が吹く金田町長を核心として、まさにこの大津町が変わろうとしている。その段階で、さらに行政への期待や、あるいはそういった政治不信の払拭をしていく必要があると、私は思っております。

議員、議会、そういった形で努力を進めていこうと、私も襟を正して頑張っていこうと思っております。町長としては、この行政に対する住民への期待にどう答えていくか。あるいは、町長自身がどういった政治的メッセージを発信していくかについてご質問をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の2つ目の質問にお答えいたします。

今回の町長選、町議選挙の結果につきまして、町議選挙が無投票、町長選挙の投票率が57.53%という結果でした。

これは、議員ご指摘のとおり、町長選挙が無投票であった4年前の町議選挙の投票率51.21%よりも6.32%向上したものの、町議・町長いずれも選挙が行われた8年前の同時選挙の62.74%と比較すると5.21%低下しております。単純な比較はできませんが、町長選挙では過去最も低い投票率だったことから、私自身も重く受け止めているところでございます。

この度の所信表明でも、私は、住民の皆様との協働でまちづくりを進めていきたい、そのようにお伝えしてまいりました。鶏と卵の関係でもあります。投票すること、あるいは、投票にあたって候補者や政策を知ること、より一層まちづくり全般に興味関心を持っていただくことが、協働のスタートの一つの始まりにもなると考えております。そうした面からも、町としても投票率の向上にさらに努める必要があると、そのように考えております。

一方で、もう少し投票状況を分析しますと、議員からもございましたけども、今回の町長選挙では、決して高いとは言えませんが、4年前の選挙と比較して、10代から40代までの投票率の伸びが目立ちます。若い世代の投票率が伸びた理由としては、近い年代の候補が出ていたこともあるかもしれませんが、SNS等によって選挙や候補者等の情報がより広い層へ行き届きやすくなったということも影響しているのではないかと、そのように認識しております。

そうした意味では、今後は町としてもより時代にあわせた、そして、より幅広い層にとってわかりやすい情報発信や啓発に努めていく必要があると、そのように考えております。

また、町内の投票区別に分析しますと、議員もおっしゃったとおり、新興住宅の多い投票区では投票率が低い傾向にあり、その中でも集合住宅が多い投票区は特に低さが目立ちます。

こうした比較的、大津町での居住歴が浅い方や集合住宅にお住まいの方々にも、新たに大津町の状況や魅力をより深く知っていただき、興味関心を高めていただくために努力や新たな情報戦略が必要だと考えています。

以上も踏まえまして、政治的関心を高めるための魅力ある政策の実施、政治を周知していく方法・メソッドということでお答えいたします。

まず、もちろん基本的には、まちづくりの個別施策は、政治的関心を高めるために行うのではなく、暮らしや町全体をよくするために実施するものです。

しかし、住民の皆様にとってわかりやすい情報発信を行うこと、また、策定や実現の過程にかかわっていただくことで、興味関心や当事者意識を高めていただくことは、協働の面からも非常に大切であると考えています。

したがって、施政方針でも述べました、協働を重視し、住民の皆様と一緒にまちづくりを推進していくことが、政治的な関心の高まりにもつながると考えています。

特に令和3年度は、振興総合計画の後期計画の策定の年です。もちろん、白紙からの議論を進めてもなかなか幅広い層からのご意見や興味関心は得られませんので、これまでの住民アンケートや私が選挙前にお示しした具体策なども用いながら、議論のたたきとなる素案もお示したうえで、町民の皆様との座談会も開催しながらご意見を伺っていききたいと、そのように考えています。

また、単にご意見を聞くだけで終わらないことが求められますので、いただいたご意見に関しては事実に基づく客観的な視点を持って、定量的なデータも集めながら、しっかりと費用対効果も踏まえた検討や分析を行い、説明責任もしっかりと果たしながら進めていきたいと考えています。

さらに、投票率や政治的関心を高めるためには、選挙や計画策定時などの特定のタイミングでのみに力を入れるのではなく、ふだんの姿勢・体制を整えることが肝要だと思っています。

これまで町では、広報紙、ホームページを主なツールとして情報発信を行ってきており、近年は新たにSNSやYouTubeを導入しております。今後は、広報やホームページの内容をより充実させながら、さらに迅速かつ的確かつわかりやすい情報発信に向けて、様々な手法を用いて情報発信の強化を行う考えでございます。

また、投票率や政治的な関心を高めるためには、町政や政治だけではなく、議員もおっしゃって

いましたけども、政治家自身が身近で信頼される、そういう必要があると考えています。私もこれまで議員として報告誌の配布やSNSでの情報発信、町での各種行事やボランティアへの参加・参画などをできる限り行ってきましたが、町長としても現場にしっかり足を運びながら、情報発信もしっかりと行い、より身近であるように引き続き努めたいと考えております。

また、若者の政治参画のお話もありましたけども、今まで町でもトップは出ないものの、まちづくり懇談会とかもありましたけども、やはりご年輩の方の参加が目立ちまして、なかなか若い方が参加しにくいような状況もあると考えております。そこで具体策にも書いておりましたけども、若い層に限定したような座談会を開くなど、より若い方が参加しやすく、意見も出しやすい、そういう場もしっかりとつくっていきまして、意識啓発と仕組みと両面から政治意識の向上だとか、あるいは協働の推進を図りたいと思っております。

今後とも議会と行政が両輪となって、「世界で一番住みたいまち、住み続けたい町」を目指し、住民の皆様と協働で作り上げ、そしてアピールしていくことで政治的関心を高め、よりよいまちづくりにつなげていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 答弁ありがとうございます。

先ほど来から申し上げております、若い人たちの投票率をしっかりと上げていくということ、この効果がどのように現れるのか。この資料のまた裏面のほうですね、令和3年と平成29年の投票率の比較、これはですね、若年層にしっかりと訴えかけていくこと、それぞれの階層にしっかりと訴えかけていくこと、男性女性、そういった人たちにしっかりと話を聞いていくことということが、全体の投票率の向上になっているというのは、もう明々白々なわけです。要は、今青色で示した若い世代の投票率の上昇に伴い、50代以降、老若男女問わず政治への関心が高まるという傾向がここで出ているわけです。特定の人たちや、あるいはそういった人たちにしっかりと働き掛けをして、政治への関心を心機していくこと、それは非常に大事なことであります。そして、町長がおっしゃられたとおり、政治への不信の払拭は、我々自らがしっかりと行動をしていくことが大事であるということもおっしゃられました。熊本県下45市町村の中で最も若い首長さんとして、ビジュアル的に新聞、雑誌、SNSなどのそういった報道の中で、大津町は非常に注目を集める。熊本県下の中で最も政治の問題について関心が寄せられることが多い機会があるわけですね。そういったことにしっかりと応えていくということを町長のほうが今ご説明をされましたので、私もそれを期待して見届けるとともに、私自身もしっかり努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） コロナの関係で、しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時40分 休憩

△

午前10時49分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 3問目の質問に移らせていただきます。

中九州横断道路の整備と都市計画の位置づけについてという点で質問をいたします。

中九州横断道という計画についての前に、まず、新型コロナウイルス感染症対策、これについて触れていかなければなりません。町のにぎわいが冷え切っているこの印象をどう払拭していくか。コロナ対策、経済の冷え込みというのがございます。ワクチンの接種によるコロナ禍の克服を前進させ、観光再興や消費の促進を強力に推進していく必要があります。新型コロナウイルス感染症に関する対策としては、そういったワクチンの接種、ほかは対処要領によるほかありませんが、今はこのコロナ禍の中で経済を停滞させていく、あるいは、町のにぎわいを停滞させていくというわけにはまいりません。

資料3のほうをごらんください。

都市づくりの基本理念と目標。これはですね、熊本県の都市計画区域マスタープランの中に示された基本方針、また、大津町がですね、大津都市計画区域をどうしていくかというところで、これをマスタープランですね、これをしっかり成功させてまちづくりをしていこうという、この理念と目標になっています。基本目標1から4まで示してあるところ、先ほど来、町長も申されました、協働によるまちづくり、これも大事であります。そして、私の政治信条でもあります、安全・安心、これをしっかり構築していることも盛り込まれており、県と町の都市計画を整合させて効果的な都市づくりを推進していく。コロナ禍がもし終息の方向に向かっていけば、当然のことながら、この町の経済や、あるいは発展、地域の創生、こういったものにしっかりと目を向けて、その布石を打っておかなければならない時期がきていると私は思っております。

資料3の裏面をごらんください。

地域振興は、大津町が持続可能な発展を届けていく重要なポイントであり、町が政策した大津町都市計画マスタープラン、それに沿って、震災の復興やコロナ禍から力強く地域を活性化していくことを視野に入れ、そして、この熊本県、県北広域本部が示した、将来の町の市街地像、合志市から延伸してまいります中九州横断道路、そして、阿蘇の復興復旧道路と接続をして、大きな横断の経済や、あるいは観光の流れがこの町を横断していく。そういった計画が今なされている。大津町においても、この中九州横断道路の整備の促進とあいまって、都市計画マスタープランを進化させ、そして、今町の懸案となっている町の北部や南部に対するアクセスをしっかりと強化していくことが大事ではないかと、私は思っています。

先日、同僚の議員のほうからもご指摘がありました。要は、ミルクロードに直結をしている大津インターチェンジ、これをしっかりと整備をしていくこと。そして、スポーツの森という運動公園施設を経て、町の南部の森地区にしっかりと道路を整備していくこと。町長も昨日の答弁の中で、この中九州横断道路を核としてしっかりと道路整備を強力に推進していくというふうな力強い答弁をいただいております。町のにぎわいをしっかりと創出していく、結節たる大津インターチェンジ、あるいはスポーツの森、そういった間の道路の整備、肥後大津駅前をどうやってにぎわいを創出していくか、そういったことについて、町長のお考えを伺います。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えいたします。

現在、熊本県広域本部におきまして、大津都市計画区域マスタープランを作成されております。また、平成31年3月に大津町都市計画マスタープランを作成しており、熊本県と将来の大津町のまちづくりの方向性について、合意を図り、今後、都市施設の整備を進めていきたいと考えております。

議員が言われます、防災拠点をつなぐ道路の整備で、特に国道57号北側復旧道路の大津インターチェンジから南部防災の拠点であるスポーツの森大津への道路は、国・県によりある程度整備はされておりますが、周辺の町道においては、狭い区間がありますし、今後、計画的に整備をしたいと考えております。道路整備は都市防災機能により一層の強化につながるものと考えております。

続きまして、肥後大津駅前を中心とするまちのにぎわいの創出に関してですが、町役場を含むJR肥後大津駅にかけての一带については、引き続き、鉄道駅に近接する商業施設の集積を生かしながら、駅やバス停、新たな役場庁舎などから各施設へ快適に、そして楽しく歩ける空間を整備することで、さらなるにぎわいと活気がある環境を構築したいと考えています。

その点からは、駅南のビジターセンター、まちづくり交流センター、歴史文化伝承館など近隣の施設のあり方だとか、役割というものも再考していく必要があると考えています。

また、まちづくりを財源から考えた際、商業エリアのにぎわいはお金の流れも強く意識したものである必要があると考えています。

その観点からは、観光客の方が大津町を訪れた際、単に通り返り、特定の場所だけを利用したりするのではなく、空港ライナーの利用者や町の名所を訪れた方が少しでも町内で買物や飲食をしてくださったり、町内ホテル宿泊客が近郊の飲食店で食事もしてくださったり、飲食店利用者が2次会、3次会までを楽しんでくださったりといった、人と経済の流れをつくる必要があると考えています。そうした仕掛けづくりを情報発信や町内事業者間の連携の促進などの多様なアプローチで進めたいと考えています。もちろん、そのためには、町民や事業者、関連諸団体の皆様ともしっかり議論し、協働していく必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、現在、コロナ禍によりまして、商業だとか、飲食業だとか、なかなか厳しい状況もあります。しかしながら、今をしっかり守りながら、さらに、このコロナが落ち着いたときに、また、スタートダッシュを切れるようなそうした準備等もしっかりと、道路も含めてやっていく必要があると考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 村山土木部長併任工業用水道課長。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） おはようございます。時松議員の中九州横断道路の整備と都市計画の位置づけの質問について説明いたします。

熊本県が作成する大津都市計画区域マスタープランは、大津町の市街化区域などの区域区分の有無や広域的・根本的な都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

また、町が作成する大津町都市計画マスタープランは、大津町の都市計画に関する基本的な方針で、20年後の町の姿を見据え、その将来像の実現のための方策を示した都市計画行政の指針として定めるものでございます。

県の区域マスの中にも都市防災機能の強化が課題とされていることですが、大津都市計画の課題の中にも記載されております。避難地の確保・周知、建築物の耐震化の促進、地域防災の向上に向けた耐震化や、国道57号、国道325号、国道443号、主要地方道大津植木線、一般県道矢護川大津線は、緊急輸送道路に位置づけを行っております。周辺道路には整備が必要な町道もあり、特に南部の防災拠点となる大津町運動公園周辺においても拡幅等が必要な町道があります。

今後、防災拠点や避難所への計画的なネットワークの整備を行っていかねばならないと考えております。また、事業費用についても、国庫補助等を利用しながら整備できればと思っております。

中九州横断道路の一部となる大津熊本道路は、14キロが県の都市計画道路と認定され、今回、合志～熊本9.1キロの区間が事業採択になっております。今後、事業が進み、大津インターチェンジへ接続されれば、物流効率化による地域産業の活性化、災害時に信頼性の高いネットワークの形成や観光周遊性が向上し、観光振興による地域活性化などの整備効果が見込まれると思われま

す。また、大津町運動公園が防災拠点ということもあり、災害時の支援物資の輸送や、自衛隊などの災害拠点基地等も考えられるため、今後、町道を含めた道路網の整備が必要と考えられます。

また、県道北外輪山大津線（ミルクロード）、県道山西大津線など、県管轄や国道57号の国管轄の道路もありますので、国や県への要望もあわせて行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 時間がきますので手短かにいきます。

ただいま土木部長のほうからしっかり答弁をいただきまして、非常に頼もしい意見だったかと、やっぱり20年という言葉が出てきたんですね。まちというのは長期的な戦略をもたなければいけません。明日、明後日効果が発揮するものに公金を費やすのではなく、先ほど私も指摘をさせていただきました、布石をしっかりと打っていく。20年、30年先の大津町をしっかりと考えて行くということが大事だと、これがまず1点目です。

そして2点目、せっかくものをつくるのであれば、一つだけの目的のものにそれを供するのでなくて、重層的な効果を得なければいけないと思います。道路を整備することによって地域の安全も図れる、防災の体制も図れる、物流も確保できる。そして、町のにぎわいも創出する。そういった形が非常に望ましいと思っています。

また、防災に関しては、先ほど町長も答弁いただきまして、頼もしいと感じておるところであります。丁寧な答弁をつくっていただきました町の執行部の皆様、あるいは、今回傍聴に来ていただきました住民の皆様にご感謝を申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時10分より次の質問に入ります。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、田代元気です。今日は、黄砂の影響と花粉症の影響でちょっと聞き取りづらいからかもしれませんが、精一杯頑張って質問しますので、よろしくをお願いします。

また、年度末のお忙しい中、コロナ禍で大変な中に、傍聴にお越しいただきありがとうございます。

1月の町議会議員選挙におきまして、無投票ではありますが、初当選し、貴重な議席をいただき、その職責の重さを痛感しているところであります。私の報酬は、町民の皆様からいただいた税金からいただいているということを肝に銘じて、常に町民の目線に立って、元気なまちづくりのためにしっかり4年間、議員活動を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、金田町長とは同級生ではありますが、是は是、非は非で臨んでまいりますので、重ねてよろしく願いいたします。

それでは、通告にしたがい、一般質問を行います。今日は2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

現在、多くの住民の不安と言いますと、やはり新型コロナウイルスの感染拡大であろうかと思えます。そんな中、本町でもワクチンの接種が始まり、町民の皆さんも大いに関心があることだろうと思えます。そこで、国の動きやワクチンの供給量との兼ね合い等もあるかと思えますが、4点質問いたします。

まず1つ目は、接種のスケジュールについてです。いつから始まり、優先順位一番最後の64歳以下の一般の方の接種はいつから開始されるのか。

2つ目に、接種会場について。

3つ目は、町内在住者が町外、また、町外在住の方が町内での接種を希望した場合、どのように対応するのか。

最後に、接種開始後に町外に転出、また、町外から転入された方への対応はどうするのか。

以上の4点、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 田代議員の新型コロナウイルスワクチン接種体制についての質問にお答えいたします。

昨年国内で感染が拡大している新型コロナウイルスについては、現在、様々な治療薬の開発が続いていますが、劇的に改善するような特効薬はまだ存在せず、このワクチン接種が感染予防、

発症予防、重症化予防に不可欠なものとなっております。

そこで政府は、昨年12月に公布した改正予防接種法に基づき、臨時接種という位置づけで新型コロナウイルスワクチン接種を進めており、費用は全額公費で自己負担は生じず、無料で受けられることとなっております。

現在、医療従事者の先行接種が開始し、町民の皆様への接種は、まず65歳以上の高齢者及び高齢者施設従事者の優先接種へと対象がその後拡大してまいります。ワクチンの供給量が当初の計画より遅れている状況でございます。

町としましては、本年2月に専門部署の対策室を設置しておりますので、ここを中心に国や県、医療機関とも密に連携しながら、町民の皆様に対してわかりやすい情報発信と安全・安心な接種体制を整えながら着実に進めていきたいと考えています。

詳細につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。それでは、大津町新型コロナウイルスワクチン接種体制についてのご質問の項目についてですね、私のほうから説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町長の答弁にありましており、熊本県が事業主体として行う医療従事者への先行接種が現在進められているところでございます。

町民の皆様へのワクチン接種は、国の基準によりまして、原則住民票のある自治体で接種していただくこととなっております。現在、各自治体では、接種体制の整備を進めているところでございます。

対象者は、16歳以上の町民は約2万9千人、インフルエンザワクチンの高齢者の方の接種率と同程度の70%を仮定としまして、約2万人の方がですね、接種されるものと考えております。

大津町の接種体制は、町内の各医療機関の診療時間内での個別接種を中心に、お仕事の都合などで平日に医療機関に行けない人につきましては、町公共施設で月に数回の集団接種を行うところで計画をいたしております。

現在、町内すべての医療機関によりましてワクチン接種への協力の同意をいただいております。現在のところ、週当たり約1千650人程度の方が接種できる状況でございます。

ワクチンの入荷の見込みが立たないため、まだ接種のためのクーポン券の郵送や予約受付を行う状況ではございませんが、ワクチン接種へのお問合せにつきましては、今月15日からコールセンターを立ち上げておりますので、ぜひこちらをですね、ご利用いただければというふうに思っております。

コールセンターでの対応は、土日・祝日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後5時までとなっております。よろしくお願いをいたします。

さて、質問項目につきまして説明をいたします。

①のワクチン接種はいつから開始されるのか、また、一般町民の接種はいつになるのかという質問でございますが、町民向けのワクチンにつきましては、大津町には4月26日に最初ですね、1

箱、975回分が届く予定となっております。

今回の入荷は極めて少量であるため、町としましては、まずは高齢者施設入居者への接種にまわりたいと考えております。優先接種の対象となる高齢者及び高齢者施設の従事者は、あわせて約9千人を見込んでおります。その後、引き続き入荷が順調に行われればですね、6月末か7月に入りまして、16歳以上の一般住民の方への接種が始められるのではないかとこのように考えております。

次に、②の接種会場につきましては、高齢者施設への入居者への対応も含めてご説明をいたします。

先ほど説明しましたとおり、一般の皆様につきましては、予約の上、町内の医療機関で接種を行っていただくこととなっております。

高齢者施設の入居者につきましては、各施設の嘱託医さんと施設側でですね、協議をさせていただきます。施設内での巡回訪問診療として接種をいただけるよう調整をしているところでございます。

③の町内在住者が町外で、また、町外在住者が町内での接種を希望する場合の対応ということですが、基本的にこの事業は、国の定めた基準によりまして、住民票のある自治体が接種券を発行し、その自治体内での医療機関等で接種することとなっております。これにつきましては、まずご承知いただきたいというふうに思います。

ただし、やむを得ない事情によりまして、例外事例としまして、大きく2点のケースがございます。

まず1点目で、高血圧など国が定めた14項目の基礎疾患がある人は、町外のかかりつけ医での接種を希望する場合がありますと思いますが、その際はですね、申し出を行っていただくことで、町外のかかりつけのお医者さんでですね、接種が行えることとなっております。

2点目は、出産のための里帰り妊婦、遠隔地への下宿学生や単身赴任者など国が示した項目にあたる場合は、接種を行う自治体に届を行い接種をすることができます。

いずれにいたしましても、個々に事例が異なりますので、先ほど申しあげました町のコールセンターにお問い合わせをいただければというふうに思っております。

最後に、④の接種開始後の転入・転出者への対応ですが、転入先へ新たに接種券を交付し直してもらうことが必要となりますので、転入の際に手続きをお願いいたします。

1回目の接種をされた方には、どのワクチンを、いつ、どこの医療機関でしたかがわかる接種済み証をお渡しいたしますので、なくされないよう転入先へご提出をお願いいたします。

また、2回目の接種につきましては、1回目接種からの間隔も重要でございますので、接種漏れがないようにご注意をお願いいたします。

国からの情報は、ほぼ毎週オンラインでの説明会や通知文などによりまして日々変更もあっておりますので、ご不明な点がございましたら、町ホームページ等をですね、ごらんいただくか、先ほど申しあげました、町のコールセンターやコロナ対策室にお問い合わせをいただければというふう

に考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ありがとうございます。予約を行う上で、その接種希望者が各医療機関に個人で電話なり、診察の際とかに予約されると思うんですけど、例えば、Aという病院は100人ぐらい予約されとる。Bという病院は20人ぐらいしかしらんとらんとか、そういうの町のほうとかで、その情報がその希望者、予約される方に開示がされるのかどうかですね。

それと接種ときにキャンセルとかも発生する可能性があるんで、そういった場合は、次待つとる人を繰り上げて接種させるのか。もう廃棄になるのか。その辺と。

あと今の役場の体制で十分に対応が可能なのかをちょっと質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 豊住住民福祉部長。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

予約を行う上で、予約者本人以外のかかりつけ医の医療機関の方が予約数が少なかった場合、かかりつけ医以外で接種ができるのかというようなご質問もあったかというふうに思いますけれども、大津町に住民票がある方につきましてはですね、大津町町内の医療機関、どこでも予約ができますので、また、予約状況につきましてもですね、コールセンターとか、ウェブ予約システムのほうで確認できることとなっております。予約をですね、受け付けをする場合には、大津町で導入いたしました予約システムというのがございまして、予約コールセンターとか、ウェブ予約でもですね、同じデータを使用しておりますので、予約状況についても確認ができる状況となっております。

また、キャンセルがですね、発生した場合などでございますが、貴重なワクチンなので、無駄がないようにですね、各医療機関にもですね、無駄がないような、キャンセルが出た場合はどのような対応をするかということではですね、今話を、できるだけ貴重なワクチンをですね、無駄遣いしないようにということで、医療機関にはお願いをしているところでございます。

役場の体制につきましては、先ほど町長のほうからありましたけれども、本町におきましても2月1日に対策本部を設置をいたしたところでございます。専任、任命を受けまして、今11名でその接種体制について取り組んでいるところではございます。接種が始まりますと、事務的にも非常に事務が増大するかというふうに予想はいたしておりますけれども、新年度予算でお願いしておりますけれども、看護師とか、あと事務補助ですね、の人材を一応確保していきたいなというふうに思っております。ただ、それ以上にですね、まだ事務的なものが増えるということも予想されておりますので、住民福祉部内ではですね、まずは部内で体制づくりをやっていかねばならないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ありがとうございます。最後にですけど、先日の衆議院厚生労働委員会で、厚労省のコロナ対策にあたっている多くの職員が過労死のラインの100時間を超える時間外勤務をやっているということで、本町においても接種が始まったら相当な負担が予想されて、対策室の

メンバーだけではちょっと厳しいのかなと思うところも、11人ではですね。そういうことも予想されるので、役場の職員一丸となって取り組まなければいけない問題だと思います。

そこで最後に、町長にこの問題に対して、職員一丸となってやっていくのかどうか、決意みたいな感じで伺います。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 田代議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、このコロナ対策に関しましては、コロナ対策に限らず、役場全体で業務がひっ迫している、そのような状況でございます。そうした中、ワクチン接種をはじめ、住民の皆様命と健康を守るために、このたび、対策室を立ち上げたところでございます。ただ、対策室もこれからですね、特に保健師のほうを中心に業務がひっ迫してくると思いますので、そこはまず部内でも調整しながら、そこだけではなく、役場一丸となって取り組むことによりまして、住民の皆様安全と安心を守っていきたくと考えております。

そして、私自身もですね、私の報酬も住民の皆様血税から出ておりますので、その点重々認識しながら、また、住民の皆様今と未来を重責を背負っているということを感じながら邁進してまいります。

以上になります。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ありがとうございます。本当、町民の皆さんが一番関心があることだと思いますので、滞りなく、皆さんが安心して受けれる体制をぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、小学校部活動の社会体育移行後についてであります。

平成31年、いわゆる令和元年度に小学校の部活動が社会体育へ移行してまもなく2年が経過しようとしています。社会体育へ移行して2年間の成果と課題についてお聞きします。

また、それを踏まえての反省と令和3年度に向けての活動はどのように行っていくのかをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。田代議員の小学校部活動の社会体育移行についてのご質問にお答えさせていただきます。

学校におきましては、長年教育の一環として運動部活動が行われてきました。それは青少年期におきまして、心身の成長過程にある子どもたちにとっては、運動部活動を通して、体力を向上させるとともに、活動における仲間とのコミュニケーションは豊かな人間性を育む一助となると考えるからです。しかしながら、社会情勢の変化によりまして、熊本県教育委員会では、学校の運動部活動のあり方について見直す方針になりました。大津町教育委員会におきましても何度も検討を重ね、平成31年度から小学校運動部活動にかわる学童スポーツクラブとしてスタートさせ、NPO法人クラブおおづへ委任することになりました。

学童スポーツクラブは、種目スポーツを主とした従来の運動部活動と違い、多種型のスポーツや運動を経験し、運動に親しむ基盤をつくりながら体力向上を目的としております。初年度は、目標の参加人数に達しませんでしたけれども、本年度に関しましては、年度途中からの参加者もあり、初年度を上回っております。県教育委員会からも学童スポーツクラブの活動は、他の自治体の模範となるものと高く評価していただいております。また、学校や保護者からも情報を共有することで安心して子どもを預けられるという好評をいただいております。

今後ともこれまでの2年間の経験を生かしながら児童の健全育成を主たる目的に活動を行う社会体育活動として取り組んでいきたいと考えております。なお、今後も学童スポーツクラブに参加する子どもたちが増えることが見込まれますので、運営体制の強化、スタッフとなる人材の確保などを課題としまして、大津町学童スポーツ委員会の中で協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、この後担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） こんにちは。それでは、私のほうからご説明申し上げます。

熊本県教育委員会では、社会情勢の変化により少子化に伴うスポーツチーム編成の困難、それから保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足など、課題が指摘されるようになり、平成25年度に外部有識者による検討委員会が設置をされました。今後の運動部活動のあり方について議論を重ね、平成26年2月に運動部活動及びスポーツ活動のあり方についての提言をいただき、平成27年度から4年間の移行期間を設けて小学校の運動部活動を社会体育へ移行するという方針が出されたところです。

大津町は、平成28年度に小学校運動部活動の社会体育移行に向けて、大津町社会体育移行検討委員会を設立いたしました。校長先生、それから体育主任、PTA会長、スポーツ4団体及び教育委員会で構成され、社会体育のあり方として、その活動内容・時間・場所・会費などの課題の検討を行いました。その中で社会体育移行後の子どもたちの受け皿を「クラブおおづ」が担うこととなり、平成30年3月第7回の検討委員会で「大津町学童スポーツクラブ活動方針」が承認されました。平成31年の3月の第10回検討委員会で最終報告が行われ、平成31年度の学童スポーツ事業計画が承認をされ、検討委員会は解散されました。その後、町内7小学校の学童スポーツクラブについては、教育委員会からNPO法人クラブおおづに委託をされました。

移行当時は、小学校では19の運動部活動があり、4年生以上が519名在籍しておりました。そこで、学童スポーツクラブへの参加数目標を約40%程度の200人としておりました。実際の参加人数は、最初は126人と目標に届きませんでしたけれども、社会体育に移行した初年度は、PTA総会、小学校への配布物、情報誌等で周知はしたものの、学童スポーツ活動の内容等についての具体的な周知がさらに必要であったと考えております。また、年間活動として210回を目標とし、4月後半から活動開始の予定でしたが、学校との調整の結果、運動会終了後の活動スタートとなったため、6月中旬からのスタートとなったことや、コロナの影響で2月からの活動ができ

なくなるなど、活動回数は182回となりました。

令和2年度につきましては、年度途中からの参加者もあり、参加人数は40人増加の166人となりました。コロナウイルスの感染症対策を行いながら、6月後半からの活動となりましたが、2月末現在、191回開催されており、子どもたちの間にも徐々に学童スポーツが認知されるようになってきたことが感じられます。

昨年10月に県の教育委員会主催で開催されました研修会では、社会体育移行に係る課題である小学校とクラブの連携のあり方のモデルケースとして、大津町の取り組みが高く評価され、取り組みについて報告をさせていただいたところです。研修後には、複数の自治体から視察研修の相談を受けております。また、小学校からは、活動を行う前に毎回職員室を訪問し、情報を共有することで、安心してお願いできるとのご意見や支援が必要な子どもさんたちの対応がスポーツサポーターを通じてしっかりできているなどの評価をいただいております。加えまして、保護者からは、子どもからクラブの話聞き、楽しい、いろいろなスポーツができるという声を聞くと安心して子どもを預けることができる。また、昨年クラブチームに加入申し込みをしたが、支援がいる子どもの指導はできないと断られたので学童スポーツにきましたという相談もあっております。概ね好評をいただいているところでございます。

次年度以降の活動につきましても、大津町学童スポーツ活動方針に基づき、子どもたちのスポーツ環境を整えていきたいと思っております。教育の一環であることを念頭に置き、運動に親しみ、運動をする楽しさを味あわせることを目的として、オーバーワークにならないような活動に取り組んでいきたいと考えています。

なお、学童スポーツクラブに参加する子どもたちの増加が見込まれますので、マンパワーが必要となってくるのが考えられます。指導者等については、大津町学童スポーツリーダーバンクへの登録を推進し、町体育協会加盟の競技団体、それから町スポーツ推進委員、町婦人スポーツ連絡協議会などに協力依頼を行いながら、季節に応じたスポーツ体験活動の推進を図っていければと考えております。なお、支援が必要な子どもたちも積極的に学童スポーツに参加できるようにするためには、スポーツサポーターの充実をさせる必要がありますので、活動に協力できる保護者や子どもたちに関わりのある支援員の方などにもお願いしていきたいと考えているところです。

なお、2月に行った保護者アンケート調査について、夏休み中の活動について尋ねてみましたところ、「暑い時期になかなか外に出ないので、体を動かせる時間があると有り難い」「夏休みをただら過ぎさせないよう、ぜひ参加させたい」などの活動参加への好意的な意見が多数寄せられております。送迎などの課題がありますので、今後、調査研究を重ねながら、子どもたちや保護者などの要望に応じていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ありがとうございます。先日ですね、小児科の先生とちょっとお話しする機会、子どもの病院で話す機会があったんですけど、今回の一般質問の話をしまして、最近小学生肥満児が多いとか、何か元気がない子が多いとか、そんな話を聞きましてですね、やっぱり明らかに

部活がなくなってスポーツに関わる機会が減ったこと。コロナにおいて自粛自粛と外に出る機会が減ったことが原因じゃないかなという話をいたしました。熊本県のスポーツ推進計画の中でも小学生の運動能力について、女子はほぼ横ばいであるが、男子においては年々低下傾向にあるとの調査結果も示されております。やはり166人という全体で多分400人ぐらい対象者がいるのかなと思うんですけど、166人、まだ少ないのかなと私は思うんで、もっと広報啓発に励んでいただいて、委託先のクラブおおづに任せるんじゃなくて、町としても参加人数が増えるように取り組むべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 田代議員の再質問にお答えします。

広報活動としましては、参加者募集のチラシをクラブおおづのほうから学校を通して、4年生以上の生徒に配付をしてもらって周知をしているところです。先ほど述べましたように、令和2年度につきましては、年度途中で40人の増加が見られます。この人数につきましても、開始当初からの人数ではなく、徐々に増えていっているということで、これは子どもたちや保護者の口コミによる影響の増加だと考えております。

大津町としましては、今後、ホームページや生涯学習情報誌で活動の様子等をですね、紹介しながら、学童スポーツクラブの良さを伝えていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） 最後ですけど、来年度よりですね、今度の4月から大津町出身の元プロサッカー選手、いわゆるJリーガーがこの大津に帰ってきて、少年サッカーチームの指導にあたるということを知っています。そのような民間のスポーツクラブ、野球やサッカー、バスケットとか、そういったクラブチームともやはり連携をとって、現状を把握して、行政としてもやはり様々な関わりを持つことも今後は必要と感ずますが、いかがお考えか、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） お答えします。

そうですね、クラブチーム、よりレベルの高い指導を受けられる環境にあるということはとても素晴らしいことだと思っております。

そのほかにも多くの指導者がそれぞれの種目、それぞれの場所で指導をされていると思われま。スポーツをしたいけどもどこに行けばできますかという問い合わせあたりも多くありますので、現在、町内で活動されているクラブチームや各団体の活動内容であったり、活動場所であったり、現状につきまして調査中でございます。

また、学童スポーツクラブでは、リーダー人材バンクに登録された方に指導をいただいておりますので、今後、連携ができる部分も含めてですね、調査研究を進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 田代元気議員。

○2番（田代元気君） ありがとうございます。町長も子育て支援・教育環境日本一を政策にうたっているように、この件は大事な問題だと思います。私も子育て真っ最中であり、未来の宝、子ど

もたちのためにも様々な子育て教育問題を少しでも解決し、この町に住んで良かったと、1人でも多くの方に思っただけのよう、今後も活動はもちろん、努力を惜しまない覚悟で努めてまいりますことをお約束申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時43分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 皆様、こんにちは。議席番号6番、三宮美香です。通告にしたがい質問をさせていただきます。今回の質問に関心を持ち、傍聴にお越しいただいた皆様、どうぞよろしくお願いたします。

質問は大きく2つです。1、小中学生の荷物の重さとICT化の期待効果について。2、小中学生の校則について。

まず、質問をするにあたり、町内の小中学生に保護者の携帯を経由し、グーグルフォームでのアンケートを実施しました。こちらの資料4枚目の一番下に調査概要を記載しています。実施期間は2021年2月25日から3月4日までの8日間、なるべく地域の偏りがないように各学校の保護者に声をかけ、そこから子ども会やひとり親家庭、障がい児の家庭などに声をかけていただきました。任意でのアンケートになりますが、ご協力いただいた小中学生は全部で108人です。小中学生の学年比率は、そのすぐ上のグラフにありますように、中学2年生が他の学年より2倍ほど多くなりましたが、小学校1年生から中学校3年生までは学年としてはバランスのよい回答となりました。

では、質問に入ります。

1、小中学生の荷物の重さとICT化の期待効果について。

小中学生が通学するときの荷物の重さを懸念する声が数年出ています。2018年に文部科学省が全国の教育委員会などに向け、「児童生徒の携行品に係る配慮について」とした通知を出されています。配慮し、置き勉を認めたということです。同時期、2018年9月の一般質問でも取り上げさせていただき、教育長からは、「校長会、作業部会を通して、具体的に検討しながら良い対策を練る」と、前向きな回答をいただいたと認識していました。その後、学校でも荷物の重さ測定をされたのは存じています。しかし2年経過した今でも荷物の重さは変わらず重く、保護者からは子どもの健康面についての心配、子どもたちからはカバンの破損や頭痛などの訴えが聞かれています。

グーグルフォームでのアンケート回答のいくつかを資料として出していますので、あわせてごらんください。

資料1 ページ目、1. 小中学生の荷物の重さとICT化の期待効果についての質問2、荷物の重さについて感じていることのグラフをごらんください。とても重い、重い、少し重いをあわせると

91%の児童生徒が荷物は重いと感じていることとなります。

次に、質問3、荷物の重さの学年ごとの変化をごらんください。小学生でも十分に重く感じますが、中学生は約10キロの荷物を持って通学しているということがわかります。フルセットのゴルフバッグの重さです。あくまでもこれは平均値なので、10キロ以上の生徒もいるということです。昨年の12月に熊日新聞でもSNSで荷物の重さアンケートを実施されています。県内を中心に277人が回答され、通学荷物の平均を出されています。私の出した資料と比較して聞いてください。熊日新聞が出した平均は、小学校低学年が5.6キロ、小学校高学年が5.3キロ、中学生が10.9キロという結果になっていました。多少の差はありますが、グラフの波はほとんど同じです。

次に、荷物の重さで困ったことがあるか、ないかとの問いに、あると答えたのは80%でした。その児童生徒に対して、荷物の重さで困ったことは何かを聞いたのが質問5です。内容別に分類すると、身体的不調や苦痛、事故やその誘因、カバンが壊れた、その他となりました。具体的にいうと、身体面では、頭、腰、背中、肩の痛みです。カバンの重さだけの問題ではないかもしれませんが、頭痛で痛み止めを飲んでいる生徒もいました。事故やその誘因と分類したものには、自転車のかごに荷物が入らない。自転車で転んだ、荷物で手がふさがっていて、転んだときに手が出せない。傘がさせない。重くてランドセルをからうのが難しいときがあるです。

資料2ページ目のランドセルの大きさ比較の写真を見ていただくとわかりますが、教科書のサイズの変化などにあわせてランドセルが一回り大きくなっているのがわかります。平成10年までの黒いランドセルは、きっと現在の赤いランドセルの中にすっぽり入るでしょう。大きくなり、重くなった荷物、ランドセルをからうのが難しいときがあるという気持ちがよくわかります。カバンが壊れたという意見もありました。写真をいただいたので載せています。もう荷物の重さにカバンも耐えられない状況だと思います。

そこで、学校に置いておく荷物を自分で決められるかを聞いてみました。質問8です。回答を小学生と中学生でわけています。中学生では、学校に置いていい荷物の判断を自分でできると回答した割合が多く、小学生でも半分以上ができると回答しています。

そこで、1、2018年文科省からの通達以降の天津町の取り組み。

2、現在の荷物の重さと保護者や児童生徒の声をどう受け止めるのか。

3、今後、考えられる取り組み。

4、GIGAスクール構想で一人一台の端末の整備が整ってきています。もし、端末を持ち帰ることができる場合、今の荷物の重さに端末がプラスされることになるのか。それとも、端末が入ることにより荷物が減るのか。

まず、この4点について質問します。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の小中学生の荷物の重さとICT化の期待効果についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、教科書等の持ち帰りは、家庭学習の環境づくりには欠かせないものであり、学力充実の観点からも必要ではあると考えています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、毎日の荷重な持ち帰りは、児童生徒の心身の健やかな発達に影響が生じるのではないかと受け止めてもおります。

平成30年9月には文部科学省からも「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通達が出されており、各学校に対しましては、何を児童生徒に持ち帰らせるのか、また、何を学校に置くこととするかなどについて、保護者と連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担など、それぞれの実態を考慮したうえで適切な対応をするよう指導してまいりました。

大津町内の各学校においても様々な工夫がなされ、毎年、その見直しも図られているところです。しかしながら、今年度の町PTA連絡協議会との意見交換会でも要望が寄せられたことから、11月の校長会でも再度通達を示して、各学校の取り組みの推進について継続的に指導しているところです。

本年度は、各学校ともコロナ感染防止への対応に追われ、また、年度当初が休校になったこともあり、すべての児童生徒並びに保護者に対して、周知徹底が十分ではなかった、そのような状況も考えられるため、今後も各学校でさらに適切な対応が行われるように指導していきたいと考えております。

また、4月からは町内すべての小中学校で国版のコミュニティスクールを導入いたします。学校長は、学校経営の方針や具体的内容につきまして、学校運営協議会の承認を得ることになります。議員ご指摘の学習用具等の持ち帰りにつきましても、学校運営協議会のメンバーである保護者代表、地域住民、学識経験者等も含めた中で、幅広く意見交換していただき、各学校でよりよい改善策が提案されるよう期待しているところでございます。

最後に、ICT化に伴う今後の見直しについてでございますが、4月から町内の全小中学校において一人一台の教育用パソコンの活用が実現いたします。

現在の紙媒体の教科書に対し、デジタル教科書が全面的に復旧した場合、携行品の重さや量は大幅に軽減されると予想されます。

ただ、デジタル教科書が普及するまでの間は、教科書と教育用パソコンのいずれも持ち帰ることが考えられるため、児童生徒の負担が増えないよう、より一層の取り組みが必要になると考えます。

なお、来年度は国によるデジタル教科書の実証事業が実施されます。その効果や問題点を十分に検証しながら、デジタル教科書への移行を検討してまいります。

詳細につきましては、この後、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、私からは、各学校の具体的な取り組みと、今後のICT化を見据えた方向性についてご説明をいたします。

教育長からもありましたように、平成30年度に文部科学省から通達が出され、それを踏まえた取り組みが大津町でもすべての学校で行われ、毎年の見直しも指導をしているところです。

年度当初、児童生徒の携行品については、すべての学校で学級通信等で保護者にもお知らせをしております。中学校では、学校に置いて帰ってもよいものを一覧にして教室に掲示してあります。また、小学校では、児童の工作や鉢植え等持ち帰りにくいものや重いものについては、保護者に持ち帰ってもらうなどの取り組みをしております。

しかしながら、教科書の大型化・重量化や道徳科、英語科の新設等に伴い、これまでと比べ相対的に荷物が重くなっていることは事実であります。日によっては、持ち帰る教科が増えて重くなる場合も考えられます。また、本年度は、教育長からもありましたように、コロナ感染防止への対応の中、学校内における対応や保護者との情報共有の徹底不足も懸念がされております。

今後、児童生徒の携行品については、さらに各学校に組みの徹底を指導するとともに、本年度導入いたしました連絡アプリ等を活用して、保護者に周知を図り、理解と協力を得ていく必要があると考えます。

加えて、児童生徒や保護者の意見等を反映させる場や、機会を設けることも大切と考えます。例えば、児童会や生徒会の活動を充実させ、中学校であれば生徒総会の中で議題として取り上げ、自分たちでルールを決めるなどの方法も考えられます。すでに大津中学校では、生徒会を中心とした見直しが進んでおり、来年度から持ち帰る学用品については、生徒一人一人の判断を重視する方向で検討をされております。

保護者におかれましても、PTA総会や学校運営協議会等で、学校と協働してルールを決めるような主体的な取り組みが進むことを期待しております。

教育委員会といたしましては、各学校の実態を考慮しつつも、児童生徒や保護者の不公平感につながらないように、校長会議等を通じて各学校の効果的な実践を共有できるようにしてまいります。

最後に、ICT化を見据えた今後の方向性についてご説明いたします。

現在、紙媒体の教科書は無償ですが、デジタル教科書は無償の対象外となっております。教材一体型のデジタル教科書においては、価格が1千円から1千500円程度とかなり高額で、無償化されていない現時点で本格導入することは厳しいものがございます。

しかしながら、将来的にはデジタル教科書が無償化され全面的に普及した場合、個人に貸与された教育用パソコンのみを持って帰って学習することが主流になるのではないかと予想をしておるところです。その場合、端末と肩掛けのケースをあわせた重量は、約1.8キログラムでございます。児童生徒にとって大幅な負担軽減が図られるものと考えます。

なお、来年度は国によるデジタル教科書の実証事業が実施され、大津町でもその事業に参加をいたします。小学校の高学年と中学校において、それぞれの学年に1教科分、デジタル教科書が無償提供されます。事業後に教員、児童生徒対象のアンケート調査も実施されますので、その効果や問題点を十分に検証し、デジタル教科書への移行を検討していく所存です。

ただ、教育長のほうからもございましたとおり、デジタル教科書が普及するまでの間は、教科書と端末のいずれも持ち帰ることになります。これまで以上の工夫や配慮を行わなければ、児童生徒の負担が増えることとなりますので、今後、学校との連携を密にして取り組んでいきたいと思っ

おります。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問です。

生徒会など、または子どもたちで話し合う機会を設ける。それは今までされてきたことだと思います。それでもなお重さが変わっていないというこの現状があります。家庭学習のために、学力の保障のために、本当にこのすべての荷物を持ち帰る必要があるのかどうか、確認はされたのでしょうか。中学生のカバンが破れた写真を資料に付けましたが、そもそもカバンの重さの耐久性はどれほどなのかご存知でしょうか。3月定例会で、今回、私たちに渡された資料の重さを測ってみました。2.7キロでした。例えば、中学1年生、12歳の荷物の平均は9.9キロと先ほどお伝えしましたが、約3倍強です。3月定例会の資料3個分になります。それを毎日持って2キロほど、朝夕歩いてみてください。うんざりすると思います。体が悲鳴を上げるのではないのでしょうか。

前回、2年前の質問のときに、体重の10%以上の荷物は背中への痛みが増すという調査結果があり、アメリカでは、体重の10%以下を推奨しているとお話しました。今回の熊日新聞の記事には、国立病院機構熊本医療センター整形外科の橋本副院長が、適切な荷物の重さは、体重の10%から15%程度と言われ、子どもでも継続的に負担がかかることで腰痛などを発症する可能性がある指摘されています。

2年前に出した資料では、体重に対する荷物の重さは20%を超えているお子さんもいました。今回も数件のご家庭に協力していただき、1週間荷物を測っていただきました。まだ20%を超えているお子さんがいました。学校運営協議会、つい最近行われた学校があります。学校のほうからも前向きに検討するというお話が出たということ今朝聞きました。とても前向きに取り組んでいただけるんだろうと期待をしているところです。ですが、デジタルの教科書が整わない限り、いつまでも荷物の重さはこのままでは変わりません。いつまで子どもたちはこの重さに、この苦痛に耐えればいいのか。早急な対策が必要だとは思いませんか。

まず、今の状況をアンケートなどを実施し、きちんと数字で現状を把握していただきたいと思います。そして、簡易ロッカーを設置するなど対策はできないのでしょうか。

再質問は、1、小学生のランドセルや中学生のカバンの重さの耐久性はどれぐらいなのか。

2、各学校、または教育委員会でアンケートを実施し、現状を把握することを提案しますが、どうされますか。

3、簡易ロッカーを設置し、置き勉を容認するなど、対策の考えはありませんか。

以上3点です。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、質問のほうにお答えいたします。

まずは、1点目は、カバンの耐久性はどれぐらいかというご質問ですが、一応カバンの、中学生のほうにさげていますカバンのほうが、業者に確認したところ10キロが基準となっているということです。

それから、2点目の各学校、もしくは教育委員会でアンケート調査などをとということで、につきましては、まずは、各学校で取り組んでいただき、その後の取り組みと状況を見ながら、必要な場合には教育委員会のほうでもですね、検討していきたいと考えております。

それから、3点目、簡易ロッカーの設置などにつきましては、学校に置いて帰ってよいものを今回増やした場合に、また保管するロッカー等が不足するという課題も考えられるところです。今後は学校の状況を聴取しながらですね、移動式のロッカーなどの検討をしていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） カバンの耐久性が10キロということでしたが、実際に破れているんですよ。これを補強するという考えはまた違うと思います。減らすべき、やはり減らすべきところです。そして、カバン以外にも部活の道具とか、いろいろな荷物を結局子どもたちは持つわけです。

最後に簡易ロッカーのことをお話いただきましたので、今回の質問はここで終わりたいと思います。

ちなみに、今回、私が使用したグーグルフォームとは、グーグルが提供している無料のツールで、オンライン上で使用することができ、簡単な操作で作成することができます。アンケートを専門知識がなくても特に問題なくつくることができるのが魅力です。また、問い合わせやアンケート管理で手間を取られる作業の一つが集計です。学校の先生方はお忙しいと思います。問い合わせ内容やアンケート結果を自動で集計してくれます。煩わしい集計作業から解放され、データ分析など、ほかの作業に専念できます。また、回答状況をリアルタイムで確認できるほか、グラフで視覚的に確認することも可能です。一度試しに先生方で使ってみられることをお勧めします。ぜひアンケートもとってみてください。

では、次の質問に移ります。

2、小中学生の校則について。

ここ数年、ブラック校則という話題が情報番組などで取り上げられています。ブラック校則とは、不合理な学校校則と認識しています。ブラック校則のひどいものは、もともと茶色の髪の生徒に髪を黒く染めるように強要するなど、よくニュースで聞かれると思います。大津町でも残念なことに10年ほど前、もともと茶髪の男子生徒に対して、茶色に染めたのではないということを証明するために、一度坊主にするように指導されたことがありました。

文部科学省によると、校則とは「児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まり」とされています。校則は、気持ちよく学校生活をためのルールだと思いますが、大津町でもその校則に対して疑問の声があがっています。

こちらでもグーグルフォームでアンケートを取りました。資料3ページ目からになります。大津町でもよく耳にする頭髪、靴下、下着について聞いています。それぞれについての決まりがあるのは大体の子どもたちは知っているようです。頭髪については、中学生の男子は、耳にかかっている

けない、襟にかかっははいけないようですが、髪がすぐに伸びるから頻繁に切らないといけない。平日は学校と部活、土日も部活や塾などで散髪の予約があわない。自分で切るのも耳周りや襟は切りにくいという意見もありました。女子はポニーテールはだめです。少し低い位置に結ぶ高さが1カ所に決められています。髪を伸ばしたくても結び方が1つなので伸ばせません。三つ編みもだめです。また、こんな意見もありました。自然な髪型、中学生らしい髪型と言われるが、そもそも自然の髪型とはどんな髪型なのか。靴下の決まりは、中学生は白という認識が多数でした。体育館に入るときは、スリッパは脱がないといけません。そうすると、白い靴下は汚れます。母は毎日靴下だけ洗濯板で石鹸で予め洗ってくれるので大変だし、かなりの頻度で買い直している。くるぶしの長さはなぜだめなのかわからない。小学生も無地のものやワンポイントという決まりがあるようですが、そういう靴下は却って値段が高くなるのです。下着についての決まりは白という認識でした。黒のヒートテックを来ていたらだめと言われたそうです。昔は、子どもは風の子元気な子と言われていましたが、子どもも大人と同じで寒いときは寒いです。ヒートテックも着たいと思います。数年前までは下着が違反していないか、先生が見て確認されたこともあったようです。それを人権侵害と言います。校則で決められている内容がもし子どもだからという理由ならば、それはおかしいことです。

補足資料4 ページ目の質問15、校則を自分たちで決められたら良いと思うかについて、小学生は難しいところがあるかもしれませんが、中学生は自分たちで決められるのではないのでしょうか。質問は4つです。

- 1、現在の校則の問題点（下着の色や頭髪、靴下などについて）は認識しているのか。
- 2、校則について大津町のスタンスを確認したい。
- 3、校則に対する児童生徒や保護者の意見を聞く機会はあるのか。行われているならば、どういう形で進められるのか。
- 4、校則に対して町教育委員会と各学校（もしくはPTA）との意見交換は行われているのか。行われているならば、どういう形で進められているのかお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の小中学校の校則についての質問にお答えいたします。

文部科学省が作成した「生徒指導提要」によれば、校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。

学校が集団生活の場である以上、そこには何らかのルールが必要となります。ただ、それは自分たちの決まりは、自分たちでつくって、そして自分たちで守るという民主主義の基本に則って決定されるべきものでございます。

議員ご指摘のとおり、校則はすべての子どもにとって気持ちよく学校生活を送るためのルールでなければならないと考えます。

そのような中、いわゆるブラック校則と呼ばれる子どもたちの人権を侵害する恐れのある校則の見直し、今、全国の学校で進んでおります。ブラック校則による過剰な管理は、子どもたちの自

治能力や自由な思考を奪い、社会の不条理に対する正当な抵抗力や批判精神が損なわれてしまう可能性もあります。

教育委員会においても、校長会等を通じて、校則は必要かつ合理的な範囲で定めることが重要である。また、その上で、校則を見直すことを機会あるごとに指導してきたところです。

同時に、校則の見直しにつきましては、児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築は大切であり、各学校において児童会、あるいは生徒会が中心となってそのような取り組みが推進されるよう指導してまいりました。

なお、教育委員会としましては、校則の見直しだけを進めるのではなく、先生方の生徒指導のあり方についても改善していく必要があると考えております。子どもたちがより良い成長を遂げるためには、日常的な教育活動において、生徒指導の3つの機能である、自己決定の場を与えること、自己存在感を与えること、そして、共感的な人間関係を育成することが大切でございます。このような視点で各学校の教育活動を見ながら、校則の見直しも含めた生徒指導のあり方を今後も指導していきたいと考えています。

最後に、保護者との意見交換についてですが、町PTA連絡協議会とは毎月の会議に教育委員会の担当者が出席しており、情報共有を図っているところです。

また、先の質問においても紹介しましたが、4月から全小中学校で導入する国版コミュニティスクールの核となる学校運営協議会でも校則の見直しを議題とし、多様な意見を反映できる場にしたと考えております。

ある専門家によれば、ブラック校則が容認される一つの要因として、学校に対して地域や保護者が学習面だけでなく、生活上のしつけや社会的なマナーの指導まで期待し、そこに頼ってきた学校依存社会の存在が指摘されております。社会に開かれた教育課程の実現や地域とともにある学校づくりが叫ばれる今日、地域社会総がかりで子どもたちを育てていくためにも、学校運営協議会には大きな期待を寄せているところでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、私からは、各学校における校則の現状と教育委員会としての具体的な取り組みについてご説明をいたします。

まず、各学校の校則の現状ですが、小学校においては、下着の色や靴下についての規定はほとんどありません。頭髪についても、健康面を考慮して前髪が目にかからない、パーマをかけないといった程度の規定しかありません。

中学校におきましては、下着は白・グレー・ベージュ等の単色無地、頭髪は清潔で自然な髪型、靴下は白色でワンポイント可となっております。

小学校では、児童の意見を反映させている学校は2校しかなく課題であると考えております。中学校においては、生徒会を中心とした見直しが今進められております。

具体的な例としまして、大津中学校では、生徒会執行部から校長先生に意見要望書が提出されて、

それを基に協議が進んでおります。また、大津北中学校では、生徒総会前に全生徒にアンケート調査をされ、その意見をもとに生活委員長を中心とした生徒会執行部と生徒指導主事との意見交換会が実施をされております。それぞれの中学校で自ら判断し行動できる生徒の育成に現在取り組まれているところです。

このように、子どもたちが積極的に校則の見直しに関わることで、学校から一方的に押し付けられたものではなく、自分たちで作り上げた「きまり」として納得でき、不平不満や違反も減るのではないかと考えております。そうした経験は、学校生活だけに止まらず、社会に出てからも規範意識の醸成にもつながると期待をしているところです。

また、保護者の意見の反映につきましては、PTA総会で校則について説明した際に質問を受け付けたり、学校評価のアンケートに記述された内容について検討し、その結果を全職員で共有したりするなどの取り組みが行われております。

今後は、校則の見直しについてPTAの組織の中で意見交換会ができるような機会の場の設定も各学校に指導したいと考えております。

同時に、各学校の学校運営協議会の活用も図ってまいります。学校運営協議会では、学校や地域の課題を共有し、共通のビジョンを持って子どもたちを育成できるように、年度当初に校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行わなければなりません。その中で、校則の見直しについて熟議していただき、子どもたちに関わるより多くの方の意見を反映させたいと考えています。同時に、そのために必要な校長や教頭のマネジメント能力の育成にも努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 再質問です。

教育長のお話の中に、学校の負担が増しているということ、学校依存社会という言葉が出ましたが、それはとても耳が痛いところだとは感じています。ただ、今回の質問からそこは少しずれるのではないかと思います。中学校の校則についての説明の中で、下着は白・グレー・ベージュです。頭髮は清潔で自然な髪型ですと言われました。では、清潔で自然な髪型とは、上げ足をとるようで大変申し訳ないんですが、耳にかかるのは不潔なんのでしょうか。そういう細かなところが、見えないうところがわからないということがアンケート回答の中に出てきていました。だめなことをみんなが理解や納得のいく理由の説明があればいいと思うが、意味がわからない決まり事も多いので説明をしてほしいという意見がありました。校則の理由がわからないことへの不満をまず解消するべきではないでしょうか。

また、意見の中で、中学生で登下校中のブレザーの強制着用について、4月の暑い時期は、子どもたちで判断させてほしいという意見がありました。登下校中はブレザーを着なくてはいけない。暑くても。そういうところです。

小学生でも類似する意見がありました。夏休み中、朝の一番暑い10時からしか遊んだらだめなこと。涼しい時間に遊びたいなどの意見も聞かれています。

先ほど文部科学省による校則とは、と話をしましたが、続きがあります。なお、校則は日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒などの実態、保護者の考え方、地域の実情などを踏まえ、より適切なものになるよう、引き続き配慮することとあります。

再質問は、1、校則の理由がわからないことへの不満をまず解消するべきではないか。

2、全体的な校則の見直しの考えがあるという理解でよいのでしょうか。各学校で各校長の判断に任せるとするのは、あの学校は許されて、この学校は許されないということも、保護者や子どもへの負担につながると思います。

以上、2点、回答ください。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） 再質問のほうにお答えいたします。

校則の理由がわからないことへの不満を解消すべきではというご質問ですけれども、これにつきましては、校則の見直しの部分につきましても、中学校の場合は生徒会などを中心にですね、校則の見直しが行われてきております。しかし、その他の生徒や保護者への校則の見直しの経緯などですね、説明などがされてはおりますが、十分に周知ができていないという状況あるかと思っておりますので、そういったところの今後機会を捉えてですね、説明、それから周知をですね、徹底できるように各学校と連携して情報を共有していきたいと考えております。

それから、校則の見直しのばらつきと言いますか、学校による不公平感というところでは、町内全部の学校に対してですね、教育委員会として校則の見直し等を、文部科学省の通知をですね、基に指導をしております。ですので、今後もまた引き続きですね、状況を見ながら指導していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香さん） 校則の見直しを前向きに検討いただくというふうに理解をしました。ルールをつくられるときに、子どもの権利条約をご存知だと思います。国連で採択されて31年が過ぎ、日本政府が批准して26年が過ぎました。すべての子どもたちは大人と同じように権利を持っています。子どもの権利を守ることは、大人責任と義務です。

さて、大津町の子どもの人権は守られているのでしょうか。厳しさと人権侵害は違います。これはいじめと同じく、深刻な社会問題となっています。子どもの権利条約の一般的な原則は4つです。

- 1、生命、生存及び発達に対する権利。命を守られ、成長できること。
- 2、子どもの最善の利益。子どもにとって最も良いこと。
- 3、子どもの意見の尊重。意見を表明し、参加できること。
- 4、差別の禁止。差別のないことです。

子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するという考えです。荷物の重さにしかり、校則にしかり、大人の都合にあわせて考

えられることのないように切望して、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時55分から再開します。

午後1時42分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。毎年ではありますが、3月の議会は町長の施政方針を聞いてということで、ただ今回は特別でありまして、初めての、新しい町長が誕生したということで、この内容をですね、ある程度、ちょっとここは聞きたさんとわからんかなという部分は何点かありますので、その中でも3点ほど主なものをあげました。

今回、様々な一般質問が出されております。中には、町長が就任前からですね、積み重ねて提示されたと思われる施策があります。そのことについてとやかく言うのは酷だろうと私は思っております。その就任前から計画されていたもの、それはもう令和3年度の予算、これはもう最たるものだと思います。就任してですね、1、2カ月で予算編集をですね、やれって言うほうが無理だと私は思っております。やはり振興総合計画にしたがって長期の計画、それを基に、そしてまた、現在の実情を勘案しながら令和3年度の予算は着々と2年度のうちには進められてきたのかなと、そういうふうに理解をしております。

その中で、前町長の時代から引き継いだ部分、そういったものを勘案しながら施政方針を述べられたのかなというふうに理解しております。バランスを考えながらやらざるを得ないのではないかなと思っております。ですから、厳密に言うならば、だれが町長になったとしてもですね、おそらく1年間あたりは、やはりじっくりと考えられて、本当に金田町長色が出るのは2年目、令和4年からの3年間だと私は踏んでおります。チェンジリーダーであり、イノベーターとして町をよりよき方向へ導いていくためには、やはりまず1年間、じっくりと町長の行動であり、また発言を聞きながら、そして令和4年からですね、3年間をしっかりと作りあげていただきたいと、そういうふうに思います。

しかしながら、やはり多くの一般質問の中にも、4年間の工程表を出してくれという意見は多かったと思います。それはまさに選挙公約、この中にやはり宣言をされておりますので、やはりきちんとその工程表あたりは示さなくてはならない。101の具体策というのを配られましたので、やはりその具体策と振興総合計画、基礎的な計画との整合性を図っていかなければならないと思います。ですから、そこの違う部分があるのならば、その点については、ある意味選挙公約の中では申し上げたけれども、実際はやれなかったというふうになってしまうのならば、朝令暮改となりかねない。町民の方々はこの選挙公約のほうを重視されて1票を投じたわけですから。1票投じた人たちの気持ちからするならば、振興総合計画というものを理解している方々のほうが少ないんですね。どちらかという選挙公約のほうですよ。ですから、町長としては選挙公約のほうに重きを置かな

ければならない。そしてまた、振興総合計画あたりも後期契約を立てられるということでありましたので、そこで、どういった形をつくっていかれるかというのが非常に問題になってくるのかなと、そういうふうに思っております。

現状におきましては、初日に、2日目ですか、本会議です、審議しました令和2年度の一般会計補正予算において、減収補てん債が6千530万円あがっております。このことについては、質疑もしましたが、実際、基準財政需要額に達しなかったわけですね、税収が。ということで、減収補てん債を行ったということでもあります。このことについては、やはり国も県も非常に苦慮しております、先日の新聞におきまして、熊日ですけれども、16日ですね。県の貯金、財政調整基金がですね、ほとんどゼロになってしまったということで、県も21年度の当初予算ですね、これにおきまして、全庁的に事業を精査して歳出を絞り込みですね、ですから、お金がないんですから絞り込むしかないですね。そして、地方税の減収を補う減収補てん債の発行や国からの財政支援を最大限に活用するというので56億円を回復したと。その精査することによって、国に認めてもらったわけですよ。もう基準財政需要額に達しない、お金が足りない、それこそ熊本県におきましては、コロナに加えまして、昨年7月の豪雨災害、そしてまた、熊本地震、いわゆる三重苦が重なっておりますので、財調4基金の残高はゼロになってしまったということでもあります。

ですから、我が大津町におきましては、減収補てん債を令和2年度で補正したということは、それなりに厳しい状況が令和3年度も考えられると思います。ですから、令和3年度は事業の見直し、そしてまた、スリム化ですね、そういったものにですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

今までの既成概念が通用しなくなっているということです。ですから、歳入は減っておりますので、その身の丈にあった行政展開が求められるのが令和3年度ではないかなと思います。また、コロナ禍におきますけれども、このコロナがですね、終息するとは限らないですね。多くの科学者の方々がまだまだ続くと。実際、これ地球上ではですね、ずっとそのウイルスとの戦いはずっとあったわけですから、何が起こるか今後わからないということで、それにも備えなければならないと思います。ですから、この選挙公約と施政方針についての誤差の部分の修正というものは、もちろん約束はしたけれども、できないというふうになってしまったならば、それこそそそをついたという形になりかねないということですね。厳しい状況の中で、それをさばいていかなければならない。朝令暮改にはいけないというふうに考えます。ですから、私としましては、振興総合計画を計画されておりますけれども、この策定業務に関してですね、多大な一般財源が使われるわけです。町長が自分の給料を減らしてまでもコロナに充ててくれという形で4年間で1千万円以上ですね、そういった自分の給料を充ててくれと、町をよくするためならば自分の給料は減らしてもいいという約束をされて可決されました。ですから、それにプラスそういったもつと辛抱する部分があるんです。ですから、そういったものが今まで規定のものが、前期計画があるわけですから、それをあわないところを若干変えていく。わざわざ業務をですね、人に頼まんでいいわけですよ。自分たちでつくりあげる。これが基礎基本だと私は思います。そういったところの改善をお願いしたいと思

います。

また、その公約についてはですね、全体的にいろんな方々が指摘をされておりますので、その中でも目に付いたものが強力なトップセールスという言葉が使われました、施政方針においてですね。その強力なトップセールスという意味がちょっとこれ理解不能だったわけです。どういった意味の強力かがわかりません。実際、トップセールスをする場合にはですね、例えば、企業を立地したいというときには、企業が特になるような条件を提示するわけです。ですから、そういったものを何らかの形で強力に推し進めるような予算を配分をそっちに持ってくるとか、何らかのつながりで国・県の補助金を引き出すとか、いろんなものがですね、根拠のあるものがなければ、強力とは言えないと思います。ですから、この点はですね、ちょっとお聞きしとかなないと、ちょっと不安材料であります。

そしてもう一つがですね、組織改革ですね。機構改革として、これも前年度から計画されてきたものだろうとは思いますが、新しい新庁舎ができるにあたって計画されてきたものかなとも考えられます。しかしながらですね、今回の議案第10号ですね、部設置条例の制定について、これがですね、町民の目線で作られているかどうかですよ、問題は。新しい庁舎になりますと使い勝手が変わってきます。その中で、町民の方がこれから先ずっと何十年も使うわけですから、それに適した計画なのかという、これもですね、その町民に対するメリットの提示が必要になるのではないかなと、私は考えます。この点については、確認の意味で質問をした次第であります。

以上3点ですね、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の一般質問にお答えいたします。

いただいた3つの項目につきまして、まずは、任期4年間の工程表についてお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、私は選挙にあたりまして、大津町をよりよくするための具体策として101の項目を掲げてきました。101の具体策は7つの柱で構成されておりまして、1つ目に、まずは、新型コロナ対策に全力、2つ目に、命を守る徹底した災害対策、3つ目に、子育て支援・教育環境日本一のまちづくり、4つ目に、人生100年時代を見据えた福祉、5つ目に、活気とにぎわいを生む仕組みづくり、6つ目に、町内産業支援と活性化、そして7つ目に、町民に信頼され、愛される役場へ、を掲げております。そして、その柱は、3月8日の施政方針でも、町政の個別方針として推進していくことを宣言させていただきました。

一方で、選挙戦におきましても、「具体策の内容を書面どおり機械的に実現していくつもりはありません」と繰り返し述べてきましたが、これからもしっかりと様々な声に耳を傾けていく所存ですので、住民の皆様や現場職員からの最終的な目標を達するためのよりよい具体策が出た際、あるいは社会情勢などの大きな変化があった場合には、柔軟かつ十分に検討をし、よりよい形で実現していくべきだと考えております。

あくまでも向き合うべきは、私の掲げた政策手法の実現ではなく、よりよい住民生活と町の未来の実現ですので、その点は間違わずに、仮に変更がある場合には、当然に政治家としての説明責任

を果たしながら、住民の皆様を真ん中に据えた上で進めていきたいと考えております。

なお、あくまでも私もスタンスをお話したところですので、現時点では101の具体策の中で、抜本的な変更や廃止が必要だと考える項目ございません。したがって、実現に向けて説明責任を果たしながら真摯に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

さて、令和3年度は、第6次大津町振興総合計画における後期基本計画を策定していくこととなりますが、策定にあたっては、これまでの取り組みの検証を十分に行うとともに、これまで指摘されてきた指標設定などの改善を加えながら、住民の皆様との座談会やパブリックコメントなどでご意見も伺いながら、盛り込んでいきたいと考えております。

一方で、先ほどのご質問の中には、これは業者任せではなく、役場職員中心で取り組むべきだ、役場職員の中で取り組むべきだと話がありましたけども、これまで私も議員時代からも指摘しておりましたけども、指標の設定の仕方だとか、計画の作り方だとか、よりよいものにするためには、現状では役場単独でその点を改善するのは正直難しいと思っております。かといって、これまでと同じような業者と同じようなやり方をしてもなかなか厳しいと思っております。ですので、以前もご説明しましたとおり、今回、相手ありきなところもありますけども、より広く公募を募りまして、その中で提案方式で決定していきたいと、そして、もちろん業者任せになるのではなく、こちらの役場の中でもしっかりと意見を出しながら、住民の方々とも意見を出していただきながら、そして役場の中でも住民の皆様ともしっかりと進むべき道を共有できる、進むべき目的を共有できる。そして、指標に沿って、スケジュールに沿って進めていける。そんなしっかりとした計画をつくりあげたいと思っております。

もちろん、先ほどの具体策には短期的に実現できるもの、中長期的に取り組まなければならないもの様々ございます。また、現在、就任から1月と少しですけども、現場に入り業務を行う中で、具体策には記載がないものの、町として早期に決断して取り組むべき優先度の高い課題も複数見えております。

したがって、任期初年度である令和3年度は、議員おっしゃったとおり、しっかりとこれまでの経緯や地域の事情も織り込んだ上で、データも集め、客観的な視点や定量的な数字を基に、また、住民や議会の皆様のご意見を伺いながら、町の20年先、30年先までを考慮した、そして住民の皆様にとっても町の進もうとしている方向がしっかりと伝わる、そうした基本計画をつくりたいと思っております。

また、議員から町長となって強く感じたこととして、職員の業務が予測以上にひっ迫している状況ですので、様々な町の課題を改善・解消し、さらに具体策を実践していくためにも、後期基本計画と並行して、役場における組織改革や業務改善、人材育成などは、基本計画とは別に最優先で取り組んでいく必要があると考えております。

2年目以降につきましては、描いた計画の実現に向けて着実に、かつ、スピードを持ちながら取り組んでいきます。

なお、具体策の中で短期的に実現可能かつ優先度が高いと認識している項目につきましては、6

月の予算編成以降、速やかに予算化して取り組みたいと考えております。

また、ご質問の中に、今までの業務の中で、やはり切っぴていかないといけないものもある、見直していかないものも財政的にあるとお話ございました。おっしゃるとおりだと思っております。金銭的にも、職員業務負荷としても様々な社会変化ある中、あるいは様々なものが国から県に、国から町に降りてくる中で業務もひっ迫しておりますので、スクラップ・アンド・ビルドの視点も持ちながら、そこはやっていきたいと、しっかりと向き合ってやっていきたいと思っております。

また、財源づくりに関しましても、ふるさと納税や、あるいは経済の活気づくりだとか、財源をつくるというほうにも目を向けながらやっていきたいと思っております。何よりも住民の皆様福祉が向上するようにスクラップ・アンド・ビルド、あるいは財源づくりのほうにも注力しながら進めていく必要がある。そのように思っております。

続きまして、強力なトップセールスとお話したところについてご説明をいたします。

所信でも述べましたとおり、辞書的な意味とは異なると思はすけども、私の定義しているトップセールスとは、企業誘致等に対するものに限定したものではありません。住民の皆様との協働を進めるために、トップがだれよりも汗をかいて、しっかりと情報も発信しながら、率先して町内外の様々なことに取り組むことが協働に向けて必要な姿勢だと考えておまして、それを一つのトップセールスと定義させていただいております。ここは言葉が足らずに失礼いたしました。その上での回答になりますが、企業誘致や官民連携などの事業者との協力、協定、連携につきましては、政策や施策の裁量を持つ首長が交渉に立つ効果が非常に高いと考えております。それだけでですね、これは着任後に近隣の市町村長にご挨拶に伺い、ご助言をいただく中でも、改めて確信・確認したところがございます。トップが直接交渉に足を運ぶことでスピード感を持った交渉が可能になるとともに、交渉先にも自治体としての本気度を示すことでより具体的かつ本格的な協議を進めることにつながると考えております。もちろん予算や条例の制定などを伴う企画につきましては、最終的に議会の皆様議決をいただく必要がありますが、交渉の場でご指摘のような、企業が得をするようなメリットがあるような切り札を提示することも考えられると認識しております。

なお、この点は、単にトップがひた走るのではなく、担当課、担当部と情報共有、意思統一を図りながら進めることが大切だと考えております。

現在は、コロナ禍で県をまたぐような積極的な移動や交渉は町と企業に、双方にとって難しい状況もありますが、トップセールスにより、交渉はすでに一部動かしております。今後もコロナ禍の中でもできる方法でトップセールスにより、企業や団体との交渉も協働とあわせて進めていきたいと考えております。

最後に、組織改革についてお答えいたします。

先日、役場新庁舎の理念を反映させるために、新型コロナ対策やデジタル化などの様々な変化に対応するため、「大津町部設置条例の制定」について議案を提出させていただいており、来年度は、提案した組織体制で進めていきたいと思っております。

また、人事的な組織体制に関しましても、各種専門家などをうたっておりますけども、今回、デ

デジタルの係なども新設しますので、そういったところを進めていきたいという思いが一つあります。

また、この度、住民の方にわかりやすいという思いもある一方で、永田議員もおっしゃいましたが、部の名前というのはフォルダ的な役割もあるとおっしゃっておりました。そういった意味で、役場職員の方がどういった意図で業務をやっているのか、そういった意図が伝わるような部の設定というところで、少し私のほうからも案を出させていただいたところです。

例えば、企業誘致課で言いますと、企業誘致するだけではなく、もちろん企業の振興を図っていくというところで、今既存の企業の皆様方にもしっかりとサービス提供、あるいは協力しながらよりよい町にしていこうというところで、そういった意味合いも含めておりますので、お伝えをしておきます。

いろいろありますけども、今回、長年培ってきた行政運営能力を備えた役場職員に外部の発想をいろいろ取り込んでいきたいと思っております。また、声のあげやすい仕組みづくり等もつくっていききたいと思っております。単に部の形だとか、あり方を変えるだけではなく、そういった仕組みの部分だとか、人の部分にもしっかりと向き合って諸々進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問します。

その今答弁をお聞きしましてですね、ちょっと自分が思ってたよりも期待外れだったかなというふうに感じます。実際ですね、就任して1カ月ちょっとですよ、本当。その中でなんもかんもやれというのは無理なのは、これはわかっております。ただ、今こう答弁を聞いておまして、役場の中に入ってわかったと、その業務が多忙を極めている。やっぱり大変なんだと、現行改善はなかなか難しい、やっぱりどうやっていこうかというような悩みも感じられました。私からするならば、この点がですね、実は組織改革の中の、私は肝だと思っているんですよ。実は、その組織改革をすることによって、機構改革をすることによって改善していかなければならない部分です。ですから、これがトップマネジメントですよ。これをですね、マネジメントという言葉は、よく金田議員のときからよく使っておられましたよね。ですから、ここの采配が非常に大切になるということです。だから、組織改革のことを一言で申しますれば、例えば、今度部局が増えますよね。統合するわけじゃなくて、逆に広がって、わかりやすくしたというふうな形を言われました。本来ならば、各部局を全部足したら80になったとするじゃないですか。新しい機構改革を行いましたとなったときには、今までの総計よりもですね、全部足したならばその80以上の、言うならば全体をつくりあげるのがマネジメントですよ、私から言うなら。だから、各部局を足したならば80だったのが、新しい機構改革によって、結果として100の力が出せるようになったというのが、私はマネジメントの妙だと思っております。ここが期待するところです。ですから、それを感じないならば、何のためにやったのって、あなたたちが役場の職員の仕事の便宜上だけやったのってなりかねないと、私は言ったんです。だから、町民のためのわかりやすくっていうのは、これは1番ですよ。

やっぱりそれは非常に大切です。それが町民のメリットとなって、それが加点となるかもしれませんがね。ですから、やってみなければならぬ部分は確かにあると思います。もう少しですね、業務の改善というのを、もう少し根本的に何かこうチェンジリーダーとしてですね、やってほしいなというのがですね、やっぱり私は思うんです。これがこう若者の特権と言いますかですね、今までの我々みたいに、もう私も60超えましたんで、そう既成概念にちょっと固まった部分じゃなくてですね、新しい風を吹かせてもらいたいというのはそこだろうと思います。町民の方が「ぜひ金田君に町長になってもらって」て、期待するところはそこじゃないかなと思うんですよ。ですから、この機構改革というのは非常に肝なんです、私から言うならば。ですから、機構改革をその若さの特権でやっていただく。そこが感じるものがない。何を期待したらいいのって。

トップセールスにしても一緒です。例えば、財源を増やすというのがふるさと納税とか、そういったやつ、ふるさと納税は、私からするならば、税の基本原則からするならば外れていると思っていますので、あんまり期待するところでは実はないんです。これに目の色を変えてですね、裁判したりとかいろいろしている自治体がありますけれども、見苦しい限りと思っています。本当は、やっぱりですね、税のですね、租税原則というものは、私はどちらかと言うならばアダム・スミスのほうですから、もうがちがちのですね、無駄なものは税金としてこう払っていただく必要はない。できるだけ簡素にですね、もう自治体ももっとスマートに、もういろんな要望が、一般質問とかも出てきますよね。しかしながら、できないものはできないって言わないと、予算は膨らむばかりですよ。今回も要望は結構多かったじゃないですか。ですから、それって本当に行政がやることなの。自分たちがたくましくて、住民自治でやることじゃないですかぐらい返していいと思うんですよ。じゃないと改革はままならない、そういうふうに思います。

ですから、例えば、税収を増やすには、人口増ですよ。人口増施策が必要になるということです。それには社会資本の整備という投資がいるかもしれません。ですから、道のことなんかも、今回の質問の中にも出ましたよね。住みよいまちづくり、交通の便がいいとかですね、いろいろあります。やり方というのはいろいろあります。ただ、そういった税収を増やすというときに、手っ取り早く皆さんがいろんな自治体の中で言われるのは、やはり企業誘致ですよ。個人町民税を入れていただきたい。そして、雇用を増やしてもらいたい。そういったものがありますけれども、このトップセールスというのに期待したところはですね、実は、強力なというのに僕は疑義を唱えましたよね。企業が熊本県の大津町に来たいという指定だったらいいですよ。ところがですね、多くの企業はほとんど県なんです。県に協力したい。どっかいい自治体ありませんかと、じゃあ大津町どうぞって言わないんです。やはりこういったところは人脈とか、いろんなものがやっぱりものが言う部分はあります。ですから、県を攻める強力なトップセールスと、私は、実は理解していたんです。ここのですね、知恵があつたらものすごい強いと思います。だって人脈ないんですから。年齢からしてですね。ここが問題なんです。ですから、本当にこれから先にですね、若い人がトップになられて、こう想像以上の力を発揮するっという部分の一つですよ、ここは。ですから、大津町に企業を連れてくるというようなですね、この戦略を練らないと。これがトップセールスの役割だと思

ます。協働あたりはたくさんの方が言ってるんで、そういった方々に投げればいいじゃないですか。それを町長が全部出る、体足りないと思いますよ。ですから、あんまり風呂敷は広げすぎないで、できることとできないことはきちんと役割分担をしてですね、そして、私はトップセールスにこう集中するんだというような形のほうが、おそらく結果出るんじゃないですかね。そのために教育長もおられますし、各部長というのはそれなりにですね、経験を積んでますので、それなりの実力があります。ですから、情報もですね、今の現町長よりも持っている部分は多々あります。ですから、まずは人材を生かすという、そのために組織改革があるんだというのだったならばですね、なるほどだと思います。今ある人材を生かすことです。これがもうまず最優先でしょうね。ですから、退職金あたりも町のために捧げてもいいですよみたいなことが何か書いてあったみたいですが、退職金というのは、辞めないと出ないんですよ。今現在の現職では出ないですから、そういったものを何か女性幹部あたりを連れてくるとか言われても、だつて出ないんですから、そういったもの。ですから、へんてこりんになってしまうんですね。ただ、女性は、強制的にそのポジションに据えないと、比率自体はもう増えないと思いますね。

そういった部分におかれてないからですね、やはりそれをできる人が上司におらないと、その部局はめちゃくちゃになります。だから、強制的に民間の人を連れてきてもですね、まあそれは役に立たんと私は思うんですね。行政は国・県とのつながりやいろんな周辺自治体とのそういった関係もですね、すべて考えながら一言一言の重きをおいて進めていくべきです。それを今の部長たちだったらできるでしょう、もちろん副町長も含めてですね。ですから、安易な外部からの登用は、例えば、町長が今から何年後か知りませんが、変わったときに、こぎゃん人材は要らんというのがおったら困るわけですから、退職規定みたいなものきちんと定めとかんといかんかもしれませんね。ですから、民間企業、それなりのですね、プロフェッショナルを連れてくるというのは、耳障りはいいです。しかしながら、それなりのですね、その引き際もちゃんとつくってやらんと、それだけ特化した人を連れてきてもですね、その後役に立たんならば、きちんとしたやっぱり公務員試験を受けて、ちゃんと通った人を任用するほうが強いと思いますね。そちらのほうがオールマイティに使えると、私は感じます。

ですから、その答弁を受けて疑義に思ったところは今のところですね。

以上について、質問再度いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

いくつかいただきましたけども、順に、すみません、ちょっと漏れがあるかもしれませんがもお伝えいたします。

まず、永田議員が最初の質問でお話したとおり、機構改革に関しては、やはり私が入ったときに決まっておるところもありましたので、正直、最低限しか反映できないところもあります。組織改革の中で重要なのは、その機構だけではなく、おっしゃるように、中身の話だと思っております。この中でおっしゃるようにどのようにマネジメントをしていくかというところが最も重要でありま

して、あるいは、その組織の風土・風習、あるいは文化を変えていくということも必要だと思っています。その中で、活性化、ダイバーシティというのを進めていきたいと思っています。そのためどうするかというところなんですけれども、おっしゃるように、その民間民間言ってもうまくいくところはないと思っています。ですので、もちろん中心となるのは、今役場の行政のプロフェッショナルの方がたくさんいらっしゃるの、そこに私の民間で経験したSFだとか、あるいはデジタルだとか、マーケティングだとか、専門性が今役場にないところ、そういったものをしっかり入れることによって活性化というものを図りたいと思っています。その中で、おそらく私のほうからも部長や課長、あるいは現場職員に対してこっちのほうがいいんじゃないかという提案もあります。その中で、行政の職員さんのほうからも現場の状況を見てそうじゃない。その掛け合いの中でよりよい形がうまく回っていく。ですので、そういった意味で人材の多様性というものを生かしながら組織の活性化、改革等も進めていきたいと思っています。

また、やはりその形とか、思いだけじゃなくて、仕組みをつくるのが大事だと思っています。この度、早速ですね、職員の皆様から今の役場の課題だとか、業務の課題だとか、そういったのを一旦吸い上げさせてもらいたいと思っています。その上で、大小の業務提案制度なども順次盛り込んでいきたい。まだ私も気づいてないことももしかしたらあると思っています。なのでしっかりと情報収集をしながら、職員さんとコミュニケーション取りながら、私が突っ走ることがないように、そこは相互にけん制じゃないですけど、協力してよりよい形になるようにシナジーが生まれるように努めていきたいと、そのように考えております。

また、トップセールスに関しましては、おっしゃるとおり、県との連携も非常に重要であると思っていますので、そこは真摯に受け止めて、県のほうとも、もちろん就任の挨拶等ではいろいろお願いしてきましたけども、もう少し具体的なレベルでやっていきたいと思っています。

また、私もおっしゃるように、人脈それほど広いとは思っておりませんが、町内外にいろんな知り合い見て、今いろいろ声かけているところですので、あまり私的になりすぎるとよくないんですけども、そういったところから情報収集をしながら、できる範囲で人脈も活用しながらやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、歳入を増やすといふことなんですけど、おっしゃるように、ふるさと納税、いろいろ私自身も疑問点ありますけども、実際、今大津町が今年度6億円ぐらい入ってきておりまして、制度上の疑問等あるかもしれませんが、やはり財源もなかなか厳しくなっているような状況で、あらゆる手段を用いて財源を得ることで住民福祉を少しでも向上させる、安定させるという動きも必要だと考えております。そういう意味で言いますと、ふるさと納税、パイとしてはものすごく大きいものになっておりますので、ここは力を入れなければならないと考えているところです。ただおっしゃるように、本質はよりよいまちづくり、あるいは企業誘致、そういったことで住民の方々を増やしまして、経済を活性化して税収を増やしていく。そこがもう本質だとは思っておりますので、そこはしっかりと間違いないように、基本計画等にも打ち込みながら、職員さんとも認識を合わせながら、議会の皆様にご説明をしながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

す。

また、協働に関しましては、おっしゃるように、もうすでに私が全部顔を出しても回らないというのは重々実感しているところでございます。しかしながら、そこは上手に調整しながらですね、私もしっかりと、やはりトップが汗をかく姿勢は大事だと、今までの経験の中で感じているところでもありますので、それは本来やるべき、やるべきというか、役場業務に、あるいはやらなければならない業務に支障を来さないレベルでしっかりと住民の方とも協働は忘れずにやっていきたいと、そのように考えております。

また、女性登用のお話もありましたけども、私は女性だからマネジメントとは考えてはいないんですけども、おっしゃるように、外の人材を連れてくるときには、そのサポートというところ、あるいは、その職員とのしっかりコミュニケーションが大事だと思っていますので、そこはもう意識づけからもしっかりやっていきたいと思っています。

行政職員さんのほうも、民間職員さんのほうもやはりどちらがいいというわけでもないですし、どちらの手法が優れているわけではありませんので、そこは重々理解した上で、よりよい形で、ハイブリッドな形でできるようにと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

いずれにしてもですね、新しい町長が誕生しまして、敵ではありませんので、お互い力を合わせ持ってよりよい町をつくっていかなければならないというのは重々私も思っても質問しているところでもありますから、結局ですね、もう先ほどもちょっと言いましたけれども、本来やらなくてはならないのは、実は、最近言われているAIを活用するとか、ああいって業務縮小なんですね。実は、行政に携わる人的資源と申しますか、これが加担になってないかなと、多すぎはしないかなというのは、実はありまして、それこそ事業の民間利用化というのをですね、もう少し進めていかないと、いくら経費があっても歳入があっても追いつかないと思います。もう達したようですよ、要望は。しかしながら、住民基本条例あたりができたのはですね、そういったクレーマーばかりになってしまうような世の中じゃもう真っ暗じゃないですか。ですから、自己責任というのは、やっぱりあるんですね。これ言ったならば、もうどちらかという左側の人たちにもものすごく反発受けますけれども、やはりたくましくですね、町民の方々が育ててもらって、本当によりよき町をつくるにはですね、住民自治が一番必要なんです。団体自治ばかりその求めるんですね。人を悪く言うんですよ。それはだめですよ。やっぱりですね、やることをやって、それでも足りない部分は団体自治でやりましょうと。みんな力を合わせればできるじゃないですかっていうのがまちづくりじゃないかなと、私は考えております。

ですから、そういった相談事もですね、いや、あなたたちをね、見捨てるわけじゃないと、役場に行くならば、この新しい庁舎ができてですね、それこそ町民の方々はそこの何の条例があるとか、振興総合計画があるの関係ないですよ。法治国家というのはわかっておられます。ですから、法律

は犯してはならないというのはわかっておられます。しかしながら、わからなかったならば庁舎に行けと、役場にいくならば、ここはですね、コンピュータで言うならばそのCPUですよ。中央演算処理装置なんです。何でもさばいてくれるって、相談に乗ってくれるっていう新しい庁舎をつくりあげるっていうのが、今課せられた町長の仕事でしょうね。最初のこう言うならば布石を打っていくんですね、よりよい庁舎にするために。それこそですね、スーパー富岳のコンピュータみたいにですね、なれとは言いません。ただやれることというのは、もっと簡素化されるというのを念頭に置かれたほうがもっとスリムで住みよいまちになってくるんじゃないですかね。いろんな問題がこう山積みしているのはわかりますよ。しかしながら、何もかんも今までを踏襲気味の答弁になってきているので、やはりスクラップ・アンド・ビルドって言われましたよね。本当にですね、スクラップする部分というものを探し出さないと、だから、まず最初に後期基本計画はもう止めたがよくはないですか。一般財源大きいですよ、1千700万円ぐらいこれあったですかね、全部で。いろんな審議会とか、こういったものはですね、ほとんどの町民の人は見ません。これははっきり言うときます。見ません。町長が選挙のとき使ったやつは見るかもしれませんが、見ません。ですから、それよりもこういったものよりももう少し別のところに一般財源は使うべきではないですか。今度の予算でもですね、やはり予算が窮しておりますので、投資的経費を随分減らしております。今からこう肉付けしていくでしょうが、この投資的経費がなければ、それこそ夢も希望もなくなるわけですけども、義務的経費とあわせもってですね、投資的経費の見直しというものをですね、いかにああこういった方法もあったのかというのを期待されているんですね、金田町長は。そこでですよ、そこの色をこう就任されたからには、この1年間で色を少しずつ出して行って、こう2年目、令和4年目からですね、どんといかなきゃ、そしたらですね、金田町政続く可能性というのは高いでしょうね。だから、先の話でちょっと失礼でしたけれども、やっぱりですね、ここの滑走路とですね、それからですね、安定期に入るといって、町を安定の状態に持って行くというのが非常に重要でして、今、混沌としているところなんです。今ずっとこう上昇気流に今乗っています。ただこれからですね、これからコロナがどうなるかな、それはわかりません。ところが、どうなるかわからないのもさばいていくのが行政ですよ、やっぱり。行政というものは、何もかんもするんじゃないくて、あくまでも町民の方々の生活の土台ですよ。政治行政というのは土台をつくることですよ。ですから、使用万節をつくりあげることはありません。そのところを間違えないようにと思いますので、その点についてですね、新しい庁舎、ここをですね、やっぱり町民のよりどころとして、やっぱりもっていくためのですね、一言が欲しいなと思うんですよ。やっぱりそこがですね、非常に町民の方々は、こういったコロナ禍でもですね、希望が持てる。それこそもう完成間近ですんで、そういった施政でこの庁舎をよりよきものにつくりあげていくというのがやっぱりほしいと思います。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

いろいろいただきましたけども、最後の話、庁舎が希望のあるものというお話でございました。おっしゃるように、庁舎、この度変わりました、住民の皆様の期待も大きいですし、大きく変わるタイミング、いい機会でもあるとは思っております。ただ一方、議員もおっしゃるとおり、庁舎というのはあくまでもハードでしかございませんので、その周り、計画等をどうするかというのが大事だと一つは思っております。その中で、ちょっと繰り返しになりますけども、後期基本計画の話もございました。そうした中で、こちら繰り返しで恐縮なんですけども、やはり役場の職員と、そして住民の方々が一緒にまちづくりを進めるために、協働していくために羅針盤となるものが必要だと思っております。その中でももちろんお金はかかりますけども、ただ今回に関してもより低いお金で、よりよいものをつくれるように、いろんな業者のほうにも提案のほうをお声がけ今しているところでございまして、そうした中で、財政の減資も図りながらよりよいものをつくるような工夫を講じていきたいと、そのように思っております。

また、今後に関しまして、そこでこの役場独自ではちょっと難しいというお話しましたが、次回、基本構想をつくるとするのであれば役場独自で進めていけるような、そんな投資としても捉えていきたいと、個人的には、現時点では考えているところでございます。

また、業務の縮小と、おっしゃるとおりだと思います。これまでどんどん住民の皆様のニーズも多様化しておりまして、役場だけで答えていくのは、あるいはこの税金・税収だけで応えるのは非常に厳しい状況であると思っております。そうした中、具体的に決断をして、カットしていかないといけない項目あります。そして、見直さないといけない項目もあります。今回の予算に関しましても、いくつか見直しをしたいものがございましたけども、少しタイミング的に間に合わないものもございまして、そこは議会の皆様、住民の皆様にはしっかりと説明をしながら、削れるものは削っていく。ただ削るだけではサービス低下しかならないので、前提として、例えば、民間の活用だとか、あるいは、業務のアウトソーシングだとか、そういったものも考えていながら、実行していきながらやっていきたいと思っております。

やはり、協働、協働、私も何度もお話していますが、役場だけではできません。住民の皆様のお力が必要です。ただ前提となるのは、役場の姿勢、あるいはトップの姿勢だと思っております。もうお金が厳しいから住民の皆さんやってくださいでは、当然通用しませんので、そこは、まずは役場の側がその姿勢を見せながら、頑張っている姿を見せながら、そして、町がよくなっている姿を見せながら、その中で、その上でご協力いただける部分のほうをお願いして、その中で1人でも多くの方がまちづくりに参画して下さるように取り組んでいく、それが一つ重要であると思っております。特に、大津町ボランティアの方がものすごく多いと思っております、近隣市町村に比べて。そうした中で、ただ中身を見ると、年配の方が多く、かつ1人の方が何個も兼任されているような状況もあります。そうした中で、やはりこの裾野を広げるということも非常に重要だと思っております。そこでやはり若者、若手というところで、議員からも若い町長というご指摘もありましたけども、その若さも生かしながら、若い世代にもしっかりと投げ掛けを行いながら、全世代でこの大津町を考えて、親世代、子世代、孫世代、3世代が末永く暮らせる、わかりやすい、そして、この

大津町に住んでよかった、住み続けたい、あるいは、一度外に出た子どもたちもまた戻って、この大津町のために頑張りたい。あるいは、楽しく暮らしていきたい、そういう町を皆様とともにつくっていききたいと、私自身考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後2時45分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和3年第2回大津町議会定例会会議録

令和3年第2回大津町議会定例会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第5日)

令和3年3月22日(月曜日)

出席議員	1番 大村裕一郎 2番 田代元気 3番 時松智弘 4番 西川秀貢 5番 大塚益雄 6番 三宮美香 7番 山部良二 8番 山本富二夫 9番 豊瀬和久 10番 佐藤真二 11番 大塚龍一郎 12番 坂本典光 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																													
欠席議員																																														
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木啓一 書記 府内淳貴																																													
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長</td> <td>金田英樹</td> <td>総務部総務課課長補佐 兼行政係長</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長</td> <td>杉水辰則</td> <td>総務部財政課主幹 兼財政係長</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td></td> <td>藤本聖二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td></td> <td>豊住浩行</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td></td> <td>田上克也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊幸治</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td></td> <td>村山龍一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平岡馨</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td></td> <td>白石浩範</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>齊藤孝浩</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td></td> <td>清水和己</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼会計課長</td> <td></td> <td>坂本光成</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長	金田英樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	伊東正道	副町	長	杉水辰則	総務部財政課主幹 兼財政係長	本司貴大	総務部長		藤本聖二			住民福祉部長		豊住浩行	教 育 長	吉良智恵美	経 済 部 長		田上克也	教 育 部 長	羽熊幸治	土 木 部 長 併任工業用水道課長		村山龍一	教 育 部 次 長	平岡馨	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長		白石浩範	農業委員会事務局長	齊藤孝浩	総務部財政課長		清水和己			会 計 管 理 者 兼会計課長		坂本光成		
町	長	金田英樹	総務部総務課課長補佐 兼行政係長	伊東正道																																										
副町	長	杉水辰則	総務部財政課主幹 兼財政係長	本司貴大																																										
総務部長		藤本聖二																																												
住民福祉部長		豊住浩行	教 育 長	吉良智恵美																																										
経 済 部 長		田上克也	教 育 部 長	羽熊幸治																																										
土 木 部 長 併任工業用水道課長		村山龍一	教 育 部 次 長	平岡馨																																										
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長		白石浩範	農業委員会事務局長	齊藤孝浩																																										
総務部財政課長		清水和己																																												
会 計 管 理 者 兼会計課長		坂本光成																																												

令和3年第2回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
令和3年 3月25日 請 願 第 1 号	国の責任で「20人学級」を展望した 少人数学級の前進を求める請願	不 採 択	文教厚生 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1号	大津町議会委員会条例の一部を改正する条例
発委第 2号	大津町議会会議規則の一部を改正する規則
同意第 2号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 3号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 3 年 3 月 2 2 日 (月) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和 2 年度・令和 3 年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 発議第 1 号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 2 号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 議会広報編集特別委員会の設置について 議決
- 日程第 8 同意第 2 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 同意第 3 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

なお、永田和彦議員の 3 月 1 9 日の一般質問における質問内容の発言において、議事の発言、動画等を調査・確認したところ、女性に対する不相当と認める発言がありましたので、永田和彦議員の自主性を尊重して、発言の取り消しを促しましたが、その勧告には従われませんでした。そのため、地方自治法第 1 2 9 条の規定に基づき、議長の職権により発言の取り消しが適当であると判断し、その発言の取り消しを行うものであります。なお、発言の内容の取り消し及び議事録の削除も併せて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。続けます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから、経済建設常任委員会に、令和3年3月9日におきまして、付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第23号関連、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号の5件であります。

当委員会は、3月10日、審議の前に、7カ所の現地調査を行い、その後にオークスプラザ1階の研修室1・2号において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第23号関連、大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会におきましては、さしたる意見はありませんでした。

続いて、経済部農政課におきましては、委員より、有害鳥獣捕獲補助金について、イノシシよりシカのほうが1千円捕獲補助が多いと聞いたがなぜかとの問いに、執行部より、シカについては町が出している補助金とは別途、県から捕獲頭数に応じて1頭当たり1千円補助金が出ていますと答弁がありました。

意見といたしまして、捕獲補助金については、捕獲実績等の増加等により、補助額を上げてきているが、捕獲に係る経費の算出を行い、補助金の精査をしていただきたいとありました。

また、委員より、捕獲した鳥獣はジビエ料理にするなどの処理をしているのかとの問いにおきまして、執行部より、隊員にとっては肉をさばいて自分たちで食用にしたり加工したりして、ドッグフードにするなど、活用もされている方もいらっしゃいますが、残りは焼却処分になっておりますと答弁がありました。

また、委員より、森林管理意向調査委託について、調査後はどのように活用するのかとの問いに、執行部より、多数の所有者が山林の手入れをしていないなどの状況で、意向調査の結果を踏まえ、森林環境譲与税等を活用しながら、山林の管理をしていくこととしております。

また、委員より、手入れをしていない山林所有者の法的責任はないのかとの問いに、執行部より、平成30年公布の森林経営管理法により、森林所有者の適切な経営管理の実績が明確化されました。森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受けて、林業経営に適している森林は、林業経営者に再委託を行います。適さない森林については、市町村による管理を行います。その費用については、森林環境譲与税を充てるものでありますと答弁がありました。

また、委員より、森林所有者の費用負担はないのかとの問いに、執行部より、林野庁が示す森林

経営管理制度の仕組みとしては、森林環境譲与税を充てることとなっておりますと答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣対策について、アナグマ、ハクビシンによる農作物被害はどのように対応しているのかとの問いに、執行部より、大津町鳥獣被害防止計画に基づき、目撃情報があった場合は罠による捕獲を行っておりますと答弁がありました。

また、意見として、町が対処できるということであれば、農家の方に周知していくべきであるとありました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、商工会助成金について、コロナ禍で飲食店をはじめ、商工会会員も大変苦勞しながら頑張っておられる状況である。その中で、商工会が窓口となり、かなりの量の相談を受け、行政ではできないところをカバーしている。この厳しい状況を乗り越えるには、商工会が現場の声をくみ上げ、それに対し、しっかり行動するための経費がもっと必要ではないか。また、みんなで頑張っていこうとする商工会の姿勢を応援するためにも、助成のあり方を考えるべきではないかとの意見に対し、執行部より、事前に要望を聴取するなどした上で、予算査定を経て、計上したところではございますが、再度、商工会と連携を取りながら、中身を精査させていただき、有効に活用できるように検討していきたいと思っておりますとありました。

委員より、地域おこし協力隊の活動について、評価的にはどのような状況かとの問いに、執行部より、現在2年目を迎えております。1年目は手探りの状態でしたが、2年目は自分たちのやれること、やりたいことがはっきりしてきた状況で、それぞれの能力に見合った観光振興業務に取り組んでおります。一人は、ユーチューブでの情報発信やキッチンカーでのイベント、ハロウィンのイベント等を企画し、町の賑わい創出に取り組んでおります。もう一人も、そちらのサポートをしながら、農泊体験プランを考えていましたが、コロナの影響でうまくいかなかったため、森林公園を使った家族や少人数を対象に、木工教室などを行い、町の賑わい創出ができないか模索している状況であります。3年目に向かっては、活動の集大成となる計画の最終段階に入っていくところでありとあります。

意見といたしまして、地域おこし協力隊の活動は、行政の発想ではできない柔軟な地域おこし策をいろんな人を起用して行うために、国の交付金が使われている。自由度も大切であり、評価が難しいと思うが、任期満了後にぷつぷつと成果が途絶えてしまうのではなく、継続していけるものなのか。評価の仕方や効果の検証などをしっかりと考えていただきたいとありました。

執行部より、ご指摘のとおり、任期満了後も持続的な活動につながっていくかを念頭におきながら、活動していただくようお願いしております。今後、2年目の報告会を5月末に予定しておりますので、またそのときにいろんな方々から意見をいただきたいと思っておりますとありました。

また、委員より、地域おこし協力隊事業や駅周辺活性化事業など、それぞれがばらばらに事業を行い、まとまりがないように見える。交流人口増加を図るために、相乗効果を生むような各種団体との連携は取れているのかとの問いにおきまして、執行部より、地域おこし協力隊と各種団体との連携は、まだまだ力が足りてない状況であります。一人に関しては、各地域に入り、去年は地元で

ジビエ料理での地域間交流を図りました。もう一人は、観光協会やスポーツ文化コミッションと連携を図りながら活動をしておりませんが、もっといろんな団体と連携しながら活動できるようにサポートしていきたいと思っておりますとありました。

意見としまして、各種団体との連携を図るためにも、新庁舎の近くに商工会などを集めるなど、ハード面でも効果的な方法を考えていただきたいとありました。

土木部建設課におきましては、委員より、これまでの倒木が原因による損害賠償を踏まえて、町の植栽等の管理の仕方をどうしていくのかとの問いに、執行部より、毎年行っている植栽剪定等業務委託の中で、病気等、倒木の危険がある高木については伐採しております。今後は強風等で倒木の可能性がある高木等、判断が厳しいものについては伐採を行い、未然の事故防止に努めていきますとありました。

意見といたしまして、判断が難しい面もあると思うが、事故防止を優先して植栽管理に当たってもらいたいとありました。

また、委員より、駅南2号線の歩道に当たる植栽箇所については、ボランティアで保育園児などにツツジを植栽してもらっているが、土壌の状態が良くないようで、生育が悪い。土壌を改良等してもらえないかとの問いに、執行部より、植栽剪定業務委託の中で委託業者と打ち合わせを行いながら対応を協議していきますとありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、役務費の通知代のところで、戸建て木造住宅耐震化支援について説明されたが、具体的にはどのようなことかとの問いに、執行部より、一戸建て木造住宅の耐震化を推進する事業で、耐震性がない可能性がある住宅にお知らせを送り、耐震化を進め所有者に補助を行うものであります。昭和56年5月31日以降の古い耐震基準で建てられた住宅、または熊本地震により被害を受けた住宅を対象に啓発を行っていきますとありました。

委員より、その対象は分かっているのかとの問いに、執行部より、町のほうで資料は持っておりますと答弁がありました。

また、委員より、社会資本整備総合交付金の補助金は、地域や県によって配分が違ったりするのか、また防災面での計画を必要としているのかとの問いに、執行部より、全国的な事業で県内の地域の補助率は一緒になっております。

社会資本整備計画の都市再生整備事業においては、今後、事業を進めていく上で立地適正化計画の策定が必須となります。その立地適正化計画で、住居誘導地域や地域防災施設等を位置づけて整備する場合は、補助率の嵩上げがありますとありました。

土木部下水道課におきましては、さしたる意見はありませんでした。

議案第23号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、令和3年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計についてであります。

さしたる意見はありませんでした。

議案第25号は、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号、令和3年度大津町工業用水道事業会計についてであります。

ここにつきましても、さしたる意見はありませんでした。

議案第28号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、令和3年度大津町公共下水道事業会計についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、令和2年度末の予定損益計算書では赤字ということかとの問いに、執行部より、はい、そうでありますと答弁がありました。

また、委員より、大津町浄化センターの現施設で不具合を心配する設備はあるのかとの問いに、執行部より、大津町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき更新しておりますが、老朽化等による更新予定の設備として、浄化センターで排出される汚泥を脱水やガス化により、減量化を行うための汚泥脱水設備及びガスホルダーがありますと答弁がありました。

委員より、使用料の改定について、今後の計画など詳しく聞きたいとの問いに、執行部より、令和2年から令和11年の10年間を計画期間とし、環境の整備は大林、瀬田地区及び室新築などの未普及対策を行っていきます。また、人口増加に伴う処理場の水処理施設の増設や、汚泥処理施設や電気設備などの耐震対策も併せた改築更新を行うこととしております。令和6年に15%増の使用料、さらに令和10年に再度、15%増の改定を行うことにより、使用料の収入で資本的経費を除いた維持管理費や減価償却費などを賄って、収支の均衡は図られる計画を策定しましたとあります。

委員より、熊本地震で被災した施設はあるのかとの問いに、執行部より、浄化センター内で汚水を最初に受け入れ、汚泥を沈殿させる設備である最初沈殿池の汚泥かき混ぜ器が被災しましたが、災害復旧工事により復旧しましたと答弁がありました。

討論はありませんでした。

議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計予算についてであります。

土木部下水道課におきましては、委員より、農業集落排水事業及び公共下水道事業ともに、PFIなどの活用による全面委託はできないのかとの問いに、執行部より、上水道事業においては取り組みを行っているものも全国的にはあるかと思えます。下水道事業におきましては、公共下水道では包括的民間委託により管理を受託者へ任せている状況であり、民間の力で可能な限り安価に運営管理を行ってもらうことを目的とし、委託しております。その中で心配していることが、その管理を適正に確認することができるかが重要であり、今後の検査方法の確立などを課題として取り組んで行っていく必要があるかと思えますと答弁がありました。

また、委員より、施設の統廃合について、今後の計画などを詳しく聞きたいとの問いに、執行部より、農業集落排水では、矢護川、錦野、杉水の3地区に浄化センターがあり、矢護川浄化センタ

一は杉水浄化センターへと統廃合し、錦野浄化センターは公共下水道へ編入し廃止することで、将来の維持管理費を削減する計画となっております。廃止する2地区の浄化センターは、処理施設から汚水の中継ポンプ場へと役割を変えることで、今後訪れる建屋や多くの機械の大規模改修に係る多額の費用がマンホールポンプや環境の新設事業に変わること、改修及び維持管理費が大きく軽減されるものでありますと答弁がありました。

また、委員より、統廃合することで、維持管理費はどれくらい下がるのかとの問いに、執行部より、公共下水道の浄化センターと中継ポンプ場の維持管理費で比較しますと、中継ポンプ場は3分の1の費用となっておりますので、農業集落排水においても同様の比率で維持管理費が削減できると考えられますと答弁がありました。

意見といたしまして、計画に対し、理解を得るためには、これらを整理し、数字が出せるように準備をしておいてくださいとありました。

議案第30号は、討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、その他の所管事項といたしまして、肥後大津観光協会の運営状況報告について、経済部商業観光課よりの報告並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおりであります。

報告をいただいた後に、質疑を行いました。

委員からの質疑におきましては、観光協会は町全体の活性化のための土台となるものをつくろうとするものなので、町から人件費など、収支に見合った何らかの事業を委託し、基礎的な収入にする必要があるのではないかと。また、観光協会はイベント屋ではなく、そこに携わっていく会員の皆さんが盛り上げながら、観光協会があるというのが本来の形ではないかととの問いに、執行部より、観光協会が法人化するにあたりまして、本来、何をすべきなのか、何を目指すべきなのか、しっかり考えていただきながら協議を重ねています。商工会や阿蘇の観光大津をつくる会など、いろんな団体がありますので、役割分担をしながら町全体を盛り上げられるような一翼を担える組織にできればと思います。人件費については、立ち上げ当初は事務局長の費用もありましたが、自主財源を生むために前任の事務局長も地域おこし協力隊の財源を使い、少しでも人件費をカットしようとした経緯から、現在、人件費がほとんどない状態です。ご指摘いただいた内容も踏まえ、肉付け予算で検討させていただきたいと思っておりますと答弁がありました。

また、意見といたしまして、事業もばらばらでまとまりがない。教育関連なのか、観光に合わせたものなのか分からない。イベントの仕分が必要で、町の祭りに関しても昔からの慣例でそれぞれの団体が行っているが、考え直す時期に来ていると思うとありました。

また、委員より、いろんな団体があり、かなりの補助金が出ている。今からでも組織の再編を行うべきではないかととの問いに、執行部より、スポーツ文化コミッションという組織があり、そこに各種団体、ぶら下がっている状況であります。その中で少しずつまとめていきたいと思っておりますと答弁がありました。

また、委員より、各種団体の長を集めて話し合いの場を設けてはどうかとの問いに、執行部より、商工会、阿蘇の観光大津をつくる会、クラブおおづ、観光協会の観光4団体を集めて、何回か話し合いを行ってきたのですが、それぞれの団体の歴史などもあり、うまくいかなかった状況でありますと答弁がありました。

また、委員より、観光協会がある以上は、事務局長の費用は要るのではないかと問いに、執行部より、町として町のPRや観光PRをお願いするという側面と、観光協会は会員のメリットに関することをしなければならないというところから、うまく機能していかない状況でしたので、令和3年度は委託事業の中身を明確化して、町が委託した事業は町全体で取り組んでいただき、会員のメリットになるものは会費などで行ってもらうように業務をしっかりと分けていきたいと思っておりますとありました。

以上で、委員長報告は終わります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） おはようございます。

ただいまから、令和3年3月9日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号関連、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号関連、議案第24号、議案第26号、議案第27号、請願第1号の15件であります。

当委員会は、審議に先立って、3月10日の午前中に関係する5カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階大会議室において、執行部より説明を認めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきましてご報告申し上げます。

まず、議案第11号関連、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

住民福祉部健康保険課におきましては、委員より、条例の改正内容は国の法律が改正されたことで、それに合わせるもので、特に内容が変わることではないのかとの問いに、執行部より、内容については変更はありませんとの答弁がありました。

議案第11号関連につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で減分のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第15号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてを一括して審議しました。

委員より、以前、環境美化センターの説明では、大津北中学校の近くなどで埋立完了後は公園化等の話があった。完了後のビジョンを示してほしいとの問いに、執行部より、以前の杉水処分場も

埋立完了後に災害ごみの一時仮置場等で利用しています。環境美化センターについても埋立完了後は処置をした後で町へ移譲されることになると思いますが、その利活用については十分な検討が必要だと思いますとの答弁がありました。

議案第14号及び議案第15号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第19号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを一括して審議しました。

委員より、人員基準の緩和がいくつかあるが、緩和されることによる不安要素はないのかとの問いに、安全対策を取っていただくことが職員の過剰な負担にならないよう配慮してやっていただくものと考えていますとの答弁がありました。

委員より、例えばこれまで1日に4人必要だった職員が3人で済むようになった場合、事故が起こるなどの心配はないのかとの問いに、執行部より、緩和できる点は緩和していますが、必要な人員などについては緩和しておりませんとの答弁がありました。

委員より、介護人材の不足と高齢者の増加により、基準に緩和がされていると思うが、定員基準の緩和で町が認めた場合とあるが、町はどのような基準で認めるのかとの問いに、安全確認等を行いながら判断することになると思いますとの答弁がありました。

委員より、グループホームの業務効率化では安全対策を取っていることを要件にとあるが、どのような対策を取ったら緩和できるのかとの問いに、執行部より、施設と話し合いながら考えていくこととなりますが、例えばAIを使った見守り支援の介護ロボット等を導入して、職員が減った分を介護ロボット等で補える体制を取るといったところなどが一つのポイントになるかと思えますとの答弁がありました。

議案第16号から議案第19号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、大津町の高齢化率は低いのに、どうして保険料は高いのかとの問いに、執行部より、介護保険料は3年間で使うと見込んでいる介護サービスに充てるために設定します。高齢者の中でも前期高齢者が多い市町村だと介護サービスの利用が少ないですが、後期高齢者が多いと介護サービスを使う量が増えますので、その分、保険料は高くなります。大津町では、高齢化率は低いですが、前期高齢者と後期高齢者の割合が同程度で、今後は後期高齢者の割合が高くなると見込んでいます。今回は保険料を下げますが、次期計画では第7期と同水準の基準額程度に戻るものと推計していますとの答弁がありました。

議案第20号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

政令指定都市と中核市まで、研修が実施できるようになったのは何か理由があるのかとの問いに、執行部より、研修機会を増やすため、政令指定都市と中核市まで拡大されましたとの答弁がありました。

議案第21号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、火曜日を開放したときに安全面を考えるが、事務所は開いているのかとの問いに、執行部より、昼間は職員が、夜間はシルバー人材センターに管理委託する予定ですとの答弁がありました。

意見として、芝の管理は本当によくできている。民間に委託すると、どうしても不安になる。民間が管理しても職員が関わっていただきたいとありました。

議案第22号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号関連、令和3年度大津町一般会計予算についてであります。

住民福祉部福祉課におきましては、委員より、熊本市の障がい福祉のしおりには、障がい種別によって受けられるサービスの早見表がある。大津町ではどうなっているのかとの問いに、執行部より、大津町では障がい福祉ガイドブックを作成して、障がいの種別に応じて受けられるサービスを分かりやすくしたものがあります。町ホームページへの掲載のほか、必要な人に配布していますとの答弁がありました。

委員より、巡回支援専門員整備事業について、事業の効果はどうなっているのかとの問いに、執行部より、学校や保育所等から希望があった専門員が巡回し、児童の状況を確認しています。そして、先生に対し、児童との関わり方のアドバイスなど、フィードバックを行って活用してもらっています。との答弁がありました。

意見として、巡回支援の実施により、発達障がいなどの支援につながって適切に療育が受けられるように取り組んでほしいとありました。

委員より、児童手当について、国が所得制限をかける方向性が出ている。所得制限により児童手当が出なくなる対象者はどのくらいなのかとの問いに、執行部より、児童手当は一定以上の所得になると手当額が減額される特例給付があります。この特例給付の対象者が今後、児童手当を受給できなくなる可能性があります。特例給付の対象者は、保護者数、約150人、児童数、約280人となっていますとの答弁がありました。

委員より、地域づくり推進事業の委託実績はどうなっているのかとの問いに、執行部より、社会福祉協議会に委託して実施しており、住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを行うものです。まず、小地域福祉活動地区の推進について、新型コロナウイルス

ルスの影響で地域の集まりができない中、区長を戸別訪問し、地域福祉の取り組みに関する案内を行い、来年度以降、取り組みを考えられる地域が約15地域出てきました。

次に、県南の豪雨災害において、町内のボランティア参加者を増やす目的に、保険料助成を実施しました。

次に、新型コロナウイルスの中、年末の生活を支えるために、フードパントリーにより食料の配布を実施しました。

次に、福祉まつりが中止になったものの、福祉に関わる人たちの気持ちを伝えるために、カレンダー作りを行い配布しました。

ほかにも様々な事業を取り組んでいますとの答弁がありました。

続きまして、住民福祉部環境保全課におきましては、委員より、大津町のごみ袋はバイオマス製のものではないのかとの問いに、執行部より、バイオマス製の袋は製造コストがかさみますので、現状では作っておりませんとの答弁がありました。

委員より、高齢者のごみの個別収集の件は導入したほうがいいと思うが、今回予算が上がっていない。熊本市とかはやっているが、どうなっているのかとの問いに、執行部より、個別収集については昨年からの介護保険の係と協議を進めています。要望としては、10件程度の案件が上がっており、シルバー人材のワンコインサービス等の利用等を検討していますとの答弁がありました。

意見として、町は環境関係の新しい事業など、積極的に取り組んでほしいとありました。

続きまして、住民福祉部住民課におきましては、委員より、住宅使用料の徴収率が83.4%と、前回よりアップしており、努力していることが分かる。未納者は何人いて、督促は何回ぐらい出しているのか。駐車場も支払っていないケースもあるのではないかと問いに、執行部より、滞納されている方で年金支給月にまとめて2カ月分支払う人も多い状況で、督促は毎月200件前後を発送しています。常習的な滞納者については、督促状、催告状、連帯保証人通知を発送し、それでも支払い、また相談等がない場合は、管轄の簡易裁判所に支払督促の申立てを行っておりますとの答弁がありました。

委員より、あけぼの団地の空き家の状況はどうなっているかとの問いに、執行部より、あけぼの団地は90部屋空いており、4階、5階の高層階は修繕を行っても入居希望が少ないのが現状です。今後は、入居者審査会で単身世帯の方の入居を認めていただけるよう図りたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、家賃だけ支払い、実際は住んでいないケースは何件ぐらいあるかとの問いに、執行部より、立石団地に3件、西嶽団地に2件、北出口団地に3件あります。年に1回の収入報告書提出の際に、該当する入居者の方については、状況の聴取を行っておりますとの答弁がありました。

委員より、大津町のマイナンバーカードの交付状況はどうか、また交付件数が増えることでマイナンバーカード管理システム導入委託料等が上がるのかとの問いに、執行部より、大津町の交付率は2月末で22%となっています。国が改めて申請書を発送したことにより、申請件数が非常に増えています。2月に約1千件、1月に500件から600件の申請があっており、今後も一段と増

える可能性があります。マイナンバーカード管理システム導入委託料について、交付数の増加により価格が上がることはありませんが、コンビニ交付の手数料については1件当たり117円を支払うため、今後上がっていくと思われまますとの答弁がありました。

続きまして、住民福祉部介護保険課におきましては、委員より、金婚表彰事業は写真撮影ができるチケットを渡すということかとの問いに、執行部より、令和2年度から開始した委託事業で、町内の2つの写真スタジオに記念撮影を委託しており、対象者にチケットをお渡しするものですとの答弁がありました。

委員より、シルバー人材センター育成事業で、10年前ぐらいは登録者が少なかったが、現在はたくさんの方が登録しており、仕事が少ないと聞いている。町としては、どのようにして仕事を増やしていこうと考えているのかとの問いに、執行部より、登録車が年々増えており、3月では登録者が約300人、受注件数も1千件を超えている状況です。町としては、まごころ生活支援事業のワンコインサービスなどを活用して増やしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、まごころ生活支援事業のように、個人がシルバー人材センターに頼むようなサービスの充実が福祉的にも求められていると思う。そのようなニーズにシルバー人材センターがどのような役目を果たしていくのかという点も含めて、もっとPR活動をしてほしいとありました。

委員より、外出支援サービス事業で、身体状況において運転が不可能な高齢者とあるが、身体状況の基準はどういったものか。例えば、乗合タクシーが回っていない町中心部の方で、バス停まで歩行が困難な方は対象になるのかとの問いに、執行部より、バスなどの公共交通機関の利用ができない場合や、認知症などで乗合タクシーの予約ができない、また車いすを使用しているため福祉タクシーを利用する場合などを対象としています。申請に基づき、職員がご本人宅へ訪問し、身体状況などを確認した上で決定しておりますので、長距離歩行が難しいようであれば対象となる可能性がありますとの答弁がありました。

委員より、新規事業、高齢者の保健事業と介護予報の一体的実施事業について少し詳しく事業内容等も含めて説明をお願いしたいとの問いに、執行部より、個々の高齢者の生活習慣病のリスクや、生活機能の低下等に応じて、医療と介護に関しての連携を行い、対象者への包括的な支援をすることを目標にした事業で、例えば健康保険課などと連携し、レセプトなどでの情報を抽出し把握した上で、保健師や管理栄養士などの訪問や通いの場など、集団の場への栄養指導を行ったりする予定ですとの答弁がありました。

委員より、老人保護措置委託はどのような状況かとの問いに、執行部より、町内の養護老人ホーム光進園に23人、菊池市のふじのわ荘とこすもす荘にそれぞれ1人ずつ、計25人について保護措置委託をしていますとの答弁がありました。

続きまして、住民福祉部健康保険課におきましては、委員より、虫歯予防対策事業補助金の件で、以前、虫歯予防対策のフッ化物洗口事業について、町内幼稚園・保育園で事業を行わない園が1、2園あるということだった。昨年、フッ化物洗口を行っている園と、行っていない園の虫歯になる確率などのデータの分析を行ったほうがよいという話が出たと思う。その後、結果はどうだったの

か、フッ化物洗口の効果があるのかを比較できるのではないかと問いに、執行部より、園の方針や人員不足でフッ化物洗口を行っていない園があるほか、今年は特に新型コロナの影響もあって、実施していない園や小中学校もあります。そういった事情もあり、現在はまだ検証を行うことができない状況ですが、今後、効果の検証ができるかどうかも含めて検討したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、子ども医療費助成制度に関して、過剰受診がコロナ禍により抑制された面もある。不必要に医療機関を受診することで感染するリスクもあることなどを保護者も感じられたと思うが、今後も啓発を続けていかなければならない。過剰受診の抑制が今後も継続されたらと思うが、町にも医療機関を受診する前に、不安を相談できるコールセンターのようなものがあるのかとの問いに、執行部より、医療機関の受診が必要なのかという相談については、子ども医療電話相談#8000を紹介していますとの答弁がありました。

委員より、風疹予防接種について、一定年齢以上の男性に接種を受けるよう通知を出していると思うが、接種率はどれくらいかとの問いに、執行部より、公的な予防接種を受ける機会がなかった年代の男性が風疹にかかることが多いということもあり、令和元年度から定期接種となりました。抗体検査を受けて、数値が低かった方が予防接種を受けるという制度です。本年度は2年目になりますが、対象者で抗体検査の接種率は1月末現在で26.7%となっています。このうち3割の方は抗体が低いと判定され、うち約87%が予防接種を終了している状況ですとの答弁がありました。

続きまして、教育部学校教育課におきましては、委員より、スクールカウンセラー配置事業について、年間96日の4時間とあるが、子どもたちは登校日は1年間で200日ぐらいになる。不登校の子どもたちがいる中でこの日数で足りるのかとの問いに、執行部より、スクールカウンセラーの資格要件は臨床心理士になります。令和2年度については募集をかけていましたが、応募がなく、年度途中からの雇用となっています。対応ができていないかとのことですが、県のスクールカウンセラーは申請を行っても派遣に少々時間を要することがありますから、町のスクールカウンセラーは速やかに対応ができていない状況です。今後、急な依頼件数の増加などがあれば、補正予算などで弾力的に対応していきますとの答弁がありました。

委員より、大津町は学習支援員が他の自治体よりも多く助かっているという意見や、もう少し増やしてもらいたいとの意見もあるが、子どもたちが増加していく中で、このままでもいいと考えているか、また看護師についても2名の配置で問題はないかとの問いに、執行部より、令和2年度に学校生活支援員と特別支援補助員を統合して弾力的に対応できるよう学習支援員としました。看護師については、大津小と大津北中に医療的ケアが必要な児童生徒がいますので、配置を計画していましたが、コロナ禍による看護師不足により、大津小には配置ができていない状況です。次年度に修学旅行がありますので、引き続き看護師の募集を行っているところです。看護師については、2名の対応で問題ないと考えていますとの答弁がありました。

委員より、学校施設の維持管理費として、学校施設管理業務委託や学校施設屋上点検及び清掃業務委託があるが、どのような内容で、何名で作業しているのかとの問いに、執行部より、学校施設

管理業務委託では学校敷地内の草刈りなどをシルバー人材センターに委託して、2名から4名程度で、各学校を巡回作業をしています。また、学校施設屋上点検及び清掃業務委託につきましては、年に1回、屋上の点検・清掃を実施し、排水溝に堆積している落ち葉や泥などの除去作業を行っていますとの答弁がありました。

委員より、英検受験料補助について、何名が補助を受けているのかとの問いに、執行部より、令和元年度の実績は、5級18名、4級18名、3級27名、準2級11名、2級1名となっています。受験しているが補助金の申請を行っていない方もいらっしゃるのでは、てこ入れを図っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、教育支援センターについて、相談件数も多く、活用されているが、大津中と大津北中につくる方向はないのかとの問いに、執行部より、今後の利用者の様子を見て検討したいと思えます。傾向として、大津中の生徒が通いやすい状況にあります。大津中の空き教室の検討も行いましたが、今年度は何とか子どもたちを受け入れることができました。今後の子どもの数によっては検討の必要があると考えていますとの答弁がありました。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時より再開します。換気等をよろしくお願ひします。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） それでは、引き続きまして、教育部学校教育課関連につきまして、委員より、適応指導教室児童生徒支援事業業務委託について、英語と数学を中心に外部講師の学習支援を実施するとあるが、英語と数学を選んだ根拠はどの問いに、執行部より、センター利用者が教室に戻る際に、生徒が学習の遅れを実感すると教室に戻ることができないので、遅れを感じやすい数学と英語を中心に行っているところですのでとの答弁がありました。

委員より、水泳教室委託は外部の水泳講師を呼ぶのかとの問いに、執行部より、クラブおおづに委託して水泳教室を行うものです。以前は、保護者会で運営していましたが、熊本市において水難事故等があり、有資格者を監視員で配置することとなりましたので、各学校に指導を行うよう委託を行っていたものです。昨今、夏は水温が高くなるなどの問題もあり、現在はコロナ禍でもありますので、開催には調整が必要かと思えますとの答弁がありました。

委員より、町内学校情報通信等業務委託の内容はどういうものかとの問いに、執行部より、ICT支援をNPO法人に委託をしています。各学校を定期的に訪問し、主にICTを活用した授業支援や教職員からのICT関連の相談業務などを行っていますとの答弁がありました。

続きまして、教育部学校教育課、給食センターにおきましては、委員より、工事請負費で冷媒機ユニット交換、備品購入費で古くなった台車の更新の予算が計上してある。施設は平成2年の建築

であり、古くなっているものも多いと思う。異物混入につながるなどがあることはならないため、更新したほうが良い備品や設備については、計画的な予算の確保はできているのかとの問いに、執行部より、概算として年当たり1千万円の見込額の計上を行っております。一度に一括して更新することは難しいので、調理職員と現状を把握しながら、費用が集中しないように必要な備品等の更新を行っているところですのでとの答弁がありました。

委員より、今後、給食センター職員にコロナウイルスに感染した職員が出た場合、給食が止まる可能性があるのか、どういう対応を行ったのかとの問いに、執行部より、職員に感染者が出た場合、給食センター内の消毒をしなければなりませんので、給食が止まる可能性はあります。フローチャートを作っておりますが、そのときの状況に応じて保健所等の指示を仰ぎながら、できるだけ早く給食が再開できるように対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、午前中授業のとき、子どもたちが給食無しで帰宅していることはないかとの問いに、執行部より、給食を食べて帰ることを基本としています。ただ、最近、新型コロナウイルス感染症対策として、受験生である中学3年生が給食を食わずに帰ったという例はありますとの答弁がありました。

続きまして、教育部子育て支援課におきましては、委員より、地域子育て支援拠点事業で、例えばコロナ禍で子育て支援センターなど、今までは自由に使えていたものが予約制になった。子育てに対する不安やストレスも増えてきていると思う。今後も予約制でやっていくのかとの問いに、執行部より、コロナ禍でもともと予約制にしておりましたが、熊本県内の感染状況が厳しい中、さらに利用者数の制限をかけていました。今後も状況を見ながら検討していきたいと思っております。また、新型コロナ対策として、相談支援体制強化の補助金を計上しています。支援拠点2カ所にオンラインで相談を受けることができる体制を整備し、相談しやすい体制を確保していきますとの答弁がありました。

意見として、今までは気軽に遊びに行けて、他の保護者と交流ができていた場所だったものが、コロナ禍で仕方ない部分もあると思うが、そういうところで解消されていったものができなくなっていることを心配するとありました。委員より、子育てカフェの利用が伸びないことを心配していた。電話対応に変えていたが、その後どうなのかとの問いに、執行部より、コロナ禍で電話対応に変えて、利用がほとんどない状況でした。その後、年度後半になり、相談が何件かあっています。予約制なので使いづらい面があると思っておりますとの答弁がありました。

委員より、乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業は、実績としてどのくらい利用があつて、効果が出ているのかとの問いに、執行部より、本年度の実績は今のところ1件ですとの答弁がありました。

意見として、来てもらうと助かる人たちはいると思う。せっかくいい事業なので活用してもらいたいと思うとありました。

委員より、保育士就職支援金の効果はどうか、次にどうつなげるのかとの問いに、執行部より、昨年度の実績が12人、うち転入が2人、今年度の実績は15人、うち転入が4人です。保育園からは、この事業があることで就職につながりやすくなっているという意見を聞いていますとの答弁

がありました。

続きまして、教育部子育て支援課、大津幼稚園、陣内幼稚園につきましては、委員より、幼稚園管理費の需用費の中で、外国語活動教材用として9千円上げてあるが少ないのではないか、小学生になるための準備期間でもあるし、教材とか図書とか、ここには書いていないが、時代とともに子どもたちに合う教材は変わっているので、もう少し予算を増やしてもいいのではないか、そこをどう考えているのかとの問いに、執行部より、この金額は講師の方が教材を手作りされる際の材料費に当たりますとの答弁がありました。

続きまして、教育部子育て支援課、大津保育園につきましては、委員より、保育園は長い時間、職員が勤務し、正規職員は14名とのことだが、今のところ保育士は足りているのかとの問いに、執行部より、正規職員は14名、それに会計年度任用職員をあわせて、現在45名体制で不規則勤務等に当たっています。現在、職員数は足りていますとの答弁がありました。

続きまして、教育部生涯学習課につきましては、委員より、歴史文化伝承館の管理運営について、会計年度任用職員が2名いるが、土日は2人の職員はいるのか。会計年度任用職員の印象があまり良くないと思われる。町内のみならず、町外からの利用者も多いため、土日に説明できるような職員を配置できないのかとの問いに、執行部より、歴史文化伝承館につきましては、法務局が空いたので、そこに設置しています。土日の職員対応については、学芸員とシルバー人材職員で対応しているとの答弁がありました。

委員より、土日の利用客が多いにも関わらず、日曜日に説明できる職員がいないというのは、あれだけの施設があるのにもったいないのではないか。また、対応の部分で、あまり良い印象がない。町の顔でもあるため、指導徹底をしてほしいとの問いに、執行部より、対応の印象については、担当としても聞いています。今後、職員が現場に向かい、指導していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

議長より、歴史文化伝承館のもともとの設立の流れは、町内のバランスで上井手、下井手など、文化を交流する拠点として設置してきたため、活用方法を整理し、町内外からのお客様のために、スポーツコミッションなどを含め、いかに施設を使っていくかが大切だと思う。それを含めて、職員の配置などを検討してほしいとの意見がありました。

委員より、学童スポーツクラブ事業及び統合型地域スポーツクラブは、どちらもクラブおおづへの費用なのかとの問いに、どちらもクラブおおづになりますとの答弁がありました。

委員より、運動している状況を見たときに、大人数をボランティアの方が指導していた。中学校の部活動の外部指導者には予算が付いていたと思う。クラブおおづの指導者は完全なボランティアだと思うがどうなのかとの問いに、執行部より、学童スポーツクラブは委託になるので、ボランティアの方はいません。指導者にはクラブおおづから支払われていますとの答弁がありました。

議長より、運動公園の管理について、指定管理を目指すという話だが、スケジュールはどうなっているのかとの問いに、執行部より、運動公園は都市公園になっています。指定管理ということであれば、条例の整備が必要になります。1年から2年かけて直営でいくのか指定管理でいくのかな

ど、方向性を関係団体と協議し進めてまいりますとの答弁がありました。

議長より、費用対効果を考えて、利用者にとっても町にとっても効果のある管理方法をしっかり検討するようとの意見がありました。

続きまして、教育部生涯学習課、公民館については、質疑はありませんでした。

続きまして、教育部生涯学習課、図書館につきましては、質疑はありませんでした。

議案第23号関連につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

執行部から、国民健康保険税の減額理由や保険給付の増額理由など詳細な説明があったことで、委員より質疑はありませんでした。

議員第24号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、令和3年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、保険者機能強化推進交付金等のインセンティブ交付金は、県内順位6位と7位で、ずっと上位で頑張っているが、どのような点が評価されているのかとの問いに、執行部より、県内で1位は天草市ですが、大津町の地域包括支援センターの取り組みを中心に評価されている状況ですとの答弁がありました。

委員より、子育て支援では、ファミリーサポート事業で保護者が手軽な利用料金で気軽に子どもを預けて、息抜きや用事を済ませることができている。介護支援として、在宅で介護をしている家族でも、同じような息抜き支援ができる事業はないだろうかとの問いに、執行部より、子どもに比べて介護度が高い高齢者や認知症を患っている高齢者を第三者に短時間お預かりいただくのは、ハードルが高いかと思われま。そのような息抜き支援等が必要な場合は、ケアマネージャーがあらかじめケアプランにおいて訪問介護や通所介護のサービス利用を計画し、サービス利用中に家族が自由に出かけられるようにします。また、ショートステイなども計画しておくことで、定期的な息抜きや突発的な泊まりがけの用事に備えてもらうということができま。との答弁がありました。

議案第26号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、後期高齢者が現在約3千800人いると思うが、後期高齢者の健康増進事業は現在行っているもの以外、何か考えているかとの問いに、執行部より、新規事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を一般会計に計上しています。後期高齢者医療特別会計では、ふるさと総合健診や人間ドック、鍼灸補助の事業を行っていますとの答弁がありました。

議案第27号につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願につ

いてであります。

紹介議員である三宮議員より、請願の趣旨説明をいただいた後、審議を行いました。

委員より、町としてのこの請願に対する考え方、コロナ対策等を教えてほしいとの問いに、執行部より、一番感染リスクがある給食では現在は前向きに離れて話をせずに食べている状況です。それから、マスク、手洗いを徹底しています。また、教室内の机もできるだけ間隔をとって、授業中は双方向から換気ができる状態にしていますとありました。

また、執行部より、定員が20人になったときに、課題として3点挙げられます。1点目は、20人学級となった場合に、例えば21人となったときに、10人と11人のクラス編成になり、複式学級の規模になるため、支障が出てくると思われます。2点目は、20人学級になった場合に、町内すべての学校で教室が倍必要になります。請願では、教室の確保は国の責任となっていますが、仮に国が全額出したとしても、場所がない状況です。運動場にプレハブを建てるなども出てくると思うので、厳しい状況なのかと思います。3点目は、現在でも教員不足が深刻な問題です。採用試験の緩和や再任用を行うなどをして何とか確保していますが、大津町でも定数がありながら、人が配置されていない未配置の状況がありました。それぐらい学校の先生はなり手がいない状況ですとの答弁がありました。

意見として、ほかに合わせるのではなく、大津町の特色ある学級編成を考えてほしいと思う。そのために20人学級とはいわなくても、早めに30人学級にしていくとかを検討してほしいとありました。

また、別の意見として、国が35人といっているので、30人に減る部分はあると思うが、職員の問題だったり、費用が増大になると思うので難しいと思うとありました。

また、別の意見として、委員会の現地視察で、東小学校に行ったときに16人で授業をしていた。ものすごく手厚く授業ができていたと思う。先生方も目が行き届くのではないかと感じた。請願にも書いてあるとおり、40年振りに小学校を5年間かけて35人学級にしていくので、やはり長い時間がかかっていることを考えると、今、請願を出す意味はあると思う。請願項目に、その後、20人学級を展望して実現すること、正規の教職員を増やしていくことをやってくださいという気持ちが入っているので、すぐにとということではなく、そこを見据えて動いてほしいという意見だとありました。

また、別の意見として、議員必携には、請願の採択にあたっては、法令上の基準はないので、委員会の自主的判断によるが、一般的には実現の可能性があるかが、その判断の基準とされている。実現の可能性とはその緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性のあるものを言い、厳格に解釈しなければならない。したがって、実現の可能性がないものは、不採択とするほかはないとなっている。実現の可能性などを考えるとどうなのかという気はするとありました。

請願第1号につきましては、討論はなく、採決の結果、可否同数だったため、委員長採決で不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、令和3年3月9日に、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号、11号関連、12号、13号、議案第23号関連の5件であります。

当委員会は、審議に先立って、3月10日午前中に、総務課所管事業の3カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ2階ふれあいホールにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第10号、大津町部設置条例の制定についてであります。

委員より、防災交通課を新設することだが、その所管事務の詳細の説明ということで、執行部より、防災交通に特化した部署で、総務部に所属し、現在の総務課地域安全係が課として独立する形で、消防、防災、交通安全啓発を所管する予定ですとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第10号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号関連、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

特に質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第11号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてあります。

委員より、精神保健福祉士の資格を持った方の給料のレベルとして、持っている資格によって給料のレベルが変わってくると思うが、1級・2級として適切であるのかとの質疑に、執行部より、社会人経験者ですので、係長として採用する場合には、採用の段階で3級または4級として位置づけることは十分あり得ます。今回の専門職については、専門職として主事級としての位置づけができていませんでしたので、1級・2級に位置づけをお願いするものです。採用後については、この方に応じた等級に位置づけられることとなりますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、実際に火薬類事務を行う体制は取れるのかとの質疑に、執行部より、県のマニュアルと火薬類保安協会の指導のもと、担当課のほうで対応できますとの答弁でした。

また、火薬取締関係では、様々な事務があり、消防署が行うものや公安委員会が行うものがあります。今回の権限移譲につきましては、受付などの事務になり、事業者の利便性向上や事故等が発生した場合に迅速に対応するため、市町村に移譲されるものです。今回は、その事務の一部を町に移譲するものとなりますとの説明でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第13号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号関連、令和3年度大津町一般会計予算についてであります。

まず、議会事務局関係で、委員より、常任委員会の先進地研修についてに伴う予算についての質疑があり、議長より、2期目から任期2年目には自己研修の予算を計上しており、今回も同様の流れを考えている。新年度には議員報酬や政務活動費などを含めた検討も進めたいと考えていることもあり、例年並みの旅費を計上しているとの説明がありました。

次に、会計課関係で、委員より、キャッシュレス・クレジット収納について、住民からのニーズは高まっているのかとの質疑に、執行部より、問い合わせはありますが、件数としては多くはありません。納付しやすい環境を整備する目的で、税務課を中心とした関係課によるプロジェクトチームのような形で検討に取り組んでいきたいとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、退職手当組合に対する退職手当負担金、これは1億5千709万円に対して、町の貸借対照表では6億円ほど不足しているが、退職金の積み立てはどれくらい充足しているのかとの質疑に、執行部より、貸借対照表について全職員が同時に退職した場合の負担額となっている。退職金の積み立ては毎年、町村ごとに積立額が決められており、充足をしていますとの答弁でした。

委員より、行政区嘱託員の活動中の事故対応について、行政区嘱託員が公務員の位置づけだった頃と違いはあるのか、損害賠償についてはどうかとの質疑に、執行部より、従来、行政区嘱託員が公務災害として認められる対象となる事故と同様の事故に対する補償となっています。また、損害賠償にも対応できますとの答弁でした。

委員より、防犯灯のLED化は進んでいるか。また、費用対効果はどのように現れているのかとの質疑に、執行部より、中部地区については社会資本整備交付金を活用して整備しているが、南部・北部についてはまだLED化が進んでいませんとの答弁でした。

また、執行部より、LED化について、毎年、修繕等での対応が現状となっている。本来であれば、一度に整備してしまいたいところですが、6千万円から7千万円程度費用がかかりますので、実施計画に計上しながら取り組んでいきます。期限につきましては設けていませんが、有利な財源を模索し着手したい。限られた財源の中でどのように整備していくか検討を行い、また費用対効果も含めて検討を行っていききたいと答弁がありました。

委員より、交通安全標識表示の整備について、横断歩道などの白線が消えかかっている場所の補修についての質疑があり、執行部より、新年度予算で通学路を中心に場所を選定し、順次整備を行います。

意見として、必要なところは緊急的にしなければならない。整備にどの程度の費用がかかるか調査をし、不足する場合は補正での対応を含め検討してもらいたいとの意見がありました。

執行部より、町全体において震災以降、道路の白線等が消えかかっているところが多数あり、全体的に現地調査を行い、必要な予算を積み上げたいと思いますとの答弁でした。

委員より、大津小学校から東方面に向かう国道が暗く、防犯灯が必要ではないか。国は設置しないのかとの質疑に、執行部より、大津小学校から東に向かう国道が暗いという情報はいただいていますので、現在、国土交通省と協議をしているところですよとの答弁でした。

次は、委員より、大津町では外国人もかなり増加している。英語を話せる環境づくりを進めるべきではないかとの質疑に、執行部より、姉妹都市であるヘイスティングズ市との中高生交流や、町内在住外国人を巻き込んだ活動など、町国際交流協会と連携しながら進めていきたいとの答弁でした。

次に、委員より、防災無線が聞き取れないときがあると、戸別受信機の配布などはしないのかとの質疑に、執行部より、防災行政無線については最近の家は気密性が高く、聞き取れない場合があり、難聴区域や要支援者及び福祉施設につきましては、戸別受信機を配布しております。家の中にいた場合や、町外にいる場合においても、情報発信する手段として、以前からからもメールの登録を推進しています。今回、新庁舎建設に伴い、防災システムを導入しますが、その中に音声による防災無線の聞き返しシステムやSNS関係で、LINEやホームページへの自動配信ができるシステムを導入しますとの答弁でした。

委員より、県防災設備移設震度情報設備再設置について、復興基金を充てることは適切か。また、そもそも町が負担すべき内容なのかとの質疑に、執行部より、県防災無線や震度情報設備の移設については、協議を行った上で町で行うことになりました。復興基金は、基本的に被災者の支援に直接つながるようなものに充当していますが、地震の影響による施設の整備等にも充当しているケースもありますので、県の担当課と協議を行い、今回の移設については復興基金を充当させていただいていますとの答弁でありました。

意見として、復興基金は被災者の直接支援という原則に従った活用を進めるべきである。財源があるということで、安易に使用することがないように十分気を付けていただきたいとの意見がありました。

委員より、水位予測システムについて、白川は県の管轄となるので、県が設置して町に情報を流すべきではないか。洪水の原因となるのは、上流の阿蘇に降った雨の影響によるものが大きいと考えられるため、県が広域的に取り組むべきではないかとの質疑に、執行部より、白川は県の管理となっており、防災対応として河川の浚渫も毎年行われている。現在は水位情報とインターネットで掲載し、大津町にも水位計が設置してあり、10分間隔で水位が分かるようになっています。ただし、近年の局地的豪雨については予測が難しい状況ですので、今回は町独自で推移予測システムの導入を計画し、今後も県と連携を取り、協議をさせていただきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、振興総合計画については、地方自治法の改正により

自治体の策定義務がなくなっているが、策定にあたり今後どのような方向性をもって進めていくのかとの質疑に、執行部より、振興総合計画については、大津町まちづくり基本条例第14条にある総合計画の定めに基づき策定を行います。策定においては、町長の掲げる101の具体策を踏まえて形作っていきますが、併せて住民懇談会やパブリックコメント策定審議会などの意見を伺いながら、施策の方向を定めていきますとの答弁でした。

委員より、ふるさと寄附業務委託料1億357万1千円の内訳はどうなっているかとの質疑に、執行部より、計算の基礎となる寄附歳入見込み1億7千857万円に対し、3割分となる5千357万1千円が返礼品代、2割分が3千571万4千円が返礼品の送料や事業者への委託料、0.8割分、1千428万6千円がワンストップ特例制度関係の募集外経費となりますとの答弁でありました。

次に、委員より、大津町地域公共交通会議メンバーを見ると、免許返納者や室台地に住む高齢者など、公共交通で一番困っている方の意見が反映されていないように思われるので、反映できるように考えるべきではないかとの質疑に、執行部より、地域公共交通会議では住民の代表としての区長会や福祉団体の代表者に参画いただいて意見をいただいています。委員構成については、ぜひ検討を進めたい。また、住民アンケートの交通に関するご意見も参考にしながら、交通体系の整備検討を進めていきますとの答弁でした。

意見として、高齢者の方は意見を伝える場が少ないと思うので、地区担当職員制度なども活用しながら、意見聴取に努めていただきたい。

次に、委員より、吹田・大津高校線のバス運行委託の利用状況はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、吹田・大津高校線は過去に吹田団地からの路線バス便数減を捕捉するため1便のみを導入したものであり、吹田団地からの通学利用者30～40人の児童が別便を含め2便に乗り分けて利用されていますとの答弁でした。

次に、議長より、行財政改革費の使用料で、今年度、AI会議録システムの予算を計上していたが、令和3年度は導入しないのか。また、実証実験の結果や今後はどのように取り組んでいくのかの質疑に、執行部より、本年度、会議や12月議会で実証実験を行い、どのような課題、問題や効果があるのか検証を行ったところです。その結果、マイクがないとうまく文字起こしができないことや、会議録としての一言一句すべて残す必要がある会議がどのくらいあるのかなど、課題、問題が見えてきました。来年度は議会に導入されるので、引き続き検証をしていきたいとの答弁でした。

次に、総務部庁舎建設推進課関係で、委員より、新庁舎西側の屋外トイレの整備について質疑があり、執行部より、改修工事の設計が終了したので、早急に工事発注を行い、新庁舎開庁にあわせ完成させたいとの答弁でした。

委員より、落成式の開催はいつ予定しているか。その質疑に、執行部より、5月31日が竣工予定なので、6月中に引っ越し等を行い、6月中旬以降か7月上旬に開催したいとの答弁でありました。

次に、総務部財政課関係で、委員より、新地方公会計を導入して3年ほど経過したが、活用の効

果について質疑があり、執行部より、財務書類の活用について、経年での数値の変化や他市町村との比較を行うことにより、大津町の財政状況の把握を行っている。今後は財政担当のみでなく、全職員も活用してもらえよう、来年度から周知を行っていききたいとの答弁でありました。

委員より、新庁舎完成後の包括支援センターや電算室の用途はどのように考えているかの質疑に、執行部より、コロナウイルス対策として新庁舎会議室とは離れたサテライトオフィスなどとしての利用を考えているとの答弁でした。

委員より、財政シミュレーションは6月ぐらいには示せるのか。その質疑に、執行部より、これから夏場にかけて、後期計画の策定が活発になり、その中で各課との事業費の調整を図りながら実施計画も整理していきますので、実施計画との整合のとれた財政シミュレーションについては、秋以降にお示しできればと考えていますとの答弁でした。

意見として、熊本地震からの復興も見えてきたが、それ以外の予算については増加しているように思える。議会としても財政状況については確認していく必要があるので、現状について早急に説明できるようにしてもらいたいとの意見がありました。

委員より、熊本地震創意工夫事業の中に、合併処理浄化槽設置補助金があるが、環境整備等の観点とは別に、この事業を進めているのは理由があるかとの質疑に、執行部より、この事業は通常の合併処理浄化槽設置補助事業に加え、熊本地震からの復旧に関わる時限的な補助事業になりますとの答弁でした。

意見として、人吉球磨地方の豪雨災害でも、浄化槽の設置補助はあったが、撤去費用は対象外となっていたので、より有利な事業となるよう要望したいとの意見がありました。

次に、総務部税務課関係で、委員より、国土調査修正業務委託についての質疑があり、執行部より、真木の圃場整備予定地で地番がない土地が発見され、国土調査の誤りではないかと思われるので、調査測量を行い、新しい地番を付けて登記の申請を行うものですとの答弁でした。

委員より、新型コロナウイルスの影響で、町税は全体的にどうなるのかとの質疑に、執行部より、平成20年のリーマンショック時には町税が約20億円下がり、非常に厳しい状況でした。今の状況を見ると、法人税の大きな落ち込みは見られませんが、リーマンショック時の住民税は数年に渡って10%程度落ちていきますので、コロナウイルスの影響については恐らく2、3年は落ち込むのではないかと思います。当面は3%弱ぐらいの減収を見込んでいますとの答弁でした。

意見として、税収が減ることについては仕方がないと思うが、税の減免があったとしても、負担ができない方もいらっしゃると思うので、しっかりと納税者に対応をお願いしたいとの意見がございました。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、人権啓発福祉センターの網戸取付工事について、100万円以上の予算が付けてあるが、理由は何かとの質疑に、執行部より、昭和55年建設時から、すべてサッシに網戸は取り付けられていませんでした。災害時に避難所となることもあり、またコロナ対策のための換気、通気性を考えての工事です。特殊なサッシ形状に付けられるタイプの網戸の取り付けを予定していますとの答弁でありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第23号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 私は、請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

担当の委員会では、この請願は賛成少数で不採択となったとご報告がありました。その中で、不採択の理由として、請願の願意が妥当であるか、実現の可能性があるかどうかということで、採択の判断すべきだと、これは議員必携に書かれていることではありますが、同じく議員必携では、いわゆる国や県などに対する意見書の取り扱いについて、こう述べております。請願などの内容が広く社会一般の福祉と利益に関連があり、住民の関心が高いものについては、国政事務であろうと、団体事務であろうと、公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため、意見書を議決して関係行政長に提出することができる。もちろん、意見書の議決にあたって、議会は具体的にその町村における公益上の必要性の有無について、自主的に判断しなければならない。つまり、少人数学級は明らかに公益に値するものでありますから、議会として本請願を採択することに何ら問題はないと考えるわけであります。

不採択の理由として、願意の可能性の問題が触れられておりますが、少人数学級を前に進めるには、教室の確保と教職員の増員が当然必要であります。この請願が津町に対するものであれば、確かに実現の可能性は難しい、当然のことです。しかし、今申したとおり、この請願は国に対して少人数学級の前進を進めてほしいという町民の要望を届けるものであるということでもあります。

その上で、それでは少人数学級の前進の可能性、また展望について調べてみました。戦後、義務教育が始まった頃は50人学級でした。私は1953年生まれですが、小学生の頃は45人学級であります。そして、請願書にもあります1980年に現在の40人学級が実現をしたわけですが、まさに2021年、新年度からですね、今回、35人学級になるということは、実に40年振りということで、本当に画期的なことであることは間違いのないと思います。

しかしながら、すでに全国の自治体独自での少人数学級は、自治体独自の施策で進んでおります。小中学校全学年、独自で少人数学級を実施する自治体、いわゆる35人学級は全国で11県ございます。熊本よりも人口が多い群馬、長野、栃木ですかね、こちらでは11県の中で人口が多い県となっております。また、部分的に実施している都道府県では14都道府県がございます。熊本県も

中学校1年生を独自で行うとしております。

それからですね、いわゆる団塊の世代、私も団塊の世代の端くれであります、小学校・中学校の生徒数がどれだけ増減があったかも見ていかなければならないと思います。戦後、こうした児童生徒のピークは1980年、先ほど40人学級が始まった1980年代の小学生の人数は1千190万人でありましたが、現在、昨年ですね、610万人です。1千190万人いた小学生の人数が現在は600万人に減っているということです。それだけ日本全体からすれば、教育にかかる余裕があつて然るべきだと思うわけであります。

また、OECD加盟国の教育予算についてよく報道されますが、2018年のOECD加盟国の平均学級規模が発表されております。現在、2018年時点で大津町の小学校は1クラス30.2人です。大津町や菊陽町みたいにですね、子どもがどんどん増えて教室が足りないというのは、そうそう日本全国にあるわけではありません。ですから、OECDの調査でも、日本全国から平均すると1クラスは現在でも、2018年時点で30人になっているんです。なお、OECD加盟国全体の平均は1クラス21人です。さらに、教育先進国といわれるEUですね。EU加盟国の平均学級規模は19.9人、20人を切っております。以上、本当に残念ではありますけど、日本では少子化が進み、児童生徒の人数はまさに1980年代の約半分に減少しているということです。

一方で、日本のGDPですね、1980年代の当時から比較して大きく前進していることは確かなことだと思います。そういう中で、20人学級を展望するということは、十分可能だと思うわけであります。ちなみに、展望というのは、将来への希望であります。現状の足元だけを見てはなかなか前進はできないと思うわけであります。さらにですね、少人数学級への前進は、国の文部科学省自体が長年実現を目指してきたことであります。しかし、文部科学省が少人数学級を打ち出しても、一方で財務省の壁が立ちだかかってきたというのが多くの識者の言わんとするところであります。つまり、財源を付けないと、だから少人数学級が進んでこなかったということであります。

ですから、この請願による意見書を国に出すということは、この文部科学省の方針を応援する、少人数学級の前進を早める力になると、そう思う立場から、本請願をぜひとも採択をしていただき、国に対して意見書提出をご賛同いただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（桐原則雄君） ただいまの請願第1号について、ほかに討論ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願に反対の立場から討論を行います。

現在の定数に関する法律では、公立の小中学校の1クラス当たりの定員について、小学1年生だけが35人以下で、小学2年生から中学校3年生までは40人以下と定められています。

今回、先月閣議決定をされた、40年振りに行われる定員の引き下げでは、新年度に小学2年生から始まり、令和7年度までの5年間で順次、小学6年生までを35人以下に引き下げることになっています。

また、改正案の附則には、35人学級による教育の効果を検証するとともに、教員免許制度のあ

り方や教員の資質の向上策を検討することが盛り込まれています。文科省によりますと、35人学級の導入に伴い、今後5年間で計、約1万4千人の教員が新たに必要になるとのことです。20人学級にするということは、必要となる教職員や教室の数が圧倒的に増えることになり、職員室を大きくしたり、新たに教室を造ったりと、学校施設のあり方という根本的な問題になります。

そのような課題がある上で、少人数化したからといって、それだけで学校が良くなるわけではありません。いかに優秀な教員を確保するかが35人学級の是非を左右します。国や自治体による処遇改善はもちろん、教員育成や免許制度の抜本的な見直しを急ぐとともに、ICTの活用など業務削減に向けて検討すべき課題は山積みとなっています。

将来の課題である中学校の少人数学級化と、小学校のさらなる少人数学級化は、今回の35人学級の効果を検証した上で、慎重に考えていくべきであり、この請願には反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。

ほかに議案で討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論がほかになしと認めます。

以上で討論を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。

まず、議案第10号、大津町部設置条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 1 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 2 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 3 号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 4 号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 5 号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 6 号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第 1 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 7 号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第23号、令和3年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第23号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和3年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和3年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和3年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和3年度大津町公共下水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。

請願・陳情審査報告書は、議席に配布のとおりです。

請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（桐原則雄君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和2年度・令和3年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 日程第4、令和2年度・令和3年度議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年度・令和3年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第5 発議第1号 大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、発議第1号、「大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号提出者、津田桂伸議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 皆さん、こんにちは。

発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨の説明を行います。

別紙のとおり、地方自治法第112条及び大津町会議規則第14条第3項の規定により提出します。提出者は、議会運営委員会となっております。

提出の理由は、大津町行政組織の見直しによる大津町部設置条例の改正に伴い、大津町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

第2条第1号中、カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次にイ、住民生活部の所管に関する事項を加える。

第2条第2項ア中、「住民福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号ウを削り、同条第3号ア中、「経済部」を「産業振興部」に改め、同号イ中、「土木部」を「都市整備部」に改めるものです。なお、附則でこの条例は令和3年4月1日から施行するをいたしております。

以上で、趣旨説明といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、大津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第6、発議第2号、「大津町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号提出者、津田桂伸議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（津田桂伸君） 発議第2号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨の説明を行います。

別紙のとおり地方自治法第112条及び大津町議会規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者は、議会運営委員会となっております。

提出の理由は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、大津町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。

今回の改正につきまして、第2条では、議員活動と家庭生活との両立支援施策をはじめ、男女の議員が活動しやすく、環境整備の一環として議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前及び産後の欠席問題を規定するものです。

また、89条においては、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

詳細につきましては、お手元に配付のとおりです。

なお、附則は、この規則は公布の日から施行するとしていたしております。

以上で趣旨説明といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑をなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（桐原則雄君） 日程第7、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、議会広報の発行・調査のため、5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託し、令和7年2月まで調査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議会広報の発行・調査のため、5名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して、令和7年2月まで調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、豊瀬和久議員、三宮美香議員、時松智弘議員、田代元気議員、大塚龍一郎議員の5名を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ご連絡します。

委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。

委員会の会議室をご案内申し上げます。集会室をお願いします。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩します。委員の皆様、よろしく願いいたします。

午後1時17分 休憩

△

午後1時21分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議員の名前で、大変申し訳ありませんでした。

大村裕一郎議員の誤りでした。申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

それでは、報告をいたします。

委員会条例第8条第2項の規定によって、議会広報編集特別委員会の委員長に三宮美香議員、副委員長に豊瀬和久議員が互選されました。

これで報告を終わります。

日程第8 同意第2号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第8、同意第2号、「大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹君） 皆様、こんにちは。

本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただきまして誠にありがとうございました。議員の皆様のご指導・ご助言を今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、追加議案集の1ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。

同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現監査委員の松永高春様が令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、この度、議案集記載の今村昭彦様を監査委員として選任いたしたいと思うものでございます。

今村昭彦様は、昭和53年4月に熊本県庁に入庁され、総務部秘書課をはじめ、広報課、人事課、鹿本地域振興局等での勤務、さらには総務省自治大学校への派遣、農林水産部政策官等を歴任されておられます。平成25年3月に熊本県庁をご退職された後は、法人の理事や地元灰塚区の区長としてご活躍され、学識経験ともに豊富であり、監査委員として適任と存じます。

選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い

申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 同意第2号について、質疑いたします。

今、町長から紹介がありましたけれども、もちろんこの方に対しての人格を否定するものではありません。前段でちゃんと申し上げておきます。

ただ、問題としている点は、町長の公約の点と照らし合わせてみました。この方の経歴を見てみました。それと、そのときにあらっと思ったんですね。コラムという欄がありまして、重々ご承知でしょうが、その役場に多様性が求められているということが書いてありまして、町長も副町長も県庁や役場出身の者であるということで、民間の感覚とのずれ、組織の硬直化、変化への対応の遅れという3つ指摘をされておりました。

この方の経歴というのが、県庁出身ということで、まったくの公務員でありますので、県職でありましたので、まったくこの硬直化、民間にはその後には働いてはおられますけれども、まったくこれに当てはまるのではないかなという疑義が生まれた次第であります。

この点について、整合性はとれるのか、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、私の政策集というか、具体策のほうに多様性というのはもちろん記載しております。その上でなんですけれども、この度一つ、監査委員を選ぶ上で一つというか、理由なんですけれども、まず監査委員のその職務を照らしたところ、やはり一定の見識だとか、あるいは内容が分からないと、なかなか細かい監査等が難しいところがあるとは一つ考えております。

その上で、今までは役場のOBの方がやられておりましたけれども、同じ公務員かもしれませんが、今回は役場ではなく、外の方というところで選出をさせていただきました。

もう1点、議選の監査委員さんになりますけれども、佐藤議員がこの度、選出されておまして、民間を長く経験しておりますので、そういった意味で多様性のある視点からの監査というものが可能になるのではないかと私としては考えております。以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

なぜこんな質疑をするのかと申しますれば、私も実は2度、監査委員をしておりました、8年間ですね。県職の方、代表監査委員でおられたれとかしておられました。実際、その中で振り返ってみますれば、やはり今、町長が言われた見識の部分ですね、やはりこの行政のお金の流れというのは、非常に複雑怪奇なものがあります。ですから、民間の方がぼんと来てもわからないと思います。国・県との関係やですね、補助金の特性、いろんなものがありますので、それに対してどういった形で執行するのか、本当に複雑に絡んでおります。

ところが、やっぱりその公務員という立場におられたらですね、いろんな点で結局は監査が監査にならないときがあると思う部分が実は多々あったんですね。これっていうのは、同じ飯を食べた仲間みたいな感じで、保護するところが出てくるんです。ですから、監査で非常に大切なものは、客観的、第三者的な視点なんですね。ですから、例えば議選の監査委員というのはまったく今回、公務員とかかじった人でないですよ。ですから、確かにその視点はあると思います。しかし、代表監査人となったならですね、やはり実はそのところを金田町長は、実は指摘されたではないかなと思う部分であります。ですから、何度も申しますけれども、この方が人格に何か欠如があるとか、そんなことは一切ありません。私もどんどん職員を盛り立ててやるのが一番いい形ですよということを、一般質問でも言いましたよね。ですから、この方が悪いとは言いません。

しかしながら、否定した形を書いてあったんですね、これに。そういうふうにとれます。ですから、だったら、ある意味、チャンスではないかなと思うんですよ。今、変えるときにですね。ですから、そのときに選択肢はもうなかったのかなと思われる。確かに、恐らくこの方を連れてきたら、できると思います。人生経験も深いということで、その後、民間にも行っておられますね。恐らく鋭い質疑があると思います。より良きものになるとは思いますが、町長の公約的なものとはちよつとずれが生じるものじゃないかなということですね。ですから、まったく第三者的な客観的な意見でこなせるかなと思ったときには、若干、疑義が残ると思うんですよ。この点について、いや、そんなことはないよと、ちゃんとそのところのきちんとした認識を持ってですね、されますというふうですね、やはり一言もらわないと、ちよつとずれたままではいけないかなと、そういうふうに思います。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、少し私の表現が悪くて誤解があったようなんですけども、私が民間と述べているのは、一般質問でお答えしたとおり、一つは多様性というものを重視しております。そうした中で、別に公務員の方々のやり方を指定するものではなく、民間の力と公務員の発想と、そこで掛け合いだとか、やり取りすることによって、より良きものにしていこうというところでございます。そういった意味で、その先ほどお話した佐藤議員の件もありますし、このおっしゃったように、行政、複雑怪奇なところもございます。そうした中で、近年のことを言うのもあれですけども、不適切な事務取扱等も少し多かったような現状もあります。

そうした中で、専門的な目で見ただきながら、またもちろん外部的視点で佐藤監査委員だとか、あるいはこの今村昭彦様のほうは民間のほうも経験しておりますので、そういったところでより良い監査をしていただきまして、必要に応じて指摘等もしっかりとしていただきたいと、そのように思っております。以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第2号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第9 同意第3号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第9、同意第3号、「大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 提案いたしました議案につきまして、ご議決いただきまして誠にありがとうございました。

次に、追加議案集の2ページ、説明資料集の2ページをお願いいたします。

同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会委員の吉田光宏様が、令和3年4月13日に任期満了となりますので、再度、議案集掲載の吉田光宏様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

吉田光宏様は、土地家屋調査士として固定資産の評価について学識経験をもたれ、3期9年間、審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、同意第3号につきまして質疑をいたします。

先ほどですね、同意第2号のところでも町の新しい刷新、そういったものを図っていくと、外部が優れた人材、民間登用も含めてですね、そういった方を招くというご意見があったと思います。

先ほど、同意第2号で町長がご説明された内容と、ちょっと照らし合わせて考えてみますれば、同意第3号については、今、町長からも提案理由のご説明がありましたが、過去9年間にわたり、土地家屋調査士として優れた見識をお持ちであるという価値観から、大津町固定資産評価審査委員会の委員について選任をされると。つまりは、これから向こう12年間、同一の人材がそういった固定資産税の評価にあたる外部審査をしますということを今おっしゃられたと認識しております。

大変申し訳ないのですが、公務員の、あるいは行政の仕事を受託していただく事業者さん、これをずっと同じ個人、あるいは同じ事業者が継続をし続けるという形については、これは広く民間の意見をあまねく取り入れるという価値観と、ちょっと違いがあるように感じられるわけでありまして。これからですね、この同意第3号に従い、12年間、この方にそういった形で委員会の委員に就いていただく選考の根拠を町長のほうから教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 時松議員の質疑にお答えいたします。

おっしゃるように、例えば何か計画策定するだとか、そういったときには多様な人材を入れていくことによって、いろんなご意見が生まれると思います。そこでいくと、ちょっとこの固定資産の評価委員の役割なんですけども、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置するとなっております。

そうした中で、一定の学識経験を有する者のうちというふうになっておりまして、相手の不服に対してしっかりとお答えするというので、しっかり専門性をもって、経験をもった方を選任させていただいたところがございます。これは長期間することのデメリットというか、そこは私も担当のほうに確認をしたんですけども、そこらへんは特に感じてない内容だと思っておりますので、このように同意を上げさせていただいたところがございます。以上です。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 重ねて、質疑を申し上げます。

先ほど、今、町長のほうから説明がございましたが、そういった長期間の委員の委嘱について、差支えないというふうにおっしゃられたわけですが、先ほど議案にしておりますと、その土地家屋調査士については、この大津町にもこの方のみならず、たくさんの土地家屋調査士さんがいらっしやいます。また、固定資産税の評価に係る、そういった外部組織、別に町外から招いても別に構わない話なのであります。

私がここで申し上げたいのはですね、長年にわたり、そういった行政に対してご支援をいただい

てくださる、そういった個人に対して感謝を申し上げるのはもちろんであります、しかしたくさんの意見や、あるいは違った形ですね、例えば医療行為であればセカンドオピニオンというような形になると思いますが、違い切り口でそういった業務を評価していただける方を開拓するのも、また行政の仕事だと私は思っております。

再度、ご質疑させていただきますのは、要はこの方以外には、大津町町外も含めて、さまざまな資格でその固定資産税の評価に係る、そういった質疑をされる方はいらっしゃると思うんですけども、そういった方を検討されたという経緯はないのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今回提案させていただいておりますけれども、今、町には3名、委員さんがいらっしゃいまして、1名が司法書士、そして土地家屋調査士、そして税理士ということでお願いをしております。先ほど、町長のほうからもありましたけれども、この評価審査委員会というのは固定資産の課税について不服がある方について審査をするということですので、より内容について知っていただいて、そしてそれを客観的に見て判断するというような質が必要なものですから、今回は土地家屋調査士ということで、当然、4期目になりますけれども、より内容が分かっている方をお願いしたいということで考えたところです。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 同意3号について、質疑いたします。

今やり取りをずっとお聞きしておまして、最後の答弁で、固定資産税を課税するにあって、深い見識と経験が必要であるというふうな答弁がありましたけれども、その答弁ではずっとこの方からもう変えることはできないんですね。ですから、それは答弁になってないと思います。この方が悪いと言ってるわけじゃ、さっきと一緒にですよ、ないんです。ただ、その選任の仕方において、深い見識と経験、この大津町の実情を知っているってなれば、もう変えることはできない、そう思います。一度据えたならば、ずっとその人をずっと持っていかなといかないというふうになってしまいますので、それは採用のやり方が適正だったとは言えないと思います。やっぱりですね、その多くのチャンス、機会を与えて、この方になりましたと。それが適正に運用されるかどうかは、もちろん町側でもチェックしなければならいけれども、そういった形で固定資産税が適正課税であることを、我々はその委員会の意見をもとにきちんと課税していきますというような、この税はですね、根本ですから、曖昧な答弁では、やっぱり到底進めないなと思いますので、先ほどの答弁について問題ありと思いますので、この点について、町長に質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 任期が4期目ということのお話ですけども、より専門性を持ったというところの、今議論をさせていただいておりますけれども、これまでの3回、異議申立てが出ております。24年と26年と27年ということで、やはりそのときもですね、要は地方税法に基づいて課税をしますけれども、その課税内容について疑義があるということで、いろいろとやり取りを委員

さんとさせていただいております。その中で、やはり委員さんの見識としては、いろんな実情も知っていらっしゃる、これまでもいろんな審査会でもですね、いろんな審査もさせていただいておりますので、そういったことも含めて、いろいろ土地家屋調査士、持っていらっしゃる方もいらっしゃいますけども、現時点では総合的判断して、この方をお願いしたいということで提案したところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

総合的な判断だったということですが、実績を踏まえたということで、本来ならば、こういった選任については、もちろんゼロベースで考えるべきだと思います。これにももちろん実績というのは、それぞれにおいて、各委員においてあるわけですから、それを自分たちが知った人だけが実績があるような言い方だったならばですね、じゃあほかのそういった資格を持った方々というのは、資格がもうないということになりはしませんかと言っているんですよ。ですから、あくまでもゼロベースで考えるべきではないですかということです。今の答弁もだったですよ。ずっと実績の中でこの人を見てきたと、そしたら適任じゃないかと思いましたがということでしょう。ということは、ほかにはチャンスはないということです。そう思います。だから、ほかと比べたのですかと、先ほどの質疑でもあったじゃないですか。ですから、この方の人格が云々ではありませんよと、選任の仕方に問題がありますよと、そこですよ。あくまでもゼロベースで並べて、10人のうち、この方に決まりましたというのはなかったんでしょう。あくまでももうこの人ありきで行ったんじゃないですか、今の答弁からすれば。この点について、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 再質疑にお答えします。

いろんな資格を持った方がいらっしゃいますので、当然ゼロベースの中で全体的に判断をして、今回、誰が適当かということでご提案をさせていただきました。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回大津町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後1時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月22日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 時 松 智 弘

大津町議会議員 面 川 秀 貢